

目 次

○1 日 目

1) 会期決定・報告・上程・説明・委員会付託・・・・・・・・・・1 ページ ～ 32 ページ

2) 一般質問

①横川恒夫議員・・・・・・・・・・・・・・・・・・32 ページ ～ 41 ページ

・ 公共施設でオリンピックに使用したジャンプ競技場、クロスカントリー競技場、ウイング21と体育館について

②尾川 耕議員・・・・・・・・・・・・・・・・・・41 ページ ～ 58 ページ

1. 白馬村ゼロカーボンロードマップ

2. 総合計画関連（5次の検証、6次の作り方等、条例等）

③松本喜美人議員・・・・・・・・・・・・・・・・・・58 ページ ～ 68 ページ

・ 民法・不動産登記法の一部改正に伴う、行政並びに行政区運営について

○2 日 目

1) 一般質問

①加藤ソフィー議員・・・・・・・・・・・・・・・・・・71 ページ ～ 80 ページ

・ 子育て支援ルーム建て替えについて

②丸山勇太郎議員・・・・・・・・・・・・・・・・・・80 ページ ～ 94 ページ

・ 子育て支援施設整備と学社融合について

③丸山和之議員・・・・・・・・・・・・・・・・・・94 ページ ～ 105 ページ

・ 住みやすい村づくりについて

④加藤亮輔議員・・・・・・・・・・・・・・・・・・105 ページ ～ 119 ページ

1. 村づくりと予算の中身及び、事業の説明について

2. 公共交通ふれA I 号のテスト運行について

○3日目

1) 一般質問

①切久保達也議員・・・・・・・・・・ 123ページ ～ 133ページ

・立地適正化計画について

②太谷修助議員・・・・・・・・・・ 133ページ ～ 149ページ

1. 黒豆沢災害復旧状況は

2. 「目標地図」を含む「地域計画」について

③増井春美議員・・・・・・・・・・ 149ページ ～ 163ページ

・文化財の保存・活用について

④津滝俊幸議員・・・・・・・・・・ 164ページ ～ 179ページ

1. 高齢者福祉計画について

2. 白馬村の経済動向と村づくりの展望について

○4日目・・・・・・・・・・ 184ページ ～ 196ページ

令和6年第2回白馬村議会定例会議事日程

令和6年6月5日（水）午前10時開会

（第1日目）

1. 開 会 宣 告

日程第 1 諸般の報告

日程第 2 会議録署名議員の指名

日程第 3 会期の決定

会 期 自 令和6年 6月 5日

至 令和6年 6月14日

日程第 4 村長挨拶

日程第 5 報告第 2号 令和5年度白馬村一般会計繰越明許費繰越計算書について

日程第 6 報告第 3号 損害賠償事件に係る損害賠償額の専決処分報告について

日程第 7 承認第 3号 白馬村税条例の一部を改正する条例の専決処分報告について

日程第 8 承認第 4号 白馬村都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分報告
について

日程第 9 承認第 5号 白馬村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分
報告について

日程第10 承認第 6号 令和5年度白馬村一般会計補正予算（第10号）の専決処分
報告について

日程第11 承認第 7号 令和5年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
（第4号）の専決処分報告について

日程第12 承認第 8号 令和5年度白馬村後期高齢者医療特別会計補正予算（第
3号）の専決処分報告について

日程第13 承認第 9号 令和5年度白馬村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1
号）の専決処分報告について

日程第14 承認第10号 令和5年度白馬村水道事業会計補正予算（第5号）の専決処
分報告について

日程第15 承認第11号 令和5年度白馬村下水道事業会計補正予算（第5号）の専決
処分報告について

日程第16 議案第32号 白馬村執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改
正する条例について

日程第17 議案第33号 白馬村税条例の一部を改正する条例について

- 日程第 18 議案第 34 号 白馬村家庭的保育事業等の整備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 19 議案第 35 号 白馬村検診事業実施条例の一部を改正する条例について
- 日程第 20 議案第 36 号 令和 6 年度白馬村一般会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 21 議案第 37 号 令和 6 年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 22 一般質問

令和6年第2回白馬村議会定例会（第1日目）

1. 日 時 令和6年6月5日 午前10時より

2. 場 所 白馬村議会議場

3. 応招議員

第1番	丸 山 和 之	第7番	太 谷 修 助
第2番	増 井 春 美	第8番	津 滝 俊 幸
第3番	横 川 恒 夫	第9番	松 本 喜美人
第4番	切久保 達 也	第10番	加 藤 亮 輔
第5番	加 藤 ソフィー	第11番	丸 山 勇太郎
第6番	尾 川 耕	第12番	太 田 伸 子

4. 欠席議員

なし

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村 長	丸 山 俊 郎	副 村 長	吉 田 久 夫
教 育 長	横 川 秀 明	総 務 課 長	田 中 克 俊
税 務 課 長	太 田 雄 介	健康福祉課長	工 藤 弘 美
会計管理者会計室長	太 田 俊 祉	参事兼建設課長	矢 口 俊 樹
観 光 課 長	鈴 木 広 章	農 政 課 長	田 中 洋 介
上下水道課長	廣 瀬 昭 彦	住 民 課 長	堤 則 昭
参事兼教育課長	横 川 辰 彦	子育て支援課長	内 山 明 子
生涯学習スポーツ課長	松 澤 宏 和	総務課長補佐兼総務係長	長 澤 肇

6. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 下 川 浩 毅

7. 本日の日程

1) 諸般の報告

2) 会議録署名議員の指名

3) 会期の決定

4) 村長挨拶

5) 報告事項

報告第2号及び報告第3号 報告、質疑

6) 承認事項

承認第3号から承認第11号まで（村長提出議案）説明、質疑、討論、採決

7) 議案審議

議案第32号から議案第37号まで(村長提出議案)説明、質疑、委員会付託

8) 一般質問

8. 地方自治法第149条第1項の規定により長より提出された議案は次のとおりである。

1. 報告第 2号 令和5年度白馬村一般会計繰越明許費繰越計算書について
2. 報告第 3号 損害賠償事件に係る損害賠償額の専決処分報告について
3. 承認第 3号 白馬村税条例の一部を改正する条例の専決処分報告について
4. 承認第 4号 白馬村都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分報告について
5. 承認第 5号 白馬村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分報告について
6. 承認第 6号 令和5年度白馬村一般会計補正予算(第10号)の専決処分報告について
7. 承認第 7号 令和5年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第4号)の専決処分報告について
8. 承認第 8号 令和5年度白馬村後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)の専決処分報告について
9. 承認第 9号 令和5年度白馬村農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)の専決処分報告について
10. 承認第10号 令和5年度白馬村水道事業会計補正予算(第5号)の専決処分報告について
11. 承認第11号 令和5年度白馬村下水道事業会計補正予算(第5号)の専決処分報告について
12. 議案第32号 白馬村執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
13. 議案第33号 白馬村税条例の一部を改正する条例について
14. 議案第34号 白馬村家庭的保育事業等の整備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
15. 議案第35号 白馬村検診事業実施条例の一部を改正する条例について
16. 議案第36号 令和6年度白馬村一般会計補正予算(第1号)
17. 議案第37号 令和6年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第1号)

開会 午前10時00分

1. 開会宣告

議長（太田伸子君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。

これより、令和6年第2回白馬村議会定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

2. 議事日程の報告

議長（太田伸子君） 本日の議事日程は、お手元に配付してあります資料のとおりです。

△日程第1 諸般の報告

議長（太田伸子君） 日程第1 諸般の報告をいたします。

監査委員から、令和6年4月分の一般会計、特別会計、水道事業会計、下水道事業会計の例月現金出納検査報告書が提出されております。

また、白馬村長から令和5年度白馬村土地開発公社財政状況及びふるさと白馬村を応援する基金の運用状況について報告がありました。内容につきましては、お手元に配付いたしました資料のとおりですので、これをもって報告に代えさせていただきます。

次に、北アルプス広域連合議会令和6年5月定例会が5月24日に開催されました。内容につきましては、お手元に配付いたしました資料のとおりですので、これをもって報告に代えさせていただきます。

これで諸般の報告を終わります。

次に、本定例会において受理いたしました陳情は、お手元に配付いたしました陳情文書表のとおりですが、この文書表のとおり所管の常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 異議なしと認めます。よって、陳情文書表のとおり所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

△日程第2 会議録署名議員の指名

議長（太田伸子君） 日程第2 会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第119条の規定により、第10番 加藤亮輔議員、第11番 丸山勇太郎議員、第1番 丸山和之議員、以上3名を指名いたします。

△日程第3 会期の決定

議長（太田伸子君） 日程第3 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、別紙令和6年第2回白馬村議会定例会会期日程表のとおり、本日から6月14日までの10日間と決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から6月14日までの10日間と決定いたしました。

△日程第4 村長挨拶

議長（太田伸子君） 日程第4 村長より招集の挨拶を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） おはようございます。令和6年第2回白馬村議会定例会を招集しましたところ、議員全員のご参集を賜り、厚く御礼申し上げます。

今春は、心配された残雪の影響もなく、村内のほ場を見渡してみますと水田には苗が植えられ、北アルプスの山々が苗越しの水面に映し出される光景は、のどかな日本の原風景の一つとして、村民のみならず本村を訪れた方々にも懐かしさと癒しを与える光景ではないかと思っております。

好天に恵まれたゴールデンウィーク後半の5月4日には、5年ぶりの開催となりました塩の道祭りに約1,200人の方々にご参加いただき、晩春の白馬村の自然を満喫いただきました。

また、去る5月25日には、夏山シーズンの幕開けを告げる貞逸祭・白馬連峰開山祭を開催し、今シーズンの盛況と無事故を関係者の皆様と祈念いたしました。ご来賓の皆様並びに登山・トレッキングへの参加者を合わせますと、250人の皆様にご参加を頂き、山菜の天ぷらや山菜汁の振る舞いに大変喜んでいただくことができました。

さて、新型コロナウイルス感染症が感染症法上の5類へと移行してから初めて迎えた冬シーズンの状況について、まず、ご報告させていただきます。

白馬村内5スキー場の利用者数は、104万1,068人で前年比118.3%、感染症の影響が全くなかった2018・2019シーズン比では107.8%となりました。白馬バレーツーリズムの報告によりますと、エリア内10スキー場ではインバウンド客が56万6,000人となり前年比216.8%、コロナ禍前の2018・19シーズン比では154.2%と、その数字が示すとおり感染症の影響を完全に脱したことを確認できたシーズンとなりました。

インバウンド客が回復した一方で、新たな課題も生じています。白馬バレースキー場間で運行していたスキー場連絡バスが非常に混雑している。また、昨年度からの課題として、タクシーや飲食店の予約が難しいといった声が寄せられていることから、ワンストップでナイトデマンドタクシーと飲食店予約が可能なアプリ、「HAKUBA DO」の運用を開始し、これらの課題解決を図ってきましたが、来シーズンに向けては、さらなる対策を講じるよう担当課に指示したところであります。

また、先月末には、2月末に開催された音楽イベントの振り返りの会議を、主催者側参加の下、白馬村交番をはじめ、観光関係の団体の皆様、関係地区の役員の皆様にお集まりいただき開催しました。会議の席上では、私のほうからも気がついた点を幾つか指摘させていただきましたが、イベントの開催に当たっては、適切なタイミングでの情報共有と円滑なコミュニケーションが重要であ

るということが、改めて主催者側にも伝わったものと認識しています。

今後も本村では、観光地として様々な催しが行なわれるものと思います。美しい村と快適な生活環境を守る条例の基本理念であります、他人を思いやり、お互いが快適に安心して過ごせる山岳観光地を目指すことを、村民、ビジターともに共有できるように引き続き努力していかなければなりません。

住民生活と観光との調和を図っていくために、住民や事業者の皆さんの声にも応えながら、来村するお客様に観光客のマナーを理解していただけるような工夫をして、さらなる情報発信をしてまいりたいと考えています。

それでは、各種事業の進捗状況を申し上げます。

最初に、総務課関係ですが、観光振興のための財源確保につきましては、財源確保検討委員会が3月に取りまとめた報告書を受けまして、候補財源について一歩踏み込んだ検討を行なうための部会を設置して議論いただくこととし、先月末に開催された検討委員会で承認を頂きました。

特に宿泊行為に対する課税につきましては、先月21日に開催された第27回県と市町村との協議の場において、長野県知事から導入に向けた具体的な制度設計を進める方針が示されましたことから、他の財源とは切り分けて、県との調整を図りながら制度の詳細を検討していかなければならない状況であると認識しています。

また、登山協力金など宿泊以外の財源候補とされたものにつきましても、様々な可能性を模索してまいりたいと考えています。

なお、部会の設置に伴う条例の一部改正及び補正予算につきましては、後ほど議案の提案説明の中でご説明申し上げます。

次に、自治体DXの取組については、デジタル田園都市国家構想交付金を活用した公式LINEによる施設予約等のサービス開始、住民の異動手続に係る窓口手続の手間の軽減の実現など、「行かない窓口」や「書かない窓口」の構築に向けて、それぞれのシステム契約を順次進めているところです。引き続き、配置したデジタル専門人材を先頭に、庁内DXの取組を定めた白馬村スマートビレッジ推進計画を庁内横断的に進めてまいります。

次に、ゼロカーボン推進の取組については、白馬村ゼロカーボンビジョンを実現するための2030年までのロードマップを先月末に公表しました。今後は、その周知とロードマップに基づき、優先すべき取組の選択とその実践を進めてまいります。

最後に、令和5年度一般会計補正予算（第10号）の専決処分報告の主な内容について若干申し上げます。

歳入歳出ともに1億839万8,000円を減額し、予算総額を69億4,339万円としました。歳入では、前年度に引き続き、財政調整基金を取り崩すことなく決算を迎えることができました。歳出では、年度末の精算に伴う予算措置がほとんどであります。歳入面で税収や交付税等が当

初予算を上回る額となったことから、前年度に引き続き減債基金に8,000万円、義務教育施設整備基金に5,000万円、福祉基金に1,000万円の計1億4,000万円を積み立てることができました。

また、ふるさと白馬村を応援する寄附金に基づく積立金は、企業版も合わせて4億3,600万円余りを積立てることができ、過去最高額となっています。

詳細な決算につきましては、次回定例会において報告させていただきますので、よろしくお願いします。

次に、観光課関係ですが、白馬デマンドタクシーふれA I 号の5月末までの乗車人数は2,291人で、1日平均37.6人となりました。また、これまでの電話予約に加え、アプリでの乗車予約が可能になり、890ダウンロードを数えました。

運行開始以来、利用者の皆様から要望が多かった乗降場所数の増加につきましては、5月1日から玄関前で乗降できるドア・ツー・ドアを9か所、地区からの追加要望を2か所、公共施設等4か所の計15か所を追加しました。

乗車人数が順調に伸びている中で、平日10時から14時の時間帯の乗車希望が非常に多く、乗車希望の全てに応えられていないこと、また、昨年まで運行されていなかった休日の乗車数も30名を超える状況であることから、現在の2台の運行体制では、平日午後と夏季休暇期間中の需要に応えられない可能性が高いことから、7月1日からデマンドタクシー車両を1台追加して3台体制で運行するため、大糸線の利用促進対応予算と併せまして補正予算案を提出させていただきますので、よろしくお願いします。

この白馬デマンドタクシーは、5月末で無料期間を終え、今月1日から有料の本格運行がスタートしておりますが、引き続き皆様にご利用いただく中で、より地域に合った公共交通となるように改善をまいりますので、引き続き皆様にも一緒に育てていただきたいと思います。

次に、健康福祉課関係ですが、今年度新たな計画期間のスタートとして策定しました高齢者福祉計画に基づき、高齢者施策の普及啓発に努めています。シニアガイドブックをリニューアルしたのに加え、ケーブルテレビで「ふくしガイド アット はくば」と称した番組放送を開始しました。番組では、高齢者福祉計画の概要や様々な高齢者福祉サービスについて放映していく予定です。

また、健康増進計画、食育推進計画に基づき、白馬村の健康課題であります心臓病や脳血管疾患の予防に重点的に取り組んでいます。これらの病気を予防するためには、血管を守ることが重要であり、特定健診・後期高齢者健診において心電図や眼底検査を全員に実施することで、血管変化を早期発見するとともに、血管を守るための食を中心とした生活習慣について、広報誌や地域の健康教室、白馬村公式行政ホームページなどを使って普及啓発してまいります。

次に、建設課ですが、黒豆沢土砂災害関係では、4月の臨時会でお認めいただいた宅地内の排土事業につきまして、5月中旬から現場の作業に入っておりまして、地元・みそら野区の皆様のご協

力も頂きながら順調に進んでおり、鋭意工事を進めています。

今後、長野県姫川砂防事務所が施行する恒久対策工事と連携を図りながら工事の進捗を図り、被災された皆様が一日も早く戻るができるように努めてまいります。

次に、農政課関係ですが、昨年来、農業経営基盤強化法の改正に伴う地域計画・目標地図策定に向けた関係者懇談会を定期的に開催しており、5月7日には議会の皆様とも懇談を行ないました。引き続き、今年度末の公表に向け、農業委員会と連携の上、準備を進めてまいります。

また、昨年から実施しています「村民草刈りWeek」春の部を、6月1日から9日に設定していますので、村民の皆様のご協力をお願いいたします。

林務関係では、ナラ枯れ対策として昨年に引き続き、どんぐり地区や岩岳周辺で伐倒駆除を実施するとともに、予防策として地域住民の皆様にもご協力を頂き、薬剤の樹幹注入を進めています。

また、ここ数年、ナラ枯れ材等の木質バイオマス活用のために、村民に原木を配布していますが、今年度の第1回配布を5月17日に実施しました。軽トラ20台分、約7トンのナラ材が村内消費される見込みです。

今後、ナラ枯れ加工品活用も模索し、地元産材の有効活用を図っていきたいと考えています。

土地改良係関係では、黒豆沢土砂災害で停水していた平川かんがい排水を、5月8日に通水することができました。改めて、関係する皆様に感謝を申し上げますとともに、引き続き早期復旧に向けて工事を進めてまいります。

また、災害の影響により耕作が困難な農地については、今議会において農家支援の補正予算を計上していますので、ご審議のほどお願いいたします。

次に、住民課関係ですが、1月から4月の住民基本台帳に係る届出数は2,216件で、前年度の1,518件を約700件上回りました。マンパワーの不足は否めませんが、窓口のフォーメーションの見直し、動線の変更、職員のスキルと意識の向上が功を奏し、窓口の著しい混乱は回避できました。

届出のうち924件は転出で、うち92%は外国人が関係するもので、この割合は冬季間の転入時とほぼ同じです。冬季間に増加した住民の多くが転出した結果、5月の白馬村の人口は8,480人で、前年度同月とほぼ同数となり、冬季とその他の時期との差が一層大きくなっています。

人権擁護の関係では、長年保護司として従事いただいた倉品光之さんが、この5月末をもって任期満了に伴い退任されました。長年のご労苦に心より敬意と感謝を申し上げます。後任は白馬幼稚園で園長を務めていらした中村豊さんが着任してくださいました。多分に漏れず、保護司も成り手不足の課題が発生しています。このような情勢の中、大役を受けてくださった中村さんに感謝とともにご活躍をご記念申し上げます。

環境衛生関係では、令和5年度の白馬村の可燃ごみ量は3,007トンとなり、令和4年度と比

較し189トンの増加となりました。生活系可燃ごみ量は60トン減少したものの、事業系可燃ごみ量が249トン増加したためです。

生活系可燃ごみの減少から、村民の皆様の日々の取組と意識向上の成果が見られる一方で、事業系可燃ごみが顕著に増加していることは、観光回復の一方で新たな課題であると認識しています。そこで、事業者の皆様にご理解とご協力を頂きながら、事業系可燃ごみの減量対策を検討してまいります。

また、延期が続いておりました北アルプス広域連合の白馬リサイクルプラザは、この春に着工されました。地域の3Rの取組拠点として、地域の皆様のご活用を期待しています。

次に、税務課関係ですが、令和5年度の村税収入につきましては、出納整理期間を経て、現在、計数整理をしていますので、9月定例会において決算数値としてご報告させていただくこととし、いずれの税目も前年度収入額を上回る見込みであり、特に入湯税にあっては観光需要の回復を映じて2桁の伸び率になるものと見ています。

昨年11月2日に閣議決定されたデフレ完全脱却のための総合経済対策の措置の一環として、令和6年度税制改正において、令和6年度分の個人住民税の定額減税が実施されることとなりました。令和6年3月30日には定額減税関係を含む地方税法等の一部を改正する法律が公布され、その一部が4月1日から施行されることに伴い、後ほどご説明させていただきますが、白馬村税条例の一部を改正する条例を3月31日付で専決処分しました。

上下水道課関係では、本村における上下水道の将来を見据えた健全経営の基盤構築を図るために、水道料金等の改定について白馬村上下水道事業経営審議会に諮問させていただき、昨年度中に3回、今年度は2回の会議が開催され、間もなく答申が出されるものと聞いています。私としても、前回の改定から40年間据え置かれてきました水道料金の改定については、答申の内容を尊重することとし、必要となる所要の進めを進めてまいりたいと考えています。

工事関係では、白馬駅前無電柱化工事に伴う県道部の上水道布設替工事に着手しています。また、上下水道の加入に関する調査も昨年から増加傾向にあり、新規物件の建築に伴う下水道公共枿の設置工事を既に5か所発注したところであります。

次に、教育委員会子育て支援課関係ですが、本年4月、改正児童福祉法で努力義務とされている、こども家庭センターを子育て支援課内に設置しました。こども家庭センターは、従来の子育て世帯包括支援センターとこども家庭総合支援拠点の両方の機能を維持した上で、母子保健と児童福祉の支援を一体的に行なうものです。

白馬村では、子供に関する施策と子育て支援に関する施策の一元化を図るため、平成29年度に教育委員会に子育て支援課を設置し、保育園や地域子育て支援拠点事業、放課後児童クラブに関する事務のほか、児童福祉や母子福祉、母子保健事業を段階的に教育委員会に移管し、妊娠から18歳までの子育て家庭への相談・支援のワンストップ体制と、切れ目ない支援を提供できる体制

をいち早く先進的に取り組んできた経過があります。

今後も子育て世帯に対する包括的な支援体制の中心として、子供の健やかな成長を支える役割を担ってまいりたいと思います。

生涯学習スポーツ課関係では、3月に固めた図書館等複合施設の整備方針に基づき、4月26日に住民説明会を開催しました。説明会では、現在の子育て支援ルームの西側の農地を新たに取得し、子育て施設を先行して整備し、図書館施設については一旦先送りするとの説明を行ない、昼と夜の2回の説明会に45名のご出席を頂きました。

出席者からは、民間施設の活用や子育て施設建設に伴う工事車両の影響についてなど、多くのご意見を頂きました。

図書館施設の建設時期については、今年度実施する新たな財源確保の取組の効果により将来の方向性が見えてくると、また、先行して整備する子育て支援施設については、ご意見のとおり、安全を確保し工事を進めていくと回答しました。

子育て施設や将来的に予定する図書館整備において頂いたご意見を参考に、住民が希望する形に最も近く充実した施設を整備できるよう実現に向けて進めてまいりますので、ご理解いただければと思います。

最後に、令和6年度白馬村一般会計補正予算（第1号）について若干説明させていただきます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算総額に1億6,120万7,000円を追加して、予算総額を68億6,720万7,000円とするものであります。

補正の内容としましては、観光振興のための財源確保に関するもの、観光庁のオーバーツーリズムの未然防止・抑制による持続可能な観光推進事業補助金の採択によるもの、公共交通に係る予算の組替えによるもの、令和6年度における物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業に係るもの、北アルプス広域連合議会5月定例会で決定した廃棄物処理費等の負担金増額といったものが主な内容でありますので、ご審議のほどよろしくお願いします。

本定例会に提出します案件は、報告2件、承認9件、議案6件であります。

議案等につきましては、担当課長に提案説明をさせますので、慎重なご審議を賜りますようお願い申し上げ、本定例会の開会に当たりましてのご挨拶といたします。

議長（太田伸子君） これより報告事項に入ります。

なお、本定例会の質疑につきましては、会議規則第55条の規定により、1議員1議題につき3回まで、また、会議規則第54条第3項の規定により、自己の意見を述べることができないと定められておりますので申し添えます。

△日程第5 報告第2号 令和5年度白馬村一般会計繰越明許費繰越計算書について

議長（太田伸子君） 日程第5 報告第2号 令和5年度白馬村一般会計繰越明許費繰越計算書についての説明に入ります。

報告を求めます。田中総務課長。

総務課長（田中克俊君） 報告第2号 令和5年度白馬村一般会計繰越明許費繰越計算書について
ご説明申し上げます。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により議会に報告をするものでございます。

令和5年度からの繰越事業は20事業あり、事業費とその財源についてご説明します。

2款2項賦課徴収事業59万1,000円は、国庫支出金59万円、一般財源1,000円です。

2款3項戸籍住民基本台帳事業530万4,000円は、国庫支出金530万3,000円、一般財源1,000円です。

2款7項スノーハープ維持管理事業3,780万6,000円は、地方債3,780万円、一般財源6,000円です。

3款1項黒豆沢土砂災害支援事業450万円は、県支出金225万円、一般財源225万円です。同じく、物価高騰対応重点交付金事業低所得世帯支援分675万円は、国庫支出金345万8,000円、一般財源が329万2,000円であります。同じく、物価高騰対応重点交付金事業給付金定額減税一体支援分2,005万円は、全て国庫支出金であります。

3款2項低所得者子育て世帯給付金事業1,331万3,000円は、全てが国庫支出金です。同じく、子育て支援事業2,750万円は、諸収入としてB&G財団助成金2,500万円、一般財源が250万円です。

4款1項保健予防事業15万円は、全てが国庫支出金です。

4款2項塵芥処理事業2,440万円は、国庫支出金1,250万円、一般財源が1,190万円であります。

5款1項ほ場整備事業88万円は、全てが一般財源であります。

5款2項森林病害虫防除事業949万6,000円は、全てが一般財源です。

5款3項地籍調査事業1,456万4,000円は、県支出金1,092万3,000円、一般財源が364万1,000円です。

7款2項道路維持補修事業1,000万円は、全てが一般財源であります。同じく、村道改良国庫補助事業1,163万9,000円は、国庫支出金589万2,000円、地方債が280万円、一般財源が294万7,000円であります。同じく、道路改良起債事業673万2,000円は、地方債630万円、一般財源43万2,000円であります。

9款4項伝統的建造物群保存事業444万8,000円は、国庫支出金が210万8,000円、県支出金が12万6,000円、地方債190万円、一般財源が31万4,000円であります。

10款1項現年発生農地農業用施設災害復旧事業363万円は、県支出金303万5,000円、地方債50万円、一般財源が9万5,000円です。同じく、現年発生農地農業用施設災害復旧事業3,773万円は、県支出金3,351万8,000円、地方債400万円、一般財源が21万

2,000円であります。

10款2項現年発生公共土木施設災害復旧事業1,988万4,000円は、国庫支出金982万円、地方債790万円、一般財源が216万4,000円です。

説明は以上であります。

議長（太田伸子君） 報告が終わりました。

質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件は報告事項ですので、以上で、日程第5 報告第2号は終了いたしました。

△日程第6 報告第3号 損害賠償事件に係る損害賠償額の専決処分報告について

議長（太田伸子君） 日程第6 報告第3号 損害賠償事件に係る損害賠償額の専決処分報告についての報告に入ります。

報告を求めます。矢口参事兼建設課長。

参事兼建設課長（矢口俊樹君） 報告第3号 損害賠償事件に係る損害賠償額の専決処分報告につきましてご説明いたします。

村道上の事故に係る損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものであります。

最終ページを御覧ください。

専決第11号の内容ですが、令和6年3月24日午前5時頃、白馬村大字北城3322番1地先の村道0212号線上において、損害賠償請求者が所有する車両が走行中、アスファルトの欠損箇所においてタイヤを損傷させたものであります。

村は、賠償請求者に対し、車両の修理代金の10割に相当する1万8,800円を賠償したものであります。

説明は以上であります。

議長（太田伸子君） 報告が終わりました。

質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件は報告事項ですので、以上で、日程第6 報告第3号は終了いたしました。

以上をもちまして、報告事項は終了いたしました。

これより承認案件の審議に入ります。

お諮りいたします。日程第7 承認第3号から日程第15 承認第11号までは承認案件でありますので、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することといたしたいと思ひ

ますが、これについて採決いたします。この採決は挙手によって行ないます。日程第7 承認第3号から日程第15 承認第11号までは、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することに賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

議長（太田伸子君） 挙手全員です。よって、承認第3号から承認第11号まで委員会付託を省略する件は可決されました。したがって、委員会付託を省略し、質疑、討論、採決をすることにいたしました。

△日程第7 承認第3号 白馬村税条例の一部を改正する条例の専決処分報告について

議長（太田伸子君） 日程第7 承認第3号 白馬村税条例の一部を改正する条例の専決処分報告についてを議題といたします。

説明を求めます。太田税務課長。

税務課長（太田雄介君） 承認第3号 白馬村税条例の一部を改正する条例の専決処分報告につきましてご説明いたします。

地方税法等の一部を改正する法律が本年3月30日に公布され、4月1日から施行されることに伴い、白馬村税条例を改正する必要性が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年3月31日に専決処分しましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものとなります。

10枚目以降の新旧対照表を用いて主な改正内容を説明してまいります。

なお、字句の改正に関する説明は省略させていただきます。

1ページの第51条と第71条、2ページの第139条の3は、職権による減免を可能とする規定を追加するものです。村民税、固定資産税、特別土地保有税の減免について、減免事由に該当することが明らかであり、かつ減免が必要であると村長が認める場合は、職権による減免を可能とする規定をそれぞれ第2項にただし書として追加するものです。

2ページ中段以降は、附則の改正になります。

附則第7条の5から11ページの附則第8条、少し飛びまして、20ページの附則第16条の3から22ページの附則第19条の10まで、こちらは定額減税に係る規定の整備になります。

2ページに戻っていただきます。

附則第7条の5は、前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者の令和6年度分の個人住民税所得割額から、納税者及び配偶者を含めた扶養家族1人につき1万円を減税することを規定するものです。

3ページから5ページ中段までの附則第7条の6、こちらは納税通知書に関する特例を規定するものです。普通徴収の場合は定額減税前の年税額を基に算出した第1期分の税額から控除し、第1期分から控除しきれない場合は、第2期分以降の税額から順次控除することとし、これに応じた

各納期の納付額を納税通知書に記載することを規定しています。

次に、5ページから11ページ上段までの附則第7条の7になります。こちらは公的年金等に係る所得に係る個人の村民税に関する特例を規定するものになります。特別税額控除前の年税額を基に算出した令和6年10月分の特別徴収税額から控除し、控除しきれない場合は、令和6年12月分以降の特別徴収税額から順次控除することを規定しています。

附則第7条の8は、令和7年度分の個人の村民税の特別税額控除に関する規定で、令和5年の合計所得金額が1,000万円を超える個人の村民税の納税義務者の配偶者分の特別控除額を令和7年度分の所得割の額から控除することを規定しています。

附則第8条、そして少し飛んで、20ページの附則第16条の3から22ページの附則第19条の10まで、こちらの説明いたします。こちらは特別税額控除額の算定に用いる所得割の額について、当該規定の適用後のものとなるよう読み替える規定を追加するものです。

11ページの附則第8条は、肉用牛の売却による事業所得に係る村民税の課税の特例、20ページの附則第16条の3は、上場株式等に係る配当所得等に係る特例、附則第16条の4は、土地の譲渡等に係る事業所得等に係る特例、附則第17条は、長期譲渡所得に係る特例、21ページの附則第18条は、短期譲渡所得に係る特例、附則第19条は、一般株式等に係る譲渡所得等に係る特例、附則第19条の7は、先物取引に係る雑所得等に係る特例、22ページの附則第19条の9、こちらは特例適用利子等及び特例適用配当等に係る特例、附則第19条の10は、条約適用利子等及び条約適用配当等に係る特例になります。

もう一度、12ページに戻っていただきまして、附則第10条の2は、固定資産の課税標準に係るわがまち特例について、法律改正に合わせて改正するものです。

改正後の第8項は、再生可能エネルギー発電設備に係る一定のバイオマス発電設備に係る特例割合を7分の6とする規定を追加するもの。

改正前の第15項は、特定事業所内保育施設に係る特例を法改正により削除するもの。

改正後の第17項は、「居心地が良く歩きたくなる」まちなか創出のための特例割合を2分の1とする規定を追加するもの。

その他は項ずれによる改正になります。

13ページから15ページ下段までの附則第10条の3は、第3項として、新築認定長期優良住宅特例について、マンション管理組合の管理者等から必要書類の提出があり、要件に該当すると認められる場合には、区分所有者からの申告書の提出がなくても、減額措置の適用を受けることができる規定を追加するものです。

その他は項ずれによる改正です。

続きまして、15ページ下段の附則第11条から19ページの附則第15条まで、こちらは土地に係る固定資産税等の負担調整措置等について、負担水準の均衡化を図るため、現行の措置等が

3年延長されることに合わせて改正するものになります。

15ページの附則第11条は、見出しの「令和3年度から令和5年度まで」を、「令和6年度から令和8年度」に改正する年度更新です。

附則第11条の2、こちらも土地の価格の特例について年度を更新するものです。

16ページから18ページ中段までの附則第12条は、宅地等に対して課する固定資産税の特例について年度を更新するものです。

附則第13条は、農地に対して課する固定資産税の特例について、年度を更新するものです。

19ページの附則第15条は、特別土地保有税の課税の特例について年度を更新するものです。

それでは、改め文、13ページに戻っていただきまして、附則第1条として、改正条例の施行期日を令和6年4月1日とし、第2条では、固定資産税に関する経過措置を規定しています。

説明は以上になります。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。承認第3号 白馬村税条例の一部を改正する条例の専決処分報告についてを報告のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

議長（太田伸子君） 挙手全員です。よって、承認第3号は報告のとおり承認されました。

△日程第8 承認第4号 白馬村都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分報告について

議長（太田伸子君） 日程第8 承認第4号 白馬村都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分報告についてを議題といたします。

説明を求めます。太田税務課長。

税務課長（太田雄介君） 承認第4号 白馬村都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分報告につきましてご説明いたします。

先ほどの承認第3号と同じく、地方税法等の一部を改正する法律が本年3月30日に公布され、4月1日から施行されることに伴い、白馬村都市計画税条例を改正する必要性が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年3月31日に専決処分しましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものになります。

新旧対照表を用いて改正内容を説明してまいります。

改正前の附則第3項、こちらは特定事業所内保育施設に係る特例を法改正に合わせて削除するものです。改正後の第3項は、法律改正による項ずれを反映するもの。

第4項は、「居心地が良く歩きたくなる」まちなか創出のための特例割合を2分の1とする規定を追加するものになります。

附則第6項から3ページの第11項までは、土地に係る固定資産税の減額調整に応じて、都市計画税の減額措置等の規定について年度を更新するものになります。

4ページの附則第15項は、法律改正による項ずれを反映するものになります。

改め文2ページに戻っていただきまして、附則第1項として、改正条例の施行期日を令和6年4月1日とし、第2項及び第3項では経過措置を規定しています。

説明は以上になります。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。承認第4号 白馬村都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分報告についてを報告のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

議長（太田伸子君） 挙手全員です。よって、承認第4号は報告のとおり承認されました。

△日程第9 承認第5号 白馬村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分報告について

議長（太田伸子君） 日程第9 承認第5号 白馬村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分報告についてを議題といたします。

説明を求めます。堤住民課長。

住民課長（堤則昭君） 承認第5号 白馬村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分報告について説明します。

地方税法施行令等の一部を改正する政令の公布に伴い、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をしたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めます。

内容を説明いたします。

新旧対照表1ページを御覧ください。

第2条第3項において、国民健康保険税に内包されている後期高齢者支援金等課税額分の課税限

度額を22万円から24万円に改正するものです。

第23条は、先ほどの第2条第3項の改正を受けた書きぶりの修正。

2ページに移りまして、第2号で、5割軽減について軽減判定に用いる被保険者に乗じる額を29万円から29万5,000円に、3ページで、第3号において、2割軽減について軽減判定に用いる被保険者に乗じる額を53万5,000円から54万5,000円に改正するものです。

改め文に戻りまして、附則第1項において、施行期日を令和6年4月1日とし、第2項で適用区分を設けているものです。

説明は以上です。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。承認第5号 白馬村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分報告についてを報告のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

議長（太田伸子君） 挙手全員です。よって、承認第5号は報告のとおり承認されました。

△日程第10 承認第6号 令和5年度白馬村一般会計補正予算（第10号）の専決処分報告について

議長（太田伸子君） 日程第10 承認第6号 令和5年度白馬村一般会計補正予算（第10号）の専決処分報告についてを議題といたします。

説明を求めます。田中総務課長。

総務課長（田中克俊君） 承認第6号 令和5年度白馬村一般会計補正予算（第10号）の専決処分報告についてご説明します。

令和5年度白馬村一般会計補正予算（第10号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年3月31日に専決処分をしたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものでございます。

おめくりいただき、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億839万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を69億4,339万円とするものでございます。

この補正予算は、収入の確定による過大・過小見積もりや事業費の確定により、不用額等について係数整理をしたもので、主な内容についてご説明させていただきます。

10ページ、歳入明細から御覧ください。

1款村税であります。

1項村民税は、新型コロナの影響を過大に見ていたことなどにより1,450万円の増額であります。

2項固定資産税は、新築家屋の増加などにより1,409万円の増額です。

4項村たばこ税は、観光客の増加により1,000万円の増額です。

12ページ、6款1項1目法人事業税交付金は1,099万8,000円の増額です。

13ページ、10款1項1目地方交付税は、2節特別交付税が3,176万9,000円の増額です。

12款1項負担金の関係ですが、14ページ、4目教育費負担金は、学級閉鎖などから学校給食費負担金が減少したことにより517万4,000円の減額です。

13款1項使用料の関係では、1目総務使用料は、主にジャンプ競技場のリフトの利用者が減少したことにより466万9,000円の減額です。

16ページ、14款の国庫支出金の関係では、1項3目災害費国庫負担金は黒豆沢土砂災害復旧工事について令和6年度の施工になったことなどにより2,001万円の減額であります。

2項2目衛生費国庫補助金2節保健衛生費補助金は、新型コロナワクチン接種について集団接種を行なうための経費の増額、出産子育て交付金について補助対象となる経費が増加したことなどにより500万8,000円の増額であります。

17ページ、3目土木費国庫補助金は、除雪稼働時間の減少により社会資本整備総合交付金が698万2,000円の減額です。

18ページ、15款県支出金の関係ですけれども、2項2目民生費県補助金429万4,000円の減額は、1節から3節までの各種補助金の額の確定によるものであります。

21ページ、17款1項寄附金は、ふるさと白馬村を応援する寄附金を591万5,000円の増額、企業版ふるさと寄附金を360万円増額するなど、1,013万5,000円の増額であります。なお、ふるさと白馬村を応援する寄附金の総額は1万2,358件で、5億5,594万6,580円のご寄附を頂いており、過去最高額となっております。

18款繰入金関係、1項基金繰入金では、1目減債基金繰入金は2,570万円を減額し、基金からの繰入れを行いませんでした。

5目企業版ふるさと白馬村を応援する基金繰入金は、令和5年度は基金化しておらず、ふるさと白馬村を応援する基金に含まれていることから減額をするものであります。

22ページ、7目森林整備基金繰入金は、事業費の確定により257万1,000円の減額。51目財政調整基金繰入金も減債基金と同様に一般財源の余剰金を充てることとし、基金からの繰入れを行いませんでした。

20款諸収入では、1項1目村税延滞金の徴収額が増えたことにより322万5,000円の増額であります。

24ページから25ページにかけまして、21款村債関係は、それぞれの事業債の確定による減額でございます。

次に、26ページから歳出明細の説明になりますが、歳出につきましては金額については省略し、事業ごとの主な増減理由について説明させていただきます。

26ページから27ページにかけまして、2款1項1目一般管理事業は、主に会計年度任用職員報酬や職員手当などの人件費の減額によるものであります。

29ページ、6目ふるさと納税事業は返礼業務委託料の減額によるもの、白馬高校支援事業は、主に白馬山麓事務組合負担金の実績による減額であります。

30ページにかけまして、移住・交流・集落支援事業は、主に会計年度任用職員報酬や職員手当などの減額によるものでございます。

34ページをお開きください。7項2目スノーハープ維持管理事業は、施設改修工事費の入札差金による減額であります。

36ページ、3款1項1目社会福祉総務事業は、福祉基金へ積立てを行なったことによる増額です。

黒豆沢土砂災害支援事業は支援対象者が確定したことによる被災者生活再建支援補助金の減額であります。

38ページ、3目の心身障害者福祉事業は給付費の確定により自立支援給付費や児童福祉給付費の減額が主なものであります。

41ページ、7目福祉医療費給付事業は、医療給付費が確定したことによる減額であります。

42ページ、2項1目児童手当等給付事業は、児童手当受給者対象者の確定により、扶養額を減額するものであります。

44ページから45ページにかけましては、3目しろうま保育園運営事業は、会計年度任用職員報酬や職員手当など人件費の減額によるものであります。

47ページ、4款1項2目保健予防事業は、新型コロナウイルスワクチン接種の集団接種希望者が想定より少なかったことと、健診等医療委託料の精算などによる減額であります。

少々飛びまして、54ページをお開きください。

6款1項3目21観光戦略事業は、事業費確定に伴う負担金の減額、海外受皿整備事業は、補助金額確定に伴う負担金の減額です。

57ページ、7款2項3目村道改良国庫補助事業は、大和出踏切工事の精算に伴い減額したものであります。

60ページ、9款1項2目教育委員会事務局一般事業は、令和4年度に引き続き、義務教育施設

整備基金を積み立てるため大幅に増額するものであります。これにより令和5年度末の基金残高は3億2,500万円を超えました。

63ページですが、2項の2目スクールバス運行事業は、緊急時の運行がなかったために減額するものであります。

66ページから67ページにかけまして、5項3目学校給食センター事業は、会計年度任用職員の人件費の減額が主なものであります。

68ページ、10款2項2目現年発生公共土木施設災害復旧事業ですが、黒豆沢土砂災害の復旧工事について、令和6年度に施工するために減額をするものであります。

69ページ、12款1項2目減債基金事業は、令和6年度に基金の繰入れを予定していることから、その2分の1を補填する形で積み立てるものであります。

3目ふるさと納税基金事業は、ふるさと白馬村を応援する寄附金の実績により積立金を増額するものです。これによりまして令和5年度末の基金残額は、企業版も合わせまして8億100万円余りになります。

予算書7ページまでお戻りください。

第2表、地方債の補正につきましては、事業の確定などによるもので、限度額の変更はそれぞれ御覧のとおりであります。

説明は以上であります。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。この採決は起立によって行ないます。承認第6号 令和5年度白馬村一般会計補正予算（第10号）の専決処分報告についてを報告のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（太田伸子君） 起立全員です。よって、承認第6号は報告のとおり承認されました。

△日程第11 承認第7号 令和5年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）の専決処分報告について

議長（太田伸子君） 日程第11 承認第7号 令和5年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）の専決処分報告についてを議題といたします。

説明を求めます。堤住民課長。

住民課長（堤則昭君） 承認第7号 令和5年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）について、地方自治法第179条第1号の規定により、令和6年3月31日に専決処分をしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めます。

1枚おめくりください。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,012万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億8,511万8,000円とするものです。この補正予算は事業費の確定により不用額等の計数整理を行なったものです。

主なものについてご説明します。

6ページの歳入明細を御覧ください。

1款国民健康保険税は、徴収実績により1,085万円を増額。

以下、7ページにかけて、3款1項県補助金は4,948万9,000円の減額で、県からの交付額の確定によるものです。なお、普通交付税が5,326万9,000円の減額、特別交付金は4項目の合計で378万円の増額となっております。

5款1項一般会計繰入金は99万9,000円の減額。

8ページを御覧ください。2項基金繰入金は1,957万4,000円を減額し、財政調整基金繰入金を1,363万円とするものです。

続いて、歳出を説明します。

10ページから11ページにかけても、1款総務費はいずれも不用額の減額です。

以下、12ページにかけて、2款1項療養費は一般被保険者が医療給付を受けた際に請求される村負担分の医療費等で、給付実績により4,093万円の減額。2項高額療養費は1,079万2,000円の減額。

16ページから17ページにかけて、4款1項特定健康検査等事業265万6,000円の減額は、主に事業費確定に伴う特定検診委託料の減額。2項疾病予防費117万3,000円の減額は、主に事業確定に伴う若年健診委託料と出産育児一時金の貸付金不用額の減額です。

以上で説明を終わります。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。この採決は起立によって行ないます。承認第7号 令和5年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）の専決処分報告についてを報告のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（太田伸子君） 起立全員です。よって、承認第7号は報告のとおり承認されました。

ただいまから5分間休憩といたします。

休憩 午前11時10分

再開 午前11時15分

議長（太田伸子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第12 承認第8号 令和5年度白馬村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の専決処分報告について

議長（太田伸子君） 日程第12 承認第8号 令和5年度白馬村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の専決処分報告についてを議題といたします。

説明を求めます。堤住民課長。

住民課長（堤則昭君） 承認第8号 令和5年度白馬村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年3月31日に専決処分をしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものです。

1枚おめくりください。

第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ824万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億1,794万2,000円とするものです。この補正予算は事業費の確定により不用額等について計数整理をしたものです。

では、主なものについて説明します。

5ページを御覧ください。1款後期高齢者保険料は徴収実績により872万6,000円を増額。

3款1項1目一般会計繰入金は事業確定により39万9,000円の減額。

6ページを御覧ください。5款諸収入は実績により4万9,000円を減額するものです。

続いて、7ページの歳出明細を御覧ください。1款1項総務管理費は40万7,000円の減額。

2款1項広域連合負担金は882万5,000円の増額で保険料の収入実績に基づくものです。

長野県後期高齢者医療広域連合へ支払う保険料等の負担金になります。

3款1項過年度還付金、8ページに移りまして、4款予備費はそれぞれ不用額を減額するものです。

説明は以上です。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。この採決は起立によって行ないます。承認第8号 令和5年度白馬村後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)の専決処分報告についてを報告のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(太田伸子君) 起立全員です。よって、承認第8号は報告のとおり承認されました。

△日程第13 承認第9号 令和5年度白馬村農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)の
専決処分報告について

議長(太田伸子君) 日程第13 承認第9号 令和5年度白馬村農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)の専決処分報告についてを議題といたします。

説明を求めます。廣瀬上下水道課長。

上下水道課長(廣瀬昭彦君) 承認第9号 令和5年度白馬村農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)の専決処分報告について説明申し上げます。

令和5年度白馬村農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について、地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年3月31日に専決処分をしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

1枚おめくりください。

第1条として、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ556万円とするものでございます。

この補正予算は事業費の確定により不用額等について計数整理をしたものでございます。

歳入歳出の明細につきましては、5ページ、6ページを御覧ください。

説明は以上です。

議長(太田伸子君) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。この採決は起立によって行ないます。承認第9号 令和5年度白馬村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の専決処分報告についてを報告のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（太田伸子君） 起立全員です。よって、承認第9号は報告のとおり承認されました。

△日程第14 承認第10号 令和5年度白馬村水道事業会計補正予算（第5号）の専決処分報告について

議長（太田伸子君） 日程第14 承認第10号 令和5年度白馬村水道事業会計補正予算（第5号）の専決処分報告についてを議題といたします。

説明を求めます。廣瀬上下水道課長。

上下水道課長（廣瀬昭彦君） 承認第10号 令和5年度白馬村水道事業会計補正予算（第5号）の専決処分報告について説明申し上げます。

令和5年度白馬村水道事業会計補正予算（第5号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年3月31日に専決処分をしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものでございます。

この会計につきましても事業費の確定により不用額等について計数整理をしたものでございます。1枚おめくりください。

第2条として、令和5年度白馬村水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額については、収入では1款水道事業収益に2,162万3,000円を追加し3億4,859万5,000円とします。収益的支出では1款水道事業費用として3,189万2,000円の減額で2億5,987万4,000円とします。

第3条として、予算第4条、本文の括弧書き中、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額を1億8,952万4,000円に改め、資本的収入の1款1項負担金を5,000円減額し、資本的支出の1款1項建設改良費を145万円減額するものです。

第4条として、予算第8条に定めました経費のうち職員給与費を34万8,000円減額するものです。

内訳について主なものをご説明しますので、1ページを御覧ください。

収益的収入の1款1項1目給水収益水道使用料が1,624万円増額、3目その他営業収益として加入分担金が410万円の増額です。収益的支出は事業費の確定に伴う不用額及び未執行額を減額するもので、主なものは浄水場やポンプ施設などの動力費と、2ページにあります営業外費用の消費税及び地方消費税となります。

3ページを御覧ください。資本的収入は実績にも基づく減額です。資本的支出は事業費の確定により不用額及び未執行額を減額するものです。

以上で説明を終わります。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。この採決は起立によって行ないます。承認第10号 令和5年度白馬村水道事業会計補正予算（第5号）の専決処分報告についてを報告のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（太田伸子君） 起立全員です。よって、承認第10号は報告のとおり承認されました。

△日程第15 承認第11号 令和5年度白馬村下水道事業会計補正予算（第5号）の専決処分報告について

議長（太田伸子君） 日程第15 承認第11号 令和5年度白馬村下水道事業会計補正予算（第5号）の専決処分報告についてを議題といたします。

説明を求めます。廣瀬上下水道課長。

上下水道課長（廣瀬昭彦君） 承認第11号 令和5年度白馬村下水道事業会計補正予算（第5号）の専決処分報告について説明申し上げます。

令和5年度白馬村下水道事業会計補正予算（第5号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年3月31日に専決処分をしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものでございます。

この会計につきましても、事業費の確定により不用額等について計数整理をしたものでございます。

1枚おめくりください。

第2条として、令和5年度白馬村下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額について、収入では1款下水道事業収益に2,048万8,000円を増額し5億106万8,000円とします。収益的支出では1款下水道事業費用として1,258万7,000円の減額で4億6,507万8,000円とします。

第3条として、予算第4条、本文括弧書き資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額を7,224万6,000円に改め、1款資本的収入を1,575万8,000円減額し、1款資本的支出の建設改良費を2,637万円減額するものです。

第4条として、予算第8条に定めました経費の職員給与費を69万8,000円減額するものです。

内訳について主なものをご説明しますので、1枚おめくりください。

収益的収入の1款1項営業収益として下水道使用料が2,026万4,000円の増額となります。収益的支出は事業費の確定により不用額及び未執行額を減額するもので、主なものとして、1款1項営業費用の動力費や委託料の減額です。

最終ページを御覧ください。資本的収入及び支出については、事業費の確定により不用額及び未執行額を減額するもので、主なものは資本的支出の1款1項1目管路建設改良費で、委託料の減額2,102万8,000円のうちし尿等下水道投入施設整備に伴う基本設計書作成業務が1,434万円減額となり、この減額に伴い資本的収入1款2項1目国庫補助金、1款3項2目工事負担金が減額となりました。

以上で説明を終わります。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。この採決は起立によって行ないます。承認第11号 令和5年度白馬村下水道事業会計補正予算（第5号）の専決処分報告についてを報告のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（太田伸子君） 起立全員です。よって、承認第11号は報告のとおり承認されました。

次に、議案の審議に入ります。

△日程第16 議案第32号 白馬村執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

議長（太田伸子君） 日程第16 議案第32号 白馬村執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。田中総務課長。

総務課長（田中克俊君） 議案第32号 白馬村執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

本改正は、白馬村観光振興のための財源確保検討委員会の委員数を改めるとともに、白馬村執行

機関の附属機関の設置等に関する条例第5条の規定に基づき、同検討委員会に部会を設置するものであります。

議案書を2枚おめくりいただきまして、新旧対照表の3分の1ページを御覧ください。

観光振興のための財源確保検討委員会の委員数を8人以内から15人以内に増員をいたします。

また、新たに宿泊税検討部会、登山協力金検討部会、事業者負担金検討部会を設け、各財源候補の専門的な協議または調整を行ない、検討委員会にその結果を報告するものいたします。

各部会の人数は15人以内とし、委員の構成は学識経験者、関係団体を代表する者、その他村長が適当と認める者いたします。

任期は、検討委員会の委員の任期と合わせることいたします。

続きまして、新旧対照表の3分の3ページを御覧ください。

本条例の附則におきまして、白馬村特別職の職員で非常勤の者の報酬に関する条例の一部改正を行なうこととするもので、検討部会員の報酬を検討委員会委員と同額に規定するものであります。

なお、この条例は公布の日から施行するものでございます。

説明は以上であります。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第17 議案第33号 白馬村税条例の一部を改正する条例について

議長（太田伸子君） 日程第17 議案第33号 白馬村税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。太田税務課長。

税務課長（太田雄介君） 議案第33号 白馬村税条例の一部を改正する条例につきましてご説明いたします。

この改正は、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、4月1日施行分は先ほど専決処分いたしました。それ以外の部分について所要の改正を行なうものであります。

新旧対照表を用いて主な改正内容を説明してまいります。

第34条の7は、公益信託制度の改正に伴う所得税法の規定の見直し、整備により、地方税法の規定が改正され、これに伴って個人住民税の寄附金税額控除に関する規定を整備するものです。

第1項第1号ケについて、公益信託の受託事務に関連する寄附金を寄附金控除の対象とする規定に改正します。

2ページに移りまして、第56条は私立学校法の改正による引用条項を改正するほか、読点を整備するものです。

3 ページの附則第 4 条の 2 は、法改正に伴い、単に課税標準の計算を定めるものであるため削除するものであります。

改め文、1 ページ戻りまして、附則第 1 条では、第 1 号として第 5 6 条の改正規定の施行期日を令和 7 年 4 月 1 日に、第 2 号として第 3 4 条の 7 第 1 項の改正規定、附則第 4 条の 2 を削る改正規定及び次条の規定の施行期日を公益信託に関する法律の施行の日の属する年度の翌年の 1 月 1 日にそれぞれ規定します。

附則第 2 条では、村民税に関する経過措置を規定しています。

説明は以上になります。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第 1 8 議案第 3 4 号 白馬村家庭的保育事業等の整備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議長（太田伸子君） 日程第 1 8 議案第 3 4 号 白馬村家庭的保育事業等の整備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。内山子育て支援課長。

子育て支援課長（内山明子君） 議案第 3 4 号 白馬村家庭的保育事業等の整備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本改正は、児童福祉法第 3 4 条の内閣府で定める基準が改正されたことに伴うもので、保育園等の職員配置基準を改正するものです。

新旧対照表を御覧ください。

第 2 9 条、小規模保育事業所において、保育士の数は「満 3 歳以上 4 歳に満たない児童おおむね 2 0 人につき 1 人」を「1 5 人につき 1 人」に改め、「4 歳以上の児童おおむね 3 0 人につき 1 人」を「2 5 人につき 1 人」と改めるものです。

第 3 1 条、保育従事者の数も同様に、「2 0 人」を「1 5 人」、「3 0 人」を「2 5 人」に改めるものです。

おめくりいただいて、第 4 4 条及び第 4 7 条は、保育所型事業所内保育事業所において保育士及び保育従事者の数を同様に「2 0 人」を「1 5 人」、「3 0 人」を「2 5 人」に改めるものです。

改め文にお戻りください。この条例は公布の日から施行するものですが、附則において保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼす恐れがあるときは、当分の間、なお従前の例によることができるとする経過措置を設けています。

説明は以上です。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第19 議案第35号 白馬村検診事業実施条例の一部を改正する条例について

議長（太田伸子君） 日程第19 議案第35号 白馬村検診事業実施条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。工藤健康福祉課長。

健康福祉課長（工藤弘美君） 議案第35号 白馬村検診事業実施条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本改正は、健康増進法施行規則に基づく歯周病検診の対象者が20歳、30歳にも拡大されたことに伴い、白馬村検診事業実施条例の一部を改正するものでございます。

1枚おめくりいただき、裏面の新旧対照表を御覧ください。

検診の種類を規定する第2条の別表でございますが、20歳の歯科検診事業を廃止し、歯周疾患検診事業に一本化するため、20歳の歯科検診の項を削り、歯周疾患検診に含めるものでございます。

なお、この条例は令和6年7月1日から施行するものとします。

説明は以上です。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第20 議案第36号 令和6年度白馬村一般会計補正予算（第1号）

議長（太田伸子君） 日程第20 議案第36号 令和6年度白馬村一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。田中総務課長。

総務課長（田中克俊君） 議案第36号 令和6年度白馬村一般会計補正予算（第1号）につきましてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,120万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を68億6,720万7,000円とするものでございます。

それでは、5ページの歳入明細を御覧ください。主なものにつきましてご説明申し上げます。

14款2項5目観光商工費、国庫補助金1,063万4,000円の増額は、オーバーツーリズム未然防止抑制事業補助金の採択によるものであります。

6目総務費、国庫補助金1億2,548万5,000円の増額は、新たに住民税非課税均等割のみ課税となった世帯と定額減税しきれないと見込まれる方、子育て世帯に給付するためのものと、世界に誇る観光地を形成するためのDMO体制整備事業補助金の採択によるものであります。

6ページ、18款1項7目ふるさと白馬村を応援する基金繰入金375万2,000円は、新たにレストラン予約システム使用料などに基金を充てるものであります。

続きまして、7ページ、歳出明細を御覧ください。主な事業につきましてご説明申し上げます。

2款1項6目企画一般事業592万8,000円の減額は、観光財源確保検討委員会検討部に係る費用の追加と公共交通計画策定支援業務委託料の予算の組替えによる減額であります。

2項1目税務総務事業56万9,000円の増額は、観光財源確保検討委員会検討部に係る費用の追加であります。

8ページ、3款1項1目社会福祉総務費1億2,087万5,000円は、新たに住民税非課税均等割のみ課税となった世帯、定額減税しきれないと見込まれる方にそれぞれ給付を行なうものであります。

9ページ、2項1目児童福祉総務費667万5,000円の追加は、ただいま説明しました新たに住民税非課税または均等割のみ課税となった世帯に対象児童がいる場合に給付を行なうものであります。

2目子育て支援施設建設事業44万円の増額は、新たな子育て支援施設建設に係る調査等の委託料を計上するものであります。

4款2項1目塵芥処理事業は、北アルプス広域連合の負担金の増額により1,454万7,000円を計上するものであります。

10ページ、5款1項3目農業振興事業101万8,000円の増額は、産地生産基盤パワーアップ事業の採択によるものであります。

6款1項1目デマンドタクシー運行事業914万2,000円の増額は、デマンドタクシーを1台追加するための委託料が主なものであります。

11ページ、6款1項3目21観光戦略事業705万7,000円の増額は、歳入でも説明しましたが、オーバーツーリズム未然防止抑制事業補助金の採択により関連事業を実施するものであります。

3項1目公共交通事業656万円の増額は、公共交通計画策定支援業務の予算の組替えによるものであります。

説明は以上であります。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第21 議案第37号 令和6年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）

議長（太田伸子君） 日程第21 議案第37号 令和6年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。堤住民課長。

住民課長（堤則昭君） 議案第37号 令和6年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）について説明します。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ142万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を10億8,152万8,000円とするものです。

5ページの歳入明細を御覧ください。

2款1項3目事業補助金142万8,000円の増額は、マイナンバーカードと保険証の一体化対応に伴うシステム改修に対する補助金です。

6ページの歳出明細を御覧ください。

1款1項1目一般管理費は、歳入で説明したマイナンバーカードと保険証の一体化対応に伴うシステム改修費用として142万8,000円の増額です。つまり、100%が補助されるということです。

説明は以上です。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第32号から議案第37号までは、お手元に配付いたしました令和6年第2回白馬村議会定例会常任委員会等付託書のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 異議なしと認めます。よって、議案第32号から議案第37号までは、常任委員会等付託書のとおり所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

ただいまから午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時49分

再開 午後 1時00分

議長（太田伸子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第22 一般質問

議長（太田伸子君） 日程第２２ 一般質問を行ないます。

会議規則第６１条第２項の規定により、本定例会に一般質問の通告をされた方は１１名です。本日は、通告された方のうち３名の方の一般質問を行ないます。

質問をされる議員は、質問、答弁を含めた１時間の中で、質問事項を明確、簡潔に質問されるようお願いいたします。

なお、本定例会の再質問につきましては、会議規則第６３条の規定により、１議員１議題につき３回までと定められておりますが、制限時間内の再質問は議長においてこれを許可いたしますので、申し添えます。

それでは、あらかじめ質問の順位を定めてありますので、順次一般質問を許します。

最初に、第３番横川恒夫議員の一般質問を許します。第３番横川恒夫議員。

第３番（横川恒夫君） 第３番横川恒夫です。今回は、議長を除く１１名が質問をします。その中で一番最初に質問することになりました。今日を含め３日間となりますが、私はこういう経験は初めてです。

それでは、質問に入りたいと思います。

オリンピックに使用した施設は２６年以上経ちました。他の市町村にない大規模な施設です。これから少しでも長く利活用するために、今後の維持管理をしていくのか、財源の確保が課題となります。

世界中に恐怖を与えた新型コロナウイルス感染症や各地で紛争が続く中、物価は上昇するばかりです。この３施設は、運営方法を検討することが必要であると考えます。

観光地である村は体育館の数が多いように思われます。インバウンドによりお客様が増えても、利用する人たちは増えません。そこで、以下の質問をします。

１点目、オリンピックに使用した施設は、今後現状のまま使用していくのか、縮小する考えもあるのか伺います。

２点目、クロスカントリー競技場は、競技場メイン会場東側の法面の改修工事が行なわれています。まだほかにこのような改修工事を必要とする箇所があるのか、また、利用者数を増やすための対策を伺います。

３点目、ジャンプ競技場は、長野県と今後の維持・管理について話し合ったことはあるのか伺います。

４点目、ウイング２１は、規模が大きくて維持・管理が大変です。補助金等の特定財源を充当しているとは思いますが、金額が多額になる大規模な改修工事が必要になったときはどうするのか伺います。

５点目、村が所有する体育館は、人口減少を見据えた施設規模の見直しや既存施設の活用を図る必要があると思いますが、対策をしているのか伺います。

6点目、どの施設も利用料の増加や村の負担軽減につながる運営をしなくてはなりません。現在の利用状況をどのように考えているのか伺います。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 今回は11名の議員の皆様から一般質問を頂きます。3日間にわたりますが、よろしくお願いいたします。

横川議員からは、オリンピックに使用したジャンプ競技場、クロスカントリー競技場、ウイング21と体育館について、6項目の質問を頂きましたので、順次ご答弁いたします。

まず、1点目のオリンピックに使用した施設は、今後現状のまま使用していくのか、縮小する考えもあるのかとのご質問ですが、オリンピックで使用した施設には、ジャンプ競技場、クロスカントリー競技場と村の支援本部として使用したウイング21があります。1998年の長野オリンピックから今年で26年が経過しましたが、現在、ジャンプ競技場とクロスカントリー競技場は、スポーツ庁が指定するノルディックコンバインドのナショナルトレーニングセンターとして、平成24年から選手強化の拠点として利用されています。

また、ジャンプ競技場は、観光目的で訪れるお客様も多く、コロナ禍で一時的な落ち込みはありましたが、年間約4万6,000人が訪れています。

クロスカントリー競技場は、夏のサッカー、ランニング、マウンテンバイクなどのアウトドアスポーツとして、年間約4,000人に利用いただいています。

どの施設をとっても維持管理にかかる経費負担が課題となっているわけですが、ジャンプ競技場は国際スキー連盟のルール改正に合わせた改修工事をこれまで実施してきており、国際大会が開催できる競技場として維持してまいりました。

一方、クロスカントリー競技場は、3本あった5キロメートルコースのうち1本の使用を止めて、国際スキー連盟のコース公認も取っていない状況でありますことから、オリンピック当時と比較すると縮小した上で活用しています。

各施設の維持管理と改修については、白馬村公共施設等総合管理計画により方向づけしていますが、ジャンプ競技場とクロスカントリー競技場はスキーの活動拠点となるスポーツ庁指定の専門的な施設のため、広域的な視野で維持・運営を検討しております。

2点目のクロスカントリー競技場の改修工事と利用者数を増やすための対策についてのご質問ですが、昨年から実施している競技場メイン会場東側の法面改修工事は、今年度竣工予定で引き続き工事を実施しています。

このような大規模改修を今後予定しておりますのは、メイン会場北側の3号橋——通称太鼓橋と、その北西にある4号橋の撤去工事であります。撤去後は、橋梁がない状態でコースとしての利用を検討しています。

さらに、ローラースキーコースの劣化に伴う改修や駐車場の改修について、白馬村公共施設等総合管理計画を基に課の個別施設計画の中で検討しています。

利用者数の増加対策については、現在の利用がサッカー、ランニング、マウンテンバイクなどのアウトドアスポーツが主体ですが、短時間の利用でもメリットが感じられるような料金体系の見直しと新たな利用メニューの検討を行ない、利用者数の増加を図っていきたいと考えています。

3点目のジャンプ競技場の維持・管理における長野県との話合いについてですが、ジャンプ競技場は、ラージヒル、スタートタワー及びリフトは長野県から指定管理者の指定を受け、併せて管理運営を民間に委託しています。県とは、5年ごとの基本協定と毎年の年度協定を取り交わしており、令和7年度からの基本協定の見直しに向けた協議を現在行なっているところです。

また、ご質問の施設の維持・管理を行なうために、県とは常に情報共有を図っています。

令和6年度予算においては、県からの指定管理料5,100万円とリフト使用料等2,200万円が特定財源の主なものですが、こちらも短時間の利用でもメリットが感じられるような料金体系への見直しと新たな施設の利用につきましても検討してまいりたいと考えています。

4点目のウイング21の大規模改修に関するご質問ですが、ウイング21は、現在、災害発生時の村の指定避難所になっています。昨年は、自動火災放置設備と非常用自家発電設備等の改修工事、本年は空調設備設置工事、高圧受電設備更新工事を予定していますが、このような大規模改修には、防災・減災のためのインフラ整備に対応する充当率100%、交付税算入率70%といった有利な緊急自然災害防止対策事業債を活用した整備で実施しています。

今後も大規模改修が必要になった場合は、有利な起債等を活用して対応してまいりたいと考えています。

5点目の村が所有する体育館の施設規模の見直しや既存施設の活用及び6点目の現在の利用状況をどのように考えるかのご質問について、併せてお答えします。

村所有の体育館には、北部トレーニングセンター、南部トレーニングセンター、B&G体育館、ウイング21がありますが、人口減少を見据えた施設規模の見直しや既存施設の活用は重要な課題であると認識しています。

しかしながら、修学旅行やスポーツ合宿での利用が多い状況もありますので、直ちに施設規模の見直しを行なうことは考えていません。

どの施設も老朽化による改修や照明のLED化などを実施しなければならない改修がありますが、今後はこれらを計画的に実施していく必要があります。また、現在は村が直営で管理していますが、新たな管理手段として、指定管理者制度の活用、民間への運営委託、ネーミングライツによる施設管理料の軽減などの手段もありますことから、これらの検討を進めているところです。

以上、横川議員のご質問への答弁といたします。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。横川議員、質問はありませんか。横川議員。

第3番（横川恒夫君） それでは、1点目についてお聞きます。

クロスカントリー場は3本あった5キロコースのうち1本を使用を止めたそうですが、現在、使用をしないのであれば仕方ないことだと思います。

2点目の質問の中で、クロスカントリー競技場の質問で木造で造った橋がありますが、撤去工事が予定されていると答弁中でありましたが、撤去工事はいつ頃に予定しているのか伺います。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。松澤生涯学習スポーツ課長。

生涯学習スポーツ課長（松澤宏和君） スノーハープの木橋、第3号橋の撤去を予定しているというところでありますけども、現在の計画では令和8年に撤去を予定してございます。

このコース、この橋につきましては、橋自体はありますけども、現在、冬の使用から外し、利用していないというものでして、撤去しても特に大きな支障にはならないというものでございます。

議長（太田伸子君） もうちょっとマイクをしっかりと使ってください。

生涯学習スポーツ課長（松澤宏和君） もう一度申し上げます。3号橋の撤去につきましては、令和8年に撤去をするということで現在予定しているというものでございます。

以上であります。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。横川議員。

第3番（横川恒夫君） 令和8年に工事が行なわれるということですが、撤去後は橋がない状態で利用するわけですが、コースを使用上、支障はないですか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。松澤生涯学習スポーツ課長。

生涯学習スポーツ課長（松澤宏和君） 現在の使用としまして橋がありますけれども、冬の間はそこを使わずに使用しております。ですので、撤去をした後もコースとして使用することはありまさんのので、特に問題はないということでございます。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。横川議員。

第3番（横川恒夫君） また、クロスカントリー場ですけれども、利用者数を増やすには芝の管理も大変ですが、グラウンドの一部を子供から大人まで楽しめるレクリエーション的な利用方法にしたらどうでしょうか伺います。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。松澤生涯学習スポーツ課長。

生涯学習スポーツ課長（松澤宏和君） お答えします。

スノーハープ、現在の使用というのは、主に夏でしたらサッカーですとか、ローラースキーコース、それからランニングにも使っておりますけれども、軽スポーツという利用の仕方もありまして、具体的にはボールを使ったものですとか、あとそれから2年ほど前にハロウィンスポーツフェスティバルというイベントをやりまして、様々な軽スポーツレクリエーションというのを行ないました。

利用者を増やす方法としまして、一般の方のイメージというのはサッカーだとかマウンテンバイク、それからランニングというイメージがあまりにも強いものですから、それ以外の簡単なスポー

ツもできるんだということをメニューに取り入れ、PRをしながら、全体的な利用者を増やしていきたいというようなことを考えております。

以上であります。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。横川議員。

第3番（横川恒夫君） そういうふういろいろ考えていただいてもらいたいと思います。

クロスカントリー競技場は専門的な施設です。年間利用者数を増やすには村外スポーツ団体を含め広域的な視野で利用者を集めなくてはなりません。特に、学生の夏休みを利用しての合宿誘致、社会人は日数が少なくても回数を増やす努力が必要だと思いますが、お考えを伺います。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。松澤生涯学習スポーツ課長。

生涯学習スポーツ課長（松澤宏和君） スノーハーブの利用は、夏の間はサッカー中心に非常に多いという現状がございますけれども、今、担当課のほうでもいろいろ検討しておりますのは、白馬、5月から6月にかけての修学旅行、それから9月にも修学旅行が来るわけなのでありますけれども、その修学旅行とスノーハーブの繁忙期、ハイシーズンというのがずれておりますので、そういった修学旅行の利用者に広大な芝生のスノーハーブを利用していただくというようなこともアピールしていきたいというふうに考えております。

競技中心からそういった簡単なレジャー、先ほども軽スポーツというふうに申し上げましたけれども、広い芝生を思う存分に楽しんでいただくというようなことも検討しているということでございます。

以上であります。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。横川議員。

第3番（横川恒夫君） それでは、続いて3点目のジャンプ台のことについてお聞きします。

県とは5年ごとの基本協定と毎年の年度協定を取り交わしているということで、話は毎年しているということですので、こちらの希望も長野県には伝わっていると思います。分かりました、これは。

ジャンプ競技場は、昨年初めてウォータースポーツフェスティバルを開催しました。1回でしたが、施設への関心が高まるためにも、今年は何回か開催できないでしょうか、伺います。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。松澤生涯学習スポーツ課長。

生涯学習スポーツ課長（松澤宏和君） 昨年、第1回を開催しましたウォータースポーツフェスティバル、白馬村、海のない山のリゾート地でありますけれども、ジャンプ台におきまして、ジャンプ台の散水の水を利用したこのイベント、若い職員の発案を基に課の中で検討をし、第1回のイベントをやったわけでありまして、村内外の参加者からは非常に大きな反響がございました。今年も8月の初めに予定してございます。ウォータースポーツフェスティバルということで、水に濡れず濡れになりながら子供たちが水着でいろいろなメニューを遊ぶというようなものでありま

すが、開催時期が夏の暑いときに限られまして、やはりナショナルトレセンの指定も受けていて選手
手の練習もありまして、今年も取りあえず1回ということで予定しております。

ですが、非常に反響が大きかったイベントでもありますので、開催についても複数回できないの
かというようなことも検討してまいりたいというふうに思っております。

以上であります。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。横川議員。

第3番（横川恒夫君） 年に1回と言わずに複数回をお願いしたいと思います。

先ほど観光目的で訪れるお客様も多く、年間約4万6,000人が訪れているということの発表
がありました。ジャンプ台を見学するお客様がただ見て帰るだけでなく、練習でもよいので飛んで
いる姿を見ると感激すると思います。

そこで、夏休みの間は白馬高のジャンプの皆さんや近隣で飛べる人たちに練習をしていただいて、
お客様に喜んでもらえればと思いますが、いかがでしょうか、伺います。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。松澤生涯学習スポーツ課長。

生涯学習スポーツ課長（松澤宏和君） ジャンプ台で練習している人の姿を多くの人に見ていただ
ければということでございますけれども、ご質問の中に白馬高校のジャンプ部の皆さんへというこ
ともございましたけれども、ジャンプという競技、競技人口があまり多くなくて、練習とかで村外
に出してしまうとなかなかこっちにいないというようなこともあるわけですが、ジャンプ台を訪
れたお客様がたまたまジャンプの練習をしているというようなところに出くわしますと皆さん大変
大きな歓声を上げながら観戦をしていると、見ていただいているというところは承知しておりまし
て、現在、ジャンプ台のホームページですとか前のツイッター——Xとかで、ジャンプ台のほうで
発信をしているわけでありまして、白馬村のスキークラブのほうにもそういったホームページ
がございますので、そことも連携をしながら一般のお客様にアピール、PRして見ていただく機会
をできるだけ増やす努力はしたいというふうに考えております。

以上であります。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。横川議員。

第3番（横川恒夫君） やっぱ、ただジャンプ台を眺めて帰るだけでなく、練習している姿が、
飛んでいる姿が見えると、また見学した人も感動すると思います。できたら幾日頃は練習してまし
とか、いつ頃は全日本の人が合宿してますとか、こういうような情報もいち早く流してもらえたら
と思います。

続いて、ジャンプ台にはジュニアが飛べるジャンプ台が今はありません。ジャンプ台、ジュニア
が飛べるジャンプ台を造る予定はありますか、伺います。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。松澤生涯学習スポーツ課長。

生涯学習スポーツ課長（松澤宏和君） ジュニアが飛べるジャンプ台が現在ありませんけれども造

る予定はありますかとのご質問でありますけれども、ジャンプ競技場には、ノーマル、ラージ、それから名木山のゲレンデの近くにミディアムヒルがございまして、そこは冬の使用はできるというものでございます。

現在、例えば白馬少年というスキー大会、こちらは岩岳にスモールヒルズという小さなジャンプ台が今まであったわけなんですけれども、現在ございませんでして、ここ2シーズンほどは冬の白馬少年、ノーマルヒルの向かって左側に雪で造成した小さなジャンプ台を造って、そこで小学生の大会をやっているというのが実情でございます。

クラブをはじめとする関係者と今検討しておりますのは、ジャンプ台のノーマルヒルの左側にノーマルヒル、ただし、これは冬のみ、サマー化をしたジャンプ台ということは今は検討しておりませんけれども、夏の造成も多少を行ない、冬の雪のジャンプ台が造りやすくなるような造成を行なうことによって、冬のスモールヒルというのは雪の上でありますけれども確保をしていきたいというふうに考えております。

以上であります。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。横川議員。

第3番（横川恒夫君） ジャンプ台を造ると言ってもお金がかかることですので無理にとはいえませんけれども、白馬村はオリンピックで使ったジャンプ台があるという村である以上、やっぱり小さい子供から飛べたほうがいいかなと私は思います。どうしても造れとはいいませんけれども、予算がある、もしつくんだったら造ってほしいなと考えております。

次に、4点目のウイング21についてお伺いします。

ウイング21はバレーボールが3面取れるアリーナと500人入るホールとの複合施設です。維持管理が大変だと思います。村外の利用者を増やすために、特に春と秋の閑散期にどのようなことをしているか伺います。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。松澤生涯学習スポーツ課長。

生涯学習スポーツ課長（松澤宏和君） ウイングはアリーナの部分と文化ホールの部分がありますけれども、今のご質問は閑散期の利用をもっと促進したほうがいいのではないかとというご質問でありましたけれども、ウイングにつきましては夏の間は特別貸出ということで球技を中心とした多くの利用がアリーナ、体育館のほうでございます。

先ほどスノーハープのところで若干触れましたけれども、今、修学旅行の利用も多い中で、夏の7月、8月のメインのシーズンを修学旅行は外れておりますので、そういった修学旅行の利用、実際、修学旅行で白馬に来てラフティングとかやって、雨が降ったときにはウイングで雨天対策ということの利用も最近増えてきてはいるのでありますけれども、その修学旅行での雨天対策だけでなく積極的に使っていただいて、またウイング直接ではないんですが、アリーナでスポーツをしながら広いスノーハープのほうもセットでご利用いただくですとか、そのようなことも修学旅行対

策として考えております。

また、文化ホールのほうも音響のスタッフの努力等で外からの利用の申込みというのも非常に増えてきているという傾向がございます。今後も文化ホール、いい音響で多くの人に利用していただけるようにしっかりと整備をし、PRのほうもしていきたいと考えております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。横川議員。

第3番（横川恒夫君） それでは、5点目のほうに移ります。

体育館は、今後、老朽化対策も視野に入れて用途変更を行なうことを考えていますか、伺います。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。松澤生涯学習スポーツ課長。

生涯学習スポーツ課長（松澤宏和君） 横川議員おっしゃいます、体育館の用途変更というのは、例えば、八方に体育館の中がスケートボードになっているところがありますけれども、そういったことを意味されているということでもありますので、村の中を見ますと八方にあります体育館の中がスケートボードになっているところですか、あと飯田地区にはトランポリンが利用できるような体育館というのがあろうかと思えます。

今、検討しておりますのは、そういった本来の標準的な体育館の中での球技等を中心とするもの以外の利用というのも村の中に実績がありますので、あと現在、クライミングウォール、屋外のもはありませんけれども、屋内のクライミングウォールといったものも併せて複合的なものとして施設の老朽化が進んでいるようなところもありますけれども、幅広く様々な利用の仕方について検討をしているという、そういう状況でございます。

答弁は以上であります。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。横川議員。

第3番（横川恒夫君） 今の答弁の中にネーミングライツによる施設管理料の軽減などの手段もあるということですが、ネーミングライツという、ちょっと説明をしていただきたいと思います。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。松澤生涯学習スポーツ課長。

生涯学習スポーツ課長（松澤宏和君） ネーミングライツということの説明をということでございますけれども、ネーミングライツとは公共施設の名称の命名権のことでございます。公共施設の命名権を企業が買うということでございます。

県内の施設を見てみますと、例えば、これ県の施設でありますけれども、長野市であればホクト文化ホールですとか、松本市では運動施設ですけど、サッカーを中心とするサンプロアルウィンですとか、そういった企業の名前がついた文化施設、体育施設というのがございますけれども、そのような事例を挙げるとイメージしていただきやすいのだというふうに思います。

自治体が管理費の負担が非常に重いわけでもありますけれども、各自治体の管理費の負担を減らし、企業にとっては宣伝効果があるというものでございます。

村の中の体育施設、それからオリンピックの施設もあるわけですが、ジャンプ台、それからスノーハープだとかオリンピックの施設については五輪がついているということで難しい部分もあるわけなんです、それも含めて検討をしております。募集をするということで、相手があることなので大きな市町村についてのほうがネーミングライツということで相手が見つかりやすいかもしれませんけれども、今後の維持費を軽減するというので、そういったものも検討している。行政、それから企業にとってもメリットがあるという、そのような仕組みでございます。

説明は以上であります。

議長（太田伸子君） 丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 私のほうからはオリンピック施設のほうのネーミングライツについて少し補足させていただきます。

これまでもオリンピック施設、ネーミングライツができないのかというようなお話を住民の方からも頂くことがあったわけでして、我々も検討してきていたんですけども、やはり今、課長からご説明があったとおり、オリンピックのエンブレムですとか長野オリンピックのロゴがついている関係でなかなか難しいということはこれまで言われていたんですけども、一つには当時のNAOCが既にもう解散してしまっている組織ですので、そうすると今度JOCになるかと思いきやIOCのほうが管轄になってしまうので、そういったところでハードルが高いというような県からも回答を頂いていたんですけども、今年に入ってさらにそこをもう少し突き詰めて、我々としても新たな財源確保というところを私も公約にも入れておりますので、より深掘りしたところで、さらに実際にできないのかといったところまで今話を進めておりまして、そこも含めて、ぜひ今後やっていけるような方向を今探っておりますので、またそうしたところで動きがありましたら、ご報告させていただければと思いますので、よろしくお願いします。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。横川議員。

第3番（横川恒夫君） 今までのことを聞いて、今、ネーミングライツという条件も厳しいようなことを伺いました。もし、また頑張ってそういう費用が何かついてくれば、どの施設も利用料金の増加と村の負担の軽減につながると思います。この施設が村のお荷物にならないように、ある程度やっぱり利用料金、収入があって、その中でまた村として負担が少なくなればうれしいです。

以上で質問を終わります。

議長（太田伸子君） 質問がありませんので、第3番横川恒夫議員の一般質問を終結いたします。

ただいまから5分間休憩といたします。

休憩 午後 1時39分

再開 午後 1時44分

議長（太田伸子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、第6番尾川耕議員の一般質問を許します。第6番尾川耕議員。

第6番（尾川耕君） 第6番尾川耕です。一般質問を始めます。よろしくお願いいたします。

今日2人目なので、だけでも時間も大分経っているので眠たくなるかもしれませんがもしかりと聞いていただいて、ゼロカーボンのことと、あとこれからの総合計画のことを話しますので、しっかりと聞いていただいて、それぞれお持ち帰りいただいて生かしていただきたいと思います。

それでは始めたいと思います。

まず、1つ目、白馬村ゼロカーボンロードマップについてです。

白馬村は2018年12月に気候非常事態宣言、2020年2月にゼロカーボンシティ宣言を行いません。2022年1月には白馬村のゼロカーボンビジョン～白馬村気候非常事態宣言に向けた基本計画～というものをつくってきました。

しかし、他の自治体に比べ宣言等は早くても、行動のスピードが非常に遅いような気がしております。そして、2022年8月、丸山新村長が誕生してスピード感を持った対策に期待しているところです。

昨年12月、環境専門の職員がGX統括監として新規に1名着任しました。約半年間ほどかけましてようやくこの5月末に村ホームページなどでカーボンニュートラル・GXロードマップという形で発表されていきました。

この内容については、議会に向けても非常に簡単な概要の説明しかありません。詳細な質疑等も行なわれていけませんので、本定例会の中でその時間はつくられてくるのかなと思いますけども、村民の方々には全く知られていないのではないのでしょうか。

そこで質問です。

1、ロードマップとはどういう意味か。

2、簡単なロードマップの概要と、村民や事業者等への周知方法は、お伺いします。

3番目、前回のゼロカーボンビジョンとの関係性は。

4番目、行政内の位置づけはどうなっていますか。

5番目、村の2030年のCO₂削減目標数値、削減目標基準年、現在——現在というか近年の削減率は予想値でも構いませんのでお知らせください。

6番目、個々の公共施設の年間の電力、ガス、灯油、ガソリン、水道、その他の重油等の化石燃料の使用量、金額ではなくてワットとか、そういう数値でデータはあるのか。ある場合は、中学校のみでよいのでお知らせください。

以上、よろしくお願いいたします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 尾川議員からは、白馬村ゼロカーボンロードマップについて6項目の質問を頂きました。5点目までの質問については関連がありますので、まとめてお答えいたします。

初めに、今回のロードマップは、2050年を目標設定とし、2022年1月に策定した白馬村ゼロカーボンビジョンからもう一步踏み込んで、2030年までのカーボンニュートラルや生物多様性の回復実現といった環境分野の道筋と目標を策定したアクションプランを指します。

このロードマップには、村民憲章を意識し、守り続けてきた白馬村の自然風土を未来に残し続けるためにカーボンニュートラルと、生物多様性が回復軌道に乗っている状態を指すネイチャーポジティブを両輪で目指すことの理念を掲げるとともに、2030年の白馬村のCO₂削減目標を2016年の基準年と比較しての60%削減することを定めました。

また現況の地域特性を意識し、類まれな通年型マウンテンリゾートに根差した最も効果的な施策から優先的に取り組むこととし、具体的には、1、宿泊施設や家庭における省エネの推進、2、温室効果ガスを排出しない移動・運輸・交通、3、白馬の自然環境と調和したエネルギー循環、4、白馬の自然環境を生かした自然生態系・生物多様性の回復の4つを重点領域としているところです。

このロードマップは、5月27日に行政公式ホームページで公表するとともに、広報誌6月号から特集記事を複数回にわたり掲載し、村内周知を図ってまいる考えです。

このロードマップの周知においては、アクションプランの目標達成のために周知するスピードも大切ですが、それ以上に実際にゼロカーボンの取組を住民や事業者の皆様が実行していただくことが何よりも重要です。

広報はくばやホームページなどでの周知でこのロードマップを見ただけでは詳細を十分には理解できなかったり、実行に移そうと多くの方が思っただけのものではないと考えており、そのため詳しく説明する機会をつくったり、興味を持っただけのような工夫が必要であると考えています。

具体的には、地元マスコミ向けの説明会や事業者や学校向けの説明の機会やイベント内での住民への説明の機会の創出、また、企業や団体、個人、行政といった多様な主体が参画し、長野県が運営するゼロカーボン社会共創プラットフォームである「くらしふと信州」からの情報発信を予定しています。

また、行政内の位置づけは、行政が取り組む全ての事務事業や環境施策の推進においては作成したロードマップを意識した庁内横断的な取組を実践してまいります。

最後に、現在、または直近年の削減率に関する具体的な数字については、CO₂排出計測値を算出する幾つかのツールは発表されているものの、そのツールから算出した結果が現況と見合っているかどうかの検証ができていないため、現在は調査中であり、引き続き、実態に即した精度が高い根拠データの把握に努めてまいりたいと考えています。

6点目の公共施設の電力等の使用量のデータに関するご質問ですが、令和5年度の中学校データをお答えします。

データは各月の合計であります。灯油は使用量が分かりませんのでタンクへの給油量としてい

ます。電力9万6,393キロワット、ガス8.7立方メートル、灯油1万4,000リットル、混合ガソリン20リットル、軽油80リットル、水道1,307立方メートルであります。

以上、尾川議員の1つ目のご質問に対する答弁といたします。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。尾川議員、質問はありませんか。尾川議員。

第6番（尾川耕君） 一番簡単なところから始めたいと思います。一番最後におっしゃっていた中学校の数値、エネルギーの消費量なんですけども、これは中学校以外もこういう数値というのは多分出ているものだと思うんですけども、それは総務課とかどこかに全部一覧でまとまっているものがあるのでしょうか、お願いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中総務課長。

総務課長（田中克俊君） じゃあ、私のほうからご答弁します。

この数字につきましては、毎月、電気量ですとか水道量ですとか請求があつて、それを支出するわけなんですけれども、その請求書の明細、これに基づいて各課あるいは各担当のほうで記録をするというような形です。ただ、それを義務づけているものではありませんので、特に使用量が大きいところは補正予算、予算が足りなくなるといふこともあるので、厳密に管理をしているかと思ひますけれども、そうでなければ金額だけということと実際に何キロワットを使っているというようなところはなかなか着目できないというのが実情だと思います。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。尾川議員。

第6番（尾川耕君） 月々のデータはそれなりというかあるということなので、できればやはりこういうのはしっかり表にして、例えば白馬中学、北小、南小という形で月々幾らみたいな形でホームページのほうで公表していったほうがいいんじゃないかなと思います。

なぜなら、結局これからCO₂削減ということをやっていくわけですから、結局はエネルギーをいかに削減していくかということだと思います。これが毎年、次の年度はこれだけ減りましたということがしっかり分かるようにやっていただきたいなと感じております。

ホームページのほうで掲載していくという意思はありますか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中総務課長。

総務課長（田中克俊君） 田中です。やはり、そういったこれからロードマップにのっとり優先的な政策を講じていくわけなんですけれども、それがどういうふうになっていくかという見える化というのが非常にその目標を達成するにも大切なことでありますので、また庁内の会議等でそのあたりは検討してまいりたいと思っております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。尾川議員。

第6番（尾川耕君） しっかり検討して、発表していただきたいと思います。

それでは、続いてです。

この周知の方法についてなんですけども、先ほどマスコミも通しながら、あと事業者、学校とかいろいろなところにしっかりやっていきたいというふうに伺っております。

それを実際やっていく中で、先ほどこのホームページで掲載するだけではしっかり伝わらないんじゃないかということをおっしゃっていました。まさに僕もそう思っています。その中で、このロードマップの中でも後ろのほうにロードマップ推進のための基盤づくりということで、取組推進に必要な関係者の連携体制づくりというふうに書かれております。これ、実際、連携体制づくりをやっていく上で周知につながってくると思いますし、各事業者なりのゼロカーボンに対する気持ちも変わってくるだと思いますけれども、現在、どこかの団体事業者と連携体制をつくりつつあるとかというお話があるか、まだやっていないとか、これからやる予定があるとかということをお聞かせください。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中総務課長。

総務課長（田中克俊君） 事業者との連携等の関係ですけれども、協定という形で締結しているのは、先日の名古屋大学とございますけれども、そのほかに統括監のほうで村内の事業者とかと今まで下段階ではありますけれども、そういったヒアリング等をして、このロードマップがより実効性になるような形での連携というのをこれからまさに取り組んでいるというのが現在の状況でございます。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。尾川議員。

第6番（尾川耕君） そういう連携というか話合いの場をつくっていくということは必要だと思うので、特に白馬村というのは宿泊業とか観光業が多いわけですよね。例えば、観光協会であるとか旅館組合であるとかペンション組合とかというところと話し合っていくという場はまだつくっていないということでしょうか、お願いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中総務課長。

総務課長（田中克俊君） 田中です。こちらのロードマップのほうにも事業者の役割といいますか、協力してほしいというような形でございますけれども、宿泊事業者に限らず、これにつきましては全ての事業者あるいは全ての人達、全世界の人たちが1つの目標に向かっていくというところが一番のところで、ぜひともそういったところについては取組を積極的に推進してまいりたいという考えでございます。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。尾川議員。

第6番（尾川耕君） このロードマップの20ページですか、20ページ以降にこういう具合に2030年までどうやっていくべきかというふうには書かれています。そして、この黄緑色という

か薄い緑色のところが2024年、今年ですよね。検討段階という事柄で書いてあるんですけれども、例えば公共施設の断熱改修の検討とか、断熱改修推進の事業者連携の検討とか、そういうふうにもいろいろ書いています。数えてみると16個ほど、2024年に検討をやっているということになっているんですけれども、これ、この前5月末に発表されて、24年といったら来年の3月まで、もし予算が絡むのであれば今年の末ぐらいまではある程度検討が完了していないといけないと思うんですけれども、そういうスケジュール感を持ってやっていると考えてよろしいでしょうか。これはホームページで出ちゃっているから、多分、住民の皆さんがこれを見た瞬間にもうやっているんだみたいな気持ちになると思うんですけれども、そのスケジュール感を持ってやっているのかどうかお伺いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中総務課長。

総務課長（田中克俊君） 今年度につきましては、まさしく今おっしゃったとおりで結構かとございます。ただ、具体的にどの施設にしていけるのか、あるいはどの事業種にしていけるのか、こういうことにつきましては庁内のプロジェクトチームを中心に優先順位をつけて検討していくということになるかと思います。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。尾川議員。

第6番（尾川耕君） 2030年まであと6年しかないのです、具体的に進めるところはどんどん進めていって、まずは検討をやって、どこを何をやっていくかということだと思うんですけれども、やっていっていただきたいと思います。

そこで、先ほど中学校のほうの光熱費等も教えていただいたので、例えば中学校で断熱改修をやりたいとか、ソーラー発電、太陽光の利用をしたいとかという場合は、これはこの資料の中にもそれを書いています。公共施設の太陽光施設をどうするかという、検討をすると書いてあるので、中学校という限定して考えると、それは誰が言い出しっぺになるんですか。GXのチームのほうで、いや、中学校さんやりましょうと声をかけるのか、教育委員会、教育課のほうから、いや、やっぱりやっていきましょうと声をかけるのか、どちらからという形になるのでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中総務課長。

総務課長（田中克俊君） それでは、私のほうからご答弁いたします。

今回、ロードマップとともに当面のロードマップの施策推進体制というところで2つほど図を出させていただきましたけれども、そこで庁内の推進体制を示してございます。

今、中学校の断熱改修というような話でしたけれども、当然、中学校を所管する教育委員会のほうでは文部科学省のほうから学校施設の断熱改修、そういったところの通知等が出ているかと思います。

一方、総務課の情報環境係では、中学校に関わらず白馬村が持つ公共施設についての検討をしていると思います。

この図でいいますのは、庁内体制ということで庁内の各課のほうからこの事業についてはどうなんだと、環境系のほうに持ちかけてくる場合もありますし、逆に環境系のほうからこういうのはやってみたらどうかと持ちかける場合、両方のケースがあるということで矢印が2本出ております。

いずれにしても、きっかけはどちらにしても、最終的には情報環境係の中にプロジェクトチームを持って、施策を協働してやっていくというような形になるので、ケース・バイ・ケースということもございます。

以上が私の答弁です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。尾川議員。

第6番（尾川耕君） ケース・バイ・ケースということなので、それぞれの課の方々にも期待しながら、GXのチームの方にも期待しながらということで進んでいくのかなと思います。

しかし、やっぱり検討していくというところで予算がないと検討できないよねとかというのも多分、多々出てくると思います。白馬村の財政の問題からいくと、こういうのにお金を使っている場合じゃないとかというのも若干、私自身も何となく分かりますしというところで、国の補助金とかを狙っていくという姿勢が今までいろいろな観光のものでもそうだし、ゼロカーボン系のこともそういう形で狙ってきたと思います。

そうなってくると、国の補助金を狙っていくというのは結構面倒くさいというか、大変なことだと思います。タイミングもあります。募集を開始、いつするのかとか、募集の期間がすごく短かったりするので、それを研究をずっとし続けないと、研究しながらも計画、どのぐらいの規模の何かをやる。例えば、中学校のソーラーだったらこのぐらいの規模だったら、このぐらい2,000万でできますとか、大体の想像をつけながら国の補助金を狙っていくという姿勢を構えとかなんかいけないので、それは事も含めて検討を、この2024年とか、この1年の間でやっていくということでしょうか。これは、例えば教育課であったりとか総務課、どちらが上手にやるというふうに考えてらっしゃいますでしょうか、お願いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中総務課長。

総務課長（田中克俊君） じゃあ、私のほうからお答えします。

財源、特に国の補助金といいますのは、かつて、かつてと言いますのも私が役場に入った30年ほど前は県を通じて、今回こういう補助金があるんですけどもどうでしょうかというような形で来たわけですけども、もう今現在、そうではなくて、我々が直接、各省庁のホームページを見て、あるいはもう前の年の概算要求の段階から来年はこんなのが出そうだということを目をつけてやっているというのが実用で、村長のほうからも課長会議のたびに見つけてこいということをよく言われておりますので、職員のほうも大分その辺は自覚をしているかと思います。

よく言われる言葉で言いますと常にアンテナを高く持ってというような言葉になろうかと思いますけれども、その辺は十分、私だけではなくて、各課の課長あるいは担当者も肝に銘じている、ま

たあるいは課長会議等でそういったことも度重ねて申し上げていく、そういうふうに思っております。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。尾川議員。

第6番（尾川耕君） ありがとうございます。やっぱり、それぞれが自分ごとと考えて、この村づくりにしっかり携わって動かしていく、これはゼロカーボンについてなんですけども、ゼロカーボンをいかに2030年までに60%減らすかということをやっていくということのをそれぞれみんな肝に銘じて動いていただければありがたいと思います。

それで、最後の質問なんですけども、検討した結果、来年の3月になるのか、12月末ぐらいになるのか、何かやりますということは検討した結果というのは、報告はあるんでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中総務課長。

総務課長（田中克俊君） まだ具体的な報告会というようなもの、あるいは報告書というようなものになるかどうか分かりません。ただ、25年度から実行できるものは予算についてくるわけですので、予算の説明、特に新年度の目玉の予算ということになろうかと思いますのでそんなことでも紹介していく。あるいは、先ほど村長の答弁にもありましたとおり、シンポジウムですとか、それぞれの機関への説明会、そういう機会、こういったときにも進捗については報告できると思います。

いずれにしても、村民の皆様が、今、白馬村がこのロードマップについて、自分たちも含めてどんな状態にいるのかというところは分かりやすく理解していただけるよう進めてまいりたいと思います。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。尾川議員。

第6番（尾川耕君） ありがとうございます。本当に2030年まで60%と非常に厳しい数値だと思います。僕自身も宿も経営していますし、宿の中で、じゃあ60%削減するにはどうすればいいのかということも常々考えていて、例えば、僕の場合だったら車の使用量を減らして電気のバイクで来たりとか、自転車で来たりとかというふうになんとかやっています。多分、そこはまだ微々たるものだと思うんですけども、あとは宿のほうにソーラーをつけるとかということも考えながらやっていますので、皆さんも一生懸命いろいろ考えて進んでいただきたいと思います。ありがとうございます。

続いて、総合計画のほうに行きたいと思います。

総合計画の関連について、5次の検証、6次のつくり方、条例等です。

2016年に策定された村づくりの10年間の計画、白馬村第5次総合計画は、2025年度で計画期間が終了します。2026年からつくられるであろう第6次総合計画について質問いたします。

総合計画は2011年4月の地方自治法の改正によって、総合計画を構成する計画の一つである

基本構想の策定の義務づけが撤廃されました。法的な策定根拠がなくなりました。法的な根拠がなくなったものの、公益財団法人日本生産性本部が2016年、ちょっと古いんですけども、行なった基礎的自治体の総合計画に関する実態調査によれば、9割以上の自治体が「今後も策定する予定」と答えています。白馬村もつくっているということです。

その中で、6割以上の自治体は条例等の制定を行わず、主体的な位置づけがされていない。6割近い自治体で総合計画に予算額が含まれていない。首長の任期と総合計画との年限が一致していない。マニフェストや個別計画との連携がなされていないことが指摘され、これらのことによって総合計画の多くが形骸化しているのではないかとレポートされております。

質問です。

- 1、法的な位置づけは。
- 2、5次計画の毎年の評価とその次年度への反映方法は。
- 3、今年から6次の策定に向けてのスケジュールは。
- 4、今後つくられるであろう自治基本条例との関連性は。
- 5、村長の任期・公約や時代変化のスピードに合わせ、前期4年、後期4年などとするような考えはないか。

以上、よろしくお願いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 2つ目の総合計画の関係について5項目の質問を頂きましたので、順次ご答弁いたします。

1点目の法的な位置づけにつきまして、総合計画の基本構想については、地方自治法で「議会の議決を経て定めること」とされておりましたが、平成23年の地方自治法改正により、基本構想の法的な策定義務がなくなり、策定及び議会の議決を経るかどうかは市町村の判断に委ねられることとなりました。

本村では、「市町村の条例により議会が議決すべきものを定めることができる」とする地方自治法第96条第2項の規定に基づき、平成27年12月に白馬村議会の議決すべき事件に関する条例を制定し、第2条で「議会の議決すべき事件」として、「村が総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想の策定、変更または廃止とする」と定めています。

よって、総合計画の基本構想部分につきましては、「議会の議決すべき事件」という法的な位置づけを有しており、第5次総合計画と同様に次期総合計画についても議決を経て定めるべきものと認識しています。

2点目の第5次総合計画の毎年の評価と次年度への反映方法につきましては、庁内の内部評価に加えて、白馬村総合計画等評価委員会設置要項に基づき、村内の各団体の代表等で構成する白馬村総合計画等評価委員会における外部評価を実施しています。毎年計画期間における検証・評価を行

ない、必要に応じて随時目標等を見直して次年度の事業に反映しています。

3点目の次期総合計画策定に向けてのスケジュールにつきましては、今年度中にアンケートによる基礎調査等を実施するとともに、第5次総合計画の振り返りと評価、現状の地域の課題整理等を改めて行ない、令和7年度の本格的な策定業務に向けた準備年度として作業を進めてまいりたいと考えています。

4点目の自治基本条例との関連性につきまして、総合計画は村の最上位の計画として、各分野の政策が網羅され、目標年度や実施手法など、取り組むべき内容を記載するものであるのに対して、自治基本条例は村の最上位の条例として、住民や議会行政が協力してまちづくりに取り組むための原則や制度、手続など手段やルールを記載するものとなっています。

総合計画と自治基本条例のいずれにおいても、住民参加のまちづくりというこれまでの基本的な方針は変わらないものであり、それは白馬村の基礎を成すものと考えています。

持続可能な世界水準の山岳リゾートとして多くのお客様に訪れていただく地域を目指すとともに、住民福祉を充実させ、住みやすさ・暮らしやすさ、村民の日々の幸せを最大化するためにも、総合計画と自治基本条例のどちらも重要であると考えます。

住民や事業者、行政が一体となって地域づくりに取り組むためにも、総合計画も自治基本条例も村民の皆様が納得する形で関連をもって策定、制定していきたいと考えています。

最後に、計画期間ですが、本村では昭和51年3月、10年を計画期間とした基本構想と5か年の基本計画から成る白馬村総合計画を策定しました。以降、現在の第5次総合計画まで、基本構想の期間を10年、基本計画の期間を前期5年、後期5年として策定してきております。この期間につき、村長の任期である4年周期での前期・後期で8年とするのはどうかというご質問ですが、総合計画については、第5次総合計画の第2章、基本構想の2、総合計画の計画期間の項目に「基本計画は前期5年間・後期5年間とし、前期の成果を検証しながら後期計画につなげていきます。また、社会情勢の急激な変化により変更が必要となった場合は、随時計画を見直します」との記載があります。

さらに、3、総合計画の推進において、「計画期間中は事業の達成度や時代潮流の変化を確認するために計画が進捗しているかの検証を行なうための組織の設置、コーディネーター役の配置、PDCAサイクル仕組みの構築などを行ない、随時、点検と見直しを行ないます」と記載されており、このことから、社会情勢や時代潮流の変化により、いつでも見直しができるものと理解できます。

私が就任してこれまでの間、コロナ禍やアフターコロナ、物価高騰や気候変動の加速化など、計画策定当時には想定していなかった、もしくは想定と異なる動きもありましたが、現在実施中の第5次総合計画において、第3章、「4. 自然～魅力あふれる自然を守る村～」などに記載の内容はそうした状況でも整合性のある内容となっており、また、私の公約とも整合しないというような点もないことから、急いで変更しないと現状に合致しないというものではないため、予定どおり第

6次総合計画の策定を進める中で、新たな事象への対応もより考慮した内容にしていく予定であります。

その際に、新たな総合計画も任期に合わせて4年の倍数とせずとも現状にそぐわないなどの場合にはいつでも変更が可能であり、また、策定に係る人的・費用的負担等も考慮した場合には、これまでの10年という1つの周期は妥当性があることから、まずは10年間の基本構想と前期計画を作成する中で、実施に当たり状況の変化が生じた場合にはそれぞれに応じて内容変更等を検討していければと考えます。

以上、尾川議員のご質問の答弁とします。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。尾川議員。

第6番（尾川耕君） まず、3番目の今年からのスケジュールについてちょっと質問します。

アンケートを始めるということを知りました。それで、このアンケートを始めるというのは、いきなり始めるのか、それとも、いや、今から総合計画をつくりますと宣言してやるのかということを知りたいと思います。というのは、総合計画はそもそも何なんだということが分からない人たちもいるのかなと思いますので、まずは、総合計画を何なんだということを知りたいことを示して、村長答弁もありましたように、やはりこの村づくりの基礎になるような計画だということを知っているのか、それをしっかりと、まずは周知する、そこから始まるということを知りたいのかということなんです、いかがでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中総務課長。

総務課長（田中克俊君） ご答弁します。

スケジュール的には既に予算化されておりますので、これから委託業者を決定して、おおむね秋ぐらいになるかと思っておりますけれども、村内の方にアンケート調査票が配られるということになるかと思っております。

アンケートの中身についても、まだ全然無の状態なんですけれども、通常この5年間、いわゆる第5次の後期の5年間、あるいは構想の10年間の満足度ですか、そういったものを見て、前回からどの分野が伸びているのか、あるいは落ちているのか、そのようなものを把握するための指標に使っていくというのが通例です。

そういった説明があるといいますと、当然このアンケートの目標、単なるこれこれこういう計画をつくりたいということではなくて、今、尾川議員がおっしゃった、いわゆる方針的なものこういったものもしっかり理解していただいた中でご回答を頂く、それによって回答率も上げていきたいというようなこともございますので、当然そういったことは必要かと思っておりますけれども、それをじゃあどういった手法でやっていくのかということについては、まだ未調整でございます。

当然、地区役員懇談会、あるいは地区懇談会というようなものも入っておりますので、それとの絡み、あるいは区長会、区長連絡会、こういうのもございますので、その辺の全体をどうやって取

り込んでやっていくのかということは、これから綿密に計画をしまいいりたいというふうに思っております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。尾川議員。

第6番（尾川耕君） それでアンケートの中にもそういう満足度とかを入れていくということなので、それもしっかり満足度も聞いていただいて、そもそもこういう総合計画というのはどういうものかという位置づけもアンケートの中にも聞き込んでいただきたいと思います。

それと広報はくばでも、このアンケートを開始する前に、配布するときでいいのかな、総合計画をこれからつくりますと、1年半かけてつくりますみたいな形の広報を入れていただければありがたいかなと思います。

前回の平成27年の広報はくばには、「予算が500万円決まった」というだけの1行の小さいのだけが載っていました。それで始まっているので、そのアンケートが終わった後の7月号には集計結果が4ページにわたってしっかり載けていて、それはすごくありがたいなと思っていますので、まずは一番始めにやり出す前に、一報やっていただければ、すごくみんなのモチベーション、村民のモチベーションが上がると思いますのでよろしくお願いします。

それで、次なんですけれども、5次計画の評価、毎年やっていると思うんですけれども、行政のホームページにも「総合計画及び総合戦略の施策の進捗状況を管理するため、各施策の取組について庁内及び外部の評価を実施しました」ということでホームページに書かれていまして、毎年発表をこうされています。過去6回分載っていました。それを載っていたんですけれども、令和元年度、2019年までの評価までは夏頃に外部評価をやって、その前にももちろん内部評価、行政の皆さんで内部評価をやって、その後に夏頃に外部評価、住民の方々にその資料を見せながら5段階評価をつけてもらってコメントを書くみたいなことをやっていたんですけれども、それで10月に発表されていました。

そこで質問なんですけれども、庁内情報の共有とはどういう形でやっているんですか。ホームページで公開されているようなA3の冊子で、それをそれぞれの課長に見せて、それでおしまいなんですか、ちょっとその内部情報の共有というところを教えてください。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中総務課長。

総務課長（田中克俊君） 内部情報の共有につきましては、課長会議で資料を出して、具体的に委員さんのほうから出たコメント、あるいは議事録に書き切れないような細かいところ、こういったところを共有して詰めております。課長はそれを各課に持ち帰り、各係のほうに伝えていくと、そういった共有の仕方をしております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。尾川議員。

第6番（尾川耕君） それで皆さんにお配りした資料なんですけども、これの表の一番最後かな、3ページ目の表なんですけれども、これ過去の6回分の報告書の発表の期日とか内部調査をいつやったか、外部調査をいつやったかみたいなことを書いてあります。

それで、平成30年のところまでは課長会議で情報を共有していると書かれていました。それ以降、課長会議の記載がなく、庁内情報共有とのみ書かれていました。これは単なるケアレスミスで、課長会議はしっかりやっていると思ってよろしいんですか。お願いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中総務課長。

総務課長（田中克俊君） 先ほど答弁したとおり、課長会議で情報を図っています。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。尾川議員。

第6番（尾川耕君） じゃあ、単純にケアレスミスということで、この辺もこれしか見ない人たちは、いや、何だやっていないんだみたいなことを思うので、そこはしっかり書いていってほしいと思います。

それで、次なんですけども、後期計画になって、この表でいくと真ん中のちょっとあるところ右側のところ、後期計画になってくると、令和3年、令和4年のやつが載っているんですけれども、そこでは内部評価が11月下旬と書いてあるんです。外部評価はどうしているかという年末ぎりぎり、令和3年度も令和4年度の評価も12月28日に資料を各委員に、住民の代表の委員に渡し、1月中旬に回収していますというふうになっています。そこで評価を求めているんですけれども、その後、役場内で取りまとめをして、評価委員会を開催しています。評価委員会が1月末に開催されていることになっています。これは、このスケジュールでは次に生かされているようには見えないんですけども、これはなぜこういう時間が遅れちゃっているんですか、お答えください。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中総務課長。

総務課長（田中克俊君） お答えします。

このように一覧で見ますとはっきりその辺が分かると思いますけれども、総合計画の評価、今回は後期の基本計画評価ということですので、結論的にはこの5年の後期の評価をしていくということになるわけなんですけれども、今、議員のおっしゃるとおり、予算編成の機会を言いますと1年後になってしまうということがございます。実質、前期の計画のときのように、今の時点で既にもう令和5年度の事業というのは完了しておりますので、当然もう準備ができていく、あるいはこれから決算に向けて決算書の附属資料の主要成果の説明書、こういったものは職員が作成していく、これと併せて内部評価をしていくというのが一番事務的かつ効率的、あるいは新年度予算への反映ということを考えますと、9月、10月頃には外部評価を得れば、新年度予算にも生かせる。計上の業務についての評価については、予算がついていなくても、遅れても、新年度に対応はできるわけなんですけれども、予算に関連がついた政策的なものについては、当然、予算の後ろ盾がないとその評価に対して実行ができないということでありますので、この前期のときのようなスケジュールでや

っていきたいというふうに思っておりますし、やっていかなければならないというふうに考えております。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。尾川議員。

第6番（尾川耕君） なるだけというか、早くやっていって、次の次年度にちゃんとしっかりつなげられるようにやっていっていただきたいと思います。

それも、やっぱりこういう計画書は実際、住民の方は持っているわけですから、これを見ると、総合計画の推進といってPDCAを回すと、こうやって書いて、計画を評価して見直して、もう一回プランを作り直してやっていきますという、こういうふうに書いてあるんです。これを書いているのを見て、住民の方は、白馬村役場はしっかりやってくれているんだと思いながらやっているわけです。それで、またこの評価委員の方々も、結局、住民代表として参加されて、ほとんどというか全員が住民代表として出ているわけですが、彼らからすれば、なぜ、年末にこの評価を来て、半月ぐらいで評価して渡して、これが一体いいのかどうかという疑問があると思うんですけども、そういうのは直接、評価委員からは聞いていますでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。吉田副村長。

副村長（吉田久夫君） それでは、全体的なところで私のほうからお答えさせていただきます。

私も何年かこの業務に関わらせていただきましたけれども、時期的に、事務的にスケジュールが遅れたというところは尾川議員おっしゃるとおりなんですけれども、実際に委員の中でこれがこの時期というところについては、私が出た中ではお聞きはしておりません。

先ほど総務課長が申し上げましたが、後期計画は、いわゆるKPIの設定をもって、これがどのように進んでいるのかというところを可視化できるように、前期も一定の判断を基にやっていたんですけども、それはこの後期の5年間の中で、当然、進捗の早いものもあったり遅いものもあったりするので、資料の出すタイミングはともかくとしても、評価そのものがどういう進み方をしているのかというのが評価委員さんのお考えというふうに私は思っております。ですので、3年経ったんですけども、まだKPIの達成が3割しかない、これは残りの2年で達成するのか、どちらかというと、そのような意見が多かったように記憶しております。

当然のことながら、進んでKPIの目標値を超えたというところについては情報修正もしておりますので、スケジュール間のクレームもしくは意見というよりは、その全体の施策に対する意見というのが多かったというのが、私の会議のほうに出た印象というふうに捉えていただければと思います。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。尾川議員。

第6番（尾川耕君） 僕も委員の中に何人かインタビューをして回ったんですけども、やはりそれぞれみんな思いがあって、せっかくこうやって計画をつくって進行していくのであれば、しっかり

PDC Aを回して、しっかりやってほしいなというような意見を聞いていました。そういうこともあるので、この総合計画自体が住民にとって本当に必要なのかというような、要はいわゆる形骸化しているのではないかというのを多くの住民というか委員を務めた人であるとか、日頃、村づくりに深く注視している人たちは結構感じていると思うんです。だから、次の第6次はどうやってつくっていくかということにつながってくると思いますし、その評価をどういうふうにやっていくのかということを実体的にしっかり決めていっていただきたいなと思います。

それで、来年度の話にもなるかもしれないんですけども、この総合計画の前期のほうには、この後ろのほうのページにワークショップを開いたりとか、いろいろやりながら盛り上がってつくってきましたというふうに書かれています。実際、僕も9年前か10年前か、こういうワークショップにも参加して結構わくわくしながら、この村づくりのためにちょっと一肌脱ごうかということであわくわくしながら参加して、意見をああだこうだと言った記憶がまだ鮮明に残っています。そういうことはすごくありがたいし、こうやってしっかり表現して書いていただくというのはすごくありがたいと思いますので、今後、こういうワークショップなりをやっていくのか、それをどういう構成で、どういう段取りを踏んでやっていくのかというのはいつ頃発表することになるんでしょうか、お願いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中総務課長。

総務課長（田中克俊君） お答えします。

計画を策定する上でのプロセスですか、これを住民の皆様にご覧になって、この計画に対して興味を持っていただく、あるいは参画していただくということは非常に大切なことかと思っておりますので、公表については積極的にやっていきたいと思っておりますが、いつ頃と今言われてます、ほかにもいろいろな先ほどのアンケート調査もそうですし、説明会等ありますので、その辺を総合的に考えて、またお知らせしてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。尾川議員。

第6番（尾川耕君） ありがとうございます。まだちょっと時間も若干あるので、しっかり仕組みを考えて、プロセスを考えてやっていっていただきたいと思います。

それで、総合計画の期間を4年とかにしていけないかというアイデアなんですけども、ニセコ町とかでは村長任期に合わせて4年間の時間軸でやっていると、この資料、皆さんに配りました資料の1ページ目の裏です。裏に緑のところが町長任期、下のピンクのほうは総合計画のほうなんですけれども、ちょうど町長の任期の真ん中ぐらいで見直していこうというのでやっています。ニセコ町の場合は4年で3回やるみたいな、12年で1つの総合計画という形でつくっているようです。こうすることによって町長も、白馬村の場合は村長なんですけれども、村長が言った公約とそれに合わせて公約をこういう村づくりをしたいと言って村長は当選しているわけですから、それを総合

計画に盛り込むことによって、しっかりと実際に実行動に移せるんじゃないかなと感じるんですけども、そういった考えは、先ほども聞いたんですけどもないでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 私もちよつとニセコのほうにも状況を伺ったんですけども、尾川議員が言うとおりに、町長任期と整合させるべきという、住民からの意見が多かったという言い方をされていたんですが、ちょっと私、この表を見ても少しまだ理解できない部分がありまして、これ10年でも別にできなないかなというような見方ができるんですけども、年というよりは、私は公約をつくるに当たって、やはりこの総合計画というものの自体は住民にも参加してもらって今後作成していくものですし、現在の第5次総合計画もそういったものに基づいてつくられたものですので、私自身は公約を作る段階でこの第5次総合計画はしっかりと読み込んで、これに基づいてつくってきました。これで特にまだ達成できていない部分ですとか、より力を入れていかなくてはいけない部分ということをもってつくってきましたので、常にこの総合計画にはのっとって公約も含め政策を検討、実行してきているところです。ですので、6次に関してもしっかりと自分の公約も盛り込んだ形にさせていただきたいと思っていますし、一方で、私自身はやはり公約というのは、まず4年の任期の中でできる限り全てを達成することに全力を注ぐべきだというふうに思っていますので、その意味では、次期計画には現在の公約をなるべく達成した上でも盛り込まないというとおかしいですけども、ぐらいの心づもりで動いていかなくてはいけないなというところは一方で感じているところですので、いずれにしてもしっかりと公約を反映した形で作り込んでいきたいと思いますので、ただ、その中で先ほど尾川議員がおっしゃるように、住民の皆さんからぜひこういったものを、例えば8年だ、12年だというようなご意見が非常に強いようで、それが一定の理由があるようでしたら、しっかりと検討していきたいと思いますので、よろしくお願いします。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。尾川議員の質問時間は答弁も含め、あと5分です。質問ありませんか。尾川議員。

第6番（尾川耕君） その総合計画に盛り込むよりは、実際この4年間でしっかりやっていきたいという村長の答弁は心強いとかありがたいとか、思い、感じました。

それで、このインバウンドが復活してとか、コロナが治まって、インバウンドが満員の状態というより、それ以上に伸びてきています。白馬村の中の開発状況とか、結構昔から住む方々にとっては非常に心配、憂慮していると。昔のスキーブームのときにペンションをこっちでやり始めた方々も高齢者になってきて、実際、次にどうやっていくのかという、事業承継的なところです。そういうこともありながらの外国からの資本が投入されて、外国だけでもないと思うんですけども、外からの資本が大量に入ってきて、結構皆さん悩んでいらっしゃるというか、明るい未来を見れていない。本当にここで子育てできるのか、家の問題もありますし、ここの5年、10年、今後5年、

10年、中長期の展望がなかなか望められないと思うんです。

そこで、次から、再来年から始まる総合計画をつくるということなので、しっかりとそこを踏まえて、住民を巻き込んで、明るい村づくりができるような計画づくりをするという、一緒につくっていくというところが重要だと思います。

最後に質問なんですけども、村長、これあと2年ですか、取りあえず任期は。2年の間に、この次の計画をつくるということになりますよね。つくるに当たっての意気込みとかをここでお聞かせいただければありがたいと思います。お願いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 先ほど公約の話も出ましたので、私も公約というところで言いますと「コロナ禍を乗り越え、持続可能な次の白馬へ！」ということをスローガンに掲げましたので、これに関しては、まさに尾川議員おっしゃるとおり、まずコロナ禍を乗り越えて、これだけお客さんが来るといったところは、そういう意味では達成というところでもありますし、明るい未来への一歩というふうに思っております。そこがやはり、まずコロナ禍のまんまですと、こういった動きもなかったですので、そういう意味では明るい未来に向かって、私自身はまずは進めてきているというところで、この先の先ほど言った事業承継等々の問題がいわゆる「持続可能な次の白馬へ！」といったところで、どういった対策をしていけばいいのかということをしかりと考えていくときですし、それに向かった対策を取っていくということになってくるかと思っておりますので、その意味で、私自身の公約もそうですし、第6次総合計画というのは非常に白馬村の将来を左右する大切な計画になりますので、しっかりと住民の皆さんと対話をする中でよいものをつくり上げていきたいというふうに思っておりますので、ぜひ皆様方の協力をよろしくお願いいたします。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。尾川議員。

第6番（尾川耕君） 最後の感想というか……

議長（太田伸子君） 感想ではなく、質問の時間です。

第6番（尾川耕君） 質問ですか。ごめんなさい。質問としては、やっぱり住民の不安をしかり解消できるような計画をつくっていった、それとKPIをしかり回していくということが必要だと思いますけれども、そこまで含めて総合計画をつくるという意気込みがあるのでしょうか。毎年毎年の評価をしていくという、そこまでつくり込んでいくというお気持ちはあるのでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 繰り返しになるかもしれませんが、将来にわたってちゃんと明るい未来を描ける計画という意味では、しっかりとした計画が必要ですので、その中には指標となるKPIといったものも必要となりますので、具体的な数字になるのか、少し言葉頼りなところになるのかというのは、ものによって変わってくると思いますけれども、尾川議員がおっしゃるような形の皆さんにとって、しっかりと目標になる計画をつくってまいりたいと思っております。

以上です。

議長（太田伸子君） 尾川議員の質問時間は答弁を含め、あと40秒です。質問はありませんか。

第6番（尾川耕君） ありません。

議長（太田伸子君） 質問がありませんので、第6番尾川耕議員の一般質問を終結いたします。

ただいまから5分間休憩いたします。

休憩 午後 2時43分

再開 午後 2時48分

議長（太田伸子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

第9番松本喜美人議員の一般質問を許します。第9番松本喜美人議員。

第9番（松本喜美人君） 第9番議員の松本喜美人です。今回の一般質問につきましては、一部、行政が所管でない部分が大いに含まれている内容かと理解しております。

しかしながら、多くの村民、多くの行政区に関わっていくということで、あえてこのテーマとさせていただきます。よろしくお願いします。

それでは質問に入ります。

所有者不明土地の解消等に向けて、令和3年4月に民法・不動産登記法の一部改正が行なわれ、民法では1、土地・建物管理制度の創設、2、不明共有者がいる場合への対応、3、遺産分割長期未了状態への対応、4、隣地等の利用・管理の円滑化を図る方策が令和5年4月1日より施行されています。

不動産登記法では、今年の4月1日より相続登記の申請を義務化し、3年以内に名義変更しない場合は10万円以下の過料の罰則が科せられ、法改正以前から相続登記をしていない不動産にも適用されます。そこで、これらを回避するため、新たに相続人申告登記が設けられ、自ら相続人である旨の登記であり、持ち分の割合登記はないので軽微な手続となります。

今回の法改正は、多くの村民や行政区では大きな課題であり、解決に向けては多大な時間と経済的な支出が伴います。また、今後の行政運営の根幹と捉えて、次の6点、お伺いをさせていただきます。

1点目、村内に所有者不明土地建物の存在の有無は。

2点目、過去に行政の各種事業で相続登記未了や共有地のために計画変更や事業を断念した経緯の有無は。

3点目、相続登記や所有権移転登記は処理されていたが、その後、登記名義人の住所が変更のため、業務に支障が生じた有無は。

4点目、村内30行政区の多くは、共有地を保有していると認識しており、相続登記の義務化対応としては、自治法を根拠法令として法人格を有する認可地縁団体への所有権移転が得策であり、収益事業がない行政区では、法人村民税の均等割額も減免申請することにより税額負担はなく、最

良策と考えるが行政の認識は。

5点目、現在の認可地縁団体数と地区は。

6点目、認可地縁団体の不動産登記の特例の制度内容と対象要件は。

以上、6点、お伺いいたします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 松本議員からは、民法・不動産登記法の一部改正に伴う行政並びに行政区運営について、6項目のご質問を頂きましたので、順次ご答弁いたします。

最初に、所有者不明の土地や建物の有無について、固定資産税の課税という点からお答えさせていただきます。

土地又は家屋の固定資産の納税義務者は、地方税法第343条で登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に所有者として登記又は登録がされている者と規定されています。また、登記または登録がされている個人が賦課期日前に死亡しているときや、法人が消滅しているときは、賦課期日において現に所有している者が納税義務者であるとも規定されています。

固定資産税の課税上で納税義務者が不明な土地や建物はありません。つまり、所有者不明の土地や建物はないということになります。

2点目の過去に行政の各種事業で相続登記未了や共有地のために計画変更や事業を断念した経緯の有無とのご質問ですが、そのような事業はございませんでした。

3点目の相続登記や所有権移転登記は処理されていたが、その後、登記名義人の住所変更のため業務に支障が生じた有無につきましては、例えば、固定資産税の納税通知書が宛先の住所に受取人が居住していないため返還されるケースがあります。これは納税義務者、つまり所有者の住所変更によるものですが、この場合は、住所地や本籍地等に住所確認の調査を行なうこととなり、業務の支障というよりは業務量が増すということにつながっています。

4点目の行政区が所有する共有地を認可地縁団体へ所有権移転登記することに対する認識がありますが、そもそも平成3年に地方自治法が改正され、自治会や町内会、すなわち地縁による団体名義で不動産登記ができるようになったのは、それまで自治会や町内会所有の土地や建物の登記について、個人名または共有名義でしか登記ができなかったことから、代表者や共有名義人の転居や死亡などにより、構成員で亡くなった場合に名義変更の煩雑さや相続等の問題が生じており、このトラブルを解消するために創設された制度でありますことから、議員のおっしゃるとおり、相続登記の義務化への対応と地区の財産管理において有効な手段であると認識しています。

5点目の認可地縁団体の数と地区ですが、認可を得ている地区は、平成6年度認可の塩島区に始まり、エコランド区、堀之内区、新田区、森上区、飯森区、内山区の7地区で、現在検討中の地区も幾つかあると聞いています。

最後に、認可地縁団体の不動産登記の特例の制度内容と対象要件ですが、先ほど答弁したとおり、

平成3年に認可地縁団体制度が創設され、地縁による団体が認可を受けて法人格を取得し、不動産登記ができるようになったわけですが、実際に所有権の移転登記を行なう際、当該不動産における名義人が複数で相続登記がされていないなどの登記義務者が判明しない場合が多々あり、全ての相続人の確定や承諾を得るために多大な労力を費やし、認可地縁団体への所有権の移転登記に支障をきたしているという問題が生じていました。

そこで、このような状態の解決を図るために、地方自治法の一部が改正され、平成27年4月から一定の要件を満たした認可地縁団体が所有する不動産については、認可地縁団体が市町村へ公告申請し、市町村は公告した結果、異議申出がなかったことを証する書面を交付することで、特例により不動産の移転登記をすることができるようになったものです。

その要件につきましては、地方自治法第206条の46第1項に、第1号から第4号まで4つの要件が規定されています。第1号は、認可地縁団体がその不動産を所有していること、第2号は、その不動産を10年以上所有の意思をもって平穩かつ公然と占有していること、第3号は、登記名義人の全てがその認可地縁団体の構成員または構成員であったこと、第4号は、登記関係者の全部または一部の所在が知れないこと、以上の要件を全て満たし、これらを疎明するに足る資料がある場合に特例申請の対象となります。

以上、松本議員のご質問の答弁といたします。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。松本議員、質問はありませんか。松本議員。

第9番（松本喜美人君） 丸山村長より6点にわたりまして答弁を頂きましたので、順次再質問をさせていただきます。

まず、1点目でありますけども、太田税務課長にお伺いをさせていただきたいと思います。村内における不動産の不明物件はないということであります。これは、ただし個人名義というような、答弁から解釈するとそのような意味合いに取れるのではないかと。そこで、複数の登記名義人の共有地の場合、土地の固定資産税の課税、免税点は30万でありますから、30万円以上の固定資産税評価額の土地については、納税通知書が送付されると思いますが、これは共有地につきましては共有名義全員に納税通知が行くのかどうか、お尋ねいたします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。太田税務課長。

税務課長（太田雄介君） お答えします。

まず、地方税法では、共有資産の徴収金は共有者全員が連帯して納付する連帯納税義務ということが規定されています。連帯納税義務というのは、各自の持ち分に関係なく、共有者全員が全額の納税義務を負うというものになります。これによりまして、共有資産を共有者の持ち分に応じて案分して、それぞれに課税することはできないということにされております。

したがって、ご質問のそれぞれに送っているのかという点ですけれども、共有者全員に各持ち分に対しての請求を行なうことはできませんので、共有者の代表者に宛てまして納税通知書を送

付しているというところであります。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。松本議員。

第9番（松本喜美人君） 税務課長のほうから答弁を頂いたわけでありますけども、村内の不動産については、登記は全てされている。ただし、相続登記が全てなされていないと、村内の不動産、不明者がいる、いないという判断はつかないのかなと、このように理解をしております。

そして、国レベルで見ますと、令和2年の国土交通省調査によると、国内の所有者不明土地は全体で24%で、面積は九州に匹敵し、原因としては、相続登記の未了が63%、登記名義人の住所不明が33%と公表されております。これが全国的な状況であるということでもあります。

次に、田中総務課長にお伺いいたします。令和4年12月から令和5年にかけて、既に長野地方法務局から長期間相続登記等がされていないので登記を促す通知が該当者に既に村内にもう郵送されています。私も、地区を申し上げるとあれなのかもしれませんけど、岩岳地区の何名からか、こういう文書、通知を受けたんだけどどうすればいいかというような問合せを頂いております。

そこで、役場にもこのような法務局から登記を促す通知があったんですけどというようなことで相談があったのかどうか、もし相談があれば件数、おおよそで結構です、どのくらいあったのか伺います。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中総務課長。

総務課長（田中克俊君） 答弁いたします。

結論から申し上げますと、役場におきましてこのような相続登記そのものに関する相談を受けたという実績は承知してございません。ただ、業務の中で、特に一番関連してくる税務課ですとか、あるいは農業委員会、そういった中でこういった話題が出てくる可能性がございまして、そんな折には職員のほうから相談先、あるいは相談した内容を十分伺った内容を聞いてアドバイス等はあるかと思えます。

特に昨年、長野県の司法書士会ですとか、あるいは法務局、また報道機関からこの4月1日の相続登記の義務化、こういったことが周知をされましたことから、村民の関心というのは非常に高くなっているかと思えます。

今、松本議員がおっしゃいましたとおり、法務局のほうからはそういった通知を出しているようですけども、その通知の中に法務局のほうに相談に来ていただければ、法定相続人情報を出力した書面を無料で提供しますと、こんなことも添えられているようです。

また、司法書士会の無料法律相談、これも昨年、長野県下全部で行なわれまして、その相談数も令和4年度に比べるとすごく増えているというようなことを聞いております。

そんなこともございまして、役場というよりも具体的な相談は法務局あるいはそういった司法書士会の無料相談、こんなところへ流れているんじゃないかなというふうに推察しています。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。松本議員。

第9番（松本喜美人君） 質問の1項目、それから2項目で感じるところでありますけれども、今回の民法・不動産登記法の改正理由というのは、平成23年3月に発生しました、皆さんの記憶にも生々しいと思いますけれども、東日本大震災やその後、毎年発生した自然災害の復旧工事が相続登記未了により地権者の確定に時間を費やしたことを踏まえ、政府の骨太方針2020年で所有者不明土地問題の解消に向けて取組がなされ、今回の法改正に至っており、本村でも昨年の12月に発生しました黒豆沢の土砂災害復旧工事につきましても、もしこの災害箇所には共有地があったとすると、具体的にあの工事は県が行なうということでありまして、小規模な工事は村が行なうと、そのときに災害復旧ですから早期にやりたいんですけども、共有地の場合には地権者の同意を得る必要があるとすると、なかなかスムーズにできないという現実的な問題があるということ、まずご理解を頂きたいということでありまして。

それから、3点目に質問させていただきました、それぞれの所有権移転、相続登記、全て処理されていたが、登記後に登記名義人が白馬村から例えば住所を変えられたというようなケースでありますけれども、このようなケースにつきましても、今回の登記法の改正で、令和8年4月までに施行予定という解釈でよろしいと思いますけれども、住所等の変更登記の義務化があります。ですから、今回の法改正では、相続登記の義務化、登記後の住所の変更の場合には、変更登記の義務化ということになるかと思います。それで、この登記名義人が転居等により住所を変更した日から2年以内に変更登記をしなければ、5万円以下の過料の適用対象となりますが、施行日については、今日現在まだ未定であります。ただ、法改正と同時に、令和8年4月までには施行ということになります。

そんな状況の中で、この後、共有地について触れさせていただきますけれども、いわゆる個人の相続登記につきましても、先ほど質問の中で発言をさせていただきましたけど、事前に既に該当する方には通知が行っているということになりますと、裏を返せば、3年以内の相続登記という期間限定でありますから、令和9年の3月31日までに住んでいないと事前に告知してあるのになぜやらないのということになると思います。そうすると、個人の場合、1筆当たり10万円ということになりますと、10筆ありますと100万円の過料が発生するということになるのかなということになります。

それで、4番目では、行政的には認可地縁団体の処理というのが最良だということで答弁をいただきました。

その中で、私の飯森区の実態というものにちょっと触れさせていただきます。私の飯森区では土地の共有地が21筆で、内訳等は公民館、お堂の敷地、グラウンド、昔の簡易水道の水源地、さらに地区の神様のほこらを祭った原野と山林等で、登記名義人総数は1,191人です。仮に、

この1,191人のうち登記済みが191人であっても、残り1,000人の相続登記が令和9年3月31日までに完了しないとき、遅延理由が正当でないと判断されたときは、相続人1人当たり10万円の課金掛ける1,000人という1億円という膨大な金額が出てくるということであり、飯森区の場合には1筆で最高の登記名義人は、昔の簡易水道の水源地が102名であります。ですから当時は飯森区に住んでいた全員が権利があるというようなことで全員の登記がなされたのではないかと、そんなふうに想像しております。

さらに、飯森区では隣組が8組で構成され、各組2筆の山林が共有地であります。これは組の山ということであります。

それから、さらに区内の墓地も共有地の可能性があります。私どもの地区というのは平均、この場所は太田姓の太田仲間の墓地、田中仲間の墓地というような形になっていますので、これは調査をしてみないといけませんけども、これらもそれぞれの共有地の可能性が大ではないかなと、そんなふうに認識しております。

私も、相続登記の永続的な解決策は認可地縁団体へ、いわゆる法人格を有する法人に所有権を移転する、いわゆる委任の終了ということを登記原因とする所有権移転が最良策と私も思います。一旦移してしまえば、あと売却とか解散しない限りは何も手続しなくていいということでもあります。したがって、認可地縁団体への移行が最良策だと、そのように申し上げたいと思います。

議長（太田伸子君） 松本議員、質問に入ってください。

第9番（松本喜美人君） 田中総務課長に質問させていただきます。

認可地縁団体設立の基本的な要件は何かを伺わせていただきます。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中総務課長。

総務課長（田中克俊君） ご答弁いたします。

地縁による団体といいますのは、市町村長が認可をして、認可地縁団体というような言い方になりますけれども、基本的な認可要件、これは地方自治法の第260条の2、認可地縁団体の条項の一番最初のところにうたっております。

4つ要件がございます、その地域が地域社会の維持形成のために地域的な協働活動を行なっていること。2点目が、その区域が住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。3つ目として、その区域に住所を有する全ての個人は構成員となることができるものとして、相当数の者が現に構成員になっていること。最後に、規約を定めていること。この4つの要件がございます。

白馬村の公式ホームページに、認可地縁団体設立のページがございます、今、私が説明した内容に解説をつけて、また詳しく載せてございますので、村民の皆様もぜひ御覧いただければと思います。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。松本議員。

第9番（松本喜美人君） 今、総務課長のほうから答弁を頂いた中で1点だけ再質問、再々という
ような形で恐縮でありますけど、伺わせていただきます。

先ほどの地縁団体のいわゆる4つの認定要件というようなことで説明がありましたけれども、その中に構成員は個人が構成員になるんですということでもありますけども、現在の共有地の多くには個人とそれから各事業所、営業されているような会社とかそういったものも含まれておると思えますけども、こういった扱いというのは、いわゆるご商売されている事業所等々については、どのような扱いということになるのかお伺いさせてください。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中総務課長。

総務課長（田中克俊君） お答えします。

おっしゃるとおり、要件としては区域内に住所がある個人というふうにいわれているところですが、国のほうからの通知では、認可地縁団体の構成員は、今言ったように個人に限られるんですけれども、例えば法人ですとか組合、こういった団体が賛助会員等になることを妨げるものではないというような通知が来ております。村のほうのホームページにも、例えば区域外の者も賛助会員や準会員として会費を払って活動することも問題はないけども、総会において議決権はありませんと、そういったことでうたわせておりますので、そのようなご理解をお願いしたいと思います。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。松本議員。

第9番（松本喜美人君） 5点目の質問項目で、村内の地縁団体への移行についてでありますけれども、私、令和4年の12月の定例会に同じような質問をさせていただいた時点では4行政区ということで、そのとき取組中の行政区としては9地区ありますというようなことで答弁を頂いた記憶がございます。今回、4地区のほかに3地区で、全部で7地区が地縁団体に移行したということがあります。

それで、これは、もし分かったら答弁いただきたいんですけど、総務課長にお伺いします。村内には7地区の地縁団体が既に存在しておるわけですが、地縁団体を設立する目的でありますけれども、私のところなんかは共有地の解決というのが主目的であったかと思えますけども、例えば、集会施設、公民館等々を新築したい、しかし、大きな公的な補助金を受けるには地縁団体が必須というふうに理解しております。そういった、さらに社会通念上で申し上げますと、任意の行政区と法人格を有する行政区、法人格を持っていると一般的には社会的信用度というのは高くなるというのがごく当たり前であります。

そこで、最近取り組んでおる行政区、さらには設立済みの行政区の認可地縁団体に移行した主目的といいますか、何が目的でこのような設立に至ったかというような情報をつかんでおったら教えていただきたいと思えます。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中総務課長。

総務課長（田中克俊君） お答えします。

平成3年にこういった制度ができたというのは、今、議員がおっしゃったとおり、それまでの自治会というのは権利なき社団ということで登記ができない。それを解決しようというところで始まった制度というところで、本村で早くに認可地縁団体、一番早くになったのが塩島区であります。恐らく塩島区は共有地をお持ちですので、こういった問題を解決するために、いち早く認可地縁団体にしたというふうに伺っております。

最近では、特に公民館いわゆる地区の集会所を建設するのにコミュニティ助成金を活用するケースが多いわけですが、ここにははっきり認可地縁団体というようにことがうたわれておりまして、要は権利なき社団、いわゆるこれまでの飯森区ではこういったことができなかったわけですが、飯森区も認可地縁団体になりますので正々堂々とこれに手を挙げるができるということ、これが要件。最近、新しい集会所を建てているところは、そんなところにもらんでいることかと思えます。

また、最近では、認可地縁団体を設立する目的が、不動産の取得だけでなくでもいいというふうに自治法が改正されておりますので、これからは、例えば自動車を区の名義で購入しようとか、そういったことが目的で設立するというようなケースも考えられます。そういったことも含めて、住民の方には周知を図ってまいりたいというふうに思っております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。松本議員。

第9番（松本喜美人君） 6点目の認可地縁団体の不動産登記の特例ということでもありますけれども、通常、個人の場合、それから法人等々、いわゆる民間法人等々でありますけれども、土地の所有権のトラブルというのは訴訟を起こして裁判で解決していくというのが一般的でありますけれども、この認可地縁団体の不動産登記の特例というのは、要件に当てはまって行政に届出を出して、そして単純に言うと3か月間、どなたからも異論がなかった場合には裁判を起こして勝ったのと同じで、それを証明書として所有権の移転ができるというようなことであります。簡単に言えば、

これは、実は飯森区は2年前に既に法律事務所のほうに調査を依頼してスタートを切っているわけです。それは、不動産登記の特例を使える要件の一つに、共有者の中でどなたか1人でもいいから不明な人がいないと駄目ですという要件があるために、飯森区では全部分かったところもありますので訴訟という部分も考えているわけであります。

そこで、いわゆる相続登記絡みでいいますと、相続人の調査に膨大な時間をかけ、さらに裁判で経済的な経費負担、そして司法書士への具体的な登記事務でお金がかかるというようなことになろうかと思いますが、この不動産登記の特例がうまく使えば、裁判費用等は完全に軽減できるわけであります。

そこで、この要件の中で1点だけ、総務課長にお尋ねをさせていただきたいと思います。特例要

件に基づいて役場のほうに申請をしていくと、役場のほうでは公告期間3か月以上ということであつたわけであり、示されていますけれども、これはそれぞれの案件ごとに具体的にいつからいつまでという日にちが指定された中で公告がなされるのかということだけお尋ねしたいです。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中総務課長。

総務課長（田中克俊君） お答えします。

実は、これは本村ではまだ特例を使って公告をしたということはないんでありますけれども、事務上、どういうふうを考えるかといいますと、村長答弁の中でも公告申請をするというような答弁がございましたけれども、村としましては公告申請が出てきまして、それを受理したならば、今おっしゃっているその要件、この要件に確かに自治会が見合っているかどうかというところを審査します。それが要件相応ならば、玄関の掲示場へ公告をすると、その公告をした日をもって、3月の起点になります。3か月以上という言い方をしておりますけれども、自治法でいいますと公告の期間は3月を下つてはならないというような言い方をしております。すなわち、3か月以上と考えていただいて結構です。

玄関の掲示場に公告した日が起点であると。じゃあ、3月後はいつになるのかといいますと、これは民法の基準で翌日を起算日として暦の上で3月、例えば2月は28日ですとか、1月は31日ですとか、ばらばらですので30日とかそういうふうな決めではなくて暦の上で3月経った日が終了日、終了日といいますか下らない期間ということになります。

こんな答弁ですが、お願いします。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。松本議員。

第9番（松本喜美人君） この問題で最後の質問になろうかと思いますが、不動産登記の特例という中に、先ほども触れてさせていただきました、4つの要件を全てクリアするということがあります。1つ目は、当該認可地縁団体が当該不動産を既に所有しているというようなことが一つあります。それから、当該認可地縁団体が当該不動産を10年以上所有の意思をもって平穏かつ公然と占有していること。それから、3点目は先ほども答弁にあったとおり、当該不動産の所有権の登記名義人、もしくは元、かつて名義人であった人たちが構成員でいるということ。それから、先ほど触れさせていただきましたけれども、登記名義の中に所在地不明の方がいらっしゃるということになります。これで解釈していきますと、これから認可地縁団体をつくって、そこに総会等々で、今ある共有地の所有権を認可地縁団体に移行することを区の中で総会決議がされた。でも、この1番目の要件の10年以上所有というところには、まず当てはまらないというのが現実にかかるわけがあります。

そこで、2点目の中で、地縁団体が当該不動産を10年以上所有の意思をもって平穏かつ公然と占有しているという字句があります。この占有というのは、私の具体例で申し上げますと、飯森区は共有地を賃貸しておりまして収益を上げてございますので、それらに課税する固定資産税を全て

飯森区が負担しているというようなことが、一つのこの占有というところでは大きな理由になるのかなというふうに私は考えております。行政的にこの占有というところはどういうことかということとを具体的に教えていただきたいと思います。総務課長、お願いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中総務課長。

総務課長（田中克俊君） お答えします。

先ほど答弁申し上げました公告を求める申請書、こちらの添付書類として、今おっしゃいました4項目、その事実がそれが確かであることを判断するための資料、こういったものを添付してもらっています。これは法的には疎明に足りる資料というような言い方をしていますけれども、これを添付してもらっています。今の10年以上の占有の我々が判断するときの考え方ですけれども、一番は各地区の事業報告書、そういったところにその不動産を所有または占有しているというような事実が記載されている。そういったものが過去10年分あれば、もう一目瞭然です。また、あるいは財産台帳というようなものをしっかり作ってある地区、これも10年前からの台帳を見せていただく。こういったものが一番であります。ただ、それがなければ一切駄目だということではなくて、そのほかの資料として、例えば税務課のほうで発行しています納税証明書、あるいは固定資産課税台帳の記載事項証明書、また法務局備え付けの登記事項証明書、こういったものから推察したり、国のほうからの事務提要によりますと公共料金の支払い領収書、こんなものも参考になると。さらに、それでも駄目なら当該不動産を占有しているということが分かる写真、古い写真、こういったものも参考にしてくださいということは国のほうから事務提要ということで示されております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。松本議員。

第9番（松本喜美人君） 質問としてはこれが最後であります。今回の不動産登記法の改正や認可地縁団体等は、認可基準とか事務手続、それから不動産登記の特例等について、やっぱり村民に広報で周知をしていただくということが大変重要ではないかなと、これは処理を間違えますと経済的な大きな支出につながるということが背景にございます。

私も村の広報を法改正以降、何かあるのかなということで見てきたんですけども、令和4年の10月の553号と今年1月の568号に少し掲載されています。あと、それと税務課関係のページのところに法人村民税の中で認可地縁団体というような言葉が出てきております。そんなこともありますので、紙面の都合もあろうかと思いますが、認可地縁団体とは、それから設立の経過といいますが、それから最後に不動産登記の特例というようなところで、シリーズ的でも結構でありますので、掲載していただくというような考えがないかお尋ねをさせていただきます。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中総務課長。

総務課長（田中克俊君） お答えします。

法改正等につきましては、関係省庁のほうから市町村のほうへこういったものを広報に掲載して

くださいというような依頼がございます。そんな中で、我々としては、村民にとって重要かつ大切な情報、こういったものを広報のほうに載せてございます。

今、認可地縁団体の話というものはございましたけれども、村長答弁でもございましたとおり、この相続登記への義務化、あるいは区有財産の管理、これについては非常に有効な手段ということでございますので、村のホームページにもしっかり載せてありますが、そちらへ案内するような形で広報はくばのほうにこの認可地縁団体への理解、こういったものを掲載する。あるいは、地区の役員の方に知っていただくように区長会議のときに何か資料を出す、こういったことは継続してやっていきたいと思っております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。松本議員。

第9番（松本喜美人君） 今回の一般質問につきましては、冒頭にも申し上げましたとおり、法律改正に伴う相続登記を取り上げ、それも行政区に絡む共有地に視点を置かさせていただきました。これは、認可地縁団体は行政事務の一環であるという理由であります。

しかし、多くの村民に関わる課題であります。相続手段には遺言、協議分割、法廷分割が基本ですが、村内では圧倒的に協議分割と推定します。そんな状況の中にあって、村民にとって役場が一番身近な頭脳集団であると私は認識しております。顔が見え、気楽に相談ができる場であり、行政の基本姿勢の一つである村民に寄り添う、実際相続登記というのは行政業務の範疇外でありますけれども、やはり村民に寄り添うということをさらに高めて相談の場に立つことを望み、大分早いですが、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（太田伸子君） 質問がありませんので、第9番松本喜美人議員の一般質問を終結いたします。

これで、本定例会第1日目の議事日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。明日6月6日午前10時から本会議を行ないたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 異議なしと認めます。よって、明日6月6日午前10時から本会議を行なうことに決定いたしました。

これもちまして、本日は散会といたします。大変お疲れさまでした。

散会 午後 3時36分

令和6年第2回白馬村議会定例会議事日程

令和6年6月6日（木）午前10時開議

（第2日目）

1. 開 議 宣 告

日程第 1 一般質問

令和6年第2回白馬村議会定例会（第2日目）

1. 日 時 令和6年6月6日 午前10時より

2. 場 所 白馬村議会議場

3. 応招議員

第1番	丸 山 和 之	第7番	太 谷 修 助
第2番	増 井 春 美	第8番	津 滝 俊 幸
第3番	横 川 恒 夫	第9番	松 本 喜美人
第4番	切久保 達 也	第10番	加 藤 亮 輔
第5番	加 藤 ソフィー	第11番	丸 山 勇太郎
第6番	尾 川 耕	第12番	太 田 伸 子

4. 欠席議員

なし

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村 長	丸 山 俊 郎	副 村 長	吉 田 久 夫
教 育 長	横 川 秀 明	総 務 課 長	田 中 克 俊
税 務 課 長	太 田 雄 介	健康福祉課長	工 藤 弘 美
会計管理者会計室長	太 田 俊 祉	参事兼建設課長	矢 口 俊 樹
観 光 課 長	鈴 木 広 章	農 政 課 長	田 中 洋 介
上下水道課長	廣 瀬 昭 彦	住 民 課 長	堤 則 昭
参事兼教育課長	横 川 辰 彦	子育て支援課長	内 山 明 子
生涯学習スポーツ課長	松 澤 宏 和	総務課長補佐兼総務係長	長 澤 肇

6. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 下 川 浩 毅

7. 本日の日程

1) 一般質問

開議 午前10時00分

1. 開議宣告

議長（太田伸子君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。

これより、令和6年第2回白馬村議会定例会第2日目の会議を開きます。

2. 議事日程の報告

議長（太田伸子君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付してあります資料のとおりです。

△日程第1 一般質問

議長（太田伸子君） 日程第1 一般質問を行ないます。

会議規則第61条第2項の規定により、本定例会に一般質問の通告をされた方は11名です。

3名の方の一般質問は昨日終了いたしました。本日は4名の方の一般質問を行ないます。

質問をされる議員は、質問、答弁を含めた1時間の中で、質問事項を明確、簡潔に質問されるようお願いいたします。

なお、本定例会の再質問につきましては、会議規則第63条の規定により、1議員1議題につき3回までと定められておりますが、制限時間内での再質問は議長においてこれを許可いたしますので申し添えます。

それでは、あらかじめ質問の順位を定めてありますので、順次一般質問を許します。

最初に、第5番加藤ソフィー議員の一般質問を許します。第5番加藤ソフィー議員。

第5番（加藤ソフィー君） 第5番加藤ソフィーです。

本日の午前中は、私と丸山勇太郎議員から、子育て支援施設に関する質問になりますので、この機会にしっかりと聞いていきたいと思っています。よろしくお願いいたします。

では、通告書に従い一般質問を行ないます。

この春に、子育て支援施設も含めた図書館複合施設の整備計画を断念し、老朽化が進む子育て支援ルームの建て替えを先行して行なうことが決まりましたが、具体的な機能や考え方などを伺います。

1、新しい子育て支援施設はどのような機能を持たせるのか。

2、公園の整備も同時に行なうとのことだが、具体的にはどのような公園にするのか。ニーズはしっかりとつかめているのか。

3、説明では10億円規模とのことであったが、その内訳は。土地の取得や公園の整備、工事中道路の整備費などは含まれているのか。

4、建設中の一時保育や遊び場の確保はどうするのか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） おはようございます。一般質問2日目、本日もよろしくお願いいたします。

加藤ソフィー議員からは、子育て支援ルーム建て替えについて、4項目のご質問をいただきましたので、順次ご答弁いたします。

最初に、新しい子育て支援施設はどのような機能を持たせるのかについてお答えします。

これまで図書館等複合施設整備計画において検討してきた機能を基本とし、現在の子育て支援施設や、本村の子育て世帯の状況等を踏まえて再検討します。具体的には、現在の子育て支援ルームにある地域子育て支援拠点機能と一時預かり保育機能のほかに、多目的に使える部屋や室内型広場などです。子育て支援施設ではありますが、地域の方が子育て世代を身近に感じ、見守り、支えられるよう、他世代が利用し交流ができる多目的な空間づくりを検討しています。

次に2点目の公園の整備に関するご質問ですが、本村において公園の整備は保護者からの長年の要望であり、近年は図書館等複合施設と併せて整備するとしてきました。このたび、子育て支援施設を先行整備し、基本的な考え方としては、将来的には図書館を隣接するなど、より複合施設に近い形で整備する方針としましたので、整備する用地及び隣接する木流公園も含め、子供や保護者が楽しみに出かけられる場所となるように整備を検討します。

思い描く公園の形態は様々であろうかと思いますが、未就学児から小学校低学年の子供と保護者が利用することを主軸に考え、今年度開催する子ども子育て会議や、その前段となる子育て世帯へのアンケートにおいてもニーズの把握と分析をしてから反映させたいと考えています。

次に、3点目の事業費の内訳と土地の取得や公園の整備、工事用道路の整備費などは含まれるのかについてお答えします。

事業費の内訳は、基本設計、実施設計、工事管理費用、造成費用、建築工事費用、外構工事費用、什器備品費用、解体撤去費用です。これには、遊具や緑化費用、工事用道路の造成費用を含んでいますが、土地の取得費用は含まれていませんので、別途その費用が必要になります。

最後に、建設中の一時保育や遊び場の確保についてのご質問ですが、今回の計画では、現在の子育て支援ルーム西側の用地に子育て支援施設を新築します。そのため、新施設が開館するまでの間は、現在の子育て支援ルームを現在と同様に、親子の遊びや交流の場、及び一時預かり保育を継続します。ただ、工事に伴う騒音や安全対策のための柵等の設置により、園庭や駐車場に多少なりとも制限が生じることが想定されますので、基本設計、実施設計において可能な限り利用する子供や保護者の迷惑にならない方法を検討し、その内容を施工業者に指示し対応していく予定です。

以上、加藤ソフィー議員のご質問への答弁とします。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。加藤議員、質問はありませんか。加藤議員。

第5番（加藤ソフィー君） まず、子育て支援施設の整備に関してなんですけども、これまで図書館複合施設でアンケートとかワークショップとか、いろんなことを行なって、村民の意見を聞いてきたりしたと思います。それでできたコンセプトもあるかと思うんですけども、どういったものかいいとか、本当にいろいろなことが議論されたと思うんですが、そこをもとに進めていくのか、そ

れとも今年度子育て会議、子ども子育て会議が行われて、アンケートも行なうということもあるのですが、どこまで今までの計画をもとにしていくのかというところをお伺いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。横川教育長。

教育長（横川秀明君） 幼児期の遊びというのは学びであり、手を取り合って親子で学ぶ機会の提供というのが行政の責務というふうに思っております。子育ての礎であるとともに、やはり今までの住民の皆さんの意見を大切に、基本設計には専門家のご意見を、要望も合わせながら、幼稚園とかあるいは保育園の架け橋になるような子育て施設が望ましいというふうに考えております。

また、子育て家庭の中では、孤立した育児というか、親子関係で不安や悩みを抱えるような子育ての時期もあろうかと思っておりますので、そういった方々にとっても支援になるような、そんな施設を私は考えております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。加藤議員。

第5番（加藤ソフィー君） 今のは子育て支援施設に限ったコンセプトというか、そういったものだったと思うんですけども、今まで検討してきたのは図書館複合施設という、本当に多世代にわたって使われるような施設であったと思います。その中で、計画に盛り込まれているものは、もちろん子育て支援だけのものではなかったかと思うんですが、その今までの計画を一回白紙に戻すということではよろしいですか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。横川教育長。

教育長（横川秀明君） 今までの計画を白紙に戻すわけではございません。今まで要望がございましたり、ワークショップでご希望がありました、その要望についてはもちろん考えていきたいというふうに思っております。

加藤議員からありました一般の大人のひととの子供たちの関係、これもやはり大切にしなければいけないと思います。子供を中心に、子供の成長の観点から成育環境を整えることはもちろんですが、例えば在宅や子育てをする世帯の子どもに、家庭とは異なる経験、あるいは家庭以外の人と関わることで、それも支援ルームの大切な役割だというふうに考えておりますので、その辺も大切に考えながら建設を考えていきたいと思っています。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。加藤議員。

第5番（加藤ソフィー君） 最初の答弁でもあったと思うんですけども、多目的に使えるものを入れていくですとか、室内型広場ということも出てきました。なので、子育て支援施設の中にそういうコミュニティスペースをつくっていくという解釈でよろしいですか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。横川教育長。

教育長（横川秀明君） 子供は保護者が育てるだけではなく、やはり社会の様々な人が関わり、社

会全体で子育てを支えるということが大切だと考えますので、議員ご指摘のような方向を考えております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。加藤議員。

第5番（加藤ソフィー君） 分かりました。すごいいい方向性だと思います。この施設の中に放課後児童クラブというものは入れる予定でいらっしゃるのでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。内山子育て支援課長。

子育て支援課長（内山明子君） 放課後児童クラブは入れる予定はありません。放課後児童クラブは学校により隣接しているということもありまして、複合施設の計画の途中から放課後児童クラブは現在のところがいいだろうということで、放課後児童クラブについては予定に入っておりません。以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。加藤議員。

第5番（加藤ソフィー君） この子育て支援の整備と、住民へ向けての説明会の中でも、公園の整備を同時に行なっていくということも説明されていたと思うんですけども、公園についても聞いていきたいと思います。

公園になってきますと、今まで図書館複合施設の検討の中に、公園を整備するということは深くは計画に入っていなかったと思うんですけども、そこら辺の方向性をお伺いいたします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。内山子育て支援課長。

子育て支援課長（内山明子君） 公園については長らく、先ほど村長も申し上げたように、複合施設で検討するということになっておりまして、今回も公園隣接という形で遊具の設置ということを考えております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。加藤議員。

第5番（加藤ソフィー君） 公園も整備するということで、この説明会に配られていた資料があるんですけども、そちらに示されている赤枠で囲った建設予定地を見ると、図書館も先送りしたんだけど、建てる予定で、図書館イメージというところで、この予定地の中に組み込まれてはいると思うんです。ただ、図書館を本当に建てるかどうかはまだ決まってないですね。そういった中で、子育て支援施設もここに入れ込み、公園も整備するとなったときに、この土地の利用の方法というところが、無駄が出てきたり、図書館を建てるか建てないかということも一緒に決めていかなければいけないと思うんですが、そこら辺いかがでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。横川教育長。

教育長（横川秀明君） ご指摘がありました図書館の施設につきましては、隣接する形を一番望ましい形として思っております。ただ、先送りになりましたので、その図はイメージというふうな解

釈をしていただければありがたいということです。

遊具等の施設についても、支援ルームをつくった基本設計を基に、どのような位置でどういうものがいいのかということを、今までも一応検討はしておりますけども、位置も含めて隣の本流公園もございまして、そちらとの関係も併せながら設置場所をできるだけ有効に利用したいというふうに思っております。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。加藤議員。

第5番（加藤ソフィー君） 非常に図書館を建てるか建てないかというところで、公園の広さも大分変わってきますし、有効に活用できるかどうかというところが変わってくると思うので、図書館の判断を先送りにして、ここの土地を利用するというのは、かなり非効率ではないかなと思います。この示された資料の中では、赤枠で建設予定地ということで線が書かれているんですけども、ここでは本流川の公園が入ってきてはしないんですが、その本流川の遊歩道の整備も含めた、その10億円規模の整備ということでよろしいですか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。横川教育長。

教育長（横川秀明君） 本流公園の整備を含めてとなりますと、先というか、まず支援ルームの建設に伴って設置場所、それから公園の整備、広く考えていきたいと思っておりますので、今回の予算の中には全く入っておりません。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。加藤議員。

第5番（加藤ソフィー君） この立地は本流川に隣接されて、景色もよく、すばらしい公園になる可能性に満ちているので、本当に全体的に捉えて計画をしていただきたいと思います。このすぐくいびつな形をしていると思うんですけども、さらに隣の農地というところまで含めて計画はなされないのでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。横川教育長。

教育長（横川秀明君） 現在の計画段階におきましては、この間、この頃の住民説明会でお示しをしましたとおりの範囲でございまして。ただ、加藤議員ご指摘のように、景観、それから自然環境のすばらしい地区であります。私も個人としては、もう少し広くというか、村で取得することができれば、近隣の住民の皆さんともご相談をしながら、将来的な予算については検討していきたいというふうに思っています。ただ、現段階ではお示しをしました範囲内での建設工事を予定しております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。加藤議員。

第5番（加藤ソフィー君） 村長の考えもお伺いしたいんですけども、この公園の整備というのは、村民から長く要望されていたことだと思います。私も村民から何回も言われたこともありますし、

本当に今申し上げたように、この場所というのは、村民にとってすばらしい場所になり得ると思うので、ぜひこの木流川とセットで最初から考えていただきたいんですけども、そこはいかがでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 公園の整備に関しましては、私も実際に公約で入れているところですので、これに関しては実現させていく予定で動いております。規模に関してなんですが、今、加藤ソフィー議員がおっしゃるような形に、私としてもしたいという希望があるんですけども、今回やはり財政的なところを理由に一旦先送りしているという背景がありますので、まずそこが確保できた上でということになりますので、それに関してはしっかり財政面に関してはこれから取り組んで引き続きいきますので、その状況を見てそういった形が取れるようであれば、ぜひしていきたいという希望はございます。

以上でございます。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。加藤議員。

第5番（加藤ソフィー君） せっかくいい立地なので、すごく有効に活用していただきたいというのが私の思いです。そして、この公園、図書館複合施設の計画の段階からなんですけど、八方池山荘の建て替えの計画のときは、すぐにイメージ図が出てきたんですよ。すごい早いと思ったんですけども、図書館複合施設の場合は、なかなか村民がイメージしやすいようなイメージ図というのが示されていなくて、先送りしたんですけども、子育て支援施設は八方池山荘よりも早く建てる予定でいますよね。なんですけど、イメージ図がまだないというところがあるので、そのイメージ図を早めに出していただきたいんですけども、そこら辺いかがでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。内山子育て支援課長。

子育て支援課長（内山明子君） イメージ図の基本設計によるものだと思うんですが、基本設計につきましては、令和7年度に予算取りをして、早い時期に基本設計をさせていただくという形に計画しております。今年度はそれに先だって、その前段階で進めていく予定でおります。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。加藤議員。

第5番（加藤ソフィー君） この八方池山荘との違いは何かと。稼げる施設かどうかという違いもあると思うんですけど、村民にとっては非常に大事な施設になってくるので、ぜひ早めにイメージを公表して、そこでまた意見を募っていくということが必要になってくるかと思います。設計は来年度ということなんですけども、今年度は何をされていくのかお伺いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。内山子育て支援課長。

子育て支援課長（内山明子君） 今年度は来年度に向けて、複合施設のときの計画をもとに、子育て支援施設に入れる機能ですとか、その辺のところをしっかりと再検討して詰めていくという形と、あと土地に関するいろんな準備等をしていきたいと思っております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。加藤議員。

第5番（加藤ソフィー君） この整備のところで、子育て支援施設という名前になってくるので、先ほど教育長も申し上げていたように、多様な人たちが関わる施設というイメージを持ちづらくなってしまったんじゃないかなと思います。図書館であれば、いろんな人が来れるイメージがあると思うんですが、子育て支援となると、子育て世代向けのものかというふうに、ぱっと考えるときになってしまいがちになります。

この整備をやっていく中で、1つ私から提案したいものがありまして、本日お配りしている資料なんですけども、これは表がインクルーシブ公園について触れさせていただいているんですけども、裏がインクルーシブ遊具の事例となっています。インクルーシブという言葉は初めて聞かれる方も多いかもしれないのですが、簡単な言葉を使うと、ここにも書かれているように、みんなが含まれているということになってきます。包括とかそういう意味があるんですけども、誰一人取り残さずにみんなが含まれている、様々な立場とかいろんな背景を持った人たちに配慮が行われているということを指します。

白馬村第5次総合計画では、多様であることから交流し学びあい成長する村というサブタイトルがあるかと思うんですけども、様々なバックグラウンドを持っている村民が日々の暮らしの中で交流する場というものが、今のところないのが現状なので、図書館複合施設がこれまで要望されてきたところだと思うんですけども、それが実現が難しいというところなので、これから整備する公園というものは非常に大事になってくるかと思います。公園も含めて子育て支援施設に入るコミュニティスペース、そこも大事だと思います。やっぱり、多様な方々に利用しやすい公園というものを考えなければならないと思うんですけども、そちらの検討ということはされているのでしょうか。お伺いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。横川教育長。

教育長（横川秀明君） 公園とともに子育て施設には、これも予算の許す限りなんですけども、目的なスペース、多世代、それから多くの人に関われるような施設、スペースを考えております。どのぐらいの広さになるか、あるいは子育て施設との関係がどのぐらいになるかというのは、ちょっとまだ具体的にはお話できませんけれども、私たちの考えの中には、加藤議員ご指摘のようなイメージを持った上で設計してまいりたいと思っています。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 私のほうから、公園のほうのインクルーシブルというところですけども、加藤議員おっしゃるとおり、第5次総合計画のところにそういったコンセプトがありまして、加えてユニバーサルデザインのまちづくりというのがテーマになっておりますので、これはこの公園に

限らず、今後行政として整備していくものに関しては、常に念頭においてやっていかなくてはいけないコンセプトだと思っております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。加藤議員。

第5番（加藤ソフィー君） この資料の表の上の段の右側のほうに、従来の公園とインクルーシブ公園の進め方の違いが示されているんですけども、私はこの進め方というところも非常に大事だなと思ってまして、今年度アンケートを取るということになってよかったと思いますが、設計を行なってしまったら、その後も工事まで意見を取り入れないという進め方が多いのではないかと思います。ですが、やっぱり設計、本当にこういう施設になるんだよといったタイミングで、さらにまた利用者へのヒアリングということを行なう。そして完成した後も利用者のヒアリング、公園に来れない人へのヒアリング、そういったものを行なってどんどんよくなっていくという場所をつくる、こういうプロセスが大事になってよかったと思うんですけども、こういった進め方をしていただけないかというご提案です。いかがでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。内山子育て支援課長。

子育て支援課長（内山明子君） 子ども子育て会議を今年度開催するんですけども、今年度は基本設計に向けてのご意見を伺っていきながら、また令和7年度も子ども子育て会議等で、また進捗状況でのご意見を聞きながらということで、変更できないものもありますけれども、中の細かいこととかはご意見を聞くことができるようにしていきたいと思っております。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。加藤議員。

第5番（加藤ソフィー君） ぜひそのように行なっていただきたいです。そして、完成した後も、完成して終わりではなくて、やはりどんどんよくなっていく方向に、ぜひ意見を聞くという、そういった機会をつくっていただきたいと思います。インクルーシブ遊具も、裏面のほうに参考として、車椅子から乗り降りしやすいですとか、あと自分で体を支えられない子供でも乗れるブランコですとか、こういったものもあるということで、今インクルーシブ遊具を設置する公園というのは非常に増えてきているんですが、設置して終わりというところが非常に多いようです。なので設置してそのまま使われているのかも分からないみたいな状況の公園も多いということをお伺いしました。なのでそこら辺も、完成した後の運営の仕方によってくるかと思いますので、ぜひお願いしたいところになります。

そして、工事中のことに関してはお伺いしたいと思うんですけども、子育て支援ルームをそのまま使用しながらの工事になるというところで、この工事用車両というのは、どこを通るイメージなのかをお伺いいたします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。横川教育長。

教育長（横川秀明君） 住民説明会の折も、そのようなご質問がたくさんございました。建設工事

には安心安全を第一にした上で、工事用道路を現子育て支援ルームの木流側を工事車両が通るような予定をしております。その折にご指摘のように、例えば騒音とかがございますので、その辺は工事関係者とミーティングをした上で、対策をとって、施設がそのまま使えるような形ができれば望ましいというふうに思っております。ただ、どこまでの騒音で安全対策がきちんととれるかどうかについては、まだ未確定の部分もございますので、その辺は別の場所にするとか、その辺は考えていかなければ、検討する余地はあります。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。加藤議員。

第5番（加藤ソフィー君） この子育て支援ルームのすぐ横に建設されるということなので、非常に環境的にはよくない環境になるのは、目に見えているのではないかと思います。工事用車両も、この立地の欠点がアクセスという面で、周りの道路も狭いというのもありますし、小学校も近くにある。子育て支援ルームもあり、非常にそこら辺がシビアなところかなと思います。工事用車両を今までの説明では、子育て支援ルームの遊具があるところが通ればよいという話だったんですけども、そうなりますと、非常にすぐ横が子育て支援ルームになってくるので、そこら辺の環境の悪化は避けられない。そこはやはり場所を移して、工事中の間は子育て支援ルームは場所を移して整備するのが一番いいかと思うんですけども、そこはいかがでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。横川教育長。

教育長（横川秀明君） 先ほどもお話ししたとおり、安全第一、これは優先すべきことでございます。その上で、どこかの場所であるということも考えてはみております。例えば、北小学校の空き教室であるとか、役場の庁舎の中の空き部屋を考えてみたいと思うんですけども、いずれにしろ、今の現有施設を有効に同等な状態で使用するのとはなかなか難しいような現実もございます。一時的にご不便をかけるようなことは避けたいと思う一方、いい施設にするために、今の施設を利用しながら、特に園庭等がなくなりますので、その辺の工夫は考えていかなければいけないと思っております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。加藤議員。

第5番（加藤ソフィー君） そこはぜひ慎重に考えていただきたいんですが、その検討というのは今年度中になされるということによろしいですか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。横川教育長。

教育長（横川秀明君） 今年度の設計をする前に設計業者と打ち合わせがございますので、工事車両の道でありますとか、こういった工程になるかも含めて相談していきたいと思っております。ただ、どういう形になるかについては今年度中に発表できるか、あるいは来年度になるかというのは、今のところ未定でございます。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。加藤議員。

第5番（加藤ソフィー君） 予定では来年度設計ということなんですけども、今年度空いている状態なので、ぜひ今年度に前倒しできるのであれば、設計士も含めたお話、細かいところまでを早めに行なっていただきたいんですが、そこはいかがですか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。内山子育て支援課長。

子育て支援課長（内山明子君） 設計の関係の補助金等々の関係から、それが2年間とかという決まりがありますので、そんな関係で今年度中に設計に移るということは、準備はしますけれども、令和7年度からということで計画しております。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。加藤議員。

第5番（加藤ソフィー君） この後も同僚議員が質問いたしますので、私はここで終わりにしたいと思います。

議長（太田伸子君） 質問がありませんので、第5番加藤ソフィー議員の一般質問を終結いたします。

ただいまから5分間休憩といたします。

休憩 午前10時40分

再開 午前10時45分

議長（太田伸子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、第11番丸山勇太郎議員の一般質問を許します。第11番丸山勇太郎議員。

第11番（丸山勇太郎君） 第11番丸山勇太郎です。先ほど終わりました加藤ソフィー議員に引き続き、子育て支援施設関係の質問をさせていただきます。

先ほどの質問の中で、えっと思うこともかなりありまして、私の再質問はかなり変わってくる可能性がありますけども、最初は通告通りに質問させていただきます。

子育て支援施設整備と学社融合について。

村は図書館等複合施設計画について、子育て施設を先行整備し、図書館は先送りするとの結論をついにしました。新図書館建設に本気で乗り出した前政権総務課所管時代の基本構想まではよかったものの、基本計画での白馬駅合体案と1年後の取り下げ、そして所管替え。振られた生涯学習スポーツ課では官民連携をひたすら探り、コンセプトからの再検討、机上の面積掛ける単価で出した数字での財政判断にも長い時間を要しました。

PFIなど民間資金活用を採ることは必要ではあるものの、難しいことは予想されたことであり、現状の財政状況から村単独建設も無理で、無理をしない結論には私は納得しています。ただし、近年の資材費等高騰に加え、建築業界の人手不足と労働時間の上限規制、建築コストが今後右肩下がりになることはもうないとも言われている中で、手続へのこだわりと判断にあまりにも時間を要し、待望する村民の期待に応えられなかったことは反省点だと思います。議会内からは早い段階から、

子育て施設先行案を複数の議員が意見として出していましたが、可能性を想定しての基本的事項の検討準備はされていたのでしょうか。

子育て施設のみを令和7年度設計、8年、9年度建設であるならば、改めて今年度にやるべきことはたくさんあり、熟考すべきことも多々あります。子育て施設単体先行計画——以下、この計画といいますけども——の基本的事項と、今回初めて出てきた図書館の将来的な可能性としての学社融合に係る重要事項を伺います。

1、この計画を担う所管課を伺います。

2、この計画に必要な法的許可事項と許可に要するおおよその時間を伺います。

3、単体でのコンセプトと、この計画に入れるのは結局何ですか。どういうスペースを確保する考えか伺います。

4、概算事業費を10億8,000万円とする試算内訳と、それは上限額ですか。財政的許容範囲と、複合施設計画での国の補助金はこの計画でもいただけるのかを伺います。

5、法的許可協議にはもちろん将来図書館棟を建てるならば、設計事務所等を入れての配置設計、建物の平面計画と、統一感のある外観デザイン設計、要するに配置計画図、平面図、立面図ですけれども、これは最低限必要です。いつ予算化し、どう進めるつもりか伺います。

6、仮に学社融合を進めるにも、あるいは図書館棟が将来実現できるかにとっても、最重要課題となる小学校施設の整備方針、及び今からの明確なスケジュールの方針について伺います。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 丸山勇太郎議員からは、子育て支援施設整備と学社融合について6項目のご質問をいただきましたので、順次ご答弁いたしますが、6点目については、教育行政に関するご質問でありますので、教育長から答弁いたします。

最初の質問のこの計画を担う所管課については、主担当課は子育て支援課になりますが、図書館等複合施設の検討時と同様に、教育委員会部局及び用地、開発、建築等に係る建設課及び農政課、財政面を担当する総務課等、庁内関係課で協力体制を取りながら進めてまいります。

次に、この計画に必要な法的許可事項と許可に要するおおよその時間について、個々の手続をお答えします。

まず、建築関係では、都市計画法、農地法、建築基準法、景観法があり、従属的に土壤汚染対策法、盛土規制法の適用を受ける可能性もあります。今回新たに取得する用地が3,000平方メートルを超えるため、都市計画法第29条第1項に規定する開発行為に関する手続が必要となります。開発行為の手続に必要な植生調査や設計業務におおよそ1年、その後開発審議会等での審議、長野県への申請を経て許可となるため、おおよそ1年6か月が必要となります。また、取得する土地が農地のため、農地法による農地転用許可の手続に、おおむね3か月程度を要します。

建築基準法関係の建築基準確認申請手続ですが、造成工事の竣工検査完了後、おおむね1か月程

度で検査済証交付と見込んでいます。景観法関係では、本村の良好な景観づくりに配慮した建物を建築するための手続として、白馬村景観条例、白馬村景観計画について準拠した計画とします。

事前に協議を行なうため、着手制限解除までの時間については1か月程度と見込んでいます。用地取得関係では、所有者の土地の譲渡所得の特別控除の手続として、税務署と事前協議を行ない、確認通知受理までにおおむね1か月から1か月半程度を要します。

次に、3点目の、単体でのコンセプトと子育て支援施設に入れる機能についての質問にお答えします。

子育て支援施設単体でのコンセプトについては、図書館等複合施設基本計画において定めた、「多様な創造性と出会い、豊かな未来へ誘う道しるべ」を引継ぎつつ、計画の基本的な方針から、多世代が集う場、多文化に触れる場として子供の学びの効果を高めることが期待される場、交流を創出することが期待される場、また、悪天候時に集い楽しめる場となることも目指します。

なお、子育て支援施設に入れる機能については、先ほどの加藤ソフィー議員の質問で答弁したとおりです。

次に、4点目の、概算事業費の内訳と財政的許容範囲、複合施設での国の補助金は受けられるのかについての質問にお答えします。

事業費についての内訳は、先ほどの加藤ソフィー議員の質問で答弁したとおり、住民説明会における事業費10億8,000万円には、土地の取得費用は含まれていませんので、別途費用が必要になります。財政的許容範囲につきましては、事業実施までの物価上昇率も注視しなければならないことと、財政状況を見据えた妥当性のある計画としなければなりません。

先ほどの住民説明会での事業費の中に、解体撤去分として、おおむね7,000万円弱を見込んでおりますので、土地の取得の加算分と施設整備を優先すると考えれば、解体撤去分を物価上昇分として、これらの要素を事業費の加算範囲としたいという希望を持っております。しかしながら、今後事業費を明確にししながら判断していきますので、今の時点では具体的な数字でお答えすることはできません。

図書館等複合施設で想定していた補助金につきましては、図書館機能に関するものは該当しくありませんので、子育て機能に対する次世代育成支援対策施設整備交付金を申請する予定です。

次に、5点目の設計事務所などを入れての配置設計、外観デザイン設計の予算化、時期についてどう進めるかについてお答えします。

子育て支援施設先行案に決まるまでに時間がかかりましたが、図書館等複合施設建設のため、より正確な財政シミュレーションを検討してきた結果であります。しかしながら、図書館施設の早期実現を待望する村民の皆様の要望に応えられなかった反省点も生かし、子育て支援施設を少しでも早く建設できるよう、関係各課により調整しています。

子育て支援施設の配置、外観デザインなどの基本設計及び開発設計については、令和7年度当初

予算に計上する方針としており、令和7年度の早い時期に着手する予定です。それに先立ち、今年中に子育て支援施設の機能や面積などについて再検討を行なうとともに、設計事務所など専門家に具体的な相談をしながら進めていく予定であります。

以上、私からの答弁といたします。

議長（太田伸子君） 横川教育長。

教育長（横川秀明君） 6点目の学社融合、図書館棟の建設、小学校施設整備方針等のスケジュールの方針についてのご質問には、私のほうから答弁させていただきます。

学校図書館と公共図書館の併設共用については、子育て施設の先行に伴い、図書館建設が財政状況を見ながら一旦先送りになりましたので、後の年度に控えております学校施設計画において、共有化の検討もすることができると思います。しかしながら、長年にわたり図書館等複合施設の検討をしまいりましたので、基本的には財源確保ができましたら、隣接する形で図書館建設の歩みを止めず、継続していきます。

小学校の施設の整備方針は、両校の老朽化校舎部分の建て替えが整備の基本方針でありますけれども、統合するのか、あるいは2校存続するかについては、今後も多くの意見をお伺いしながら方針を定めていきたいと考えております。

次に、スケジュールですが、両校の建設の耐用年数は、長寿命化により2036年から37年頃となります。令和4年12月定例会、一般質問におきまして丸山村長が答弁いたしましたとおり、実施計画1年、建築工事に3年から4年ほど考慮して2031年頃の着手というスケジュールに変わりはありません。これはあくまでも耐用年数から考えた時期であり、小学校の統合の観点からのものではありませんので、建て替えの目安とお考えください。

子育て施設の中身についても、様々なご意見を村民の皆様から伺っております。現時点におきまして、図書館等複合施設整備計画において検討してきました機能を基本として、子育て施設以外のスペース、例えば集いの場等を含め、広く専門家のご意見を聞きながら、多くの皆様のご要望に沿えるように努めてまいりたいと思います。

以上、丸山勇太郎議員のご質問の答弁といたします。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。丸山議員、質問はありますか。丸山議員。

第11番（丸山勇太郎君） はい、答弁をいただきました。私、総務課時代のことまで前文で触れましたのは、過去の総括という意味と、そのときから盛んに使われだしたんですよ、官民連携という言葉が。それまでは、もちろんPFIというのもありましたけど、官民連携、官民連携、このときからだったんですよ。その、駅案、白馬駅合体案を基本計画の中で選択したときに官民連携という言葉が出てきて、あたかも駅なら官民連携がうまくいく、JR東日本がのってくるような口ぶりだった。でも、それから取り下げまで1年の間にJRやその他民間企業がのってきたとはついに聞かなかったし、立地や機能面から議会も村民も駅案には反対しました。何か駅案以降ずっと官民連

携という言葉に踊らされたというのが私の印象です。

ここで当時の新聞記事が今朝、ごそごそしたら出てきまして、急遽これを配付したかったんですけど、議会ルール的にはこれができなかったものですから、議場の外に用意してありますけども、ここに御覧いただくと書いてあるとおり、当時のことなんですけども、「白馬の新図書館候補地に波紋、子育て支援の視点のないまま」と。またこちらのほうには当時2人のお子さんを北小学校に通わせている方のコメントの見出しでは、「外で遊ばせるという発想を」という見出し、また当時図書館そのものの検討委員長だった富山さんのコメントの見出しは、「住民の思いを形にする必要」と。新聞というのは見出しというのは上手につくるものだ、的確な表現だなというふうに思っております。

場所決めをした基本計画が何を優先したのか、私は今もって理解できません。少なくともここに書いてあるとおり、子育てのほうの視点が駅案の方にはなかったのはもう間違いないというふうに思っております。

また、振られた生涯学習スポーツ課が再びコンセプトからやり直す必要などはなかったんですよ。総務課時代の基本構想というのははっきりやられたわけですから、ここまでは立派にできているわけですから。もう次の段階に入るべきだった。それは、次の段階というのは何かというと、設計事務所を入れて絵を描きながらの検討に入るべきだったんです。松川村の図書館複合施設のすずの音ホールはちゃんとそういうことをしております。先ほどの加藤ソフィー議員のインクルーシブという考えもそういう考えだと思います。

そういうことがあったということを、これが最後の「たら・れば」で喋らせていただきました。私はそこまでもう遡った「たら・れば」は言いません。今回お約束いたします。前向きにこれから提案型の質問をさせていただきますので、ぜひしっかり受け止めていただければありがたいと思います。

では再質問に入ります。まずは人のこと、推進体制のことですけれども、4月26日の説明会では、新しい図書館はもう諦めた方がいいよと発言した村民までいました。失望感から出たセリフだとは思いますが。だからこそ、夢をつなぐこと、人をつなぐことが大事だと思うんです。この人をつなぐことという視点に立ったときに、最初は総務課から始まって、次が生涯学習スポーツ課、今度は子育て支援課だと。子育て支援施設を先行するから子育て支援課だと。それはどうなんだろうかと、コロコロ変えていいのかということなんです。これだけのビッグプロジェクトと、紆余曲折があり過ぎた計画を、子育て支援課だけでできるわけではないと私は考えておりますけども、そこで子育て支援課長に端的にずばり伺います。子育て支援課でできますか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。内山子育て支援課長。

子育て支援課長（内山明子君） 子育て支援課だけではできないです。ただ、先ほども村長の答弁にありましたけれども、今回の計画等を考える中でも、建設課、農政課、財政の関係、庁内全体で話

をして、たまたま話をしているのは私ですけども、皆さんバックでやっていただいておりますので、今後もそのような形でお願いしたいと思っております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。丸山議員。

第１１番（丸山勇太郎君） 丸山です。

一応中心となるのは子育て支援課ということですので、この後の質問の多くは子育て支援課長にしますので、お願いいたします。私は公共交通のＡＩデマンドが間違いなく村民の足でありながら、観光課所管としたことについてとても違和感があります。高齢者対策、福祉対策、公共交通対策、その所管課が観光課ですか。同じことで、この子育て施設建設も、企画した課と建設する課が異なれば、同じ事態を招きかねないのではないかと思います。そこで村長、あるいは副村長、どちらでも結構ですけどもお聞きしますが、議会は人事には口を出すべきではございませんけども、大事なことなのでお聞きいたします。

子育て支援課長、生涯学習スポーツ課長、教育次長、ともに今年度末定年を迎えます。３人そろって少なくとも役職は終わります。また子育て支援課の担当係長は在職期間が非常に長い担当係長、明らかに人事的配慮が必要ではないでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。吉田副村長。

副村長（吉田久夫君） それでは私のほうからまずお答えをさせていただきたいと思います。

確かに議員のおっしゃるとおり、役職定年を迎える３人がいるという部分はそのとおりであります。逆に人事面でいきますと、役職定年を迎える最後の１年を別な部署というののもいかがというところもあります。当然、体制とすれば課長の下に係長がおりますので、課長と係長のバランスというところも考えて、次年度以降どういう体制にするのかというのは、村長と含めて相談をさせて、対応をさせていただいたというのは、結果的に今の状況ですけども、そのような形にはなっております。先にどういう人事をするのかというのは、長い期間をかけて調整はするんですが、なかなか近年は年度末に近くなつての職員の退職というのも出てきて、本来の希望するベストな状態になっていないことは事実ですけども、そこら辺の配慮は一応させていただきながら人事の方の対応をさせていただいている状況でございます。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。丸山議員。

第１１番（丸山勇太郎君） もう一度、幹部にお聞きいたしますけれども、こういったビッグプロジェクトでは、総合企画力を発揮する人物が必要だと思います。要するにプロデューサーが必要だと思うんですよ。改めて各課、協力体制は取られているということですけども、課の枠を超えてプロジェクトチームを結成して、これ短期間でやつつけるならタスクフォースというような言葉もあるようにですけども、その中心には、役場人生をかけて、将来この図書館を含むこの事業を最後ま

で責任を持たせて完遂させる職員が必要ではないかというふうに思うんです、私は。そういった職員を核として、プロジェクトチームあるいはタスクフォースをつくって取り組んだほうがよくないですか。そのプロジェクトチームに入る職員には単に協力してくれじゃなくて、辞令を出してもらいたい。若干でもいいから手当てを出してもらいたい。そうすると他人事ではなく取り組める本当のチームができるのではないかと思います、いかがでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。吉田副村長。

副村長（吉田久夫君） それでは私の方からお答えさせていただきます。

まず今回ご質問のテーマになっている子育て施設につきましては、なるべく早い段階で整備をしたいということで、現在、村長の答弁にありましたとおり、子育て支援課が中心となり、実際に建設課、農政課、それに生涯学習スポーツ課、私も加わりながら、いろんな対応、全体のスケジュールというのを調整させていただき、今定例会の中でもある程度どういう進め方をするのかというのはお示しさせていただくという考えです。

議員のご指摘のとおり、複合施設とはならないんですけども、単体として進めていくかどうかという点についてはまだ残っておりますので、タスクフォースというやり方がいいのか、専任という、専任はなかなか難しいとは思いますが、庁内での横断的なものにするのか、そこら辺は考えてはみたいと思いますが、ただ、手当というところについては、やはり国の基準がありますので、その専任の職員に対して出すというのは非常に難しいものがありますけども、やはり大きなプロジェクトに向けてという部分では、手法の一つとしてはタスクフォース、これは私も知っておりますので、やり方については少し検討させていただきたいと思います。以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。丸山議員。

第11番（丸山勇太郎君） では次、コンセプトのことについてお聞きいたしますけども、この先ほどの新聞の見出し、「子育て支援の視点ないまま」というところですけども、そこで子育て支援課長にお聞きしますが、今回この子育て施設のみをあそこに建てる場合の大切な視点は何だと考えていますか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。内山子育て支援課長。

子育て支援課長（内山明子君） コンセプトは、前に計画であったとおりのものを、それは実行してつくっていただいたコンセプトなので、引き継いでいきたいと思っておりますけれども、子供たちがそこでいろんな人と触れ合って育てて育っていく楽しみに来れる場所、あと子育ての応援をしていける場所、それから今地域に子供は少なくなっておりますけれども、子供の育ちを地域の方がそこに行けば感じられるような場所になればいいかなと、あと楽しみに、さっきも言いましたけれども、地域の中でみんなが集まれる場所になればいいかなというふうに思っております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。丸山議員。

第11番（丸山勇太郎君） 今、子育て支援課長から場所という言葉が何回も出ました。場所というのは、要するに先ほど来の質問にもあるとおり、周りも含めてのことなんですよ。子育て支援施設という箱だけをつくれればいいんじゃないんですよ。周りも含めて場所なんです。だから、今回子育ての拠点をあそこにつくるときに、公園というのは本当に大事なんです。これを一体的にやったり最初から計画していただきたい。その上で今回、子育て施設棟で実現することと、将来図書館棟で実現することを分けなければいけない。だから、建物の中のことだけをやってはいられないんですよ。コンセプトも、ケルンとか何とかという、そんなような街中のケルンなんていうのをずっと使っていますけれども、言葉づくりはもういりません。コンセプトの言葉づくりは、私に言わせれば、「時間があつたらなんとなく行きたくなる場所。」「時間ができたら行きたくなる場所。」それがコンセプトでいいと思うんです。何が入るかというところですけども、3月議会に配られた資料の中では、今回1,000平米になっていますよね。当初は800平米。縮小案のときは500平米でした。それが今回1,000平米になっているわけです。だから、集うとか居場所とかというコンセプトは、ぜひ1,000平米の中で、さっきもありましたけども、多世代が集まれる場所にしたいということもありました。それはぜひ1,000平米の中で実現させていただきたいんですが、さっき私耳を疑ったのは、放課後児童クラブは入れないって、いつそんなことを決めました。聞いていないです。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。内山子育て支援課長。

子育て支援課長（内山明子君） 放課後児童クラブですけれども、複合施設の段階から放課後児童クラブは入れないということで計画していたと思います。

議長（太田伸子君） 丸山議員。

第11番（丸山勇太郎君） ちょうど1年前に、こういう立派な図書館等複合施設の官民連携調査業務報告書というすばらしい報告書が出ているんです。この中にも、放課後児童クラブは入りますし、ちょうどこの時期に配られた、2023年3月17日、議会全員協議会資料の中にも、ちゃんと子育て支援機能として子育て支援ルーム530平米、放課後児童クラブ100平米というのがちゃんと入っているんですけれども、いつ放課後児童クラブやめるなんて決定しました。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。横川教育長。

教育長（横川秀明君） 子育て施設を単独で建設する計画になったときに、放課後児童クラブは今のふれあいの3階で使っておりますけども、その有効利用というのはメリットもございまして、その上で今の形でもできるのではないかとということで、子育て施設の中に入れなくても大丈夫ではないかという意見があったことは確かだと思います。

ご指摘のように、複合施設のときは、放課後児童クラブあるいは放課後児童教室も含めて一緒にできればいいという案が出ていたと思います。今、議員のご指摘がありましたとおりだというふうに考えております。

今後につきましては、スペース的なものが1,000平米になったというご指摘がありましたので、子育て施設以外のもの、多目的という言い方を私は先ほどの加藤ソフィー議員のときしていますので、それも含めまして検討することはできると思います。ただ、今の放課後児童クラブが3階でやっていることが、指導員も含めてメリットもあることも確かですので、どちらにするかというのは、今現在のところでははっきり言えないですが、課長が言ったとおり、現在のところそうではないような形で考えておりました。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。丸山議員。

第11番（丸山勇太郎君） 今のところということですね。今のところ、ふれあいの3階でも不都合はない。でも、これって何十年も先のことを考えてこれからつくりますよね。その間に、これから後に触れますけれども、小学校どうするのという部分が入ってくるわけなんですよ。だから私は、小学校どうするかは、なかなか統合という言葉を使いにくい状況がまだあるようですけども、先々考えると、財政面だけで言うてはいけないのかもしれないけれども、今回だって財政面ですよ。1校しかないと思っていますし、そのときにどこにできるのか。だから、前にも言ったように、学校の整備方針が決まらなければ、本当は図書館、複合施設の場所も決まらないんですよ。でもそれは、私は言いません。今回、あの場所は非常に子育てにはいい場所だし、将来図書館をつくるにもいい場所です。でも、だからこそ将来を考えた本当にいいことを、もうちょっとちゃんと考えていただきたい。子育て施設を先行整備する、ここまではいいです。でも、これから用地取得をする、不整形なところに建物は建てます。将来的には図書館もつくるかもしれません。先ほど加藤ソフィー議員が質問したことですけども。それで、手前の旧中部保育園、現子育て支援ルームを壊します。あそこだけの細長いことだけでものを考えないでもらいたいんですよ。だから、子育て施設を先行整備するのはいいですけども、それ以外の部分はもう1回ゼロベースでしっかり考えていただきたい。

特に、今までの検討というのは、プロを交えてないんですよ。特に建築のプロを交えていない。これからのハード計画では、建築の専門家、設計事務所でも建築コンサルタントでも結構ですから、そういうプロを入れて考えていただきたい。今までのことは全て素人考えなんですよ。それと、設計事務所への委託が、基本設計令和7年度と言いましたけれども、設計事務所の描いた絵がなければ、開発許可の県協議もできないはずですし、農地転用もできないはずですし、税務署協議もできないはずなんですけども、そうじゃないですか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。内山子育て支援課長。

子育て支援課長（内山明子君） 基本設計をして、その図面ができた後に、来年度の7年度の中頃に開発審議会のほうにかけていく予定です。

議長（太田伸子君） 吉田副村長。

副村長（吉田久夫君） 若干私のほうから補足をさせていただきたいと思います。今回の6月の補正予算の中に、植生調査が入っております。今回、村長の答弁にもありましたとおり、都市計画法上の開発行為に該当するということで、植生調査がまず必要になってきますので、今回、夏秋、それと来年の冬春の調査というものが必然的に必要になってきますので、その調査は今年度盛り込んでいるというところであります。

それと、全体の工程表で調整をさせていただいているのは、基本設計といわゆる実施設計を共に走れるような形でないと、なかなか議員おっしゃるように開発行為の許可というのが見えてこないというところがありますので、今年度できる限り設計事務所と詰めつつ、その作業はできる限り早く進めていくという作業に取り掛かっているというところをご理解をいただきたいと思います。ただ、実際の契約行為として発生するのは、令和7の基本設計に先ほどの補助金の関係も含めてならざるを得ないというところがありますので、できる範囲で手をつけつつ、来年のできた段階で開発行為の申請に着手していくという作業の段取りでいるというところになります。

あと、用地の関係については、特段取得の部分については、税務署協議のところは届出のみで済みますので、用地のところはいいんですけれども、まず急がなければいけないのは開発行為と、開発行為に伴う今回は農地がありますので、農地転用の許可。これを同時に進めるためには早めにその作業を進めるということで、庁内では一応どの期間で早くできるのかという、県のほうの都市計画審議会等の期日も大体どのぐらいかというようなポイントを落としつつ、全体のスケジュールの調整をしていますので、今のできる限りの最短のスケジュールで、全体の工程表のほうは組んでいるというところをご理解いただきたいというふうに思います。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。丸山議員。

第11番（丸山勇太郎君） さっき1年6か月かかると言ったんですよ。村長の最初の答弁。だから、できるだけ早く着手しなきゃいけないんです。それと、設計事務所と相談しながら言うけど、じゃあ設計事務所にただ働きで引き受けさせるってことですか。それは違うと思うんですよ。さっきも言いましたが、やっぱりプロを入れて、全体的な計画を、用地全体を、それはこれから取得するところだけじゃないです。さっきも言ったように、既存の施設のある、いわゆる旧中部保育園の敷地、それと木流公園の敷地、あるいは足りなければ、先ほど同僚議員が言ったように、もっと買い足してもらいたい。で、一塊の大きな敷地を描く中で、ランドスケープデザインをしてもらいたいんですよ。ただ建物をつくるアーキテクチャーだけでなく、ランドスケープアーキテクチャーをやってもらいたいんです。造園設計をやってもらいたいんですよ。さっき、子育て支援課長にコンセプトをもう1回聞きましたけども、コンセプトは、本当にこのさっきの新聞記事ではないですけども、外で遊ばせるという発想を持って、要するに建物の外に広々とした芝生の広場があって、そこで親子でくつろげるという、そういう施設にしてもらいたいんです。

松川のすずの音ホールもそうだし、穂高のみらいもそうですよ。遠くの図書館に行かなくて、ほんの30分、1時間範囲の中でも、行って来れる図書館の中でも、そういういい図書館があるわけですよ。そういうものを実現できる可能性のある場所なんです、あそこは。だから、来年とは言わずに、とにかく早急に臨時議会を招集してもいいですから、建築のプロに委ねる予算を取って、ハードのプロを入れた検討に入っていただきたいんですけども、いかがでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。吉田副村長。

副村長（吉田久夫君） じゃあ私の方からお答えします。

できる範囲のところで対応のほうはしたいと思いますが、今、予算がない状況ですので、担当課と話した中で、まず敷地計画をどうするのかというところも、測量できる職員もいますので、その敷地のエレベーションの測量であるとか、先ほどの加藤ソフィー議員からのお話のあった不整形地の部分をどうするのか、この辺は少し土地自体農地という部分もあったりして、先ほどの全体のビジョンの中で対応するような考えは、一応こちらの中のほうでは持ってはおりますが、それを加えると、開所の時期が遅れてしまうというのも全体の中でも調整していますので、ちょっと子育ての先行する部分というのと、後々考える図書館の整備に関わるランドデザインのところというのは、切り分けて作業の方はしていきたいと思いますが、どこまでできるのかというのは、担当課のほうと詰めながら、これも各課横断的にやっておりますので、どこまで対応できるのかは、ちょっと調整をさせていただきたいと思います。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。丸山議員。

第11番（丸山勇太郎君） だからランドスケープデザインも含めた計画づくりというのは、やっぱり職員だけでは無理なんです。それとやっぱりこの辺って扇状地なものですから、傾斜があるんですよ。どこも。この役場もそうですよ。駐車場とこの役場の建物が建っているところとの段差というのは大きいわけで、だから上り坂の車寄せをつくってあるわけですけども、あの上り下りの坂で転んだ人は大勢います。大腿骨骨折まで起こした人もいますけども、今度の場所も傾斜なんです、やっぱり。傾斜をどう生かすのか、あるいは解消するのか、段差のままでやっていくのか、あるいは段差解消して計画するのか、それも大事になってきます。段差にただ階段をつけりゃいいってもんじゃないんですよ。玄関横づけて車椅子の子供を行けるようにしなければいけないわけですから。そうすると、車を横付けにするにはどうする。そういうことも考えてもらいたい。だから大きく、できたら建設省の裏の行けずの畑になっているところなんかも買収していただいて、あっちから大きくカーブを描いて横付けするとか。車を下段に駐車場にして、そこから階段を登ってくださいじゃダメなんですよ。

それと、今度用地買収するところの横ってのは住宅が建っちゃっているんですよ、北側に。あそこにそんなに隣接して建てるわけにいかないんですよ。絶対嫌だって言いますよ、目の前に大きな

建物ができれば。だから今の公園のほうまでかけて計画してもらいたいんです。木流公園というのも、前にも公園の質問をしましたけど、あそこも行かずに公園になっちゃっているんですよ。もともと木流公園の駐車場というのはこの役場の裏だったんです。裏のカラー舗装しているところが木流公園を利用する人のための駐車場だった。それを職員駐車場に今、しっちゃっているわけで。だから木流公園を利用する方の駐車場というのは、細い村道を行って、トイレのあるところの前に数台あるだけなんです。だからこれからの設計の中では、子育て支援施設を利用する方、あるいは公園だけを単独で利用する方も利用できるような駐車場も確保してもらいたいと思うし、とにかくいろんなことをもう一回考え直していただきたい。しゃべっちゃったことを取り消し効かないなんてことはありませんから。私は応援しますので、ぜひ考え直していただきたい。とにかく買収する用地内だけで建物を収めるのは、いろいろ難しいことになる懸念がございます。今のところまでのことで、ぜひコメントいただきたいんですけど、よろしくお願いいたします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 貴重なご意見をありがとうございます。まず私の中では、4月の説明会でさせていただいたところも大きな決断ではありましたが、まずはそこは一つ、非常に時間もかかりたり決定までにすごく考え抜いたところであります。この上で決定しましたので、今、丸山議員にいただいたところはしっかりとご意見として伺った中で、一番いい形になるようには進めていきたいと思いますので、今日のご意見を伺って各課も改めてそういうところも考えなきゃいけないというところを自覚したと思いますし、私のほうでもこの後しっかりと各課とそういった情報を共有しながら、これからやっていかなきゃいけないことを再度進めたいというふうに思います。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。あと11分です。丸山議員。

第11番（丸山勇太郎君） 4月26日の説明会の中で工事中の仮設道路の質問が出ました。先ほど加藤ソフィー議員も言いましたが、あの古い建物の中で子育て支援ルームを開きながら本当に工事ができるのかというのを、私そのときに思いました。仮設の工事用道路というのはどうしたって、塩の道から今の遊具なんかを全て取り払って、あそこに6メートルぐらいの道を造らなければいけない。そうすると子育て支援ルーム側というのは防護壁を建てなければいけない、南側に。西側にも建てなければいけない。そうすると日当たりは悪くなる。山は見えない。そこへ持ってきて工事中の騒音、あるいはほこり。これは子育てには非常に苛酷な場所になってくるんじゃないかなと。静かに未満児を預かるという環境では到底なくなるんじゃないかなと思うわけです。このこともやっぱりプロに聞いたほうがいいんですよ。これもやっぱり26日に喋っちゃったから、もう絶対それは変えませんか、柔軟に考えてもらいたいことなんですけれども、そこで私ちょっと提案があるんです。

ふれあいセンター2階の婦人室や老人いこい室を仮設的に使用してやる手があると思うんです。ふれあいセンター2階の老人いこい室は25畳あります。婦人室は18畳あります。スペース的に

は十分です。老人いこい室の使用状況を総合窓口でお聞きしましたところ、週1の習い事が4団体。婦人室のほうは単発的な使い方だけだということです。この週1の習い事の4団体を約2年かけて代わりの場所を探してやれば、ふれあいセンターの2階ってのは2年間くらい子育て支援に使えませんか。そうすると上には子育て支援課もいる、すぐにも行ける、非常にいい場所だと思いますが、私の考えはいかがでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。横川教育長。

教育長（横川秀明君） ふれあいセンター2階の老人室等の利活用については、私もしっかり把握をしているわけではございませんので、その辺ははっきりお答えすることができなくて申し訳ございませんが、ご指摘のように、施設の中でできるだけ使いたいという希望は個人的には持っております。先ほど加藤ソフィー議員のときもお答えしましたけども、例えば北小学校で空き教室というのも一つの手かなと思っていますけども、いずれにしろその施設を仮に一時的に使うにしてもご迷惑をかけたり、それから施設をそのまま維持管理するということが難しい面もあろうかと思っておりますので、専門家のご意見を聞きながら考えてまいりたいと思います。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。丸山議員。

第11番（丸山勇太郎君） とにかく今後のハード計画では、すぐにもプロの意見を取り入れながら、発表したことにとらわれず、真剣な検討をお願いしたい。いたずらに時間をかけていいとは思いませんけども、正しく必要な時間、必要な人、必要な金はかけていただきたい。そしていいものをつくったと言われるようにしていただきたいと思います。

最後に学社融合のことと学校の在り方について触れますけども、私、先ほども言いましたけども、図書館も将来建てるならば、学校の在り方というのは密接に関係するというふうに思っていて、学社融合というのは夢をつなぐための、もしかしたら方便だったかもしれないけども、でも学校のことをやっぱり抜きには図書館も子育て施設も考えられないんですよ。全く切り離されるものではないと思っているんですけども、じゃあどうするのかと。在り方、在り方というところから抜け出ていなくて、統合という言葉がなかなか使いにくい。それは神城の皆さんへの配慮、それよく分かります。私も南小が大好きで、教育委員会にいたこともありますけども、行き比べればあの学校のよさが分かります。北小と南小と比べれば。北小のほうがおぞいなんて言い方はしませんよ。でも南小はすばらしい学校。それはよく分かっていますけども、でも、そんなに時間は私はないと思っていて、教育委員会の皆さんらはもうみんな持っていると思いますけども、白馬村小中学校長寿命化計画。これ改めて今回大変なページのやつをコピーしましたけども、この中で目標耐用年数を65年としています。最も古い北小校舎が昭和46年、1971年の築ですから、1971年に65を足すと2036年・令和18年には耐用年数を迎えるということで、残された年数的にはあと11年。これはあくまで耐用年数、教育長の言うとおりですけども、用地の調整だとか具体的設

計だとか工事とかに、5年とか6年はやっぱり後で見とく必要がありますから、後の方に。そうすると方針決定までに残す時間をあと5年程度と見るのが、私は一般的だと思いますけども、教育長どうでしょうか。

議長（太田伸子君） 横川教育長。

教育長（横川秀明君） 学校教育施行規則によりますと、学校の規模というのは12学級から18学級が標準というふうに言われております。その中で文部科学省は、統廃合するも、あるいは小規模学校として存続することも、設置者であります自治体が決めていいことになっております。私も様々な学校経験の中で、児童生徒が集団の中で多様な考えとか認め合い、協力し合い、あるいは切磋琢磨することが、学校教育の中で最も大切なことであるということで、一人一人の力を伸ばすというか、生きる力を伸ばすためには、ある一定の規模の学校を確保することが望ましいというふうには私は思っています。その上で、例えば小規模の場合、デメリットという言い方がいいのか悪いのか分かりませんが、クラス替えをできないとか、あるいは男女の隔たりがあるとか、人間関係が固定してしまいますよね。こういったデメリットと同時に、今よく言われるチームスポーツとか合唱とかが、学校行事としてできないということがあります。またメリットとしても本当にいいこととしては、南小の例でもございますけれども、地域のつながり、あるいは少人数の個別指導、こういったものが充実するというメリットがあります。私も南小で授業参加したときに感じたことは、地域のコミュニティーとして学校の存在、例えば防災であるとか、あるいは、保育とか地域の交流の場として、学校は文化の拠点になっているなというようなことを改めて感じております。そういった意味で、学校規模の適正化は、あくまでも一番は子供たち、児童生徒の教育条件の改善というか、そういうことを観点にあるべき姿を、あり方を検討していくべきだというのが私の考えでございます。

今後、議員ご指摘のように時間、タイムリミットがこうやってありますので、いろんな意見を聞くと同時に、教育委員会としての考え方もお示しする機会がございましたら、お示ししていきたいというふうに思っております。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。残り時間はあと1分です。質問ありませんか。丸山議員。

第11番（丸山勇太郎君） 最後に村長にお聞きします。図書館をとりあえず諦めなければならなかったのは、ひとえに財政難ということですけども、だからこそ新たな観光財源の必要なもの私は理解しております。この村の財政状況の悪さというのを職員もよく分かってないんじゃないかと、特に日の浅い職員は。議員の中にも分かってない人がいます。村民はもっと分かっていません。やっぱり丁寧に住民に向けて説明する必要があります。観光財源のこともそうです。ただ、広報紙やホームページに載せればいいというものではございません。これからは何より大事なものは外に向かった対話だと思います。4月26日のような重要施策の説明会をもっとつくるべきだと思います。

そういうことの重要性の認識とやるかどうか伺います。

議長（太田伸子君） 村長、残り時間あと2秒です。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 2秒では答えられないので、すみません。まず、図書館は諦めたわけではありませので、そこは私のほうから、先延ばしというところだけは触れさせてください。おっしゃるとおり、そういった機会をつくっていくことが必要だと思いますし、間もなく私も2年になりますけれども、日々毎日毎日100%でやっているつもりですが、かなり業務に追われていますので、ようやくその中でもそういった時間をつくれる目途が立ってきたようにも見えますので、しっかりとこれから対話をする時間をつくって、村の情勢を村民の皆さんと共有していきたいというふうに思います。

以上です。

議長（太田伸子君） 質問時間が終了しましたので、第11番丸山勇太郎議員の一般質問を終結いたします。

ただいまから午後1時まで休憩といたします。

休憩 午前11時46分

再開 午後 1時00分

議長（太田伸子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

第1番丸山和之議員の一般質問を許します。第1番丸山和之議員。

第1番（丸山和之君） 第1番丸山和之です。

先月のことですが、朝日町・白馬村議会連絡協議会がありまして朝日町のほうにお邪魔させていただきました。村長にも参加していただいてありがとうございました。久しぶりに朝日町の議会の人たちとお会いしてお話させていただきましたけど、1月の地震の際は大変だったと。そのときには改めて地域コミュニティの重要性を認識したし、人口が減っていく朝日町としてはさらに問題意識を持っているというような話を聞かせていただきました。白馬村も神城断層地震がありました。神城断層地震を風化させないためにも、お客様が大勢いるための備えとしても、地域コミュニティという観点から住みやすい村づくりについて質問させていただきます。コロナ禍が過ぎ、それぞれの地域でも様々な行事がコロナ禍以前のように始められるようになりました。今年のゴールデンウィークも塩の道祭りが通常のように開催され、北陸キャンペーンの関係もあったかと思いますが、以前のにぎわいが戻ってきたように感じます。しかし、コロナ禍でやれなかったことがやらなくてもよいのではないかという理解と変化し、コロナの影響でそれぞれの家への往来も減り、各地区での地域コミュニティは希薄になってしまったと強く感じるようになりました。また、インバウンドが復活し、経済が回りつつあることはよいことである反面、海外からの投資が増え、市場の原理とすると当然のことだとは理解しつつも、家賃の高騰により若い人たちは村外に住む場所を求めるようになり、白馬で働いているのに村外で暮らすというような都会的な構図になってしま

うのではないかと心配いたします。

これからの白馬村は時代の変化に対応しながらのスピードで変化していくことと思いますが、住みやすい村、住みたい村が住みにくい村、住めない村になってしまうのではないかと懸念もあります。そこで次のことについて伺います。

1点目、神城断層地震から10年が経ち、このたび、黒豆沢の災害もあったことから、改めてコミュニティの重要性を考えさせられました。神城断層の白馬のキセキは、地域コミュニティがしっかりしていたからだと考えます。地域コミュニティが希薄になっている今、何かしらの対応が必要と考えますが、地域コミュニティの重要性についてと、今後の対策について伺います。

2点目です。持続可能な白馬を目指すには、人は重要であると考えます。これから人が減っていく傾向にある中、住みやすい村、暮らしやすい村を目指すことが重要な課題となり、村内で働き、村外で暮らすといった現状に対しては一考する必要があると考えますが、現状の課題と今後の対策について伺います。

3点目。住みやすい村を目指す上では、地域の足、村民の足となる公共交通は重要です。この4月から2か月間のお試し期間があったふれA I号ですが、この期間で見えてきた課題とは何か、またその対策について伺います。

4点目です。このたび、図書館等複合施設は先送りとなりましたが、よりよいものをつくるための時間ができたと考えてもよいのではないのでしょうか。村民が新しいコミュニティを作る空間としても、文化施設は重要であります。改めて村民が集える場所として、また、白馬に来られた方々も利用できる空間で、将来的にも持続可能な施設にする必要があると考えます。施設の内容、または施設があるべき場所はどこなのか、将来的なプランも含め、村長のお考えをお伺いします。

以上4点伺いいたします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 丸山和之議員からは、住みやすい村づくりについて、4項目のご質問をいただきましたので、順次ご答弁いたします。

1点目の地域コミュニティの重要性につきましては、まさに丸山議員のおっしゃるとおり重要でありながら、多くの課題が生じている状況であると認識しています。コロナ禍で多くの行事等が中止、縮小となり、コミュニティの希薄化がさらに進んでしまった部分がありますが、昨年度から様々なイベント等も復活し、人々のつながりや地域のにぎわいが戻りつつあると感じる面もあります。各地区の状況を見ますと、高齢化や人口減少、区の加入率低下等による行事や作業の負担増、役員の担い手不足が大きな課題であると感じています。集落支援員の設置や、地区担当職員制度、地域づくり補助金や、空き家バンク等による移住・定住施策など、可能な限り各地区の支援に取り組む所存ではございますが、行政で全ての課題を解決できるものではございませんので、各地区の皆様による主体的な課題解決の取組も併せてお願いしたいと考えています。日々の暮らしや身近な

関係性が満たされてこそ、白馬村に住んでよかったと感じてもらえるものと思います。行政としても、世代や地域を超えた交流機会の創出に努めてまいりますが、各地区の皆様におかれましても、積極的に地域の絆、結びつきを強める活動を行なっていただき、平時も有事も助け合えるコミュニティの構築に取り組んでいただきたいと思います。

2点目の住みやすい村、暮らしやすい村づくりにつきましては、現在、住まいの問題が最大の課題であると考えています。家賃の高騰や賃貸、販売物件の不足等により移住したくてもできない方や、村外に転出されてしまう方が多くいらっしゃる状況はとても残念であり、住宅施策については何とか手を打ちたいと考えていることから、担当課へは最優先の取組と指示しています。先ほど述べたように、移住・定住施策としての空き家・空き地活用も課題解決に向けた重要な視点と位置づけているところであり、今年度中に制度構築予定としている空き家バンク制度によって、中古住宅物件等の流通が促進し、課題解決につながればと思いますので、移住、定住を希望される皆様の一つでも多くの物件を紹介できるよう、候補となる物件をお持ちの皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

また、それ以外の住宅施策につきましても、各地区や民間事業者の皆様とも意見交換しながら、引き続き様々な可能性を模索していきたいと考えております。なお、尾川議員の答弁でも申し上げたように、これからの白馬村にとって住みやすさ、暮らしやすさは極めて重要なテーマと認識していますので、住宅以外の分野も含めて、総合計画策定の過程においても、住民の皆様から広くご意見をお聞きしながら、様々な施策や手段により住みやすい村を実現していきたいと思います。

3点目の、新たな地域公共交通として運行を開始した白馬デマンドタクシー、ふれA I号の課題と対策ですが、5月末で試験的な運行期間は終了しました。この期間中に、利用者の皆様から様々なご意見とご要望をいただきました。2か月間の運行で把握できた課題は、大きく3点ございます。1つ目は、乗車希望時間の全てに对应されていない状況であるという点です。現在のふれA I号は、10人乗りハイエースを2台で運行していますが、昨年度上半期の乗車人数は、1日平均28.2人であるのに対し、この2か月間の1日平均乗車人数は37.6人でした。昨年と同程度の乗車人数を想定し、2台で運行を開始しましたが、昨年実績より平均で9.4人多い結果となりました。また、平日10時から14時までの乗車希望が非常に多く、2台運行ではドライバーの運行管理上、1台運行になってしまう時間帯が発生するため、希望の時間に乗車できない予約が受けがたい状況が発生し、この時間帯の解消についても工夫を施すなど対応しました。

これらの対策として、7月1日から運行車両を3台に増やし、乗車希望時間の配車が可能になるよう、本定例会にデマンドタクシー運行委託料の追加補正をお願いしております。3台体制での運行が実現すれば運行効率が高まり、希望する時間に近い時間帯での乗車が可能になるものと考えています。また、7月中旬の3連休から観光客の来訪が本格的に始まり、ふれA I号の需要が一段と高くなるものと想定しています。この需要に応えるためにも3台運行を実施し、利便性の向上に努

めたいと考えています。

2つ目は、高齢者のアプリ予約についてであります。ふれA I 号の予約方法はアプリ予約を必須としていますが、高齢者の一部の方はスマートフォンを日常利用していない、スマートフォンを所有していてもアプリ予約は困難という点です。この対応として、昨年度までと同様に電話予約を社会福祉協議会で受付していますが、電話が込み合い、つながらないといった声が4月中には多く寄せられました。これは社会福祉協議会の電話オペレーターが予約者に対して新たな公共交通制度について理解を求めるとともに、丁寧に説明をした結果と受け止めています。現状は運行開始から2か月を経過し、予約する利用者にも制度に慣れていただいたことで、電話がつながりにくいという声はほとんど聞かなくなりました。また、担当課においても区の集会等でアプリの利用方法の説明を行っており、高齢者のアプリ利用の向上に引き続き努めているところです。

3つ目は、乗降場所についてです。乗降場所については、昨年度までは予約者の玄関先から希望の公車地までのドア・ツー・ドアで運行していましたが、4月の運行開始時には玄関前の乗降場所数は28か所の設定としていました。これは、新たな公共交通として運行を開始するに当たり、利用者の待ち時間や乗車時間を少なくし運行に支障を生じさせないためであります。高齢者から乗降場所の追加についてのご希望をいただくこととなりました。

この対応として、5月1日から玄関先で乗降できるドア・ツー・ドアを9か所、また、これに加えまして地区からの追加要望を2か所、公共施設等を4か所、全15か所を追加する改善を図ったところです。また、降雪期前にも乗降場所の追加を考えています。高齢者をはじめとした地域住民の買物や通院など、日常生活の移動手段の確保は大変重要な課題と認識をしており、利用者の希望には可能な限り応えてまいりたいと思います。今後も少子高齢化は進行し、自動運転の技術が確立されるまでは、全国的な課題であるドライバーの確保は困難な状況が続くものと思われます。住民の移動手段の維持と観光客の行動を助長する交通の確保を作り育ててまいりたいと思いますので、皆様のご理解とご協力をお願いします。

4点目の図書館等複合施設については、子育て支援施設を先行して整備し、図書館については一旦先送りし、安定財源が確保できた上で整備する方針を住民説明会でも申し上げました。村民が新しいコミュニティをつくる空間となり、また、白馬に來られた方々も利用できる空間で、将来的にも持続可能な施設にする必要があるとのご指摘をいただきましたが、先行して整備する子育て支援施設に隣接するなど、より複合施設に近い形で整備する方針としましたので、皆様が希望する施設となりますよう進めてまいります。

図書館は学習の機会、情報を提供する生涯学習の拠点と考えることから、多目的に使えるスペースを確保するとともに、希望の多かった機能としては、カフェ、展示、ミニコンサート、上映会の開催、ものづくり、工作等ができるスペースが上げられています。子育て支援施設を先行して整備しますが、基本的な考え方としては、両施設を隣接させることにより、限りなく複合施設と同様の

機能を確保することを目指してまいりたいと考えています。

以上、丸山和之議員へのご答弁といたします。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。丸山議員、質問はありませんか。丸山議員。

第1番（丸山和之君） 地域コミュニティについての重要性は認識しているというご答弁でしたが、八方口でも、今年の春の村普請の後、5年ぶりに皆さんでバーベキューをしたんです。皆さん、こういうのっていいよな、こういう時間って必要だよなというようなことを言っていて、皆さんにこにこしながら話している風景というのはいいもんだなというふうに、すごく実感いたしました。総務省の地域コミュニティの現状と問題という参考資料にも、現状として、都市部、中間地域、過疎地といった区割ごとに課題は異なると考えられ、現状に応じた基本認識のもと、対応を考える必要があるというふうに言っています。この区割でいうと、白馬村は中間地域ということになりますが、中間地域の現状としては、地縁的なつながりは比較的強いが、都市化が進み、地縁的なつながりは徐々に希薄化、一部では経済活動の安定に苦慮し、過疎化が進行と説明されています。まさにこうなっていくのではないかという懸念があるわけですが、そこでお聞きしますが、白馬村の今の地域のコミュニティの現状というのは、村としてはどういうふうに捉えているのか、お伺いいたします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中総務課長。

総務課長（田中克俊君） ご答弁いたします。

丸山議員がおっしゃるとおり、コロナの影響も非常に大きかったと思いますけれども、昨年の区長会議の折からも、こういった問題が今までよりも非常に大きく出てくるようになりまして、各地域を回る地区役員懇談会でもそういう話が出ております。一番は、村普請、普請等の作業が高齢化に伴って参加できる人数が少なくなってきていると。何とか自分たちの地域は自分たちで維持していきたいので、力を貸してくれないかと。そういったものが一番多いです。当然、地区によっては地区に加入してくれる方が少ないんだけどのところは以前からあるわけですが、それに増して、そうじゃない地区の悩みも非常に多くなっているというのが私の感じているところでございます。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。丸山議員。

第1番（丸山和之君） 今の現状をお聞きしましたが、地域コミュニティが衰退することによって、個人的な解決と公的な解決の間にあった中間的な解決機能を担ってきた地域コミュニティというふうに、それを理解するわけですが、その中間的な解決がなくなることによって、何かその地区で問題が起きたとか、生じたというときに、その地区の住んでいる方々の安心、安全というのが脅かされると。さらに、行政の対応する分野も広がって、行政負担につながるということが想定されると思います。

先ほど、お昼を食べて休憩しているときに、配り物の負担を減らしてほしいということで、月2回のものが1回にしてほしいという、そういう話も聞いたんですけど、まさにそういうふうになってしまっている状況なんじゃないかと思います。さらに、また地域のアイデンティティである、それぞれの地域の特色の歴史とか文化、観光資源、お祭りとか風景というものが、地域コミュニティが今まで維持してきて支えてきたものが失われるということも考えられると思います。そこで伺いますが、そのためには地域コミュニティの機能を強化していくことは重要であり、そのための対策を考える必要があると思いますが、村としてのご見解をお伺いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中総務課長。

総務課長（田中克俊君） お答えします。

今ほど地区、行政区については中間的な役割ということがございましたけれども、私が考えるに、自分たちの地域を自分たちの主体性を持ってやっていくというのは中間的ではなくて、本当に根本的なことだと思います。行政はそういった自治会のコミュニティの自主性ですとか、協力の体制、こういったものを十分に尊重して後押ししていけるような、こういう構図になるのが理想かと思っています。それはあくまでも理想であって、現実的には、今、議員さんがおっしゃるとおり、地域コミュニティを維持するために、今こそ行政が何か手を差し伸べるときが本当に来ていると思います。今、地区の配布物を、第1、第3の月曜日というものをなるべく1回にというお話もありまして、庁内の会議でもなるべく第3、第3というのは広報はくばの配布日になっておりますので、なるべく第3に集約しましょうということで話し合った経過もございます。

また、それぞれ、特に先ほど普請の話をしましたけれども、建設課、あるいは農政課の方では現場への手助けというところで、集落支援員による連絡体制、あと総務課にもそれを総合的に調整していく集落支援員も設けています。今年の総務課の目標でも、その辺の地域に対しての支援、補助金を増やすとかそういうことではなくて、人的な支援、何とかできないのか、何とか共同ということをもう一度取り戻さないのかということで、これから十分考えていきたいと、そのように思っております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。丸山議員。

第1番（丸山和之君） 具体的な方策みたいなことを考える上では、やはり神城断層地震があった白馬村としては、防災・減災という観点というのが考えられるというふうに思います。総務省の資料では、地域の防災機関である消防団員の数は減少傾向ではあるが、緩やかな活動主体である自主防災組織の数及び組織率は、阪神淡路大震災のあった平成7年以降増加傾向にあるとのことです。それぞれの地区で考える自主防災組織は、コミュニティのいいきっかけになるというふうに私は考えていますし、また個人が防災意識を持つことによって、その地域の人との関わりも必要になるし、地域のことも考えるようになり、それが共助の意識につながっていくようになれば、安心安全

の村づくりにつながっていくのではないかというふうに考えます。

そこでお伺いしますが、村としては地域の情報を発信するケーブルテレビや広報紙、ホームページなどを活用して、村民が防災、減災という一つの目的を持てるような取組をすべきだというふうに考えますが、ご見解をお伺いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中総務課長。

総務課長（田中克俊君） お答えします。

自主防災組織の活動につきましては、3月定例会のときにも増井議員から出されまして、実は自主防災組織の連合会みたいなものをつくってはどうかというようなご提案があったわけですが、もとよりあえずスタートとして、この4月の区長会議のときに、防災組織の横の連携、いわゆる連絡協議会、そういったものを立ち上げるための準備段階として、今どんな活動をしているんだとか、悩みはどういうことがあるのか、そういったアンケートをお配りして、今それをまとめているところですよ。例えば、隣接した地域が合同で訓練をやるですとか、ほかの地域がやっているところのいいところを見習ってやるですとか、それには我々行政のほうが、県の出前講座的なものもありますので、そういったものを、北アルプス広域消防署の応援を頼むですとか、そういう調整は私どもがしていきますが、まずはそういった基盤づくりです。横の連携のつくり、そういったものをまさに今取り組んでいるところでございます。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。丸山議員。

第1番（丸山和之君） これからは価値観の多様化、プライバシー意識の高まり、多文化共生の推進などがあるんですけど、目的を1つにすることが必要でないかというふうに感じていて、目的のはっきりした活動のための集団を志向する人は増加しているということも聞きます。そこで、村として今DXを推進しています。DXが進めば、様々な分野で利用することになると思いますが、世代によってなかなか地域活動に参加しにくい人たちのために、バーチャルな空間を利用した防災訓練、あるいは防災体験を設置して、入り口はバーチャルなんだけれども、その体験によってコミュニティの重要性を認識していただいて、リアルの方へ参加していただくというふうなふうにならしていくことが考えられると思うんですけど、バーチャルからリアルといったテーマで今後の取組の一つとして考えられると思いますが、ご見解をお伺いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中総務課長。

総務課長（田中克俊君） お答えします。

地域コミュニティについては衰退しているという話の中で、逆に私が思うのは、1つの目的とか目標を持った、いわゆるテーマコミュニティというんですか、こういうものは昔に比べ今の方がいろいろな小さな輪が出てきているということがございますので、そういったことと、今、議員の提案をなさったことを含めて検討しながら、よりよいものに持っていきたいというふうに思っ

おります。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。丸山議員。

第1番（丸山和之君） こういう地域コミュニティーを村民で話し合うというようなことができることが本当は必要だというふうに思っているんですけど、それには、自治基本条例の制定というのがあると思うんですけど、それによって村民が考える村のルールとか村づくりみたいなことを話し合える機会になると思うので、いいと思っているんですけど、その自治基本条例に関しては村では制定する予定があるかどうかお聞きします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 議員がおっしゃるとおり、自治基本条例は住民自治の基本となるものだと私も思っておりますので、早い段階で制定をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。丸山議員。

第1番（丸山和之君） 次に2点目についてお聞きします。暮らす場所ということですが、村外で暮らすということになると、これもやはり地域活動という点では問題があるというふうに感じています。住民票あっても村外で暮らすということであれば、地域活動への参加に消極的になっていき、また村としても優れた人材を失うということになるというふうに感じます。村でも、先ほど答弁の中にもありましたけど、空き家対策協議会を立ち上げて、空き家バンクの創設にはしっかりとしたものをつくりたいということで、もう少し時間がかかるということですが、今の現状だと、理想的なマッチングというのはなかなか難しいんじゃないかということが想定されますし、空き家バンク自体が成り立たないのではないかというふうな懸念もします。投資が増えていくという今の現状も含めて、村としてはどのような見通しでいるのか、ご見解をお聞きします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中総務課長。

総務課長（田中克俊君） お答えします。

空き家バンクの関係ですけれども、4月の頭から地域おこし協力隊1名、総務課に配置をしまして、鋭意進めております。今現在、バンクの運営体制、あと実際のスケジュール、それと実際の空き家を公開していく媒体、どういうふうに掲載をしていくか、そんなところを検証していただきまして、議会が終わってその辺あたりが私のほうに報告されて、これからの進め方、具体的に始まってくるところかと思えます。

確かに今検証ということもあるわけですが、これと並行して地域おこし協力隊の方で意向調査、いわゆる移住のアンケート調査、これをフェイスブックですとかホームページですとかLINEのほうで今やっているということもございますので、それを含めて総合的な施策として、早い段階で、3月のときは10月というふうなお話をしましたけれども、10月ぐらいには試行的に開

始したいと、そんなスケジュール感で今おります。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。丸山議員。

第1番（丸山和之君） これもやはり対策としては、村営住宅とか、村営のアパートとか、シェアハウスなどが考えられると思うんですけど、財源があればやるよという話かもしれないですけども、また職員の中にも村外へ出ていかれるという人もいるというふうにお聞きしていますので、職員住宅というようなものも必要だというふうに考えます。これから人が減っていくという傾向の中で、安心して住める場所があるということは、人口の流出を防ぐことにもなるし、人口の増加にもつながっていくことかもしれません。

そこでお伺いしますが、人材確保、人の確保という点で財源が必要になるという話かもしれないですけど、価値観の多様化などというのものもあるかもしれないですけど、そこで小さなコミュニティーが生まれるような村営の住宅、村営の施設というのは、これから変化していく白馬には必要だというふうに考えておりますが、村としてのご見解をお伺いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。矢口参事兼建設課長。

参事兼建設課長（矢口俊樹君） 村営住宅、公営住宅の関係につきましては、建設課のほうで所管をしておりますので、私のほうで答えをさせていただきたいと思いますが、先ごろの一般質問でもこういったご質問をいただいておりました。今の財源の話もございましたけれども、近々に公営住宅、つまり公費を使って住宅を整備をしていくという考えは、今のところ持ち合わせていないというお答えをさせていただきました。お金の話をこういうところするのは何ですけども、いわゆる箱物ということで、現在、子育て支援施設、あるいは図書館等の計画もある中で、計画的にある程度整備をしていかなければいけない。その中で公営住宅というものを、人が安心して住める対策ということで考えていくのは当然重要なことだと思いますけれども、現状ではそういった計画は残念ですが持ち合わせていないということになります。

以上であります。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。吉田副村長。

副村長（吉田久夫君） それでは私のほうから、公営住宅以外で先ほど丸山和之議員がおっしゃった職員での住宅不足であるとか村外というところの福祉も含めたところになりますけれども、先ほど建設課長が言ったとおり、公営住宅法に基づく公営住宅は考えて、今のところ考えていないというふうになります。ただ職員であるとか福祉に関係する分、これは国内の他の自治体でも同様に地価の上昇、賃貸の物件の上昇等により職員がなかなか勤めていることの継続ができないというようなお話もありますので、これは公営住宅とは別途考えなければいけないかなという時期に来ているというのも事実でありますので、それはそれとして研究のほうは重ねてまいりたいというふうに思います。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。丸山議員。

第1番（丸山和之君） なので、そういう施設は必要になるというふうに私は考えております。地域のコミュニティーの衰退は、その地域における経済活動の不振を招くという悪循環が生じると言われています。人口減少の傾向の中、空き家バンクの創設は今後重要なものになってくるし、コミュニティーが生まれやすい構造や空間の研究は十分に必要があるというふうに思います。そこでお伺いしますが、防災・減災などの危機管理を担うところであるとか、空き家バンクは先ほどの話の中で地域おこし協力隊が業務を担うということのようですが、それも大変なことかと思うので、それを扱うところといった専門的な場所を設置して専門人材を確保していく必要があるというふうに考えますが、それが課の新設なのか、再編ということなのか、私には分かりませんが、人材確保という点は重要というふうに考えています。そこで、その人材確保という点について村としてのご見解をお伺いいたします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。吉田副村長。

副村長（吉田久夫君） それでは私のほうからお答えさせていただきます。

人材確保という点は、まさにおっしゃるご指摘のとおりだと考えております。本年度の秋の採用ということで、既に広報等で発しておりますけれども、経験者の職員の採用ということで、これは技術職、事務職ですけれども、職員間の中で年代の薄いところ、これから中間管理職、管理職を担う中で、薄いところについては何とか人材を確保したいというような取組に既に入っており、ホームページ等でも流れているところです。

その一方で、さらに専門的な人材、今回の質問でいくと、移住等の空き家バンク等のお話になるかと思いますが、この辺は、先ほど総務課長が申した、今後の進め方として専門の者が要るのか、または不動産の関連の団体の中に任せていくのか、そこら辺は進め方のところを、また私のほうにも報告が来るとしますので、その中で必要な人材が必要ということであれば、国の制度を活用するとか、そのような方法で考えるべきというふうに思っております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。丸山議員。

第1番（丸山和之君） 次に、3点目についてお伺いします。ふれA I号についてです。

この後、同僚議員が質問しますので、私のほうでは1点だけお伺いしたいと思います。やはり、公共交通ということであれば、村民の足と考えるわけで、村民の足であるならば、やはり窓口は健康福祉課がいいのではないかとこのように思っています。A Iを使っていたから観光課が窓口というふうに見えてしまって、先ほどの話にもあったように、DXに対してアレルギーがある人たちは混乱されたのではないかとこのように思います。課題も3つあるということでしたので、その3つに対応するのであれば、やはり観光課ではないというふうに思っていますが、地域の足、村民

の足であるならば窓口は一考した方がいいというふうに思いますが、お考えをお聞きします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） デマンドタクシーについてなんですが、まず今観光課というところで、一番は新たなA I システムというところを導入するということがもちろん強いわけですが、住民と同様に観光客も使うということも1つ背景にはございます。ただその上でやはり住民福祉という側面はありますので、担当課ということに関しては今後も検討していく予定ではいるんですが、まずはこの制度を確立させる上で、どうしてもそのA I のシステムというものを使っただけが必要があるというところが根本にはございます。試験期間は終わったのですが、今度はこれでお認めいただければ3台という形になるんですが、それを運行した中で住民、そして観光客にとって一番いい形がどういう形なのかということを実際運行する中で検討させていただいた上で、しっかりと考えていきたいというふうに思っております。

現在はやはりまずは将来的に乗務員が不足する時代がやってくる、また実際の電話受付を今やっていますけれども、そういったところの人材も先ほどの話ではないですが、職員が不足してくる時代が遠くない未来にやってくるということを考えた場合には、DXも含めたそうしたA I 等を活用したシステムというところを住民の皆様にも少しご負担をいただく中で慣れていっていただくなり、そういった変化に対応していかななくてはいけないということもありますので、今が最終形ではもちろんないというふうに思っていますので、まずはそのシステムを新たに導入したというところで、一旦そのシステムをこれまでつくり上げてきた観光課というところで所管とさせていただいていますが、現在の段階でもしっかりとほかの課とも連携する中で運行はしておりますので、引き続きこれで3台にした中でまた検討させていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。丸山議員。

第1番（丸山和之君） それでは4点目について伺います。図書館について伺います。

図書館複合施設は先送りというふうになりました。午前中の同僚議員お2人の質問の中にもありましたけれども、公園整備が重要だというお話でした。公園整備という点では私も同感なんですけれども、さらに言わせていただければ、今まで質問してきた中にもありましたけれども、防災設備、防災公園ということも考えていただきたいというふうに思っております。白馬、小谷のような山間地ですと、広い平らを確保するというのがなかなか難しいので、こういう広い公園をつくるということであれば、防災という観点から防災設備みたいなものを入れていただくことも必要なんではないかというふうに思いますが、そういうお考えはあるかどうか伺います。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。横川教育長。

教育長（横川秀明君） 午前中の答弁にもございましたが、子育て施設の多目的部分につきまして、未確定なものがございまして、今はっきりお答えすることができません。ただ、和之議員ご指摘のように、将来的なものとして公園の整備をもちろん考えておりますので、その中に防災という

ような考え方が入ってくると思います。もう少しお時間をいただく中で検討させていただきたいと
思います。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。丸山議員。

第1番（丸山和之君） せっかく教育長にお答えいただいたので、もう1点だけお伺いしたいと思
いますが、先ほど午前中の答弁の中で、子育ては地域で育てるものだと、社会が育てるというふう
におっしゃっていました。今までの私の質問の中にも地域コミュニティということで質問させて
いただきましたけど、子供の頃からそういう空間があれば、子供の頃から地域コミュニティを感
じられるような空間、学べる空間になると思うんですけども、そういった空間を今度の支援施設で
は用意するとか、つくる予定であるということでの理解でよろしいでしょうか。お聞きします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。横川教育長。

教育長（横川秀明君） コンセプトの中に私自身、地域の子供は地域で育てると、そういう大切な
ものは忘れてはいけないというふうに思っています。したがって、新しい施設にそういった機能、
広さとか用途とか未確定で申しわけないですが、根本的な考え方の中に入れていくことは間違いな
いというふうに思います。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。丸山議員。

第1番（丸山和之君） 最後に村長にお聞きします。

村長が考える住みやすい村というのは、一言で言うところのどのような村でしょうか。答弁をお願いし
ます。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 全ての住民が安心、安全に暮らせる村です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。丸山議員。

第1番（丸山和之君） 私もそう思います。今後、投資が増えていくことによって、経済活動や雇
用機会は増えることは想定されます。しかし、住む場所がないというのは、コミュニティの衰退
はもちろん、経済の悪循環が生じかねません。これからの村長の住みやすい村づくりに期待して、
私の質問を終わります。

議長（太田伸子君） 質問がありませんので、第1番丸山和之議員の一般質問を終結いたします。

ただいまから5分間休憩といたします。

休憩 午後 1時49分

再開 午後 1時54分

議長（太田伸子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、第10番加藤亮輔議員の一般質問を許します。第10番加藤亮輔議員。

第10番（加藤亮輔君） 第10番加藤亮輔です。2日目の最後になります。よろしくお願いま
す。

今回2問の質問です。まず1問目を行ないたいと思います。

村づくりと予算の中身及び事業の説明について質問します。

昨年ベストツーリズムビレッジに認定され当村の目指す観光の方向性が見えてきました。また、世界水準のマウンテンリゾート地の概念についても、観光局が一度見るか経験するかで終わってしまふ観光景勝地と異なり、また日常と全く違う環境で人々の憧れるライフスタイルを希望するところで、期間については当人が判断していくというような感じで説明されています。そこで私たちは働いているわけですが、実際そこで働いている住民はどうなるかというところを少し掘り下げて質問したいと思います。

よく憧れるライフスタイルの、また景勝地で生活している住民に対して、いいところで住んでいますねというような感じのことがよく聞かれると思うんですけど、決してそこで住んでいる人が豊かな生活を築いて、そして人に憧れるような豊かな生活をしているわけではありません。でもそれを目指してその地域のために、地域をより活性化するために、地域をより豊かにするために、いろんな村づくりの計画があります。そして、それに伴う予算を毎年組んでいます。その予算に伴う事業内容、また説明責任についても、住民にきちんとされているか、以下3点を質問します。

1、昨年度村づくりのための都市計画マスタープランの改定、3月に白馬村高齢者福祉計画、障がい者関連3計画、村の健康増進計画及び村教育振興基本計画などが示されました。これらの計画内容について村民への説明は、私は不十分だと考えています。説明会を開いて、もう少しきっちり説明する考えはありませんか。

2番目、2024年3月議会の同僚の一般質問の中で、村長はニセコ町の自治基本条例（まちづくり基本条例）に非常に感銘を受け白馬村にも必要と述べ、早い段階で取り組んでまいりたいと答弁しています。私も協働のまちづくりを目指す基本条例の制定には大賛成です。この制定に対して村長が最も重視する項目は何でしょうか。また、住民との対話、合意をどのように行なうか伺います。

3点目、白馬村はざっくり分かる白馬村の予算を作成していますが、住民から広報はくばを見ても事業内容が分からないとよく耳にします。ニセコ町では、「もっと知りたいことしの仕事2024」の表題で分かりやすい予算説明書を作成し、全世帯に配布しています。基本条例の核心は、情報共有と住民参加です。その情報共有の第一歩は予算の中身を理解できることから始まります。白馬村も分かりやすい予算説明書を配布すべきと考えますが、見解はいかがでしょう。

以上、3点よろしく願います。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 加藤亮輔議員からは、村づくりと予算の中身及び事業の説明について3項目のご質問をいただきましたので順次ご答弁いたします。

1点目の昨年度策定した各種計画についての説明会開催について、ご質問の個別の考え方でなく

各種計画における全体の考え方としてお答えをさせていただきます。

まず、高齢者福祉計画など、いわゆるソフト事業をまとめた個別計画は、その計画を策定する際には白馬村、第5次総合計画を基本として整合を図りながら策定をしております。これらを策定するに当たり新たな法令等の制定改正を受けて大きく制度、事業が変わるものなど、その時々々の社会経済情勢の要請に応じて立案、策定をしなければなりません。これらを踏まえて各種計画策定における住民説明会を実施しなければならない場面としては、村民生活の関わりとして大きな変化や制度変更、または各種の制限等が設けられる条例の制定のほか、ハード事業となる公共施設の整備計画が上げられます。

対象者の設定については、前段の村民生活への大きな変化や条例の制定等による制限等の説明会であれば、対象者は関係する人の全てとなります。後段の、公共施設整備のため生活に影響を及ぼすような事業に対して理解を求める場合では、説明会の対象者は周辺住民が中心となります。また、子育て施設設備であれば周辺住民はもちろん当該保護者も対象となるといえます。

このように計画に関係する方への周知と意見交換を同時に目的にするような住民説明会であれば、何らかの形で住民説明会を開催しなければならないと考えます。

一方で、今回のご質問の計画については、このような類型に当てはまりませんので、広報はくば、公式行政ホームページ並びにユーテレやガイドブックを併用した方法で周知を図ることから、説明会を開催する考えは現在はありません。

なお高齢者福祉計画については、昨日の開会挨拶でも触れさせていただきましたが、ケーブルテレビで「ふくしガイド アット はくば」と称した番組放送を開始し、その概要や様々な高齢者福祉サービスについて説明、紹介を始めておりますので、住民の皆様にも御覧いただければと思います。

2点目の自治基本条例につきましては、昨日の尾川議員の答弁と重なる部分もございますが、自治基本条例は地方自治の基本的な在り方を規定し、自治体における法体系の頂点に位置づけるもので、自治体の憲法とも言われています。基本的な理念やまちづくりの主体の権利や義務、役割分担、行動原則などが定められるほか、条例制定のプロセスが大切であることや、定期的に見直すことで、みんなで育てる条例とされています。

前回の3月定例会で津滝議員のご質問にお答えしたとおり、現時点で住民自治型条例として住民の参加や参画、住民投票等の仕組みを定める条例としたいと考えておりますが、特に重視する項目を決めているわけではないことから、総合計画策定に向けたアンケート調査においても、住民の意識や意向をできるだけ拾い上げ、村全体としての理想的な在り方を住民の皆さんと対話しながら定めていきたいと考えています。制定に当たっては、各地区の皆様や幅広い分野で活躍されている皆様など、様々な形で意見交換をしながら多くの人に納得していただける形で制定したいと考えています。

最後に、分かりやすい予算説明書の配布につきましては、本村においても平成25年度予算からざっくり分かる白馬村の予算の作成を始め、予算の説明資料としています。作成に当たっては見やすいように掲載方法の見直しを重ね、現在の形に至っておりますが、村民の皆様は村はどんな事業をしているのか、どのように予算が使われているのかをお伝えするために、ニセコ町や他の自治体の予算説明資料のよいところを取り入れ、さらに充実させてまいりたいと考えています。このざっくり分かる白馬村の予算は白馬村公式行政ホームページに掲載し、どなたでも閲覧できるようになっておりますので、全戸配布はしておりませんがホームページを見ることができない方や印刷したものを希望される方には総務課で印刷したものをお渡ししておりますので、お声をかけていただければと思います。

以上、加藤亮輔議員の1つ目のご質問に対する答弁といたします。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。加藤議員、質問はありませんか。加藤議員。

第10番（加藤亮輔君） では、再質問をさせていただきます。

先ほど答弁にもありましたけど、昨日の一般質問でゼロカーボンロードマップ、これについて村長への周知について、村民への周知について、村長の答弁の中で広報はくばとかそれから説明会などを開催して、またほかの説明会と合体で一緒にやったり、いろんな形でやっていきたいと。今の答弁の中でいくと、住民に新しい計画ですから知らせる必要があると、そういう形でそういう答弁をされたと思います。その中で私今回この5つ、6つの計画、去年の計画ちょっと上げたんですけど、その中でこの都市計画マスタープランの改定をちょっと例にとってみますと、この改定の目標年度は今から17年後かな、2040年が目標年度となっています。要は2040年の本村の姿を展望して策定したのになっています。こういう課題については、多くの村民の方が非常に興味を持っていると思うんです。第5次総合計画をつくったときも、ワークショップなんかやったときは、多くの人が多目的ホールへ集まってけんけんがくがくとやったと。だからこういう都市計画マスタープランのようなものについては、私はやったほうがいいかなと思います。

それと、2年前ですか、立地適正化計画をつくっています。その前に国土強靱化地域計画ですか、そういうものもあの策定されています。だから、この都市計画マスタープランをメインにして、立地適正化計画、それから国土強靱化地域計画も絡めてやはり説明すべきだと私は思うんですけど、そういう私の考えはいかがでしょうか。どういう反応示しますか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。矢口参事兼建設課長。

参事兼建設課長（矢口俊樹君） それでは、まず都市計画マスタープランの説明と説明会をやるべきではないかとご質問でございますけども、ただいま加藤議員からご指摘ありましたとおり、都市計画マスタープランは他の行政計画と比べますと、20年間という比較的長い目標設定をしています。昨年、都市計画マスタープランを作成する、作成するまでの経過の中では、ワークショップ等も開催をし、様々な意見を吸い上げてこの計画をつくってきたというふうに考えております。

したがいまして、このできた計画に対する説明といいますよりは、どちらかというとも20年のスパンの中でいずれやはり計画の見直しなり、時点修正をしていくことが必要になってくるというように考えております。その段階でやはり地域住民の皆さんの意見をお聞きする、そして、それをまた新たな計画に反映していくということ、これは、よく言われるPDCAサイクルの中でのチェックをしていくというふうになるかと思うんですけども、そういった中で今後対応していきたいなというふうに考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。加藤議員、質問ありませんか。加藤議員。

第10番（加藤亮輔君） そういう形で更新するまた機会がきつとあると思うんです。それからそのときにいろんな計画との関連性なども含めて、単体でこのマスタープランだけを説明するんじゃなくて、周りのプランも一緒に計画も一緒に説明するような機会を持っていただきたいと思います。これで、ちょっとこれ今回ニセコのことを少し話題にしたいりして質問したいと思うんですけど。ニセコ町では、この町の実態とか状況を知ってもらうために、担当課長が説明者となって担当分野の課題や方針を住民と話し合う、まちづくり町民講座というのを開催します。これはもう20年も前から開催しているそうです。毎年10回ぐらい開催している実績もあるそうです。白馬村でも先ほどからいろんな、昨日もそうですけど、いろんな課題とか、それからいろいろな計画、それから問題点が出ています。各担当課でやはり自分たちの課はこういう方針で今後やっていくんだとか、そういう話をしながら、住民からの意見を吸い上げると、そういうためにこういう会合をやることは非常に村づくりにとって私は有意義な会合だと思います。そういう会合を新設してやっていく、そういう考えはないかどうか、これは村長か副村長のほうでお願いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） ご質問ありがとうございます。ちょっとニセコのほうが頻度というところでは私まだ十分に調査しておらず、その10回というところは初めて伺ったんですが、理想としては、数多くそういう機会は設けられるといいなというふうに私自身も思います。ただその日常やはりやらなくてはいけない職務も、先ほどの丸山和之議員の質問にもあったとおり、日々増えてきている実態もありますので、そうした中で優先順位をつけてしっかりと職員のいわゆる業務の時間内でできることであれば、取り組んでいきたいなというふうな希望は私自身もございます。またちょっとテーマといったところでいいますと、ある程度テーマを絞らないと、どれだけ時間があっても足りないといったところですか、参加していただく住民のほうにも少しこうルールみたいなものを作った中で、やはりやっていかないと行政側としても、何でもかんでもできますというところはちょっと約束できませんが、方向性としてはぜひそういった取組はしていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。加藤議員。

第10番（加藤亮輔君） どうも前向きな答弁ありがとうございます。やはり今の白馬村にとって重要なのは、この村は生まれ育った人も50%くらいいると思うんです。それから僕みたいに県外から移住してきた人もたくさんいます。最近では、もっとそんな移住じゃなくて国外から白馬村へ移り住んできた人もいます。そういう多彩多様、村の第5次総合計画が示すとりの状況だと思うんです。そういう中でいろんな価値観があるし、いろんなアイデアもみんな持ち合わせていると思うんです。だから、そういうことをお互いに話し合う機会、これはやっぱり村づくりにとっては、本当にほかの地域にはない有利な点だと私は思うもんですから、それを生かすためにも、そういう会合をぜひとも行なっていただきたいなと思います。

先ほどの村長答弁の中で、この住民基本条例をつくるには村の理想的な在り方、そういうものを考えながらつくっていきたいというようなご答弁でした。これでこの理想的な在り方もそうなんですけど、やはり行政が行なっている仕事、それから行政がこれからこの村をどうしていこうかという方向性、それをやはり住民に丁寧にそれから分かりやすく説明するところから始まると思うんです。説明されたり、それから情報がたくさんまちづくりに関する情報がたくさんあれば、そこに住んでいる私も含めて意見を述べることができますけども、情報が何も与えられなければ、発言することは当然できないと思うんです。

今回、皆さんに資料としてニセコ町から取り寄せたこの「もっと知りたいことしの仕事2024」という資料を皆さんにお渡ししました。この説明書は194ページの冊子で24年度に村が行なう全ての事業320項目について、その仕事の目的、説明、予算の内容と財源の仕分けまで記載されています。さらに後部には予算に関する解説と関心の高い項目についてはQ&Aで分かりやすく解説もされています。それで先ほどざっくりさんの話も出たんですけど白馬村のざっくりさんは190ぐらいの事業を白馬村やっていると思うんですけど、その中の66事業、35%を抽出した説明書です。そしてそのざっくりさんを見てない住民が圧倒的に多いと思うんですけど、その住民にとってみれば広報4月号に載った記事を見るだけで、内容についてはやっぱり分かっていないし、知らせることもしてないと思います。

それで、一番最後のページ、この本の一番最後、この発刊に当たりと書いてあって、町長名で挨拶文載っているんですけど、この4行目にこの予算説明書は、町民の皆さんにその年度の当初に定めた予算の内容をお知らせし、町政へのご理解をいただくとともに町の説明責任を全うする手立ての一つとしてこれまで作成してきました。この本は、ニセコ町はもう30年ぐらいずっと作っているんです。それを住民にお配りしていると、そういうものです。それで先ほど言いましたように、ざっくり分かる白馬村の予算を見ていない住民にとって広報はくばの4ページの説明だけで、白馬村は予算に対して住民に説明責任を果たしているというふうにお考えかどうか、ちょっとその辺の基本的なところをお聞かせ願いたいと思います。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中総務課長。

総務課長（田中克俊君） お答えします。

今ニセコ町の発行にあたりのところを紹介していただきましたけども、私はこれを読みまして基本的に思っている思いというのはニセコ町と白馬村は変わりはありません。村民の方に理解していただきたいように常に努めているというところは、私も変わりません。ざっくりさんにつきまして、今66事業を掲載されているということで、私も数えてみたら66ございました。ページ数でいきますと34ページ。そのほかに予算の概要ということで、ちょっと難しい財政的な資料的なもの、これが30ページ、64ページの概要ということでホームページのほうに出ささせていただいております。近隣の自治体、私もじゃあどんなものが出ているのかなと見ましたところ、池田町さんが割と我々と似ている、ニセコ町と似ているところあるんですけども、しっかりしたものつくってありますが、ほかのところというのはあまりこういうのはございません。池田町さんのほうもホームページで公表するほかに冊子を作っているようで、役場に取りに来た方にはお渡ししているということなんですけれども、ほとんど取りに来られる方がいないというようなことも聞いております。ニセコ町のほうは全戸配布、約2,000戸ですか、無償で配布しているということで、配布したものが本当に町民の方がそれを見て生かされたり、町への意見と寄せられて有効に活用されていると思いますけれども、我々もそのようによくニセコ町のことを聞いて、全戸に配布すればよくなるのか、ざっくり分かるだけではなくて全事業を載せなければいけないのか、その辺を十分内部でも検討してまいりたいと、そういう気持ちでございます。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。加藤議員。

第10番（加藤亮輔君） 皆さんにちょっと配付したものですから、少し中身についても感想などをお聞きしたいと思います。45ページをちょっと開いてみてください。この45ページから、49ページぐらいまで、ニセコ高校に関するいろんな事業が載っています。ニセコ高校の教育振興費から運営費、それから農業事業の経費とか、それから修学旅行のこととか寮のこととか、それから教職員の住宅のこと、それから国内観光研修のこと、20項目ぐらいの事業についてこうやって載っています。これを見れば、大体これはもし白馬高校に置き換えれば、大体白馬高校のことも大体分かる。もちろん小学校のことも載っています。小学校のところをこういう形で置き換えれば北小はこんな予算の使われ方しとるんだと、予算を使っているんだと、中学校もこういう具合に使っているんだということが、住民一人一人がみんな自分の興味のあるところを見ながら理解できると思うんです。こういう今言った教育関係のところをつらつら見ますと、私はそういうふうに理解というか、非常に分かりやすくいいなと思っているんですけど、急で悪いというか、教育長、ちょっと見て、教育長だったらたくさんしゃべっているから、教育課長、どんな感じで見ましたか、もし感想があればお願いしたいんですけど。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。横川参事兼教育課長。

参事兼教育課長（横川辰彦君） 感想ということですので、私の個人的な感想だと思っていただければと思います。

白馬村の説明資料、ざっくり分かる白馬村の予算、愛称ざっくりさんですけども、令和5年度までは前書きがあります。6年度からなくなっちゃったんですけども、その前書きでは白馬村の予算をなるべく分かりやすくざっくり説明することで、白馬村の方向性や政策を理解する基礎資料としていただいて、ざっくり皆さんと理解して少しでも情報を共有しますというコンセプトで作っていますんで、そもそもニセコの作り方とは作り方が違う、分かりやすさというところも解釈が違いますので詳細に説明して分かりやすいというのがニセコ、ざっくり説明して白馬村はこっちの方向を向いているんだなというように、理解する、分かりやすいというところで、ちょっと目指すところが違うんですけども、私の感想とすると、コンセプトどおり作っている白馬村の予算資料、胸を張って出せるんだというように思っております。

あと、その高校の授業のことについては、北海道多いんですけども、町立高校、県立じゃなくて町立高校で学校の先生が県から来るというスタイルが北海道多いんですけども、そういったことからこういった予算事業、書きやすいんですけども、白馬村は県立高校、そこに負担金として出して一部事務組合が執行しているということで、なかなか書くのが難しい。県立高校にもかかわらず、非常に大きな、ニセコに負けないお金を出しているんだなということで、白馬高校に対して、白馬、小谷は頑張っているなというのが私の感想です。

議長（太田伸子君） 吉田副村長。

副村長（吉田久夫君） 若干高校の点で補足をさせていただきたいと思います。

高校支援始まった頃は白馬村の一般会計に予算計上して、このような形で分かりやすいものが出せたんですけども、当時は一般会計に溶け込んでいて分かりづらいというところが両村議会のほうから意見として出され、今の一部事務組合で事業を取っているということになっています。じゃあ先ほど教育次長が申し上げたとおり、高校のほうの載せ方をどうするのかというふうになれば、山麓議会のほうの説明の資料の中でももう少し分かりやすいものを作るかどうか、この点はまた考える部分があるかと思いますので、経緯とそれと説明の資料のつけ方はちょっと組織体が変わってくるので、そこら辺はご理解いただきたいと思います。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。加藤議員。

第10番（加藤亮輔君） では、次に133ページを御覧ください。ここに133ページの右の上には「もっと知りたいことしの仕事2024」（予算説明書の発行）として、123万円と書いてあります。それで、村の負担額として一番下に財源というところで、販売実績が11万円、ニセコ町の負担額が112万円と書いてあります。それで、その上の説明書には2,300冊印刷して5月

に全世帯へ配布していると書いてあります。つまり、この112万円を2,300で割り算しますと、487円になります。だから、487円でこういうものを作って、全世帯に配ることが可能だということなんです。これでこれを全部配るっていうことは、白馬村の予算の私は説明責任を一定果たしたということに私はなと思うんです。だから、そういう形で白馬村の60億70億の予算内容を、こういう形で全村民というより全世帯へ1冊ずつお配りして、村はこの1年間かけてこういうことをやりますと、そのためにこういうお金を使って国から県からこれだけの補助を受けて、一般会計でこれだけ使うということを説明することは村民にとっても非常に透明度が増す、行政に対しての信頼も非常に増すと思うんです。

それからまた意見を述べて、よりよい村づくりのための意見もたくさん返ってくると思うんです。そのためにもやっぱりこういうものをぜひとも作るということで前向きに考えてほしい。今の答弁で見ますと、何となくはつきりその前に聞こうか、作らない理由は何ですか。作らんでもいいという理由、ちょっとお聞かせください。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中総務課長。

総務課長（田中克俊君） 作らないということは一言も申し上げていなくて、今でもこういうものを作っているというところです。ただ違いは全事業を入れるのか、我々が村民のほうに伝えたいと、経常的なものでなく伝えたいものを伝えていく、そのメリハリをつけたところがどうかと、その考え方の違いだと思います。決して作らないということは申しておりません。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。加藤議員。

第10番（加藤亮輔君） 作らないということは言っていないと。必要だったら作ると。内容についても、全事業を含めたほうがいいのか、それとも今のざっくりさんのような感じでピックアップしたものがいいかというところなんですけども、先ほど言いましたように、若い人と私みたいに年配の人、それから男性と女性、それから結婚してこれから子供を育てていく世代と高齢者とか、いろんな形でこの本を見る白馬村が作る予算の見る箇所がそれぞれ違うと思うんです。だから、高齢者はどちらかというとやはり高齢者事業でどういう支援事業があるのかとか、それから大元の白馬村の予算内容がどうなっているのかというところを見るし、子育て世帯の若い世代の方はきっと子育てに対しての今のはくばっ子事業ですか、ああいう事業がどういう形になっているかというところを見るもんですから、やはりピックアップしていろんな事業が抜けていると、やっぱり資料、参考書にはならないわけ。だからなるべく全事業を載せる、そういう説明書分かりやすい予算説明書を作られたほうが、村民にとっても非常に見がいがあるっちゃうか、1回見て終わりじゃなくて、このところはどうだったのかなとまた後で見ることもできると、そういうためにもそういうことは必要かなと思います。これはぜひ前向きというか作る方向で、今のざっくりさんをもっと充実していく方向で取り組んでいってほしいと思います。

それと、ざっくりさんについて1つ指摘しておきたいのは、私が議員を始めた5年6年前はホー

ムページのざっくりさんが書いてあるページを見ると、その下にご入用の方はどこどこへ取りに来てくださいというような添え書きがありましたけど、今はそういう添え書きがないし、それからざっくりさんの説明のところに対してなかなかそこへ行き着けない。だから、議会で予算が可決した後ぐらい、ちょっと一定の期日を設けて白馬村の予算の概要はこれを見ると分かるよというようなことをコメントで書き込むとか、そういうことをホームページでやっていただきたいなと思うんですけど、その辺はいかがでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） お答えします。

そうした部分に関しては、私の方からもぜひ住民向けにしっかりと案内を出したいと思っていますので、今後しっかりと情報提供できるようにしたいと思います。また先ほど来、予算、決算、いわゆる財政の透明化というようなお言葉が出ているんですけど、説明責任、これに関してはまずは基本的には3月議会、9月議会というところでちゃんと法令、条例にのっとった説明責任は果たしておりますので、これについては、説明責任、そして住民の代表であります議員の皆様方が出席している中で行われていることですので、きちんと透明性は確保されているという言い方はできるかと思っています。その上で、さらにこうしたものを作ってより詳しく伝えていくかどうかというところのお話になるかと思いますが、先ほど加藤議員のほうからいろいろな世代がいるというところでお話でありましたけども、私自身とか私世代で考えますと、どちらかというとパソコンで検索をして、自分の知りたい情報のところの予算のところを検索するほうがたくさんあるページをぺらぺらめくるよりは早く情報にたどり着けるという側面もあるかと思いますが、また先ほどお話でましたゼロカーボンの施策から言いますと、ペーパーレスという側面もあるかと思っています。いずれにしてもそういう背景があるから作らないというわけではなくて、しっかりと届くべき住民のところに届く情報が行く形をしっかりと検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。加藤議員。

第10番（加藤亮輔君） では、時間がないから、次の2問目に移りたいと思います。

公共交通ふれA I 号のテスト運行について。待望の住民の移動手段がやっと運行しました。この4月、5月はテスト運行として無料で乗車でき、多くの方が乗車されたと思います。テスト運行が終了してまだ数日で検証が始まったばかりと思いますが、この間の運行の概要についてお聞きします。

1、4月、5月の乗車人数はどれだけでしたか。また昨年健康福祉課所管のふれ愛号の乗車人数と比較するとどのような状況ですか。

2番目、ハピアなど大型施設の停留所の場所が分からないなどのクレームがありましたが、解消できましたか。

3番目、背の低い方の場合、乗車ステップが高く、ステップに手をついて乗車される方がいます。感染症対策の面からも改善が必要ではありませんか。

4番目、予約しても来なかった、買物袋を下げて坂道を歩くのは大変、前の健康福祉課のバスのほうがよかったなどの声が私の方にも寄せられています。新交通システムふれA I号について、今所管の観光課、また去年までやっていました健康福祉課、窓口の社会福祉協議会、これらのところへ電話がきっとかかっていると思いますが、どのような問合せ、要望がありましたか。

5番目、5月1日から乗降場所が5か所追加されたことがホームページに掲載されていますが、乗降所の追加はどのように申請するのですか。

以上、5点、よろしくお願いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 2つ目の公共交通ふれA I号のテスト運行について、5項目のご質問をいただきましたので、順次ご答弁いたします。

最初の質問の4月、5月の乗車人数の昨年度と今年度の比較についてお答えします。

まず、昨年度の乗合タクシーですが4月の乗車人数は581人で、1日平均では29.1人、5月は547人で、1日平均27.4人です。2か月間の合計は1,128人、1日平均では28.2人でした。今年度のふれA I号については、昨年度の運行系統と異なり、土日祝日の運行がありましたので、乗車人数自体は単純比較できませんが4月の乗車人数は1,025人で、1日平均では34.2人、5月は1,266人で、1日平均では40.8人でした。2か月の合計は2,291人、1日平均では37.6人となりました。昨年と比較して土日祝日運行により、日数が21日増えており、試験運行として無料で運行した影響もありますが、昨年度と比較して乗車人数は1,163人増加、1日平均でも9.4人増加しています。本年度の運行について、1日平均乗車数は昨年度並みと想定していましたが、非常に多くの方にご利用いただきましたし、これまで運行していなかった土日祝日に関しましても、一定の需要があることが確認できました。また、この期間中には公共施設や地区等から不足している乗降場所の追加等のご意見、ご要望をいただくことで、早期改善につなげることができ、有意義な試験運行ができたと受けとめています。

次に2点目の停留所への目印の設置についてお答えします。

現在の乗降箇所数は、先ほどの丸山和之議員への答弁のとおり、5月1日に15か所を追加し、123か所となりました。123か所のうち、個人宅の37か所はアプリ上での表示としており、公表か所は86か所になります。この86か所の乗降場所全てに目印を設置することは非常に困難です。アプリを使用している方には、仮想乗降場所をアプリ上で確認できる仕組みを設けていますので、こちらをぜひご活用いただきたいと思います。また、加藤議員のご質問のとおり、デリシア白馬店、Aコープ白馬店、ザ・ビッグ白馬店には店舗入り口が複数あり、どの入り口で待つのがよいのかとの問合せを利用者様からもいただきました。この3店舗につきましては、ザ・ビッグとデ

リシアは国道側、Aコープは塩の道側の店舗入り口付近に、白馬デマンドタクシー乗降場所の表示を掲示していますので、ご確認ください。

次に3点目の乗車時の改善についてお答えします。

現在のふれA I 号の運行については、乗車に際しての補助は、ボランティアによる乗車補助で対応しています。これは昨年度までのふれ愛号から引き続き実施しているもので、運行車両のハイエースを変更することはできませんので、乗車補助の対応となります。このため、乗車に際して不安があるなど、補助の希望がある方については、健康福祉課、地域包括支援センターに遠慮なくご相談ください。

次に4点目のふれA I 号への問合せや要望についてと、5点目の乗降場所の追加申請については、関連しますので、合わせてお答えします。先ほどの丸山議員への答弁と内容が重複しますが、ご了承ください。

利用者から多くのご意見とご要望が寄せられましたが、その中で多かったものは、アプリのダウンロード方法と登録方法が分からない、自宅前に乗降場所を設置してほしいというものでした。担当課の窓口では、職員が利用者に代わりアプリ登録等を実施し、電話では自分の携帯電話を参照しながら方法を説明しております。5月19日には、飯田区の住民を対象にアプリの操作説明を行いました。また、この月曜日に開催したゼロから学ぶDX講座においても、白馬デマンドタクシーアプリの操作研修を行なっています。丁寧な説明を重ねて行なうことで、高齢者を含めた利用希望者へのアプリ利用の増加を図ってまいります。

前の健康福祉課のバスのほうがよかった。乗降場所から買物したものを持って歩くのは困難だ。以前のように自宅まで来てほしいという要望は、観光課、健康福祉課ともに寄せられています。これについては、5月に乗降場所の要件に基づき、不足している施設等を乗降場所の追加をしたところではありますが、さらに降雪期前までに乗降場所の追加を考えています。これは停留所までの距離が遠い、坂道などの地理的要因や身体機能の低下などの個人的要因等による乗降場所追加について、その状況を確認させていただき、地域包括支援センター内で必要性について検討していますので、広報で周知するのではなく、観光課、健康福祉課へ遠慮なくご相談をお願いします。

今年度から公共交通としてふれA I 号の運行をしています。ふれA I 号の乗車には、公共交通とは、地域住民の日常生活、もしくは社会生活における移動、または観光旅客、その他の当該地域を来訪する者の移動のための交通手段として利用される公共交通機関という定義上、ある程度お手伝いなしで乗降ができなければ利用が難しいものと認識しています。したがって、現在社会福祉協議会で運行している福祉有償運送制度の利用条件の見直しを行なうなど、乗降にお手伝いが必要な方には福祉有償運送での移動を促すことで、交通利用者全体の移動手段の確保をしていくことも考えなければならないと感じています。

以上、加藤亮輔議員へのご質問への答弁といたします。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。加藤議員、質問はありませんか。加藤議員。

第10番（加藤亮輔君） まず最初に、一番最後に答弁いただいた福祉有償運送について。私のところにも、いろんな人から聞く中で、前の健康福祉課がやっていた、いわゆるドア・ツー・ドアのバスのほうがよかったという声が、私の耳には一番たくさん入ってきます。それはなぜかという、いわゆる今までずっと体の調子が悪いとか、いろんなことで、家の前まで来ていたサービスが、やはり一定の距離を歩くという行為が加わったと。それで、なかなかそこまで出向くだけの体力がないと。それからまた、先ほど村長も言っていましたけど、買った荷物を、歩いて、100メートルも150メートルも、200メートル歩くのがとてもおっくうだということで、こんなことだったら前のほうがよかったというのが圧倒的に多いんです。そういう軽微な人たちの人も含めて、福祉有償運送に移行するというのは、これはちょっと無理だと思うんです、私は。これはあくまでも普通だったら車椅子とか、そういう人を対象にする制度ですから、これと今の高齢者が不満に思っていることとはちょっとずれがあると、私は認識しています。だからそこを解決するために、どうしていくかというところを、まずお考えが、この案以外に今の高齢者、ドア・ツー・ドアに外れた高齢者の方たち、そういう人たちも含めて、どのように対応していくか、そこの方針などは、今言われた福祉有償運送、これ以外に何か対策案は考えているかどうかお聞きします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。吉田副村長。

副村長（吉田久夫君） ただいまの福祉有償運送のところについて、私のほうから改めてお答えをさせていただきますと思います。

今回、村長の答弁にもありましたとおり、公共交通というのは、住民も含めて観光旅客、全ての交通の足という定義がまずあります。そこで加藤議員おっしゃるように、これまでの乗られていた方、いわゆるふれ愛号として一定の利用を使っていた方、この方たちについては、ある程度移行に際しての考えを取ったというところがあります。それと、公共交通として運行する以上、なかなか乗りにくいという方もいらっしゃると思いますので、確かに福祉有償運送、一定の要件はありますけども、現在、社協のほうで行なっている車両も、基本的にはなかなか空いている状態になります。車両こそ福祉車両にはなってはおりますが、移動に不安がある方、このような方たちの1つの手法として考える方法というふうに考えております。ただ、福祉有償運送を使う人と、デマンド、いわゆる新しいAI号を使う人との、まだ中間の間にいる方というのは、いるというふうに行政としても認識はしております。これをどういうふうにするのかというのは、現在試験運行が2か月終わり、6月から始まっている中で、若干利用者も減っているというようなお話も聞いております。これが解決に結びつくのかどうかというのは、このいわゆる料金を収集しながらの運行で、また検証しなければいけないというふうには思っております。ただ、それにもなかなか利用自体が難しいけども、一定の配慮が必要という方については、4月から見直しもしております福祉有償運送、これも活用していただくというのも1つの考えということで、これが最終決定というところではなく、そのほか

にも見出す部分についてはあろうかというふうには考えておりますが、具体的に何をもってそれを埋めるというところまでまだ至っていないという状況でございます。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。加藤議員の質問時間は、答弁も含め、あと4分です。
加藤議員。

第10番（加藤亮輔君） 質問させていただきます。

今の話の続き、非常に意見として多いものですから、もうちょっと聞きたいんですけど、私なんかは、1台ふれA1号を7月の間だけ追加したという、7月、8月追加する予定だという話がありましたけども、やはり7月、8月の夏の暑いときは、高齢者の方なんかあまり外へ出ないと思うんです。だから、通年3台運行して、1台は昔ドア・ツー・ドアで利用していた人専用にして、その専用バスの規則なんかをもう少し細かく決めてやれば、高齢者の方の対応ができるのかなというふうに思います。一度考えていただきたいと思います。

先ほど大型店のところの話が出たもんですから、私もハピア、それからビッグを見に行っただけですけど、ハピアは塩の道の出たところの柱のところに貼ってあると。あそこに貼ってあるのは、塩の道の入口が停留所という形で、断りの文が書いてあるんですけど、ほかの人に聞いたら、この看板のあるところに待っているのか、それとも塩の道の入口のところで待っているのか、どっちなんだろうね、加藤さんと言われるので、ちょっと私分かりませんと言ったんですけど。

それから、ビッグについても電話ボックスのところに貼ってあるんですよ。これで国道のところの入口というふうに書いてあるんだけど、だから国道まで出て待つのか、看板の前で待っていればいいのか、そこがちょっと注意、私もうまく説明できなかったんですけど、それはどっちなんだろうか。もう少し丁寧に説明されたほうがいいと思うんですけど。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。鈴木観光課長。

観光課長（鈴木広章君） お答えします。

基本的には看板が掲げてある場所ですので、駐車場の中の方に入ってお待ちいただければと思います。国道側で待たれば危険な場合もございますので、中のほうでお待ちいただきたいというところでございます。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。加藤議員、あと1分です。

第10番（加藤亮輔君） 2か月テスト運行をやって、住民の方も先ほどの報告を見れば、非常に利用者が無料期間といえ多い。やはりこれからもアプリをうまく取り込めれば利用者は増えてくると思うんです。だから、もっときめ細かくダウンロードをする機会を与える、教える、そういうことを積み重ねることによって、利用が深まると思います。利用が深まったときに、ここでちょっと質問ですけど、4台と……

議長（太田伸子君） 加藤議員、もう質問の時間はありません。

第10番（加藤亮輔君） はい、いいです。これからも育てていってほしいと思います。よろしくお願いします。

議長（太田伸子君） 質問時間が終了しましたので、第10番加藤亮輔議員の一般質問を終結いたします。

以上で、日程第1 一般質問を終結いたします。

これで、本定例会第2日目の議事日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。明日6月7日は午前10時から本会議を行ないたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 異議なしと認めます。よって、明日6月7日は午前10時から本会議を行なうことに決定いたしました。

これをもちまして、本日は散会といたします。ご苦労さまでした。

散会 午後 2時55分

令和6年第2回白馬村議会定例会議事日程

令和6年6月7日（金）午前10時開議

（第3日目）

1. 開 議 宣 告

日程第 1 一般質問

令和6年第2回白馬村議会定例会（第3日目）

1. 日 時 令和6年6月7日 午前10時より

2. 場 所 白馬村議会議場

3. 応招議員

第1番	丸 山 和 之	第7番	太 谷 修 助
第2番	増 井 春 美	第8番	津 滝 俊 幸
第3番	横 川 恒 夫	第9番	松 本 喜美人
第4番	切久保 達 也	第10番	加 藤 亮 輔
第5番	加 藤 ソフィー	第11番	丸 山 勇太郎
第6番	尾 川 耕	第12番	太 田 伸 子

4. 欠席議員

なし

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村 長	丸 山 俊 郎	副 村 長	吉 田 久 夫
教 育 長	横 川 秀 明	総 務 課 長	田 中 克 俊
税 務 課 長	太 田 雄 介	健康福祉課長	工 藤 弘 美
会計管理者会計室長	太 田 俊 祉	参事兼建設課長	矢 口 俊 樹
観 光 課 長	鈴 木 広 章	農 政 課 長	田 中 洋 介
上下水道課長	廣 瀬 昭 彦	住 民 課 長	堤 則 昭
参事兼教育課長	横 川 辰 彦	子育て支援課長	内 山 明 子
生涯学習スポーツ課長	松 澤 宏 和	総務課長補佐兼総務係長	長 澤 肇

6. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 下 川 浩 毅

7. 本日の日程

1) 一般質問

開議 午前10時00分

1. 開議宣告

議長（太田伸子君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。

これより、令和6年第2回白馬村議会定例会第3日目の会議を開きます。

2. 議事日程の報告

議長（太田伸子君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付してあります資料のとおりです。

△日程第1 一般質問

議長（太田伸子君） 日程第1 一般質問を行ないます。

会議規則第61条第2項の規定により、本定例会に一般質問の通告をされた方は11名です。昨日までに7名の方の一般質問を終了しておりますので、本日は4名の方の一般質問を行ないます。

質問をされる議員は、質問、答弁を含めた1時間の中で、質問事項を明確、簡潔に質問されるようお願いいたします。

なお、本定例会の再質問につきましては、会議規則第63条の規定により、1議員1議題につき3回までと定められておりますが、制限時間内での再質問は議長において、これを許可いたしますので申し添えます。

それでは、あらかじめ質問の順位を定めてありますので、順次一般質問を許します。

最初に、第4番切久保達也議員の一般質問を許します。第4番切久保達也議員。

第4番（切久保達也君） 第4番切久保達也です。一般質問3日目ということで、ちょっと違和感ある方もいらっしゃるのかなと思うのですが、私、5月終わりに広域議会でも一般質問させていただきましたので、今回はとちょっと悩んだのですが、記念すべき11名の定例会ですのでやらせていただきたい、そんなふうに思って一般質問をさせていただきます。

今回は、立地適正化計画についてというところをご質問させていただきます。

令和3年3月に、白馬村でも立地適正化計画が策定されましたが、この計画の狙いである都市機能、住居機能の集積などは、まさに広い面積の白馬村に必要な考え方であり、インフラや住民サービスの効率化、財政面からも積極的に取り組んでいくべきものと考えてる。

特に、住居区域への誘導は、感情的にも経済的にも大きな負担を伴うものであり、長い時間がかかることが予想されます。白馬村長の目指す、持続可能な地域社会・村づくりを実現するため、高い実効性を確保できるよう進めていくべきと考えるが、村長の考えをお伺いいたします。

1、立地適正化計画に基づいて、具体的にどのような施策が実施されているのか、具体例をお伺いします。

2、計画が進む中で、住民生活への影響については、どのように考えておられるのか、お伺いします。

3、コンパクトシティ・プラス・ネットワークを実現するために、優先的に開発・整備を進める地域の選定基準とその理由についてをお伺いいたします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） おはようございます。一般質問、最終日3日目、本日もよろしくお願いいたします。

切久保議員からは、立地適正化計画について、3項目の質問をいただきましたので、順次、ご答弁いたします。

まず、1点目の施策の具体例についてお答えします。

まず、立地適正化計画は、地方自治体が策定する計画で、各自治体の持続可能な発展とコンパクトシティの実現を目指しています。この計画では、大きく4つの視点に基づいて施策を展開しています。

まず1つ目が、都市機能誘導区域の設定です。都市機能誘導区域は、商業施設、医療施設、公共施設などの都市機能を集中的に配置する区域です。この区域内では、公共施設の集約化を進めることで、本村の公共施設総合管理計画に基づく公共施設管理費用の縮減や、施設の適正配置を目指します。

また一方では、誘導施設として定めた生活関連施設を区域内に誘導することで、学校、公共交通結節点、商業施設や病院といった生活関連施設の集約化を図ります。

2つ目が、居住誘導区域の設定です。居住誘導区域は、住居を集中的に配置する区域を設定することで、高齢者や子育て世帯が生活しやすい環境を整えながら、水道、電気、ガスなどの基本的なインフラを優先的に整備し、住民の生活環境を向上させます。

3つ目は、交通ネットワークの強化です。公共交通機関の充実を図ることで、バス路線の新設や増便、鉄道駅周辺の整備を行ない、公共交通の利便性を高めます。また、本村は地域事情に鑑みて、自家用車の利用も都市圏に比較して高いことから、一定の自家用車利用を見据えながら、公共交通を利用するための駐車場整備等も視野に入れながら施策を展開する必要があります。

最後に4つ目が、災害に強いまちづくりです。都市機能や居住を誘導するにあたって、災害危険箇所に対して防災インフラの整備を進めることで、土砂災害や地震に備えた防災施設の建設や避難路や避難経路の整備を行なうこととしています。

これらの施策は、本村の地域特性や課題に応じ、国が示すガイドラインに沿いながらカスタマイズされ、都市圏の自治体とはやや異なるアプローチが採用されていますが、共通の目標は持続可能で住みやすい都市の実現です。

次に、2点目の住民生活への影響についてですが、単刀直入に申し上げまして、短期的な視点で見るときには、立地適正化計画は本村の住民生活に直接的な影響を及ぼすことはほとんどありません。

しかしながら、中長期的な視点で見たときには、本村も避けては通れない少子高齢化と人口減少への対応という大きな課題に直面することは間違いなく、この点につきましては今後展開される施策の中で、少なからず住民生活に影響を及ぼすものも生じてくるだろうと考えています。

将来的に都市機能と居住を集約化することにより、それ以外の地域から医療機関や公共施設、生活関連施設等へのアクセスの問題、新たなインフラ整備や行政サービスの集中による地域間格差の広がりに対する懸念等が挙げられると思いますが、この点につきましては、先ほど申しましたネットワークの強化によりフォローしていかなければならない課題であると思います。

また、全国で毎年のように起こる豪雨や地震災害等を目の当たりにしますと、国も地方もインフラを直し続ける予算や体力には限界があるという現実もあります。したがって、まずは計画上の着地点とそれに伴い想定される影響を全住民が共有し、意識の浸透を図っていくことが、私の掲げる持続可能な次の白馬に向けた一歩であると考えます。

最後に3点目の、優先的に開発・整備を進める地域の選定基準についてのご質問ですが、コンパクトシティ・プラス・ネットワークを実現するための地域選定については、まず立地適正化計画に定める誘導施設と、そうでない施設を分解して考える必要があります。

立地適正化計画では、子育て支援センター、小学校、中学校、図書館、役場といった都市機能施設のほか、病院、福祉施設、金融機関、日用食料品を扱うスーパーなどを誘導施設として定義しています。

これら誘導施設については、立地適正化計画策定時に土砂災害や浸水想定区域といったハザードエリアを避け、かつJRの各駅からおおむね800メートルの範囲内で農業振興地域などの規制的土地利用を避けたエリアを誘導区域として設定しました。

なお、都市機能誘導区域の中においては、開発等にあつてどの地域を優先するといった選定基準は設けておりません。また、ホテルや飲食店といった産業施設については、この立地適正化計画では誘導対象として定めていませんので、現在、村内各所で進んでいるホテル建設といった用途の施設については、特段誘導施策を講じてはおりませんことを補足的に申し添えます。

以上、切久保議員のご質問の答弁とします。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。切久保議員、質問はありませんか。切久保議員。

第4番（切久保達也君） 居住環境の維持向上、また道路を含めた上下水道の環境向上を図る、そういう施策は非常に当たり前のことですが、大事だとそういうふうに感じるところでございます。また、災害対策等もハード、ソフト両面による対策をしっかりと図っていくということも当然大事だというふうに感じているところでございます。

再質問ですけれども、まず都市機能の誘導区域に都市機能を展開するための施策として、民間事業者などの計画があるのかどうかお伺いいたします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。矢口参事兼建設課長。

参事兼建設課長（矢口俊樹君） それでは、まず都市機能誘導区域内に民間事業者などの計画があるのかどうかというご質問でございますけれども、ＪＲ駅を中心として設定しております都市機能誘導区域に関しましては、現段階では民間事業者を誘導するといったような施策は、現段階では特には行なっておりません。

先ほど村長答弁にもございましたとおり、都市機能施設、民間事業者が入る余地があるものとしては、医療機関ですとか商業施設、金融機関等も想定されるわけでございますけれども、今後、これらの各施設の建築ですとか、建設が見込まれる場合には個別に相談に乗っていくということになろうかと思います。

なお、計画書にも記載をしておりますけれども、将来的に、政策的にこういった特定の民間事業者を誘導していくという場合には、例えば何らかの優遇措置、補助制度の創設であったりですとか、あるいは税の優遇措置そういったものが考えられますので、これは今後、庁内でもしっかり検討していかなければいけない事項なのかなというふうに考えております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。切久保議員。

第４番（切久保達也君） 今、民間の事業者の計画はないということでございましたけども、１点ご確認したいと思うのですが、まちづくりの方針の中で白馬駅を村の玄関口として機能向上と村内の各観光地への円滑な誘導、ＪＲ白馬駅を中心とした中心市街地の都市機能の向上を図るというふうになっております。

今、白馬駅南側で民間事業者による新たな開発がうわさをされております。私もホームページを拝見させていただきました。ホテルと商業施設のような、そんな写真でございましたけども、ＪＲ長野駅を見ましても東口、西口、両方ともホテルはございます。

白馬駅前にあっても、何ら不思議ではありませんけども、実はこのホームページを見たときに、備考欄のところだったと思うのですが、立地適正化計画というふうに入っていましたので、誘導の施策があったのかなというふうにちょっと思いました。

ですので、施策があったのかとちょっと質問もしたかったんですが、先ほどそれはないということでございます。この隣接する構内に、村に関係する土地もあるようでございますけども、購入希望等の話があったのか、そこをお伺いいたします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。鈴木観光課長。

観光課長（鈴木広章君） お答えします。

白馬駅敷地内、南東側というところになりますかね。村の観光案内所を今、委託して行なっておりますけども、この村有地につきましてデベロッパーからの有償譲渡の要請、要望等はありませんでした。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。切久保議員。

第4番（切久保達也君） なかったということでございますけども、既に取り壊しされて更地になっている部分もあるわけでございます。場所が都市サービスの中核に位置するそういう場所でございます。村としても、情報をしっかりキャッチしていただいて、白馬駅周辺の発展に間違いがないようにコントロールをしていただきたい。そんなふうに思っているところでございます。

次の質問ですけども、具体的な誘導施策のところ、人口密度を維持していくためには都市機能の集積や空き家、空き店舗の有効活用を促すというふうにあるのですが、具体的にはどのような施策・計画があるのかお伺いいたします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。矢口参事兼建設課長。

参事兼建設課長（矢口俊樹君） まず、空き家、空き店舗の有効活用という観点でございますけども、先日の答弁にもございましたとおり、空き家、空き店舗の活用につきまして白馬村空家等対策計画というものを立てまして、ちょうど庁内でも横連携を図りながら検討といいますか、議論をスタートしたところでございますので、具体的な施策といいますのはその中でしっかり煮詰めて、また皆様のほうにお示しをしていくということになろうかと思えます。よろしくお願いいたします。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。切久保議員。

第4番（切久保達也君） 特に都市機能のところでは、空き店舗というようなものが出てしまうと、やはり観光の街白馬としましては、訪れたお客様もどうしたのかなというようなイメージにやはりつながってしまう。そんなふうに感じますので、十分な施策を検討して進めていただきたい、そんなふうに感じているところでございます。

次の質問ですけども、居住誘導区域の選定基準というところなんですけども、先ほど村長答弁で住環境への影響等はさほど、さほどというか、ないというような答弁だったと思いますが、観光の街、観光市街地及び別荘地を除いた区域で、居住誘導区域内で将来の人口密度、令和22年の目標値は現状維持の1ヘクタール15人から16人という目標を掲げています。

また、居住誘導区域の面積設定について、将来の人口推計に基づき居住誘導区域の面積を200から250ヘクタールとしています。この範囲の設定にどのような調査やデータを用いたのか、またこの200から250ヘクタールとした、これをどのように評価しているのかお伺いいたします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。矢口参事兼建設課長。

参事兼建設課長（矢口俊樹君） それでは、お答えしたいと思います。

今回の立地適正化計画の中では、217ヘクタール余りを居住誘導区域として設定をしておりますけれども、そのベースとなりますのは、先ほど切久保議員のご質問にもありましたとおり、人口密度を一定水準確保していくということが大前提であるということになりますけれども、これに加えて先ほど村長の答弁とも重複しますけれども、交通拠点であるJRの駅から800メートル、

徒歩10分圏内であるということ、さらに防災面から浸水想定区域や土砂災害警戒区域から外れているということ、さらに優良農地を保全しておくという観点から、いわゆる農振農用地、それを外したエリアということで、そういったもろもろの条件をクリアできる範囲を設定していったというものになります。

また、質問の中で設定面積に関する評価というご質問の部分に関しましては、正直お答えが難しいところもございますけれども、都市計画審議会での審議経過を踏まえた中で、実務的には極力広い範囲を設定したいという思いがあったのは事実です。

といいますのは、将来的に公共事業などを行なう上で、国の施策、いわゆる財政支援なんかの施策を考えたときに、誘導区域の中と外では明らかに差をつけてくるだろうということは想定されますので、やはりそういったことを考えますと、なるべく広い範囲を設定しておきたかったという考えがあったのですけれども、ただ国とか県とか計画の協議をしていく上で、いわゆる計画の趣旨をある程度担保していくには、やっぱり一定の基準を守っていくことも、設定をしていくことも必要であろうという考え方の中で、最終的には現在の217ヘクタールに決まってきたという経過がございます。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。切久保議員。

第4番（切久保達也君） この設定基準が人口の半分50%ということだというふうに思うのですが、私、単なるイメージでしかありませんけれども、ちょっと見させていただいた限りでは、やはりちょっと狭いのかなというような部分も見えて取れるわけでございます。

目標が、令和22年の約6,700人ぐらいの人口に対しての半分というようなことでございますので、このぐらいになったのかなというふうには感じているところなのでございますが、居住誘導区域以外もやはり人口密度が多いところがございますので、そのところはまた後でちょっと触れたいと思うのですけれども、先に都市機能誘導区域のほうの、これは都市計画区域の僅か1%程度の面積で75ヘクタール、これも非常に狭いなと思っているのですけれども、白馬駅周辺西側と神城駅の東側ですね、こういうふうになっているのですけれども、これちょっとちなみにお伺いしたいのですが、39ページ、この計画の39ページの地図、図面があるのですけれども、これを見ますと、白馬駅を中心として南に7.5センチ、北にちょうど7.5センチで、距離にして1.6キロぐらいですかね。西へは5センチくらいですので、550メートルくらいの範囲が都市誘導区域内ということになっていまして、南は松本信用金庫ですね。北は松川橋の手前の白馬高校の入り口の道路までだと思うのですけれども、お聞きしたいのはこの西側のほうがちょうど500から550メートルくらいだと思うのですけれども、その先に、この計画とスノーピークランドステーションと、どっちが先だったか分らないのですが、このランドステーションは商業施設というふうにちょっと思っているのですけれども、これが入らないで、その前に警察の交番なんかもあります。その上に行くと保

育園なんかもあるのですが、この都市機能というところに交番等、そういったものは入らないのかというところをちょっとお伺いしたいのですが。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。矢口参事兼建設課長。

参事兼建設課長（矢口俊樹君） お答えしたいと思います。

広い意味での公共施設ということに関しましても、交番も公共施設の一つになりますので、考え方としてはその一つになろうかと思えます。ただ、今回設定したエリアといいますのは、現状ある公共施設、もちろん保育園なんかも含めればそこまで範囲を広げたという部分もあるのですが、やはり先ほど言った居住誘導区域に示す範囲の中で、さらに都市機能誘導エリアを決めていかなければいけなかったという条件もございますので、やはり人口密度であったり駅からの距離であったり、そういったもろもろの条件をクリアしていくと、どうしても都市機能の誘導区域というのも、どうしても限定せざるを得なかったということがございます。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。切久保議員。

第4番（切久保達也君） では、また次の質問に移りたいと思えますけども、白馬村には用途地域の指定がないため、居住機能や都市機能等の生活利便の適切な配置誘導は大事になってくると、そのように考えるのですが、その中で農業施策との調整と示されています。この農業施策との調整という部分ですが、具体的にはどのような調整が考えられるのかお伺いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。矢口参事兼建設課長。

参事兼建設課長（矢口俊樹君） 計画書に記載をされております農業施策との調整というフレーズでございますけれども、この書き方につきましては、この立地適正化計画の策定段階で基本的な考え方を示したものでありますので、先ほどの答えにも少し重なりますけれども、いわゆる誘導区域から農地として保全をしていくべき農振農用地などは除いていく。そういった面で調整を図ってきたということでございますし、今後、仮に農業施策の中で新たな農振農用地の設定なり見直しがあれば、その分についてはまた整合が図れるように調整をしていかなければいけないのかなというふうには考えております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。切久保議員。

第4番（切久保達也君） ちょっと次の質問は、今のまた答弁と若干ちょっと違うのですが、農政課のほうでは地域計画の目標地図作成にあたり、農振の総合見直しの作成に入っておりますけれども、立地適正化計画の居住の誘導施策の展開やスプロール化を防ぐ等の考えから、農地を計画的に宅地化していく考えや、またその区画を居住誘導区域に指定し、移住・定住施策という計画等は考えられないか、見解をお伺いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中農政課長。

農政課長（田中洋介君） それでは、農政課から農振について答弁いたします。

総合見直しですが、これは農業者が激減するという予測が出ていますので、その中で優良農地を選別する作業になります。農振農用地から外れたとしても、農地であることには変わりはありませんが、農地転用はしやすくなる。いろいろ要件がございますが、しやすくなるということがあります。

結果的に宅地化されていくような可能性はございますが、その土地を居住誘導区域に指定するかは総合的な判断が必要になるために、庁内での協議が必要になると考えております。

以上です。

議長（太田伸子君） 矢口参事兼建設課長。

参事兼建設課長（矢口俊樹君） それでは、関連しまして私のほうから再度答えをさせていただきたいと思いますが、まず優良農地の中に農振農用地を外して、そこを移住・定住施策の一つとして居住誘導区域にできないかというご質問だと思いますけれども、その分に関しましては先ほど、もし農業振興地域整備計画が修正されるのであれば、それと合わせて見直しも行なっていくことも考えるという話をしましたけれども、その中であえてまた居住誘導区域をつくっていくかどうかという部分に関しましては、やはりさらなる検討が必要だというふうに思います。

といいますのは、現在の農地の中といいますのは道路もそうですし、水道も下水道もそうですし、基本的なインフラというのはまだできていないというのが大半ですので、それに伴ってそこに集中的に公共投資をしていけるのかどうかということも当然考えていかなければいけません。

そういったことを分散させないために、現在の居住誘導エリアというのを設定したという経過もございますので、そういう観点から考えると、移住・定住施策ということに関しては非常に有効な考え方かもしれませんけれども、居住エリアを誘導していくという考え方からすると、今後その中に設定していくという考えが、現在持ち合わせていないということになるかと思います。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。切久保議員。

第4番（切久保達也君） この質問は本当に極論的な質問になってしまっていると思うのですが、ただ誘導地域というふうに指定をすれば、例えば村内から誘導施策をするというふうに考えたときには誘導しやすくなるのかなと、そんなふうな考え方をちょっと持ったのですが、当然道路を含めたインフラ整備、これには大変なコストがかかるということは承知しているのですが、日本全国を見渡してもやはり新たに新都心というような形でつくられている都市のほうが、より都市機能を含めてコンパクトシティ化というのは進めやすいのではないかと、そんなふうにイメージを持っております。

エコーランド、これ計画を見させていただきますと、エコーランド、みそら野、八方口、この3区が人口密度の非常に多い地区になっていまして、ですが、居住誘導区域からは当然外れている

部分にもなっております。

この特に八方口周辺は農地等も多い部分でございます。そういう新たに誘導区域設定ができれば、先ほど申しましたけどもコンパクトシティ化というのはやりやすいのかなと、そんなふうに感じているところでございます。

これは単純な私の計算ですけども、仮に100ヘクタール居住誘導区域がつくられれば、1ヘクタール15人の目標ですから、1,500人の誘導が可能になると。これ特に村外からの誘導が可能になれば、22年目標で6,700プラス1,500という、これはもう本当に単純な私の計算でしかありませんけども、人口対策というものにはやはりつながるのではないかと、そんなふうに感じているところでございます。

次の質問なのですが、今の新たな設定というところにまたつながってしまうのですが、今後の住居、人口はむしろ観光の街や観光市街地、別荘地のほうが増えてくるというふうに考えられるのですが、そうなりますと、この計画の26ページのところに骨格構造を表した図があるので、この中で市街地周遊軸や市街地交流軸はとても重要な軸と見ているのですが、地域生活の拠点、それから拠点間交通軸ですか、こういったものの在り方、そういったものはやはり再設定なども考えていくことが必要じゃないかというふうに感じるのですが、その辺についての見解をお伺いいたします。

議長（太田伸子君） 矢口参事兼建設課長。

参事兼建設課長（矢口俊樹君） それでは、お答えをしたいと思います。

確かに観光という観点から見ますと、誘導区域外となっている観光市街地は重要なポイントではあります。切久保議員ご指摘のとおり、観光市街地間同士を結ぶ周遊軸ですとか、都市施設誘導区域と結ぶ交流軸という計画などでしていますけれども、その部分の整備というのは非常に重要だと考えておりますけれども、ただその部分を新たなハードで整備していく、例えば新たな道路を造ってそれぞれの中をネットワークを強化していくというのは、現実的には厳しいのかなという考えも持っておりまして、拠点交通軸として設定されておりますのはJR大糸線でありますので、やはり大糸線の利用促進という部分であったり、あるいは現在も進めておりますけれども、公共交通の拡充といったソフト面での整備というのは、さらに進めていかなければいけないのかなというふうには感じております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。切久保議員。

第4番（切久保達也君） 今、答弁でソフト面のほうの再設定等は可能なのかなというふうに感じるので、この計画の重要なポイントとしまして、村長答弁にもありましたけども、公共交通機関というものがあります。

このコンパクトシティ政策の成功例としまして、皆さん当然ご存じだと思いますけども、熊本市

と富山市が挙げられます。熊本市はバスターミナルと商業施設がポイントでありまして、富山市は路面電車の利便性とその沿線の住宅助成制度が成功のポイントだというふうに出ておりました。

現在、白馬村でもA I号、それからデマンドタクシーの運行事業が6月に入りまして、本格運行に入っているというところだというふうに思っているのですけども、先ほどやはり新たに道路を造るとか、そういったことは非常に厳しいわけでございます。

富山市も路面電車で成功したという例ですけども、雪が降りますので、白馬で路面電車というのは大変難しいというふうに感じております。そこで、4月に産業経済委員会で野沢温泉のほうに視察に行っていきました。最新のゴンドラに乗せていただきまして、制御室等も入っているいろいろ説明を聞かせていただいたのですけども、大変速くスムーズなゴンドラでございまして、さらに人材不足に対応した素晴らしいゴンドラでございました。

白馬村は本当にたくさんのリフト会社がございまして。私はよく思うのですけども、何も西の山に上がるだけが仕事というか、事業じゃないんじゃないかなというようなことは常々思っているところでございます。

道路再設定は非常に難しいというところなのですけども、ゴンドラが南から北へ移動するようなそんなことも別に難しくはないのではないかなというふうに感じております。新神戸駅からゴンドラ、次の駅へ行っていたりとか、みなとみらいでも海を渡るのにゴンドラが使われたりというような場所もあるわけでございます。

白馬村にある民間企業の得意分野を生かすという策もあるんじゃないかなというふうに感じているわけでございます。成功した富山市も公共交通の移動手段にゴンドラを検討したという経緯があるので、ふるさと納税のリフト券が返礼品というようなこともあるのですけども、この辺について村長の見解をお伺いしたいと思うのですが。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 私は今までそういったことを考えたこともなかったので、今一つの考え方として伺っているところなんですけど、やはり一番は都市型ではないというか、いわゆる人口がそこまで多くはないので、そうした中で横浜のような事例を行なって実際に利用者のことを考えた場合に、いわゆる村のお金としてそれに、それだけインフラを整えるためにつけられるのか。もしくは今事業者のほうの話がありましたので、事業者と共同してつくることによってできるのかというところですが、実際にはそう簡単にはできないというふうには単純には考えますし、あとは将来的にやはり国際観光地ということで観光客の方が多く利用する中で住民も使うというところは、可能性としてはゼロではないというふうに思いますけれども、私も海外のスキーリゾート等を視察したときに、スキーのお客さんもスキー場よりちょっと延長した程度なんですけど、ところまで。これはリフトなんですけども、立ち乗りができるリフトで荷物も一緒に乗せられるようなものを、生活をする方も少し利用した上で、さらにそこからスキー客も利用するといったようなものは見たことが

あります。

ただ、これも閑散期、繁忙期で非常に利用者数が異なるというところで、私も事業性ですとかそういうところまでは伺っていませんので、白馬でそれが実行した場合にどの程度の効果があるかというところはちょっと見当が付きませんが、一つの考え方というところではユニークなアイデアだなというふうには思いますけれども、今のところはやはり白馬の実情ということ考えた場合には、現在行なっているような効率のよい公共交通、なるべくオンデマンドというようなところを充実させていく方がまずは先かなというような考えでおります。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。切久保議員。

第4番（切久保達也君） 当然イメージはわからないというふうに思います。私も今白馬にあるゴンドラを見た限りでは人もかかる、コストもかかるというふうに思いましたので、当然そんな話ではできないのですが、視察させていただいたゴンドラというのはこのぐらいのタブレットですけども、それ一つで人が増えれば箱が勝手に入り、人が減れば勝手に格納庫に入ります。何かあればすぐ逆回転します。人がいなければすぐ止めることができる。本当に最小人数でゴンドラを回すことができます。非常に省エネですばらしいゴンドラでございました。

壊れたら本社のオーストリアのほうで遠隔で全部直すそうでございます。ちょっと白馬にあるものと全然イメージが違ったわけでございます。こういったものであれば人不足、こういったものも解消しつつ交通の軸の一つになるのではないかと、そんなふうに思うところでございます。

すみません。以上で、質問がありませんので終わりにしたいと思います。

議長（太田伸子君） 質問がありませんので、第4番切久保達也議員の一般質問を終結いたします。ただいまから5分間休憩といたします。

休憩 午前10時46分

再開 午前10時51分

議長（太田伸子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、第7番太谷修助議員の一般質問を許します。第7番太谷修助議員。

第7番（太谷修助君） 第7番太谷修助でございます。先ほど切久保議員もおっしゃっていましたが、11人の登壇者がいます。今までの私の議員生活の中では11人の方が一般質問をするのは初めてだというふうに記憶しております。

皆さん関心を持って、村民の皆さんは聞いていらっしゃると思いますので、真剣な質問をしたいというふうに思っております。今回は2問の質問をさせていただいております。

まず1問目、黒豆沢災害復旧状況は。昨年12月16日未明に起きたみそら野地区上部の黒豆沢の土砂災害は冬季シーズン直前の災害で、宿泊施設をはじめ、観光事業者はどきりとさせられました。幸い、消防署、警察をはじめ、村内消防団の迅速な対応で実態把握もスピーディーで、県も対

策本部を立ち上げ、対応に尽力されました。

床下浸水を含めた18世帯が被災され、避難生活を余儀なくされましたが、日を追うごとに避難エリアは縮小され、宿泊施設の皆さんも徐々にではありますがシーズンに向けてご努力されてきました。

河川を土砂が埋め尽くして、春先の稲の作付けに影響が出てはと心配したのですが、関係各位の尽力で無事稲作の作付けがほぼ終了したのではと思います。そこで以下の質問をいたします。

1、農政課管轄では被災農地の実態はどのようなものになっていますか。

2、原状復旧したとして、今年の作付け耕作はどのような状況ですか。

3、それらについて何らかの手当が施されるのでしょうか。

4、建設課関係では、姫川砂防工事事務所が進めているアンカーネット工事等の現況はどのようなになっていますか。

5、土砂災害現場の上部にはスキー場のリフトの支柱があり、これらに対する対策はどのようにしているのですか。

6、災害現場の河川改修は従来の工法で進めるのですか。

以上、6項目よろしく願いいたします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 太谷修助議員からは、黒豆沢の災害復旧状況について6項目のご質問をいただきましたので、順次、ご答弁いたします。

1点目の被災農地の実態ですが、被災農地面積は4,857平方メートル、被害作物は水稻、行者ニンニク、ブルーベリーなど、耕作者は4人です。農業用施設災害ですが、災害復旧工事発注ベースになりますが、平川かんがい排水みそら野区上部の水路復旧延長が219メートル、八方水路1地区の復旧延長が41メートル、八方水路2地区の復旧延長が340メートル、八方1地区の堆積土砂の排土が2,000立方メートル、八方2地区の堆積土砂の排土が1,000立方メートルです。

発災直後から平川かんがい排水の応急復旧を行なうとともに、県の指導の下、昨年12月26日、27日と早期に国の災害査定が実施されたことにより、今年3月には工事発注が完了し、5月8日に平川かんがい排水の通水を再開することができました。

昨年の災害査定時は、机上査定方式で実施され、予想していた堆積土砂は高さ3メートル程度でしたが、実際には最大6メートル程度の土砂がありました。改めて工事に関係する多くの皆様に感謝申し上げるとともに、引き続き安全を優先しながらも早期復旧に向けて工事を進めてまいります。

2点目の原状復旧と今年の耕作状況、3点目の被災農地への手当につきましては、関連がありますので一括して答弁します。

作付けに間に合わない農地は、先ほど申し上げました4,857平方メートル、耕作者4人です。

ので、この耕作者に対し白馬村農業再生協議会からの支援を考えています。支援に必要な予算を本定例会において、補正予算として計上させていただきましたので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

次に、4点目以降のご質問につきましては、長野県が発注する砂防事業に関連する内容でありますので、姫川砂防事務所からの情報提供に基づいてお答えさせていただくことをご承知おきください。

まず、アンカーネット工事の現況に関するご質問についてですが、さきの現場視察において議員の皆様からも御覧いただきましたとおり、工事自体は既に完了しています。このアンカーネットにつきましては、工事現場の安全を確保するために応急対策として実施されたものではありませんが、4月13日に発生した土砂崩落の際もしっかりと土砂を捕捉しており、その効果が早速発揮されたところであります。

次のスキー場のリフトの支柱に対する対策についてのご質問であります。こちらは砂防事業として近々にハード面での工事を行なう計画はないとの話を姫川砂防事務所から伺っていますが、土砂崩落の危険箇所には伸縮系を設置し、万一の崩落の際は村及び索道事業者等とも情報を共有できる体制で対応していますのでよろしくお願いします。

最後に災害現場の河川改修についてのご質問であります。先ほど来お答えしておりますとおり、現場は河川改修工事ではなく、県の砂防事業として工事を進めていただいております。この砂防事業におきましては、応急対策工事はほぼ完了してきていますので、今後は恒久対策工事として行なわれる堆積工を進めるとのことです。

いずれにしても、現地は県が行なう砂防事業のほか、村が行なう宅地排土事業も動いておりますので、お互いが連携し、円滑かつ安全な工事を進めてまいりますのでご理解のほどよろしくお願いします。

以上、太谷修助議員の1つ目のご質問に対する答弁といたします。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。太谷議員、質問はありませんか。太谷議員。

第7番（太谷修助君） ありがとうございます。まず、1番の被災農地の実態についての再質問ですけれども、ちょうど今4名という方たちは私がお借りしている農地の周りにいらっしゃる方です。毎日顔を合わせていろいろなお話をさせていただいております。

幸い4,800平米以上といいましても、そんなに実際は作物等に影響のあった方は4人いらっしゃるのですけれども、意外とそんなに皆さん心配であって頭を悩ますほどのことではなく、実際工事が始まっておりますし、これからまたおやりになるというふうに思っておりますけれども、要はあれだけの土砂が入ったのですけれども、そのことによって耕作物がとんでもない状態になって明日の生活に困るというような方たちではないにしても、いずれにしてもそういう災害があったことに対して村が動いていただいたということは、とてもありがたいことだと思っております。

これは、最終的にはこの4名の方の土砂の搬出はいつごろまでに完了する予定でしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中農政課長。

農政課長（田中洋介君） 答弁いたします。

土砂の撤去ですが、いろいろな今工事の調整がございまして、8月頃から再開を予定しております。秋口くらいまでには終わらせたいと思っております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。太谷議員、質問ありませんか。太谷議員。

第7番（太谷修助君） 3月議会の段階で、水分が含んでいるので、搬出するに当たっても搬出する用地を確保しなきゃいけないというふうなお話があったのですが、これから搬出をする方たちの用地については、確保はできているのでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中農政課長。

農政課長（田中洋介君） 排土の用地については、今確保できております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。太谷議員。

第7番（太谷修助君） 今、1軒だけお済みになった方がいらっしゃると思うのですが、その場所と同じ場所ということでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中農政課長。

農政課長（田中洋介君） お答えします。

同じ場所もありますし、また違う場所もあるということと、あと当初排土を考えていたんですが、工法的に天地返しという工法でいいのではないかとということもありまして、そこら辺については今調整している最中であります。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。太谷議員。

第7番（太谷修助君） 今、天地返しというお話が出たのですが、田んぼの場合はそういうわけにいかないですね。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中農政課長。

農政課長（田中洋介君） 田んぼではなく園芸作物のほうの関係です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。太谷議員。

第7番（太谷修助君） それでは、2番目の質問に移りますけど、復旧したとして今の作付け状況については来年以降、多分今年は無理だと思いますので来年以降なんですが、このことよっての手当を、3番目の質問にも関係するのですが、補正予算も上げていただいているのですけれども、金額の大小にかかわらず寄り添うという姿勢が私はとても大事だというふうに思っていて、被災者の被災された方たちもそのあたりは非常に追々に考えていただいて、これからは農政にしっ

かり寄り添う姿勢を見せてくれたら嬉しいねというようなお話でありましたので、引き続きそのことについては協力をしていていただきたいというふうに思っております。

それで、補正を組んでいただいたのですが、これはお見舞い金という名目でよろしいんですか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中農政課長。

農政課長（田中洋介君） 村のほうからは農業再生協議会に負担金という形でお支払いしまして、農業再生協議会のほうからお見舞い金という形を取りたいなと思っております。農業再生協議会については、今月総会を開催する予定ですので、そこで認められれば早期に払いたいと思っております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。太谷議員。

第7番（太谷修助君） ありがとうございます。それでは、次に移ります。

建設関係になりますけど、アンカーネットの状況というのは仮設的なものですが、この前の4月の災害のときにはそれをきちんと止めたという今の村長の答弁にありましたけれども、現場を見させていただいた状態の中で、アンカーネットの上のほうはかなりの亀裂が入っているような気がするのですが、建設事務所のほうではそれ以降上には段階的につけていく計画はないということでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。矢口参事兼建設課長。

参事兼建設課長（矢口俊樹君） お答えをしたいと思います。

姫川砂防事務所で工事を行なっておりますけれども、恒久対策工事ということで行なっておりますのは、アンカーネットより下側ですね。応急対策のブロック積みの工事も行なったのですが、さらにその下側に恒久的なものを設置をしたい。それは谷のいわゆる沢の断面積の条件であったり、もろもろの条件でなかなか上のほうの工事は厳しいと、難しいということで下側に堆積工を施行するというので、現在動いていただいております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。太谷議員。

第7番（太谷修助君） 以前、ガラガラ沢のほうに昨年でしたかね、現場視察にお伺いしたときに、ガラガラ沢の下この松川流域のところで、いろいろ、これは南俣のところの砂防堰堤だとかいろいろなものを見させていただいたのですが、やはりこれだけ急峻な山岳を持っている村としては、当然こういうことがこれからもどんどん出てくるということで、国も県も協力して砂防堰堤をつけていると思うのですが、今回の黒豆沢のところはそう大きくはないのですが、上にスキー場を抱えていますので恒久的に下のほうをもちろん今おやりになるって答弁いただきましたけども、上のほうも何か徐々に崩れていっているような気がしてならないのですが、そこはあまり建設事務

所の、姫川砂防事務所のほうでは考えていないということでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。矢口参事兼建設課長。

参事兼建設課長（矢口俊樹君） お答えしたいと思います。

確かに上部のほうが不安定土砂というのがまだ残っていて、今後の崩落の可能性があるという現地調査も行なっている中で確認はしております。ただ、具体的に砂防工事でできる部分とそうではない部分がありますので、村として何らかの対策ができないかという要望は上げておりますけれども、現段階で具体的にこういった砂防工事として入るということは、現状ではまだ結論は出ておりません。

まず、一番スキー場側の上部はまず水の対策、沢のほうに水が入らないような対策をまずしていないと、さらに今後広がっていく可能性があるということで、現在、姫川砂防事務所のほうではスキー場側に水切り、水をほかのに回す工事を今応急でやっていたという状況です。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。太谷議員。

第7番（太谷修助君） それで、あのとき姫川砂防事務所の皆さんのお答えとしては数年かかるけど金額的には4億7,000万円くらいの予算というふうにお伺いしているのですけど、4億7,000万円は取りあえず下の基礎の部分ですか。そこだけということでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。矢口参事兼建設課長。

参事兼建設課長（矢口俊樹君） お答えをしたいと思います。

私どもは一応そのように理解をしております。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。太谷議員。

第7番（太谷修助君） そうすると、村としては今後何らかの形でこういう気候変動の激しいときでしたので、またそのような状況が出てきたときに村の要請としては県のほうにこういう対策を講じてほしいというようなことはどんどん進言していく予定でしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。矢口参事兼建設課長。

参事兼建設課長（矢口俊樹君） お答えをしておりますけれども、具体的にどういったことが、じやあ対策をしていけば効果があるかということに関しましては、私ども正直言って専門家ではありませんので把握しているわけではありません。

物理的に沢の形状であったり断面積であったり、やはりその現場、現場によってやはり有効な対策というのがあるわけでありますので、まず第一に考えていかなければいけないのは、もちろん上部、スキー場の対応というのも必要なんですけれども、実際被害を受けたみそら野地区の上部ですね、そちらにさらにまだ土砂が入ってくる可能性があるわけですので、まず第一段階としては、被災したエリアにさらに土砂が入らないような対策をしていくということが、まず第一段階ではないかと。そのために、アンカーネットの下側に今恒久対策の工事を進めていただいておりますけれども、

まず第一次的には、それを早く進めていただいてほしい、まずそういう思いで砂防事務所、現場のほうとは話をさせていただいております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。太谷議員。

第7番（太谷修助君） はい。分かりました。いずれにしてもそういう災害は幾らでもこれからの可能性としてあると思いますので、そういうものが起きてこなければ対応もできないのですけれども、その都度その都度対応していただくということでいくのではないかと思います。分かりました。

それから、リフトの支柱の影響についての再質問ですけど、インバウンドで非常に外国人がたくさん来ているときにこういう状態が出てきたんですけども、実はちょっと嫌なことを聞いたんですね。

例えば、白場で今、不動産関係の方たちがいろいろ動いている中で、いわゆる宿泊施設のあるスキー場の近くのところが災害にあって、風評被害じゃないですけども、あの辺りは危険だから買うのやめようねとかってというような、そんなような話が出たというようにお聞きまして、私もその下のほうに住んでいる人間として、ああ、その上の人たちはそういうふうに言われたら困るだろうなというふうにも思ったんですけども、これは噂だったりするんで答弁要りませんけれども、今後こういうことをあれしてくるとスキー、索道関係の人たちもいろいろなことを考えるようになると思うんですけども、白馬バレーツーリズムの中でそういうことに対する災害対策として、ご自分たちのある索道関係のものを再チェックしたというような事実というのは今回のことであるんでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。鈴木観光課長。

観光課長（鈴木広章君） 現場のチェックについては行なったと認識しておりますが、ちょっとそれ以上はつまびらかではございません。申し訳ございません。

議長（太田伸子君） 丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 白馬バレーツーリズムというよりは、八方尾根の索道事業者としてシーズン中に常に安全をチェックしているということは伺っております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。太谷議員。

第7番（太谷修助君） もちろん八方は今回当事者ですから当たり前ですけども、このことに関して世界中からインバウンドの人たちが来る中で、それぞれのスキー場には外国のお客さんが来ていますので、それぞれの索道事業者はご自分のところは、最大チェックはされたと思うんですけども、そういうことの認識を白馬バレーツーリズムの中でも情報が共有されたと思っていますので、そういうことを引き続き安全対策のために横の連携をとって、しっかりやっていただければというふうに思っています。

それから、河川改修の工事の工法の話ですけど、先ほど河川の復旧工事はやっていると思うんですけど、今までの災害に遭うまでの河川のところは、片方は石積みで、片方は自然の工法に任せていたというふうに私記憶しているんですが、そこは間違いないでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。矢口参事兼建設課長。

参事兼建設課長（矢口俊樹君） すみません。ちょっと確認のためにこちらからご質問させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

議長（太田伸子君） はい。

参事兼建設課長（矢口俊樹君） 河川改修という今お話でしたけれども、具体的にはあそこに今、先ほど農政課のほうからも答弁があったんですけど、平川かん排水という水路が通っておりますけれども、その水路のことをご質問されているのか。その確認を。

第7番（太谷修助君） そうです。

参事兼建設課長（矢口俊樹君） というところですか。農政課のほうがいいですから、すみません。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中農政課長。

農政課長（田中洋介君） 平川かん排ですが、基本的には災害復旧なんですけど、原状復旧でいくと、災害に耐えられない場合がありますので、そこら辺は少し機能向上ではないんですが、現在とは少しよりもいいような施工をするという予定であります。

以上です。

議長（太田伸子君） 今、質問とちょっと違う答弁のような気がするんですけど、よろしいですか。

第7番（太谷修助君） 分かりました。いいですか。

議長（太田伸子君） いいですか。では、質問をお願いいたします。

第7番（太谷修助君） というのは、あの近隣に住んでいる方たちは、あそこの川が災害に遭う前は自然豊かな川の周りがあったって、魚類なんかもいるんですね。そういうものを護岸工事なんかを恒久的なものにすることによって、そういう生態系の魚なんか住みにくい状態になってはいけないんで、前と同じ状態の工法で石積みとかそういうことをしてほしいというような意見が地元の人たちからあったものですから、そのあたりはどういう工法でやるのかなというふうにお聞きしているのですけれども。

議長（太田伸子君） 田中農政課長。

農政課長（田中洋介君） 災害復旧ですので、基本的には原状復旧になります。なので、以前と同じような状況になりますが、ただ現地を見ますとかなり崩れているような石もありましたので、そこら辺は少し崩れにくくするというか、そういうような対策はしていきたいということで今進めております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。太谷議員、質問はありますか。太谷議員。

第7番（太谷修助君） 今の農政課の課長のお話で、なるべく原状復旧というお話ですけども、やはり地元の方たちは今までと同じようにはいかないでしょうけども、恒久のコンクリートで固めちゃってそういう魚が住めなくなるようなことになると、せっかく白馬は自然がよくて来たんだけどそういうところは配慮してほしいよねということが、地元の皆さんからの要望というか話の中で出てきましたので、なるべくそういうものに沿った、そうは言っても災害復旧ですからきちんとまた再度そういうことにならないような方法をとってはいいただきたいと思うのですが、できるだけそういうものの地元の住民の皆さんの希望に沿えるようなものも意見として取り入れていただければありがたいなというふうには思っていますので、よろしくお願いいたします。

議長（太田伸子君） 答弁は。

第7番（太谷修助君） 結構です。いいですか。

議長（太田伸子君） はい。

第7番（太谷修助君） ついでにちょっと関連ですけども、今回、災害があったところを今、復旧工事させてもらっているんですけど、上のみそら野の方たちというのは今、下の役場に来るにしても、駅に来るにしても、基本的にはエコーランドの、私どものエコーランドのメインストリートのところに降りてこない、上に住んでいる方たちは降りてこられないんですね。

今回、災害にあたっては、災害にあったオークフォレストさんという宿泊施設がありますけども、その真横からジャンプ台のところの道には、距離にすると大体350メートルぐらいなんですけども、緊急対策とか防災とかそういうことの関係のために、こういう機会だから将来的に村としてはここに避難できるそういう道をつくってもらえば嬉しいよねというような意見もあったのですが、そのことに対して何か考えがあったら教えてください。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。矢口参事兼建設課長。

参事兼建設課長（矢口俊樹君） お答えをしたいと思いますけども、現段階では具体的にいわゆるみそら野地区からジャンプ競技場まで抜ける道路を整備するという考えはございません。

まず、今現在は土砂の排出路ということで、なるべくみそら野地区の皆さん、エコーランドの地区の皆さんに迷惑をかけないように、ジャンプ台のほうを回すルートは今検討しております。実際、そちらにダンプを回しておりますので、まずそちらのほう、工事を円滑に進めるという観点で今道をあけておりますので、その点だけのご理解いただければというふうに思います。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。太谷議員。

第7番（太谷修助君） ですので、将来的に復旧工事が終わって、将来的にそういう道がある程度できたら、それを格上げではないんですけど避難経路の道に格上げしてでもやって、防災とかそういうことのためにも避難道路としてつくってもらえば嬉しいということだけは彼らも言っていますので、少し頭の隅に将来的に残しておいてもらえればいいかなというふうに思います。

よろしいですか。じゃあ、次に移ります。2番目の目標地図を含む地域計画について。地域農業の将来の在り方を示した人・農地プランの実現に向けて、地域での体制づくりを推進してきたが、農業経営体や基幹的農業従事者の大幅な減少により、農地が適切に利用されなくなる危機的な状況が懸念されることから、農業経営基盤強化促進法の一部改正により、地域の協議を図ることによって将来の農地利用を明確化する地域計画を市町村が定め、それを実行すべく地域内外からの受け手を幅広く確保し、農地中間管理事業を活用した農地の集積、集約化など、農地利用の最適化を進めることになったとのことですが、そこで以下の質問をいたします。

1、地域計画・目標地図は、令和7年3月までに義務づけられているが、策定にあたりどのような課題がありますか。

2、地域調査にあたり、地図混乱地域の扱いはどのようにしていくのですか。

3、地域計画策定上、農業振興地域整備計画、いわゆる農業振興地域の見直しが考えられているが、大きな課題は何ですか。

4、農業振興地域内農用地総合見直し案について、現在は農業振興地域内だが、今後除外したほうがよいと考える農地の面積は何ヘクタールですか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 2つ目の目標地図を含む地域計画について、4項目のご質問をいただきましたので、順次、ご答弁いたします。

最初に、地域計画・目標地図策定の課題ですが、議員がおっしゃるように農業経営基盤強化促進法の一部改定により、令和5年3月までの人・農地プランが令和5年4月から地域計画・目標地図に移行しました。

地域計画とは、地域農業の将来の在り方を市町村ごとに定める計画となります。目標地図は、おおむね10年後の未来地図で、どの農地をどの認定農業者が耕作するかの素案地図を各農業委員会が作成します。地域計画に目標地図を添付し、令和7年3月までに公表することになりますが、策定にあたり大きな課題は3つあると感じています。

課題の1つ目は、制度の浸透です。地域計画・目標地図は法律で定められていますので、関係者等への制度の浸透が最も重要であると考えます。国県においても、研修会や制度のPRをしていますが、村では広報はくばでの周知や、農業委員会と連携して開催している懇談会の会議概要、資料、アンケート結果等を白馬村行政公式ホームページに掲載しています。

課題の2つ目は、農業関係者による懇談会への参加です。計画策定に向け、令和4年度から懇談会の開催や打ち合わせを実施しており、6月下旬からは毎月の農業委員会総会に合わせ地域ごとの懇談会を行なう予定で準備を進めています。より実効性のある計画策定のためには、核となる認定農業者に一人でも多く参加いただくことが大事だと考えています。その後、11月頃を目途に、地域計画・目標地図を策定し、修正作業を経て来年2月末には公表したいと考えています。

課題の3つ目は、農業の働き手の減少に伴う優良農地確保です。農業を主とした仕事としている基幹的農業従事者人口は、人口減少、高齢化、定年延長等の複数要因により減少が続いています。今後も、減少傾向は続くと思われており、長野県農業会議によると令和17年（2035年）には、本村の基幹的農業従事者は65人との推計もあります。このため、10年後に耕作可能か否かの農地を選別し、計画策定に反映させる必要があります。

2点目のご質問の地籍調査にあたり、地図混乱地域の扱いですが、地籍調査と地域計画・目標地図策定は制度が異なりますので、地域計画・目標地図予定地内にある地図混乱地域の農地の取扱いという前提で答弁をいたします。

結論から申し上げますと、現在のところ、地域計画・目標地図予定地内にある地図混乱地域の農地はございません。地図混乱地域とは、一定の範囲の中で土地の登記記録や法務局備え付けの公図に記載されている内容と、土地の実際の位置や形状等が大きく相違し、登記上の土地を現地で特定することができない地域のことを言います。

地図混乱地域の主な原因としては、現地の位置・形状が変更されたが、登記に反映されないまま放置され、筆界が不明になったことが考えられます。村内の地図混乱地域は以前から数地域あると言われていましたが、改めて関係各課で組織した地籍調査庁内検討会において精査したところ、2地域確認されました。

3点目のご質問の地域計画策定上、農業振興地域整備計画、いわゆる農業振興地域の見直しの課題ですが、現在、農政課が1筆ごとの現状把握作業をしています。本来であれば台帳、図面、現地の3つが一致する必要がありますが、年月の経過とともに分筆や合筆、地籍調査による枝番の変更等により、台帳と現況が相違している農地もあるため、まずはこの状況把握が大きな課題です。

次に、優良農地か否かの選別が課題となります。具体的には、①現在、農業振興地域で今後も残していくべき農地か。②現在、農業振興地域ではないが、今後編入したほうがよい農地か。③現在、農業振興地域だが、今後除外したほうがよい農地かの3つに選別されます。

これらを勘案し、村で素案を作成して農業委員会に諮り、許可権者である長野県に申請し、許可を得ることが見直し作業の流れになります。国は食料自給率の観点から農地の総量確保のため、都道府県で面積目標を設定する方針と聞いていますので、今後県の指導を仰ぎながら村として守るべき優良農地を選別したいと考えています。

4点目のご質問の農業振興地域内農用地総合見直し案について、今後除外したほうがよいと考える農地面積ですが、先ほど答弁しましたとおり、状況把握と農地の選別作業をしている最中ですので、現時点で面積を申し上げる段階ではございません。

当然のことながら、除外したほうがよいと考える面積が一定規模ある一方で、編入したほうがよいと考える面積も一定規模あるものと考えています。

以上、太谷修助議員のご質問へのご答弁とします。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。太谷議員、質問はありませんか。太谷議員。

第7番（太谷修助君） それでは再質問をさせていただきます。

まず、策定にあたりどのような課題がありますかということで、大変苦慮されているというように思うのですが、目標地図の作成については今、村長の答弁のあったものを要約していくと、ビジョンマップの作成から目標地図のエリアを確定して、その地域の方たちとの協議の場を持って意見を取り入れてつくるということで、非常に私は時間がかかるというように思っているんですが、これは国策ですので来年の3月までに、村長は今、2月までにできて公表したいというお話で、非常にスピーディーにおやりになる考えでいらっしゃると思うのですが、協力しなきゃいけないんですけど、それまでにできなかったらペナルティーはあるのでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中農政課長。

農政課長（田中洋介君） これは法律ですので、令和7年3月まで必ずつくれというような法律になっておりますので、ペナルティーというよりは必ずつくらなければならないというふうに思っております。仮に、できないとしますと、一番不利を被るのは農業者になりますので、そういうことのないようにつくるものはつくっていききたいなというふうに思っております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。太谷議員。

第7番（太谷修助君） そうすると、取りあえず3月までに策定して、その間というか、そこから見直しというものが随時出てくると思うんですが、そういうことも踏まえて、とりあえずつくって提出するという考え方でよろしいでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中農政課長。

農政課長（田中洋介君） はい。そのとおりです。令和7年3月までに公表し、その後は随時見直しをかけていくというような作業になります。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。太谷議員。

第7番（太谷修助君） 私は大町に土地を持っていて、友達もたくさんいて、いわゆる目標地図について、今あしたの命が分らないのに10年先のもの誰がどこで一筆一筆誰がやっているなんて、そんなこと答えられるわけがないという方いらっしゃるしまして、そういう方たちの意見も含めた中で、取りあえずそういう人のところが、もし、そういう問題があったら周りの農業者の方たちが、じゃあ俺のところで引き受けるよというようなことで、取りあえずはこれをつくっていかなくちゃいけないというように考えているんですけども、いずれにしても今、農業者の平均年齢が68.8歳か9歳だったと思うので、この方たちが10年といたら私も同じような年代ですので、多分世の中にいないと思うんですよね。それをつくれという国の策定で来ると、どうなのでしょう。笑っちゃうような問題だと思うのですが、農政課長どういうふうに考えますか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中農政課長。

農政課長（田中洋介君） 10年先のことで、作成に非常に苦慮しているというようなことであります。10年先はどうかというのは分からないんですが、それを見越してつくれということですので、鋭意努力してつくっている最中でありまして、

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。太谷議員。

第7番（太谷修助君） 引き受け手側の事情というのもあると思うんですね。出し手と受け手がうまく調整できればいいんですけど、やはり受け手になる方たち、例えば農業法人の皆さんだって、大町の私の知り合いのところなんかもう目いっぱい、これ以上、もうみんな俺のところもやってくれ、これもやってくれというふうに来るけど、受ける許容応力がないのに、どうやってつくんだというような意見があるんですけど、まず人がいない、それから機械が老朽化しているからひよっとしたら数年でやめざるを得ないというのは農業法人もあるように聞いています。

そういう中で、こういう計画を国策だからといってやらなきゃいけないというののもちょっといかなものだと思うのですが、それは前向きに考えてこういう考え方あるよねという、そういうもので対応していくしかないと思うのですが、非常に何ていうんですか、農家の方たちが苦慮している問題で、本当に察するんですけども前向きに考えて何とかやりますという答えしか対応ができないということになれば、それで進めていってもらえないと思うんですが、それで目標地図は各農業関係団体の協力を得て作成されるものですが、農地の配置と利用とか農業施設やインフラストラクチャー、農業施設の倉庫とか、そういったものも含めてこういく中に、この地図をつくるにあたって環境と景観とか、地域社会と文化というようなものも十分取り入れて考慮していかなくちゃいけないという項目もあるのですが、そういうことについてはどういうふうにお考えでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中農政課長。

農政課長（田中洋介君） 白馬村は農業から始まったというふうに思っておりますので、特に神城地区では先には場整備が終わっております、今、北城のほうではほぼ場整備をやっております。そういうところも含めて、優良農地をつくっていくようなところで、なるべく農家の方が営農しやすいような環境を村として今つくっていききたいなと思っております。それが景観にもつながっていくと思いますし、そういう観点で今、作業を進めているというような状況であります。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。太谷議員。

第7番（太谷修助君） 環境と景観とか、それから文化財とか、そういったこの村々、昔からある歴史のある村々ですから、それぞれの要所、要所には神社があったり、そういう物を囲む森があったりとか、道祖神があったりとか、諸々のそういったものがあるんで、それを集約する中でなくし

てしまうような目標計画にしてほしくないというふうには思っているんですけど、現実には効率よく集約化すれば、そういうものも撤去なり、どこかに移動してまとめるなりということも考えていかなきゃいけないんですが、そういうところはどのように考えているんでしょう。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中農政課長。

農政課長（田中洋介君） 今ある例えば道祖神とかってありましたが、そういうものはそのまま残していくというようなことは大前提かなと思っております。例えば、ほ場整備をする中で、どうしても移転しなきゃいけないというものが出てきたときについては、地域の方とお話をしながらどうしていくかというのを考えていくようなことになろうかなと思います。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。太谷議員。

第7番（太谷修助君） ですので、もちろん一番大事な話は話合いで、今後効率よい農業を維持していくにはどうしたらいいかという大前提の中に、じゃあこういうものが出てきたらこれについてはみんなで話し合ってこしましょうね、ああしましょうねっていう、一番大事なことは話し合うということがとても大事だと思いますし、農業をおやりになっている方たちも何でもかんでももう年であれしたから、次の担い手に任せればいいやなんて考えている人は一人もいないと思うんですね。

なるべく自分でもやりたいという、まだ元気なうちはやりたいという考えでいらっしゃる方が大勢いらっしゃると思いますので、そういう人たちの意見も十分考慮した上でやっていってほしいというように思います。

それで、地図混乱地域のお話は村内には今、村長の答弁の中で2か所ほど見受けられるという話があって、これ実際これから地籍調査をやる中で出てきたらということで、昭和63年から三十数年かけてもまだなかなか進まない地籍調査ですけれども、あと残りの、この前の農政課の説明ではあと1年で3地区くらいやっても30年ですか、くらいかかるというような説明を受けたような気がするんで、時間がかかってもやらなきゃいけないんですけど、なるべく税務の関係のこともありますので、早くきちんとしたものを出して、課税をしていくというようなこともとても大切だというふうに、村にとって大切だと思いますので、なるべく早くやっていただきたいと思います。

これは確かに、地図混乱地域というのは、私も大学時代にそういうのがあるよと言ったのは、例えば東京なんかを考えたときに、戦後のどさくさに紛れて空襲で焼けただれたところに、多分この辺りに俺の家があったよと言ってポンポンポンポンやってというのは、我々がこの前の六本木ヒルズですか、あそこの敷地11ヘクタールを造るときには400人の地権者が600筆の土地を、最終的には国が援助して4年でやったというんですが、膨大な時間とお金がかかってますので、こういうのはもしこれから村の中で2か所あるということですけど、それが対象になるときは、今の法律をうまく活用して、できるだけスピーディーに対応していただけたらというふうに思っ

ています。

それから、その上の農業振興地域の見直しが考えられるんですが、この課題は何ですかということでも今お聞きしたんですけども、一つは営農見込みのない遊休農地っていうのがあるんですが、その扱いはどうする予定でしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中農政課長。

農政課長（田中洋介君） 今、まさにそこを見直していきたいなと思っております。

先ほど村長が言いましたように、今、農業振興地域ですけども、今後、除外したほうがいい農地というのが出てきていますので、そこら辺を農政課としては今、そこら辺をどうやって見極めていくかというような選別作業をしているんですが、ただこれは許可するのが長野県になりまして、さっき答弁にもありましたように、国は食料自給率とかというようなことで、農地の総量を確保したいというような意向もありますので、そこら辺のバランスをどうするかというのは、これから県と歩みながら進めていきたいなと思っております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。太谷議員。

第7番（太谷修助君） それから、細かいことですけど去年の11月から農業委員会の皆さんと、担い手の皆さんなんかでも相談し合って、これから地域計画と目標地図作りにどうしたらいいかという、今も村長の答弁の中にありましたけど、回を重ねていろいろ議論されているという大変な思いをしてやられていると思うのですけれども、そういう中に所有者の農地使用料ですね、いわゆる小作料ですか、これなんかについても今、実際に営農されている皆さん大変な思いをしてやって、割り振りしてやってもらっていると思うんですけども、田中農政課長の答えの中にありましたけど、今、借り手と貸し手が逆転状態になっている。にわかに負荷をかけているものが逆になっちゃっていると。この辺りのことは、今後、この村の土地改良関係の中ではどのように考えていく予定でしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中農政課長。

農政課長（田中洋介君） 確かに昔と違いまして、今、貸し手と借り手というのは立場が逆転しているのかなと思っております。

よく話が出ますが、農地を借りるのはもう限界というような話もありますが、借りると草刈りというのがどうしても出てきて、それが負担になってしまうというようなことがあって、そこら辺をどうやって考えていくかというのが、今一番の課題かなと思っております。

お聞きしますと、契約を、草刈りやる場合とやらない場合とかというようなこともやっている担い手さんもいるようですので、どういうやり方が一番いいのかというのは、これから少し考えていく必要があるのかなというふうに思っております。一律に今、目安で出しているものですから、それを実際、貸し手と借り手の中で、話し合いで決めていただいているというような状況ですの

で、そこらについて目安というのをどうしていくかというのが少し課題かなと思っております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。太谷議員。

第7番（太谷修助君） 自分では体力がなくて、あれだけで申し訳ないけど作ってくんないかい。

先祖から預かっているものを草ぼうぼうにしておいちゃいけないから、何とかやってほしいという気持ちで、今度、営農者に与えたら今度、そこから外れたら俺もう知らねえっていうようなやり方をしている所有者たちも私はいるような気がするんで、そこはギブ・アンド・テイクでお互いに話し合って、例えば草刈りは1年で5回も6回もやれば大変だから、営農者の人たちにみんな、おんぶにだっこするんじゃなくて、自分も元々は自分の土地だから、そのうち1回は俺草刈り手伝うよっていう、そんなような話合いができる場をつくっていってもらえれば、少しでもお互いが両方歩み寄ってやっていくことが持続的につながっていくことだと思うので、そのあたりはぜひ会議の中でそういう発言をしていただければいいかなと思います。よろしくお願いします。

次に、農業振興地域の見直しで除外をしたほうがいいという面積が、今現在は何のくらいあるかということで、まだ数字は出ていませんけれども、仮に出たにしても、今、村長のお話の中にあって色分けをしていくものが、この前の資料でいただいた中に、農業振興地域内農地でも今後残していくべきというところ、それから農地ではないけれどもこれから編入したほうがよいというもの、それから農用地だけど除外したほうがいいという、この3つの方法でいくと相当な面積で、私は、数字は出しちゃいけないと思うのであれなんですけれども、例えばこの今回の黒豆沢の災害にあつたあのエリアから、ずっとオリンピック道路下に下げずと行きますと、かなりの広い量で、先ほど切久保議員の質問にも出てきたと思うんですけど、これを将来的には優良農地から外して、将来的に青地から白地にしてそれで転用して宅地にしていくというようなことは、これからの白馬村の今のインバウンド関係の方たちのあれからいくと、需要と供給のバランスで土地が足りない。だけどころこういうところにこういう土地があるなら、じゃあこういうものを積極的にでも、将来の白馬村にとって大事だからやっていきたいという部分もあろうかと思うんですが、ここのこともう一度どなたか、村長でも結構です。このことは将来的にどういうふうを考えていくか、ちょっとお考えを示していただけたらありがたいと思うんですけど。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 今回の一般質問のほかの議員の方の中にもありましたけれども、やはり住居がなかなか見つからないという問題の解決の一つとしてはあるのかなというふうに思います。

ただ、単に転用した場合には今度、投資が来る可能性もありますので、そうすると今度投資と住居とのバランスという問題も発生しますので、その辺りは住民の皆さんとしっかりと向き合う中で検討していきたいというふうに思います。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。太谷議員の質問時間は答弁も含め、あと5分45秒です。

第7番（太谷修助君） 分かりました。いずれにしても、土地を手放すというのは、本当に先祖伝来の土地を手放すということは、自分が農業を維持する能力がなくなってしまったから仕方ないといつてとるよりも、これをまた将来的に生かせる、この村にとって生きていくようなものに変えていったら、決して先人の先祖様たちは、決してお叱りはしないというふうに私も思っていますので、今せっかくこの白馬村が置かれている立場というのはとても大切な立場に置かれているエリアだと思いますので、引き続き、丸山村長の下で真摯に対応していただいているこれを継続していきながら、お互いに需要と供給のバランスを考えながら、村づくりを進めていただけたら嬉しいなというふうに思います。

以上で、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（太田伸子君） 質問がありませんので、第7番太谷修助議員の一般質問を終結いたします。
ただいまから午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時46分

再開 午後 1時00分

議長（太田伸子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

第2番増井春美議員の一般質問を許します。第2番増井春美議員。

第2番（増井春美君） 第2番増井春美です。それでは初めに、文化財の保存・活用については、全国的に総合的な計画の作成が進みつつあります。本村の青鬼地区は、国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されてから24年、今年度は信州大学の協力を得て保存計画の全面的な見直しが始まります。今後の文化財の保存、活用に期待しているところです。いずれにしろ、村と住民の将来ビジョンが大事だと思います。

それでは、通告に従い、文化財の保存・活用について質問させていただきます。

少子高齢化を伴う人口減少が進む中で、2018年の文化財保護法改正においては、地域社会が総がかりで文化財の継承に取り組む体制の構築や充実に向けて、指定登録文化財の保存・活用計画の認定制度が創設されるとともに、市町村が作成する文化財保存活用地域計画及び県が作成する文化財の保存活用大綱の認定制度が創設されました。

保存計画の中には、住民が親しみを持って文化財に接することができるよう、所有者や地域の視点を踏まえつつ、価値や特徴、保護の考え方を分かりやすくする工夫が求められています。文化財を支えているのは所有者や地域住民等の理解と善意です。

本村においては、白馬村文化財保護条例が4月1日から施行されました。また、白馬村教育振興基本計画、今年度から10か年計画ということで、その基本方針に基づき、先人が築いた有形・無形文化の継承が推進施策とされています。

そこで、本村の文化財の保存・活用について次のことを伺います。

1点目、本村の指定登録された有形・無形等の文化財はどのようなもので、どのくらいあるのか。また、文化財指定等の有無にかかわらず、地域づくりに活かしながら継承していくための考えがあるかを伺います。

2点目、白馬村観光地経営計画の重点施策で指摘された、村内各地区に散在している歴史や生活文化に関連する資源は未活用になっている。今後の観光活用に期待するとあります。現在の取組状況を伺います。

3点目、白馬村教育振興基本計画に、文化と自然環境を保護し、様々な場面で活用を進めるとあります。次の4項目の具体的な施策をお伺いします。

これは以前一般質問で質問いたしました。前村長のときだと思いますが、改めてその後どうされたか、どう改善されたかというのを質問させていただきます。

(1) 歴史民俗資料館・復元古民家の有効活用の状況をお聞きます。

(2) 重要伝統的建造物群保存地区の青鬼の保存活用の今後の計画、スケジュールをお聞きます。

(3) 山とスキーの総合資料館との連携をどのように進められるかをお聞きます。

(4) 地域の歴史・文化・自然に関する公民館講座や行事の実施状況をお聞きいたします。

以上です。

4点目として、文化財の保存・活用を進めるための庁内の横連携をどのようにされているかを伺います。

最後5点目、本村における文化財保存活用地域計画作成の見通しはどうか、伺います。

この文化財保存活用地域計画というのは、まだご存じない方が多いと思いますので、若干説明をします。

未指定を含めた有形・無形の文化財をまちづくりに活かしつつ、文化財の継承の担い手を確保し、地域社会総がかりで文化財を取り組んでいく体制づくり整備のための計画を言います。

文化財保護法第183条の3に基づく法定計画で、市町村が作成し、省庁会議を経て文化庁が認定します。

以上です。よろしくお願いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 増井議員からは、文化財の保存・活用について5項目の質問をいただきましたので、順次ご答弁いたします。

最初に、本村の指定登録された有形・無形等の文化財はどのようなもので、どのくらいあるか。また、文化財指定等の有無にかかわらず、地域づくりに活かしながら継承していくための考えはあるかとのご質問ですが、文化財は、有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物等に区分され、

民俗文化財も有形・無形に区分されます。

現在、本村において指定登録されている文化財は、国が指定する有形文化財として三日市場の神明社の神明社本殿・諏訪社本殿の1件、ニホンカモシカ・ライチョウなどの特別天然記念物、天然記念物が6件、県が指定する有形文化財として神明社の銅製御正体1件、天然記念物として八方尾根高山植物帯など15件が指定されています。

村指定文化財関係では、有形文化財として切久保の銅製鰐口、嶺方諏訪神社の絵馬など10件、無形文化財として青鬼神社の火揉みの神事1件、有形民俗文化財は、佐野坂西国三十三番観音石像など7件、名勝地は長谷寺庭園の1件、天然記念物として貞麟寺の枝垂れ桜、ギフチョウ・ヒメギフチョウなど18件、史跡は神城古墳群、大宮城址の2件で、国、県、村合わせて62件、これ以外に重要伝統的建造物保存地区1件、重要埋蔵文化財が1件あります。

これらを地域づくりに活かしながら継承していくための考えにつきましては、文化財は地域の生い立ちにおいて深く関わりを持っており、地域の歴史や文化を理解するために欠くことができないものであります。文化財指定の有無にかかわらず、地域においても継承していく大切なものが存在していると思いますが、それらが地域での営みや文化の発展の基礎をなしてきたことを考えると、まず前提として、文化財をしっかりと守り、次世代につないでいくことが最も重要であると考えられます。その中で、それぞれの文化財の持つ価値をしっかりと伝えていくことで、観光面などでさらなる活用の検討も進めてまいります。

2点目の歴史や生活文化に関する資源の観光活用取組状況についてですが、平成28年度に策定しました白馬村観光地経営計画では、後期の取組について、令和3年2月に開催された観光地経営会議で協議がなされており、この中で前期の評価が低かったものを優先実施するとして、歴史・文化・芸術資源の継承・活用が挙げられています。村としても、地域に存在する文化財を的確に捉えて把握し、文化財を総合的に保存・活用し、文化財保護と観光活用を進めるべきと認識しています。

村の歴史や生活文化の観光活用への具体的な取組内容であります。塩の道、親海湿原、落倉自然園等は、地区への委託料を支払い維持管理に努めています。これらは祭り等を介してその成り立ちや背景について、住民と観光客に認知され、観光活用がされているところです。

しかし、国指定の重要文化財である三日市場の神明社は、その概要等が村行政公式ホームページには記載していますが、建立の経緯等を詳しく知る村民は多くないと思いますし、観光への活用が行われていないのが実情です。

歴史や文化を活用した観光地づくりを実施している自治体が共通して行なっていることは、地域の文化財をめぐるための案内サインを整備し、文化財等を網羅したパンフレットやアプリと連携した統一デザインの案内に努めていることです。文化財を守り、後世に継承していくためには、その価値を分かりやすく伝え、文化財の価値を発信することが重要であり、まずは村民への歴史・文

化・芸術資源の認識を深めることを進め、観光活用につなげてまいりたいと考えています。

3点目は、4つのご質問をいただいています。

1つ目の歴史民俗資料館・復元古民家の有効活用の状況については、歴史民俗資料館・復元古民家ともに、現在白馬村振興公社の指定管理となっています。歴史民俗資料館は、見学することはできますが、有効活用をもっと進めていかなければならないと思っており、歴史民俗資料館にどんな物が展示されているか知っていただくために、文化祭においてテーマを決めて所蔵品を展示しました。

また、令和2年には、長野県立歴史館の秋季企画展に土器を出展したり、令和3年には長野県立歴史館との共催で、県立歴史館と白馬村歴史民俗資料館所蔵の土器などを展示する企画展を村民ホールで開催したりして、歴史民俗資料館の所蔵品の紹介に取り組んでまいりました。昨年は、長野市の八十二銀行本店ギャラリーにおいて、「塩の道歴史展」を開催し、村の資料館所蔵の関連品を展示しました。また、村の資料館内で土器等の収集品の整理作業を行ないやすくするためにスペースを確保し、貴重な資料の整理を進めています。

復元古民家については、公民館講座の会場として何回か活用しましたが、現在は7月から8月に開催している自然体験村の期間中に、絵手紙、染め物等のワークショップを開催したり、ヨガの会場として県内外の方々に利用いただいています。また、ゴールデンウィークや夏のシーズンにグリーンスポーツの森に訪れた方に古民家での休憩所としても利用いただいています。

2つ目の重要伝統的建造物群保存地区の保存と活用の今後の計画ですが、伝統的建造物群保存地区とは文化財の一種で、周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で、価値の高いものについて、外観上に認められる位置・規模・形態・意匠・色彩等の特徴を、その周囲の環境と合わせて保存することを目的に定められた制度であり、特に重要・価値の高いものについて重要伝統的建造物群保存地区として、全国で105市町村・127地区が選定されており、白馬村では平成12年12月に青鬼地区が重要伝統的建造物群保存地区に選定されています。今後の保存と活用についての計画としましては、選定の段階で策定された青鬼集落保存計画を今年度保存活用計画として見直しをするための作業を進めています。この見直しの中で、地域の方々の意見をしっかりと聞きながら、多くの魅力を持つ青鬼集落の活用とそのためのルールづくりを進めてまいります。

3つ目の山とスキーの総合資料館との連携をどう進めるのかですが、山とスキーの総合資料館は、山とスキーに関する企画展示室、図書館、民俗コーナーにおいて、山とスキーと共に暮らしてきた白馬村民の生活が大変よく分かるように資料が展示されています。村の資料館にはない貴重な資料が収集されていますが、例年、白馬北小学校の4年生が授業の一環で訪問し、郷土の学習の場ともなっています。

白馬村観光局のホームページでも紹介されておりますが、情報提供を進めるとともに、村の資料

館と合わせて回っていただくように、スタンプラリーなどの企画も関係者と検討していきたいと考えています。

4つ目の地域の歴史・文化・自然に関する公民館講座や行事の実施状況につきましては、公民館講座では、白馬の歴史や村内の石仏・古道・大樹・社寺などの民俗遺産を歩いてめぐり、郷土を知る講座として白馬山麓めぐりを開催しています。この講座は約70キロメートルを9つに分け、2年をかけて村内を1周します。実際に歩くことで、足裏から伝わる歴史を感じ取るとともに、歴史だけでなく草花や地形の成り立ちなども併せて学ぶことができます。山麓めぐりのガイドを務める講師の皆さんは、毎月1回の勉強会を重ね、ガイドとしてのスキルアップに取り組み、ここ3年は神城断層地震のことを学び、村内をめぐるなかで、神城断層地震のことも織りまぜながら説明をしています。

そのほか、里山を歩く里山道中や、白馬村以外の近隣の歴史にも触れる歴史紀行などを開講しており、多くの村民にご参加いただいています。

また、既に講座としては終了していますが、地域の歴史・文化・自然などを網羅した講座として、平成24年度から令和3年度までの間、田中欣一先生を講師に開催した「白馬の歩み」は、300ページを超える村誌の年表を使って、歴史、文化、災害、出来事など広い範囲を勉強した、中身の濃い講座であったと思います。

4点目の文化財の保存・活用を進めるための庁内連携ですが、先ほど答弁したとおり、文化財にとって最も重要なことは、保存し、次世代につないでいくことです。全庁でその価値をしっかりと共有し、保存する意識の共有が重要となります。また、活用に関しては、地域の歴史や文化、自然に関しての教育機会の創出、魅力を積極的に情報発信することでの観光振興などを進めてまいる考えであり、来年度策定予定の次期観光地経営計画にはそうした観点もこれまで以上に盛り込んで作成していきたいと考えております。

5点目の本村における文化財保存活用地域計画策定の見通しですが、文化財保存活用地域計画は、市町村の文化財の保存と活用に関する総合的な法定計画で、文化財保護行政の中長期方向性を示すマスタープランと短期に実施する具体的な事業を記載するアクションプランの両方の役割を担います。長野県内においては、松本市、上田市、千曲市、塩尻市で作成されています。地域内の文化財の保存・活用を総合的一括に進めていくためには重要な計画であると考えられますが、まずは今年度作成を進めています青鬼地区保存活用計画の策定を行ない、その中で総合的に推進していく必要性があると考えられた際に、教育委員会と連携して策定について検討してまいりたいと考えます。

以上、増井議員のご質問への答弁といたします。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。増井議員、質問はありませんか。増井議員。

第2番（増井春美君） 答弁ありがとうございました。村長の答弁と重複するところはちょっとあると思いますが、私の質問は、関係する生涯学習スポーツ課と、あとは農政課、あとは観光課、必

要であれば教育長のご答弁いただきたいと思います。

まず、一番上の有形文化財、無形文化財のところから始めさせていただきます。

まず、指定文化財の現状調査、確認はどのようにされているかを生涯学習スポーツ課の課長にお伺いいたします。お願いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。松澤生涯学習スポーツ課長。

生涯学習スポーツ課長（松澤宏和君） お答えします。

指定文化財の状況調査、それから確認をどのようにしているかということでございますけれども、調査確認を行っております白馬村、指定文化財の関係では、まず桜に関しては毎年4月に状況の確認を行っております。ギフチョウ、ヒメギフチョウに関しましては、白馬村ギフチョウ、ヒメギフチョウ保護監視員要綱というのがあるわけでありまして、監視員による保全活動を行っております。毎年5月に課員と合同パトロールを実施しているということでございます。

それから、サンショウウオの関係につきましては、毎年状況を確認しております。他の文化財、指定文化財については、個々に調査確認を行なっているわけではございません。39ある村の指定文化財があるわけでありまして、その全てにおいて行なっているわけではございませんけれども、先ほど村長の答弁にもありましたように、白馬山麓めぐりの講座において、コースの中にある指定文化財について状況を確認するというようなことも行なっております。

それから、国、県の指定文化財については、県の文化財指導委員のパトロールというものを毎年実施しているということでございます。

以上でございます。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。増井議員。

第2番（増井春美君） それでは、次の質問をさせていただきます。

同じ生涯学習スポーツ課ということで、現状調査の結果、今お聞きしたのは、桜は4月、ギフチョウ、サンショウウオ、その他やられているということなんですけれども、そういうやられた結果、保存状況に何か問題があるというようなことはお聞きになっているかどうか、お伺いいたします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。松澤生涯学習スポーツ課長。

生涯学習スポーツ課長（松澤宏和君） お答えします。

指定文化財の保存状況に問題があるものがないのか。把握しているかということでございますけれども、調査自体は先ほど申し上げましたように、全てはやっていないということでありまして、全部は、把握はしていないという現状であります。

しかしながら、問題があれば所有者のほうからそういった声もこちらのほうに、生涯学習スポーツ課のほうに来ると思いますので、そういう中では全部調査をやっていないくて、今把握しているものはないわけでありまして、よっぽど問題があるものがあれば、その所有者のほうからも声が届くというふうに認識をしているということでございます。

以上であります。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。増井議員。

第2番（増井春美君） パトロールその他で特に問題は今のところないということです。

次に質問をいたします。これは村長にお伺いいたします。

昨年、本村は国連世界観光紀行ベストツーリズムビレッジに認定されました。これは大変に一村民としましても誇りに思うところでございます。

村民の文化財への意識、価値づけが必ずしも高くないのではないかと私自身感じているところでございます。また、村は村民に対する文化財の価値づけ、意識づけ、そういうものが不十分ではないかとも感じております。村長の今現在の見解について答弁をお願いいたします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 先ほどの答弁にもあったんですけども、令和3年に行ないました白馬村観光地経営計画の評価の中で、歴史・文化・学術資源への継承・活用というところがやはり評価が低かったという事実があります。私も、こちらに関しては、一委員としても感じておりましたところでありまして、今後どういったことを取り組んでいかなくはいけないかというところを就任前から考えておりました。やはり、そういった文化的資源が十分に活用をされていかないと、なかなか入ってくるものもないので、保全だけしている場合には、なかなか村民のほうも出ていくものだけ出ていくけれども、なかなか実入りが無いというようなところで、言い方として、コストパフォーマンスという言い方をしているか分かりませんが、活用のほうがしっかりできないとなかなかその保全のほうにも興味が向いていかないという実態が、特に観光面であるのかなというところを感じておりましたので、しかしやはり、国連世界観光機関でも言うように、文化財こそが価値があるもので観光にも活用できるというように世界的にも評価をされておりますので、そういったところをぜひ村民にも知っていただきたいかったというところでベストツーリズムビレッジを活用したいなというところを非常に考えておりました。

加えて、この国連世界観光機関のベストツーリズムビレッジと同じように、日本版のほうの持続可能な観光ガイドラインもこれに準拠して作成されておりますので、今後策定する観光地経営計画は、この日本版持続可能な観光ガイドラインにのっとって作成していく必要があるというふうに観光庁からお達しがきておりますので、次期観光地経営計画にそういった部分をより強く盛り込んでいきたいというような思いから、先ほども答弁でお話ししましたように、そういった文化財等に長けている方にぜひ観光地経営会議のメンバーに入っていただきたいというふうに私のほうとしては思って、現在動いているところであります。

実際に入ることになりますと、また委員報酬というようなところがありますけれども、そこも含めて、今、観光庁の補助金等取れないかというところで取り組んでいるところでございます。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。増井議員。

第2番（増井春美君） 私自身も、せっかくこういうことを認定していただいたということで、村民は、文化財は何があるのかとか、先ほど説明していただきましたけれども、まず、意識的にはないんじゃないかと思います。そういう活動を、意識づけの活動も進めていっていただきたいと、村長もそのつもりでいらっしゃると思うんですけど、よろしくお願いいたします。

次の質問に移ります。少し細かい話になると思います。

本村の有形文化財には、絵画とか彫刻とか古文書、その古文書等の指定がないのですけれども、なぜかということですが、お答えできれば、松澤課長、お願いできますか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。松澤生涯学習スポーツ課長。

生涯学習スポーツ課長（松澤宏和君） お答えします。

絵画、彫刻、工芸品、古文書、指定がない。何でないのかというご質問でございますけれども、まず、文化財の指定については、教育委員会が文化財審議委員会に諮問をし、その答申を受けて指定を行なうというものでございます。

文化財のうち特に重要なものを文化財として指定し、保護してまいりますけれども、今申し上げたようなプロセスに従って指定をしてきて、たまたまといいますか、結果としてその絵画等が指定されていないということでもありますので、今後、指定が適当と思われるそういう文化財がある場合には、プロセスを経て指定されていくということになるということでございます。

以上でございます。

議長（太田伸子君） 横川教育長。

教育長（横川秀明君） 併せて答弁させていただきたいと思いますが、教育委員会からの答申の前に、まず所有者あるいは地域からの要請がないとなかなか審議会としても動けません。その辺はご理解していただきたいと思います。

それから、貴重な絵画、木彫についても、私も一昨年度まで担当しておりましたので、たくさんあることは知っておりますけれども、歴史的に見ますとそんなに古いものではなく、所有者がきちんと管理をしているというところで文化財の指定をしていないものもあります。いずれ所有者の要請、あるいは地域の要望に沿った形で、審議会で検討することはできると思いますが、白馬村の文化財審議委員会の中にもそれぞれの担当で専門家がおりますので、その辺は相談に乗ることができると思います。

以上でございます。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。増井議員。

第2番（増井春美君） 答弁ありがとうございました。

今回、2018年に文化財保護法というのが改正されて、大きく変わったわけです。今まで、文化財というものは遠い存在であったと思います、村民にとっては。しかし、今回は冒頭に私、話し

ましたとおり、住民が親しみを持って文化財に接することができるというふうに変ったんです。文化財保護法改正が。大きく変わりました。今、答弁をいただきますと、教育委員会としては、申請が上がればということの仕組み、まあそれは分かるんですけども、もっと文化財を住民に知っていただくことがもちろんなんですけれども、そういうのを行政と、教育委員会と住民と縮めるようなことをしていかなければいけないという法改正なんです。その辺をできれば認識していただきたいと思います。

今伺ったのは、教育委員会としては積極的に文化財も調査するとか、そういう体制ではないということで、申請が上がればというふうに理解いたしました。

それと、私は民間の団体で古文書調査をやっておるんです。先日もその関係で、須坂市が長野県で8番目に重要文化財に指定されたということで、大変あちらの生涯学習課の方が5、6人で案内をしていただいたんですけども、やっぱり誇りに思っているんです。大変なことなんです。重要文化財というものに指定されたということは。青鬼もそういうふうに皆さんやっていただきたいなというふうに思っているんですけども、先ほど私申しました古文書調査というのをやっています、今やっているのは、地区で言えば2か所、古文書を見せていただいて、私は読めるわけではないんですけども、目録をメンバーと作っているんですけども、そういうことがまちづくりに活かさないかなというふうに考えてやっているんですけども、そういうまちづくりということで、調査をやっているのですが、そういうこともまちづくりの一つではないかというふうに考えるのですけれども、村長のお考え、あればよろしくお願いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） まちづくりという観点からいいますと、やはり住民が豊かに暮らせるというところが1つポイントになるかと思えますけれども、その豊かさの指標としてやはり住民がそういった歴史や文化を大切に守って、それに価値を感じているという方がこの地域に誇りを持てる豊かさの指標の一つになると思いますし、また、地域教育という面においても非常に価値のあることだと思いますので、現在、その部分が十分かといったら、まだまだだというふうに私自身も感じますので、より積極的に取り組めるようにしていきたいというふうに考えております。

また、青鬼のお話、今出ましたけれども、今年ちょうどそのサミットが、長野県が主催になりまして、2週間前に行なわれたわけですけども、そこで各市長から出た意見としては、やっぱり各自治体、市長がもう少しそういったものへの価値にしっかりと興味を持って、毎年毎年そういった行事を行なっていくことが重要だというような結論が出ておりましたので、私もその考えに賛同するところがありますので、より取り組んでいけるように努力したいと思います。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。増井議員。

第2番（増井春美君） ありがとうございました。

次に、指定文化財というのはありますけれども、未指定の文化財で、保存活用に値すると教育委員会が考えられるようなものがあるのか。私自身、これが文化財に値するかどうか分かりませんけれども、最近、グリーンスポーツの復元古民家の前に、馬の親子があるのをご存じですか。新聞等にも出たりしましたけれども。あれは、子馬のほうは尻尾が切れて、そのままになっているんですけれども、ある新聞では穏やかな生活をして報告されていると。これは白馬村の一大イベント、昭和57年、1982年ですけれども、私も当時、ホテルにおりまして、有名な漫画家の方がチェックイン、フロントにいましたのでしたんですけれども、そのときに、白馬駅前に馬の親子がモニュメントとしてあったと。これがこのぐらいの時代で、将来に向けてこういうのが文化財なのかという議論もあるかと思いますが、白馬村の一大イベントです、これは。一流の漫画家の方が白馬村に来られて、日本旅行とJRとタッグを組んで、当時の横沢村長も、観光で生きるしかない、この村はというようなこともコメントされているんですけれども、村長、その辺はどうでしょうか。私は馬の親子が文化財というのもあれですけれども、そういうのもこれから30年、40年経つ中で考えていけばいいかなと。古いものばかりが文化財ということではないと思いますので、その辺のちょっとお考えをお聞かせください。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） その馬の親子に関してはつい先日もあの記事になったところだと思いますし、私も当時のことを鮮明に覚えておりますけれども、本当に村中が活気づいていて、夏でしたけれども毎日多くのお客さんにお越しいただいた記憶があります。

文化という言い方でいいますと、もちろん漫画というものの自体は文化だというふうに私も思いますし、ただそれに関して国のほうで何か伝建のようなお墨付きがあるかといったら、現在のところはありませので、ただその行なわれたということを白馬村としてしっかり歴史の中で価値づけるということはできるものだと思いますし、ちょっと同じ規模でまた同じ行事ができるかというとなかなか難しいとは思いますが、漫画王国を開催したという歴史の事実ということをしかりと価値づけて、またそこで使ったもの等を再び活用するということは考えられるというふうに思いますので、その辺りは観光局とも連携する中で、資源として使えるかといったところは考えていきたいと思ひますし、確か2年前だったと思ひますけれども、その当時の歴史を紐解いて解説していただくような会があったかと思ひますけれども、そこでも、ぜひまたあいつたものを開催したいというふうな話でしたけれども、開催はちょっとお金の面のこともありますけれども、開催といかずともそれを活かした活動ということは考えられると思ひますので、そういった取組についてはオールシーズンマウンテンリゾートを目指す白馬村としても一要素として考えていきたいというふうに思ひます。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。増井議員。

第2番（増井春美君） 馬の親子については、将来に向けてそういうものもいろいろ、文化財保護

法も変わったことですし、身近なものを将来に向けて残していくという考えがこれからまた必要じゃないかというふうに思います。

それでは、次の質問に参ります。松澤課長にお伺いいたします。

未指定の文化財、いろいろあると思いますが、デジタル化、DX化です。今後どのように進められるようなお考えか、お伺いいたします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。松澤生涯学習スポーツ課長。

生涯学習スポーツ課長（松澤宏和君） お答えします。

未指定の文化財で、保存活動に値するものがあるかということを含め、DXのこともご質問をされたかと思うんですけど、まず未指定の……。

第2番（増井春美君） DXの。

生涯学習スポーツ課長（松澤宏和君） はい。指定文化財、それから未指定文化財のDX化をどのように進めていくのかということでございますけれども、現在、文化財として残すためにその写真、それからリスト化というものを進めております。将来的には、アーカイブとして利用ができるように、現在はそのような段階になっていないんですけれども、そういった資料の整備ということを順次進めているということでございます。

以上であります。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。増井議員。

第2番（増井春美君） デジタル化につきましては、私もボランティアでそういう文化財の民俗資料館の写真撮りをしたりそういうことをしておりますので、その後どうなのかなというふうに、公開されるのかなというふうに思っていたんですけれども、これからほかのも含めていろいろデジタル化を進めていくということで理解いたしました。

それと、先ほど申しましたが、私、古文書の関係の調査をやっているんですけれども、目録を作っているわけです。その目録を教育委員会なり、データを——もちろん所有者のそれは理解があって進めることなんですけれども、今のところ理解を得たところで調査をしておりますが、その目録を作っているわけです。あるところは800点あるし、あるところは500点あるしと、そういう量のもので、各地域の、ここに白馬村に国道が出る前の図面とか、もちろん村のほうも公文書として取られているはと思いますけれども、そういうような貴重なものがあるわけです。そういうものデジタル化ということで、教育委員会のほうでそういう管理を今後お願いできるのかなというふうなことでいかがでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。横川教育長。

教育長（横川秀明君） 増井議員ご指摘のように、民俗資料館の資料については、デジタル化を今進めております。ほぼ写真は撮り終えましたので、公開をどうするかということが課題になっていると思います。全て文化財指定をしていないものですから、そういった貴重なものは歴史上もデ

デジタルで残していくことが大切だというふうに思います。

それから、古文書につきましては、10年前の神城断層地震、それ以来、県内外の方から、特に東山の文化を残す古文書がたくさんあると。嶺方地区を中心にありました。私も現物を見させていただきましたが、本当、所有者のご好意で現在も残っております。ただ、それを全部調べたり、もちろんデジタル化も含めて、これは大変時間のかかる作業でございます。松本大学の先生をはじめ様々な先生からお手伝いをいただきながら、サークル活動の方も含めて今やっている途中です。

教育委員会としても貴重な資料になり得ると思われまので、今後どうするか、文化財審議委員会等で検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。増井議員。

第2番（増井春美君） 時間も随分来ましたので、デジタル化につきましては分かりました。それを教育委員会で調べて撮るというのではなくて、民間の学識経験者ある中で調査したものを、要はデータとして管理する。収蔵庫が要るわけじゃありませんので、そういうことを積み重ねていければなというふうに考えております。

1番目の最後になりますけれども、青鬼のことは後でお話しいただければいいと思っておりますが、審議会、私、3月議会のときに出られなかったので、データを議事録としてお伺いしたんですけれども、防火対策のことを随分言われていて、どうなんだということをお聞きしているんですけれども、その審議会でのお話を、松澤課長、ちょっとお伺いいたします。防火対策お願いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。松澤生涯学習スポーツ課長。

生涯学習スポーツ課長（松澤宏和君） 伝建のこと、保存活用計画、本年度つくっておりますけれども、その中の重要な項目として防火対策という項目がございます。信州大学に委託をし、その保存活用計画を見直ししておるわけでありまして、先日、第1回の会議、それから地区におけるヒアリングとかを始めておりますけれども、項目としてその保存活用計画の中でしっかりと位置づけをし、見直しをしていくということで現在進めているということでございます。

以上であります。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。増井議員。

第2番（増井春美君） 時間も過ぎてきましたので、1点目の話はこれで終わりにしまして、2点目の白馬村観光地経営計画、これ観光課長にお伺いしたいんですけれども、1点だけ。

歴史文化という文化財の観光活用という面で、観光パンフレットとかホームページとか私も見ているんですけれども、なかなかそういうのが出てこないような気がしています。やられているとは思いますが、PRは現在どのような形でやられているのか。課長、代わったばかりで申し訳ないんですけれども、お伺いいたします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。鈴木観光課長。

観光課長（鈴木広章君） お答えします。

現在、歴史文化について、全て網羅したようなパンフレット、それから現在でのアプリ等、準備できていないのが現状でございます。これにつきましては、村長答弁にもありましたけれども、分かりやすく統一したデザインを持ったサイン、またパンフレット、アプリ等の整備をしているのが先進地の事例でございますので、これにつきましては、生涯学習スポーツ課のほうと連携しながら進めたいとは考えておりますけれども、現状、本年度も予算化はされておられません。という現状でございます。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。増井議員。

第2番（増井春美君） 観光PRの点では、文化財というのはやはり歴史文化のことをあまり白馬村から発信しているようには、私はちょっとあまり感じていませんでしたのでお伺いしました。

これから各課、特に生涯学習スポーツ課、農政課、そういうところと連携、この後、連携話を村長に答弁いただいたんですけれども、ぜひ連携をしていただいて、白馬の文化財というのはPRしていただきたいと思います。

時間ももうなくなってきましたので、3点目に移ります。まず、歴史民俗資料館、復元古民家の有効活用について、松澤課長。まずお伺いしたいんですけれども、一応お聞きしたいことをざっと言いますのでお願いします。

私は、この前グリーンスポーツの受付に行きましたら、4月の終わり頃ですから、連休前からそういう体制は取られていないと思うんですけれども、展示品の案内とか、入ったときに、案内が、まず民俗資料館案内、簡単な手書きでもなんでもいいと思うんですけれども、そういう案内もないし、アンケートを取るような形ではないし、そういうことを進めていただきたいなというふうに思っております。

それで、入場者のデータ、これはシーズン中データを取られるということなんですけれども、2年ほど前に私が質問したのは、あまりその辺のデータがなかったような記憶なんですけれども、その後変わったのかなというのもありますので、その辺はつかんでいらっしゃるならお答えいただきたい。取りあえずここまでお願いいたします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。松澤生涯学習スポーツ課長。

生涯学習スポーツ課長（松澤宏和君） お答えします。

まず、展示の案内につきましては、例えば、伝建の青鬼には、A4の裏表の案内というのがあるわけでありまして、同じような感じのプリントされた案内というのは歴史民俗資料館のほうには用意ができていないという状況でございます。

指定管理の振興公社のホームページがありまして、その中に歴史民俗資料館の案内というのは、少しでありますけれども、ございます。

それから、アンケートということでもありますけれども、現在アンケートは取っておりません。指定管理の仕様書の中にはアンケートを取るという項目があるわけなんですけれども、何年か前に取ったことがありますけれども、現在は取っていないというものであります。

毎年は取らなくても、今後のお客様の思っていること、そういったニーズをつかむためにもアンケートというのが必要だとは認識しておりますので、また、振興公社とも打合せをするような形でそういった対応もしていきたいというふうに思っております。

それから、歴民の入場者のデータ、以前のご質問でもご質問いただいた件でありますけれども、今年は入場者数を数えてございます。ゴールデンウィークが終わった後なんですけれども、今はその傾向をしっかりとつかむということでカウントするカウンターというんでしょうか、ああいったものの歴民の訪問者の数というのは把握をするようになったということでございます。

以上であります。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。増井議員の質問時間は、答弁も含めあと8分40秒です。質問はありませんか。増井議員。

第2番（増井春美君） それでは、急いでまいります。

松澤課長に2つほど。歴史民俗資料館のガイドはないわけですね。そういうガイドというのも古民家にはいろいろ、せっかくやられているんですから検討していただけないかということと、この後ちょっと話しますが、山とスキーの総合資料館、その連携のこともありますけれども、あちらに小学校4年生が学習で入っていると。村のこれだけ収蔵がされている中には、小学生が学習に入っていないと。寂しい思いがします、これは。ぜひ、案内がいればそういうこともできると思いますので、その辺のお考えをお聞かせください。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。松澤生涯学習スポーツ課長。

生涯学習スポーツ課長（松澤宏和君） 歴民のガイドというのは、現在おりません。振興公社のスタッフの人数的なところもあるわけなんですけれども、今後は検討していきたいというふうに思っております。

そう思うのは、今年初めて、実は青鬼の伝建で、田植えの時期に限ってそういったガイドを置ってみました。畦の管理の注意だとか、あといろいろ説明とかをして、かなりの手応えをつかみました。同じように歴民も、訪れる人が、ガイドを設けてもいるのかなというふうに思うところがありますけれども、そこも検討していきたいというふうに思っております。

以上であります。

議長（太田伸子君） 小学校、学校の利用。

生涯学習スポーツ課長（松澤宏和君） すみません。学校の利用といいますか、学校の訪問というんでしょうか。そういった関係でありますけれども、山とスキーのほうは小学生が行っているということでもありますけれども、歴民のほうは、以前、結局昔は小学生も訪問していたということでご

ざいます。そういったガイドさんを使つての説明というのもできるかと思いますので、そちらについても検討していきたいというふうに考えております。

以上であります。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。増井議員。

第2番（増井春美君） 時間もなくなりましたので、質問をしたいことも結構あるんですけども、飛ばします。

一番最後の、村長答弁もいただいたんですけども、5点目に、本村における文化財保存活用地域計画の作成の見通しはということで、いきなり何ですかという話だと思うんですけども、これは、私も須坂市に行ったのはお話ししましたが、これは大変長い名前なんですけれども、文献資料活用保存連絡協議会というのが長野県にありまして、長野県歴史館が事務局になっているんですけども、そこには、各地区の文書館もしくは教育委員会、そういうところが30ほど加盟して、大胆不敵にも白馬の歴史古文書研究会ということで5人のメンバーなんですけれども、そこに参加しているわけです。ぜひ、この文化財保存活用地域計画というのは恐らくこれから各自治体で格差がどんどん広がっていくと思います。今現在も、国の補助金を得ながらこの作成事業に取りかかっているところが、村でいいますと宮田村というのがあって、私、ホームページで見ますと、令和5年、6年、200万ほどの援助を得て作成作業に入っていると。大きいところはあまり比べられないんですけども、安曇野市とかそういうところがやっているんですが、村もやっていると。

白馬の文化のレベルはどうなんだと。ここで見せていただきたいと私は思っているんです。これ、この計画が、まず青鬼は計画で進められるんですけども、この計画は総合的に文化財の守るということになれば、ベストツーリズムビレッジを、仕組みをきちんと整えるようなものになるんじゃないかということで、本年度は無理ですけども、来年度、再来年度に向けてこういうことに入れば、やれば、より本格的なベストツーリズムビレッジという形で、できるんじゃないかというふうに思います。

時間がありませんので、この辺でやめたいと思うんですけども、先ほど言いました長い話は、歴史資料・文献資料保存活用連絡協議会、これ年間3,000円なんです。私も3,000円払っているんですけども、ぜひ教育長にお願いしたいんですけども、入っていただければ、そういうお付き合いは人脈ができますので、歴史館の笹本さんがやっていますので、もうご存じだと思いますので、その辺はぜひ入っていただいて、情報収集していただければと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（太田伸子君） 質問がありませんので、第2番増井春美議員の一般質問を終結いたします。

ただいまから5分間休憩といたします。

休憩 午後 1時58分

再開 午後 2時03分

議長（太田伸子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

第8番津滝俊幸議員の一般質問を許します。第8番津滝俊幸議員。

第8番（津滝俊幸君） 第8番津滝俊幸です。私も一般質問を始めて、多分、四十二、三回ぐらいになるんですかね、今日が。正確には数えていませんけども、そういうところでございます。

多分、その中で、今日初めてこういった質問をしていくというような形になるわけですが、まず初めに、私のところの話を少しさせてもらいますが、5月8日の日に白馬村で一番最初に田植えを始めまして、今日、一応田植えが終わったということで、おおむね一月かけて70ヘクタールほどの水田にお米の苗を植えさせていただきました。

非常にまだまだ終わってないところも担い手の中には残っているようでございますけども、ほぼほぼ白馬の田植えは終わったというような状況で、村長も申しましたが、残雪がいただいた山々と水田にその水面が映る美しい季節であります。このふるさと白馬の里山の景観というのは、やっぱり来る人の心を癒やすと。ツーリズムホスピタリティということになるんですかね、その一つかなというふうに思います。

この風景を守って、次の世代に伝えているというのは農業者であり、地域住民であります。そういった人たちに、改めて感謝をするということではありますが、今日の質問の中の一つにもあります私たちの先輩、いわゆる高齢者の生活のことに関わる質問、それから将来に残すべき風景や文化、先ほど同僚議員も聞いておりましたけども、そういったものについての村づくりへの展望について伺いをしていきたいというふうに思います。

まず、高齢者福祉計画についてであります。

第5次総合計画において、基本目標の4本柱の一つの安心してみんなが暮らせる村に基づき、計画期間が3年ごとに策定される高齢者福祉計画は、今年度より基本理念と目標も改められ、令和8年度までの新たな計画がスタートしました。

計画策定には高齢者福祉に係る団体や事業者、公募の委員などで構成された専門部会を設け、広く住民からも意見を聞くなど検討協議され、策定されました。

計画の趣旨にもありますが、少子化や核家族化などにより人口構造は大きく変化し、長寿社会となるこれから先、どのような高齢者を介護し支え合い、住み慣れた地域で尊厳を持って安心して暮らせるかが大きな課題です。

そこで、次のことについて伺います。

1、計画の基本理念や目標を住民に広く理解と協力を求めるとしてありますが、その方法について。
2、長生きをする人が増えれば認知症になる人も増えます。誰でもがなり得る病気の予防法並びに対策について。

3、介護保険料について。全国平均は6,225円、長野県平均は5,647円、北アルプス広域では末置きの5,800円であります。今後、高齢者が増えれば、介護者も増加し保険料もアップ

すると予想されますが、その見通しについての見解。

4、福祉サービスは人手とお金がかかるものです。介護の担い手や予算の確保についての対策について伺います。

5、地域包括ケアシステムの深化と推進とありますが、その深化とは何をどのようにしていくのか伺います。よろしくお願いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 津滝議員からは、高齢者福祉計画について5項目の質問をいただきましたので、順次、ご答弁いたします。

初めに、住民に広く理解と協力を求める方法についてですが、このたび策定しました高齢者福祉計画については、今年度からの3か年を計画期間としていますが、団塊ジュニア世代が65歳以上の高齢者になる、いわゆる介護ニーズが最も高くなることを見込まれる2040年という将来も見据えた計画になっています。つながり、支え合う、豊かな村づくりを基本理念に掲げ、住民の皆様の理解と協力をいただきながら施策を推進してまいりたいと考えています。

そのためには、村民の皆様に高齢者を取り巻く背景を十分理解していただき、これらを基に実施する具体的な施策について、周知に努めることが重要です。計画に掲げました基本理念や目指すべき姿を実現するために、あらゆる機会と広報媒体を積極的に活用していきたいと考えています。

新たな取組としましては、5月からケーブルテレビを活用した広報番組「ふくしガイドアットはくば」の制作に取り組んでいるところです。

2点目の誰でもがなり得る病気の予防法並びに対策はとのご質問ですが、認知症とは様々な脳の病気により、脳の神経細胞の働きが徐々に低下し、記憶や判断力などの認知機能が低下して社会生活に支障をきたした状態を言います。その原因となる病気は様々で、最も多いのはアルツハイマー型認知症で、長い年月をかけて脳にタンパク質がたまることで認知症をきたすと考えられています。

次に多いのが、血管性認知症です。脳梗塞や脳出血といった脳血管疾患によって、脳細胞に血液が行き届かないことにより認知症をきたします。糖尿病、高血圧、メタボリックシンドロームなど、生活習慣病は認知症とも深く関わっていますので、認知症を予防するためにはまずはこの生活習慣病を予防していくことが重要です。

また、運動習慣やバランスの取れた食事、社会活動や外出、人との交流などは、認知機能の低下を防ぐ効果があります。

さらに、物忘れなどの症状が認知症と診断される一歩手前の軽度認知障がい段階であれば、予防することで元に戻る可能性もありますので、物忘れ外来や認知症疾患医療センターなどを早期に受診し、きちんと診断を受け、介護予防事業に参加するなど、意識的に認知機能の低下防止に取り組むことが大切です。

令和5年度に作成した健康増進計画やデータヘルス計画と合わせながら、特定検診・高齢者検診

の受診率向上、生活習慣病の重症化予防、高齢者の健康づくりと介護予防事業の一体的な実施を重点的に進めていきたいと考えています。

3点目の介護保険料の見直しについてですが、介護保険料につきましては、北アルプス広域連合が介護保険の保険者として3年ごとに見直しを行なう介護保険事業計画によって、保険給付費や人口構成などの予測を踏まえ決定したものであります。被保険者数は減少傾向となりますが、要介護認定者数は団塊の世代の方の介護ニーズが大きくなる90歳に到達するまでの間、微増傾向と推計しています。

介護ニーズが増えれば、それを補うためにサービス基盤の充実も図る必要があります。広域連合では、介護保険料の著しい上昇を抑制するため、給付準備基金を活用して保険料の負担軽減を行なっています。3年ごとの計画見直しのたびに、給付費と年齢構成と利用者数の予測、給付準備基金の段階的な活用などによって、急激な負担増加とならないよう、健全な運営に努めてまいります。

4点目の、介護の担い手や予算の確保についての対策ですが、少子高齢化による人口の減少により、どの分野においても人手不足が課題となっていますが、福祉・介護分野におきましても深刻な課題となっています。

昨年度は、村内唯一の入院病床が夜勤対応できる看護師の確保ができず、休床状態となってしまいました。人手不足は他の事業所でも同様で、令和5年度に北アルプス広域連合が実施した介護人材確保等に係る事業所アンケートでは、従事者が大いに不足していると回答した事業所が、令和2年度と比べ、5.4%から11.3%と5.9%の増加、不足していると回答した事業所は、19.6%から31.3%と11.7%も増加するなど、状況は悪化しています。

福祉・介護分野における介護の担い手を確保するため、この4月1日から介護保険制度の改正が行われ、介護報酬が見直されました。今回の改定率はプラス1.59%で、そのうち0.98%を介護職員の処遇改善に、0.61%を各種サービスの基本報酬やほかの加算などに配分されています。

北アルプス広域連合では、生活支援サービス従業者等養成研修を実施し、地域における介護や生活支援の担い手育成を行なってまいります。白馬村の高齢者福祉サービスの予算としては、地域包括支援センターの運営費や介護予防事業等につきましては、介護保険料の一部を活用した地域支援事業の受託事業、保険事業としての高齢者の健康づくりと介護予防事業の一体的実施として、長野県後期高齢者医療連合からの受託事業、県の補助金、地方消費税交付金の一部を財源に充てて事業を実施しています。

最後に、地域包括ケアシステムの深化とは何をどのようにするかという質問についてですが、地域包括ケアシステムとは、本格的な高齢社会において高齢者が介護や支援が必要な状態になっても、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、地域全体で高齢者を支えるため保険、医療、福祉の関係者をはじめ、地域の各種団体や住民が連携し、介護、予防、医療、生活支援、住まいの5つのサービスを一体化して提供していく地域づくりのことです。

深化を進めるためには、地域で構築されたネットワークが充実していくことが重要です。

まず1つ目は、医療・介護等の関係機関が参集し、定期的を開催する地域ケア会議の充実です。最前線に対応されている関係機関との連携により、多様化していく高齢者ニーズを的確に把握し、必要な施策につなげるということです。

そして2つ目に、住民相互で支え合う環境の整備です。最近では65歳以上の高齢者といっても元気な方も大勢おられることから、支援が必要な方への支援の担い手として、高齢者自らも可能な範囲で協力をいただくというものです。そのための仕組みづくりが重要であると考えます。地域包括ケアシステムの深化・推進は、高齢者福祉計画の基本理念、つながり、支え合う、豊かな村づくりそのものであると言えるかと思います。

以上、津滝議員の1つ目のご質問に対する答弁といたします。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。津滝議員、質問はありませんか。津滝議員。

第8番（津滝俊幸君） 最初に言いましたけれども、四十数回、一般質問に立たせていただいて、高齢者の福祉について聞くというのは、私は今回初めてでありまして、多分、議員の中でも一番高齢者というか、福祉に一番遠いところの人間じゃないかなというふうに思っています。

ただ、私もこの3月に66歳になりまして、65歳以上が高齢者、国のくくりなのである意味仕方ないんですけども、そのことについても後ほど聞きますが、将来のことを、将来というのは自分の今後のことですね。そういったことも考えみるに、3月の議会において、この福祉計画ほか障がい者等々の計画も一緒にいただいたというようなことで、目をずっと通してみたというようなところであります。

それで、本当に素人が聞いていくような流れになるかと思いますが、そのところはお容赦願いたいということで、まずこの計画というのは、当然、高齢者のことに関わることが書いてあるんですけども、本当に誰が見ていく計画なのか、もっと言えば誰のためにつくった計画なのかということなんですけど、福祉課長よろしくお願いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。工藤健康福祉課長。

健康福祉課長（工藤弘美君） お答えします。

今、津滝議員のほうからご質問がありました白馬村高齢者福祉計画、誰のための計画なのかということについてですけども、高齢者福祉計画ということですので、高齢者ご自身に対してはもちろんでございますが、それだけではなく高齢者を支える全ての住民の方にも関係してくる計画となっておりますので、誰のための計画かと言われれば、高齢者のためのものではございますが、全ての住民のためにつくった計画という形になります。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。津滝議員。

第8番（津滝俊幸君） 課長がおっしゃられるとおりだと私も思っています。

今年、この計画に沿いながらシニアガイドブックというのをつくられて、さらに分かりやすく、こういう事業とか補助事業をやっていますよということ。先ほど、村長答弁にもありましたユーテレを使って、「ふくしガイドアットはくば」ですか。私もたまたまなんです。付けたらやっていたということがあって、小一時間ほど見させていただきました。全員が見ているかどうかは分からないんですけど、やはり高齢社会、白馬村の人口のうちの3割はそういう人たちに当然なるわけで、またそれを支える人たちというのも当然おられるわけで、当然私たちと同じぐらいの年代の50代、60代ぐらいの人たちになるかなと思いますけれども、そういう人たちがやはり一番関心のあることではないかなと。若い人たちにとっては、将来ということになるかなと思います。

やはりしっかりと広報をしていただいて、中身を分かりやすく説明していただきたいなと思うのですが、審議員の皆さんに聞いたところによりますと、計画策定全体では2回、高齢者福祉部会では1回、障がい福祉部会では2回という程度の審議会で、今回、この計画をつくられたというふうなことを聞きました。

こういったかなりスピード感を持って、かなりスピードが早いと思うんですけども、本当に民意を反映されたのかどうなのかというところなんですけれども、そちらはどうでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。工藤健康福祉課長。

健康福祉課長（工藤弘美君） 高齢者福祉計画策定に当たり、民意がどの程度反映されているかということについてでございますが、今回、高齢者福祉計画につきましては、社会福祉推進委員会という委員会を立ち上げまして、そちらのほうでその委員の皆様方に計画についての審議をしていただきました。

その中には、民生委員会の代表の方や医師会、議会の代表の方を中心として、ほかにも各介護保険の事業所の方、それからそれぞれの高齢者の老人クラブの代表の方とかにも入っていただく中で、意見集約をさせていただきました。

一般の方からの意見集約というのは、それぞれの委員さんが合わせて持ち寄っていただいたという形のほかに、この介護保険の計画を広域で策定する際に、高齢者のアンケートも一緒に行なっております。そのアンケートの内容についても一緒に含めながら、65歳以上の方全員に行なったアンケートではございませんが、広域の中の各市町村の中から抜粋をさせていただく中で、そのアンケートに答えていただいたその内容も含めて、この計画の中に盛り込んでおります。

そして、今回、私のほうもちろん委員会のほうに出させていただいたんですが、それぞれ委員さん積極的にご意見を出していただいて、回数は少なかったかもしれませんが、かなりご意見を積極的に出していただいているというふうには思っております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。津滝議員。

第8番（津滝俊幸君） アンケート調査をやられたということなんですけど、中身を見ていて、後

から送られてきたんですけど、北アルプス広域連合の第9回介護保険事業計画、この厚いやつですね。そのいわゆる概要版が先に来て、これが後から来たんですけど、中身を見ると介護保険事業のデータだとか、当然それは共有していくということは当たり前のことだと思います。当然、アンケートも白馬村独自でやったとは思んですけど、かなり内容的なものも似通っているという形で、こういう言い方をしては失礼な言い方になるかもしれないけど、広域のものをそのまますぽっと入れても同じじゃないかなみたいな。連携を取ったといえればそれまでなのかもしれないけども……。要するに言葉尻を少し変えて、白馬村バージョンをつくったのかなという感想を受けました。そのことについてはいかがですか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。工藤健康福祉課長。

健康福祉課長（工藤弘美君） 今回の白馬村高齢者福祉計画につきましては、北アルプス広域連合が策定している第9期の介護保険事業計画との統合性を図ることが基本的なベースにございますので、広域が策定した計画のほうで活用できるものにつきましては、白馬村の基礎データですとか、そういったものはかなり広域のものを活用させていただいた部分もございます。

ただ、実際の介護計画の実施の内容ですとか、そういったものにつきましては、評価またこれからの計画の方向性につきましては、白馬村独自の状況や特性なども踏まえて作成したものというふうに思っております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。津滝議員。

第8番（津滝俊幸君） 私の感想と、それから工藤課長ほか事務方につくっていったところのそういうことの違いということだと思うんですけど、それはこれを見た、先ほど言った関係する人たちがどのような感想を持つかどうかというのは別段の話だなというふうに思います。要は、これを実効性として、どれだけ担保していくことができるかどうかという話に最後になっていくかなと。

そして目標の1、2、3という……。4まであって、その中で健康寿命の延伸というのがあります。先ほどの村長答弁でも、65歳から要するにずっと上までが高齢者というような形になっているわけで、健康寿命が伸びていて、最近、国の経済諮問会議においても、5歳引き上げて70歳からに高齢者にしたらどうかという話なんですね。

実際、私も66歳で、70代の人と私と同じ高齢者福祉計画をかけられても、ちょっと違和感を感じるんですよね。例えば、70代の人すごい元気な人がいて、うちにも1人96歳の親がいますけど、めちゃくちゃここもしっかりしていますし、頭もしっかりしているんですけども、いわゆるこの計画をつくっていくときに、国に先んじて、特に白馬村なんか若い人が多いわけなんですけども、そこを見直すというような考え方はなかったんでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。工藤健康福祉課長。

健康福祉課長（工藤弘美君） 高齢者の対象年齢というところでございますけれども、この計画策

定当初、高齢者の65歳以上を高齢者という形にすることにつきましては、もう何年も前から村民の方からも、今、津滝議員さんがおっしゃったような、「私はまだ高齢者と言われる状況ではない」というようなお怒りをいただくことも、相談窓口の中ではあったことも事実ですし、より一層見た目的にも気持ち的にも、高齢者というふうに言われることが嬉しくない方も増えてきて、以前の何十年か前よりも、さらにその傾向は強まっているのかなというのが正直なところですよ。

ただ、実際に65歳以上ではなく、それを70歳、75歳に高齢者をしていくべきではないかというような議論については、やはり白馬村独自でできることではないのかなというふうにも思いますし、こういった計画をつくるに当たっても、介護保険の運営も広域的に実施しているところもございまして、どうしても県や国、広域との統合性というところもございまして、現時点においては、またこの高齢者福祉計画策定の中では、そういった年齢に関する議論は実際には行われておりません。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。津滝議員。

第8番（津滝俊幸君） 意見があったということで、それはそれで私だけじゃない、ほかの人たちもそういう認識があるんだということで、国ではこの5歳を当然引き上げて、年金の関係もあったり、それから統計調査ですか、それもあつてここら辺り全てを見直していかなきゃいけないということで、次の年度に向かってここら辺りを改定していくということのようであります。

また岸田首相も、俗に言うと、これは年金に関わることだと思うんですけど、「働ける高齢者」こういう言い方、変な言い方ですよ。年配の方もどんどん働いていただいて、地域に貢献していただきたいというような言い方もしています。

それで、私はこんなふうを考えるんですけども、同じ65歳からでもいいんですけど、例えば段階によって支援の仕方も変わってくると思うんですよ。

例えば、私と私の親ではもうやっぱり30歳くらい差があるので、当然、介護保険も使わなきゃいけなくなるし、通所とかそういうようなこともしなきゃいけなくなるし。でも70代の前半ぐらいの人たちは、まだそういうところに通わないし、中にはそういう病気を持った人なんかは、そういう話になるかもしれないですけど、多くはそうではないという。何かもう少しそのところをフレキシブルに考えていただければよかったかなということでもあります。ですから、一律に高齢者という形ですばっとそこに当てはめてしまうのは、今後、無理があるかなと。

そして、人生100歳時代というふうに言われていて、やっぱりもうみんな大体100歳くらいまで、最近、亡くなられる方の新聞なんか見ると、90代もつと言えは100歳くらいの人たちが圧倒的に多くて、70代、80代は若いなとかと、それ若いみたいな話にもなってしまうんですけども、失礼な言い方をすればですね。だから、やっぱり同じ高齢者という中じゃない考え方をぜひ持っていただきたいなというふうに思います。

そして、長寿命化ということの弊害でもう一つ起きるのが、先ほどいろんな病気の話で村長も答弁の中でしていただきましたが、やっぱりちょっと僕らも怖いなというふうに思っている認知症です。

この間、信毎御覧に多分なられたと思うんですけど、将来的に認知症がどれだけ増えるかということなんですけども、ショッキングで、2060年かなり先のことになるんですけども、最初出た645万人の人、約17.7%の人が認知症になるというふうに言われているんですよね。だから10人のうち2人ぐらいはもう認知症になると。この中でかなりの人がもう認知症になるというふうに思ってもらったほうがいいのかなと。

じゃあ、認知症にならないようにどうするかということは、それこそこの計画の中にいろいろ書かれていたり、それから先ほど言っていた地域包括ケアシステムですか、そういうようなところ。それから包括センターとかというようなところを使いながら、いろいろ対策を講じていくということとでありますし、シニアブックにもそういうこと書いてある。

白馬村でやられている認知症対策で、参加者はどのぐらいぐらいおられるんですかね。いろいろあると思うんですけど、一番これがメインでこのところに出てもらいたいみたいな、そういう答弁をいただくとありがたいです。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。工藤健康福祉課長。

健康福祉課長（工藤弘美君） 白馬村が、今、行なっております認知症施策について、ご説明申し上げます。

今、大きく分けると、認知症に対する白馬村地域包括支援センターで実施している事業の中には、一つは認知症になってしまった方に対するサポートという形で、相談会ですとか、認知症カフェという集まりがあります。

また、そうではなくてその認知症になった方、また認知症の方を介護する家族を地域ぐるみで支えていこう、認知症について理解していただける住民の方を増やしていくというサポーター養成講座とか啓発事業、その大きく分けて2種類があるかと思います。

どちらも欠かせないものではございますが、認知症カフェという認知症の方と家族の方、また認知症サポーター養成講座を卒業した認知症について関心のある地域住民の方がみんな集まって、認知症のことを勉強したりとか、認知症の方や家族の方から経験談をお聞きしたりとか、認知症の対応の仕方をお互いに相談し合ったりする場があるんですが、月に1回やっているんですが、それについては令和5年度で62名の方がご参加いただいております。

特に、私自身がこの認知症カフェがいいと思う白馬村のこのカフェの特徴というのは、認知症の方自身が出てきて自分の悩みをお話したり、それとかもう既に認知症の方は亡くなっていらっしゃるんですが、過去に介護したことがある家族の方が出てきて、今、介護している方のサポートをしてくれたりとか、そういったところが非常にありがたい集まりだなというふうに感じています。

それと、もう一方のサポーター養成講座でございますが、これは認知症に対する理解をしていたく方をできるだけ地域の中でたくさん増やしていこうという形なんです、こちらのほうは昨年度7回実施をさせていただきまして、合計で178名の方を養成する形となりました。

この中には、何々の会といったような地域のサークルの中でお話をさせていただいたり、あと小学生や中学生に対してもサポーター養成講座をやるのと同時に、あと、今、白馬村のほうでは、例えばAさんという方の周囲にいらっしゃる地域の方や親族の方とか、ご家族の方を交えた個別の認知症サポーター講座というのも、何ケースか開催をしております。そういった形で、少しずつ認知症を支える事業を展開しているという状況でございます。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。津滝議員。

第8番（津滝俊幸君） 意外に知らないことなので、たくさんの方とは言いながらも、全体からいえば本当にまだ僅かで、今後、増やしていただく施策をつくっていただければありがたいなと。興味のあるのは、やはり小学生、中学生がそういったところに参加しているというところなんですけど、5月15日の社説にもやはりこの認知症のことが、信毎ですけど書かれていまして、やはり家族の中にそういう人がいると、一番大変なのは家族で、誰かがずっと見ていかなきゃいけないというような形。この計画の中では、やっぱりそういう人たちであっても、自分の生まれた家、そこでもって人生を終わりたいというふうに、みんな思っている。

だから、やっぱり一番大変なのはそういう家族の人たちを周りの人たちもちゃんと考えて支えるという言葉が合っているかどうか分かりませんが、同僚議員なんかも子育てのことをずっと聞いていて、地域で教育長なんかも支えて子供たちは育っていくんだというような話をされていたけど、全くその高齢者向けバージョンということで、先ほど言うように認知症患者がどんどん増えていくということになりますから、そういった人たちを出さないようにするのが一番いいんですよね。出てしまったらそういった人たちは、やっぱり周りがちゃんと監視するという言い方もよくないですけども、支えるというようなことがやっぱりそういう社会になってほしいなというふうに私は思っています。

そのためには、やっぱり認知症というふうになる前の段階が結構大事だという話を聞いていて、薬では最近ではレカネマブという薬があって、結構、高いらしいです。これを飲むと、点滴で入るらしいんですが、認知症が和らぐということなんです、その前の段階で軽度認知症というのでよくある物忘れですよ。最近、私もあります。あれ、この鍵どこに置いてあったっけみたいな、書類もどこ行っちゃったっけなんてよくあるんですよ。これは認知症の前兆らしいです。ですから、多分ここにおられる方も結構そういうのがあったりなんかするんじゃないかなと。やっぱりそこから、結構、大事だと私は思っているんですね。

これも、私、知らなかったんですけど、白馬村の健康福祉課の保健師さんすごいたくさんいるん

ですよね。6人ぐらいいいますか、全部で。ぜひ保健師さんたちに頑張っていただいて、軽度の認知症の人たちにならないように、いろいろ施策を打っていただけないかなというふうに思うんですけど、これは村長どうですか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 保健師もそうなんですけれども、やはり介護予防というところの活動が、これはもしかしたら認知症に限らないかもしれませんが、認知症の原因として生活習慣病といったところが多く出ていますので、これの予防というところで言いますと、これまでも行なっている地域活動、様々なイベントとかスポーツ祭みたいなのもそうですけれども、そういったものを通じた介護予防ですとか、あと今年ウイング21のほうのいわゆるフィットネスルームというんですかね、あちらを何とか改修できないかというところで、今、進めていますので、そういったところで体を動かしていただくことによって、生活習慣病予防というところは行政としてもできることだと思いますので、取り組んでいきたいと思います。

保健師さんのほうに関しては、ちょっと私のほうからどうこと言うよりは、全体としてそういった活動に取り組んでいきたいというふうに思います。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。津滝議員。

第8番（津滝俊幸君） 今の啓発運動、それから先ほどのこの計画、広報誌等でもいろいろやるというような話もありました。当然、そういったものを使って、媒体を使ってやっていただくということなんですが、特養では「まんさく」というのを出しています。これですね。社協では「そ・ら・ら」ですかね。これはホームページでも見られるんですが、高齢者はほとんど、多分、見られない人がほとんどだと思いますので、紙ベースでやっぱりやると。その中にもう少し分かりやすく、そういったものを出していただくと同時に、安全安心な暮らしの推進委員ということで、ここら辺りは包括支援センターが少しプッシュしていただくということになると思うんですけれども、包括のことは後でまた聞きますが、最近でいうとこの特殊詐欺、大町でもちょっと800万ほどの特殊詐欺にかかったなんて新聞が、今日、載っていましたけど、成年後見人制度の内容だとか、認知症になったときにはこれ絶対必要な話になります。

そういった窓口も含めて、広報活動をもう少ししっかりおやりになられたらどうかなというふうに思うんですけど、課長どうでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。工藤健康福祉課長。

健康福祉課長（工藤弘美君） 地域包括支援センター、またその地域包括支援センターで実施している高齢者向けの業務について、広報活動をとということですが、今、実際には広報はくばのほうに、毎月、一応、地域包括支援センターのコーナーを設けさせていただいて、そちらのほうで少しずつ地域包括支援センターが実施していること、また地域包括支援センターはこういうことをしている

んだよということを広報させていただいているという形がございますし、一昨年ですかね、1枚もので地域包括支援センターとはというチラシを作成させていただいて、それを日頃の訪問活動でとか、相談があったときに随時お配りしながら、お渡ししているような状況です。

なかなか私もそうですが、いざ自分がその場に何か困り事が出てきてないと、なかなかそういった情報をつかみに行くということが難しい状況ではあるかと思いますが、それでもふとした瞬間に目を止めていただけるように、今、津滝議員さんがおっしゃっていただいた広報活動をもう少し積極的に、いろんな形でいろんな場所へやれていかれるといいかなというふうに思っております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。津滝議員、質問はありませんか。津滝議員。

第8番（津滝俊幸君） 最近、こういった話も聞きます。高齢者が自由に集える場所がないということで、前は岳の湯辺りに温泉じゃないですけどもお風呂に入りながら、談話をするというようなことがあって、そういう場所が、今、なくなってしまったと。各地区の公民館、もしくはそういった高齢者支え合いセンターみたいなのが、その代わりになるかなというふうに思うんですけども、ぜひそういうところを活用して、高齢者が集えるような仕組みというのを、積極的に包括を中心にお考えをいただきたいなというふうに思います。

私もこれから先、あと何年先かちょっと分かりませんが、地域や行政の政策に助けられながら、私自身の生活を豊かにしていきたいなと、ウェルビーイングな生活をしていきたいなと、そんなふうに思っています。よろしく願いしたいなと思います。

時間の関係がありますので、次の質問に移らせていただきます。

白馬村の経済動向と村づくりの展望についてということで、2023から24冬季シーズンの村内スキー場の利用者は、104万1,000人余りで、昨年対比120%増でありました。そのうちインバウンド利用者は約56万6,000人余りで、コロナ禍前を大きく上回る入り込みで、スキー場利用者の半分以上は外国人が占めている状況です。円安や株高など、国外のコロナ禍からの早い景気の立ち上がり、大きな要因と考えられます。

本村では、海外からの投資などにより、担い手のいない宿泊施設やリニューアルできない営業施設を中心に、不動産売買が旺盛だと聞いています。インバウンドによる村内の経済波及効果について、また外国人や県外の不動産業者が土地や建物所有をする状況について、将来の村づくりに向けてどのような展望を持っているか伺います。

1、白馬駅前を中心とした再開発について。

2、八方地区を中心とした宿泊施設の運営委託について。

3、村内各所における民宿やペンションに代わるシャレー事業、いわゆる貸し別荘ですね。これについての見解をお伺いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 2つ目の白馬村の経済動向と村づくりの展望について、3項目のご質問をいただきましたので、順次、ご答弁いたします。

1点目の白馬駅前を中心とした再開発のご質問ですが、ご質問にありますとおり、駅前では県外デベロッパーによる不動産の取得が進められておりまして、周辺住民の方からも心配の声が寄せられています。

開発事業者とは、現在は挨拶程度のやり取り行なっている状況ではありますが、今後、具体的な計画が進められていくに当たっては、まず法令遵守、特に村が定めている開発調整条例や景観計画等の規制をしっかり守っていただくことが大前提であるということを申し伝えてあります。

白馬駅前に限ったことではありませんが、村内では経済的な理由や後継者不足等から施設の更新や事業の継承がままならない事業者も多い中で、新たな投資によりイノベーションが進んでいくこと自体、私は否定するものではありません。

しかしながら、村の条例や計画にそぐわない開発とみられる場合には、毅然とした指導を行なっていくとともに、村中心部の活性化につながるような事業展開については、事業者側ともしっかりディスカッションをしながら進めてまいりたいと思います。

次に、2点目の八方地区を中心とした宿泊施設の運営委託ですが、八方地区に限らず宿泊事業者を取り巻く環境は昔とは変わってきており、その中でも後継者がいないなどの理由により、事業承継の難しさが課題となっています。

基本的には、事業者それぞれの判断によるのですが、この点、商工会や宿泊イノベーションチームによる事業承継の取組を通じた課題解決に、行政としても予算をつけています。

宿泊事業者の高齢化などにより、体力的に現在の労働が維持できない、または人材不足により労働力が確保できないという課題に対しては、泊食分離による食事提供の負担減や、フロント業務のデジタル化、システム化などによる予約受付や、煩雑な会計業務の負担減をするなどの方法があります。

しかしながら、そうした対応も難しい、もしくはしたくないといった場合には、所有と経営の分離による事業承継という方法が考えられます。これがいわゆる運営委託ということになりますが、売却した場合には、当該物件の所有そのものが変わりますので、もともとの所有者は基本的には事業に一切関わらなくなりますが、運営委託の場合は、貸主として所有権を維持し続けることとなりますので、地域コミュニティには残る可能性が高いですし、当該物件の一部や近隣に住んで一部事業に関わることもできる場合があります。

売却した場合には、近隣に住んでコミュニティに残ることも可能ですが、委託に比べると地域を離れるケースも多いという言い方になるかと思います。

村としては、家庭的な温かいおもてなしが白馬の価値であり大切にすべきものと捉え、まずは現在の事業をそのまま継続できるように観光振興にしっかりと取り組み、その上で事業の継続が難し

くなってきた事業者で、承継したい旨の意思のある方に対しては、事業承継の勉強会の開催、サポートを継続していくなどの取組が重要であると考えます。

また、売却に関してですが、白馬村はスキーブームを経験した歴史から、当時、多額の費用をかけて建て替えをした施設も多く、その後のブーム衰退により経営状況が悪化し、投資回収ができない例も多くありますが、インバウンドの受入れなどにより再び経営状態が改善している例もあることから、インバウンドの経済効果は、日本のスキーブーム衰退後の白馬村にとっては宿泊施設においても索道事業者にとっても非常に大きいと言えます。

そうした状況下でも、インバウンドの受入れができない場合や、受け入れてもそれ以上に多額の返済が必要な場合は、売却せざるを得ない、また業務委託等よりも売却をしたいといったようなケースもあり、この点については村の行政施策では対処に限界があります。

この場合に、売却した先や業務委託した先が村内に住所のある事業者でない場合には、法人税が村に入らないことも課題の一つと言えますが、その場合には国内企業の場合には、企業版ふるさと納税の活用などにより、白馬村への利益を還元していただくなどの手法が考えられ、これについては積極的に取り組んでいきたいと思っております。

3点目の、貸し別荘スタイルの宿泊施設が増えることについてですが、こちらも基本的には事業者の判断によるところですけれども、コロナ禍を経て、密にならないプライベート空間に滞在したいという需要や、家族や仲間だけで自由に施設を使いたいというニーズは高まっており、インバウンドにおいてもそうした施設を好む層も多くいらっしゃいます。ですので、顧客ニーズという観点で見た場合には、貸し別荘スタイルが多くあるということは、ニーズに合っているという言い方はできると思います。

しかし、食事の提供がないことやフロントがないといったことによる問題もあります。食事がない点につきましては、これまでも課題となっていた夕食難民の問題をさらに顕在化させる要因にもなっています。これは同時に、シャトルバスやタクシーの不足の問題にもつながることになります。また、フロントがない、もしくは離れた場所にあることなどから、トラブル時の対応や災害時等の対応においても、フロントスタッフが常にいる施設に比べて迅速な対応ができないということも言えると思います。

食事の問題については、これまでも広域の飲食を含むツアーの実施や、テーブルチェックによる予約システムの導入、またアクセスについても、ナイトデマンドタクシーの運行などを行なってきたところですが、こうした取組の今後のさらなる充実について、財源をどこに求めるかも含め、検討していくことが課題解決の一つと言えます。

一方で、冬にそうした需要が多く、キャパシティが足りない現状があることから、通年平均化して適正数の顧客の受入れを行なうことにより解決することが、行政の方向としては持続可能性の観点からより重要と考えます。そのため、グリーンシーズンの魅力化や国内外のプロモーション強

化は重要であり、ほかにも通年営業する飲食店を起業としようとする住民への支援として、現在、開催されている創業塾や白馬村起業支援事業補助金制度などを継続していくことも解決策の一つと言えます。

もう1点のトラブル時や災害時の対応課題については、これまでも一般質問でも何度か取り上げられていますが、マナー条例や防災アプリの周知、事業者による顧客管理の徹底などが重要であり、さらなる強化が必要であると言えます。

そのほか、一つ前の質問とも関係しますが、民宿やペンションよりも、こうした新しいシャレーのような宿泊施設のほうが高単価、高収益であることも多く、古くからの施設の収益性が低く経営難になる可能性があるといった問題も考えられ、それに対しては、事業再構築補助金等を活用した古い施設のリノベーションやホスピタリティ向上による高付加価値化などによる課題解決が方法として挙げられ、事業承継の勉強会などを通じて、そうした手法を学ぶ機会をつくることも行政としてできるサポートであると考えております。

以上、津滝議員のご質問への答弁とします。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。津滝議員の質問時間は、答弁も含めあと6分40秒です。質問はありませんか。津滝議員。

第8番（津滝俊幸君） この状況をよしとするか、悪しき状況とするかという判断だと思うんですけど、今の村長の答弁を聞いている限りでは、当然、ウェルカムな部分もあるけど、やっぱり規制もしちゃんとかけなきゃいけないだなという認識で私は聞いていました。

よくある話なんですけど、本当にぱっぱと答えていただくとありがたいんですけど、よく村民は第二のニセコ化になるんじゃないかという心配をしています。それから、これだけインバウンドに頼ってしまって、当然、途中で戦争や紛争、感染症はもう経験したのでお分かりだと思うんですけど、渡航ができなくなってしまったというようなとき、こういったときはどうしていくのかというところなんですけど、村長からお伺いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 第二のニセコ化という言葉に関しては、特に外資というところの話になってくるかと思いますが、この規制に関しては、もちろん優良な開発はウェルカムな部分もありますけれども、なかなか一自治体でできないことも多くあるというふうに思っております。法的な規制が必要だったりすること多いですので。

いずれにしても、地域にとってどういった開発が望ましいのか、そうでないのかといったところは、今、関連各課で整理をしておりますので、できる対策に関してはほぼ毎日のように検討しておりますので、また何かアップデートがありましたら、ご報告させていただきたいというふうに思っております。

また、インバウンドに頼りすぎているのではないかとこのところですが、先ほど答弁でも

申し上げましたとおり、スキーブームの頃は反対に日本のマーケットに頼りすぎていたので、そうした後に立ち行かなくなったという現実もありますので、これはインバウンドに頼りすぎているというよりかは、多くのマーケットをターゲットにすることがリスクヘッジの観点からは、いろいろあることが起きててもこっちがあるというところで重要であるというふうに思っていますので、インバウンドに頼りすぎることはしないほうがいいと思っていますけれども、国内も含め多くのマーケットを持っているということが重要であるというふうに考えております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。津滝議員。

第8番（津滝俊幸君） 村長にいろいろなところからいろいろなインタビューが、やっぱりインバウンドの皆さんがお見えになられるということであって、その中で民宿が本来価値ある価格をつけたところだと、ここをしっかりとやっていくべきだろうということが一つ。

それからもう一つは、地元の人が稼げるマーケットをつくれということをおっしゃっています。実際こういったことをやっていくことが、自ら一生懸命取り組んだベストツーリズムビレッジの認定だというふうに、私も思っているところなんですけれども、この2点は非常に大きいと思います。

やっぱり民宿の発祥の地、そして地元の人が稼げない村になってしまったら、やはり何のためにやっているかという話なんですけれども、そうならないために、村長どのようなされますか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） これは本当に難しい問題で、なかなかすぐこれという答えがないんですけれども、まずは、今、言ったように民宿こそが価値があるというところ。これは建物とかいうよりかは、民宿としてのおもてなしの精神こそが、大切なものだというところをしっかりと住民にも根づかせて、それこそがちゃんと価値のあるものでお金を取っていいんだよというところを内部にも外部にも知っていただいて、そうした取組をしているところが、しっかりとお金をいただけるような場所を醸成していくことが一つ重要であるというふうに思っております。

また先ほど来、外資等の話が出てきているんですけれども、やはり一定の規制というものは私も必要だなというふうに感じております。それに対してどういった規制がというところは、先ほどもお話ししましたように、なかなか一自治体でできること、できないところがありますので、しっかりと整理して、白馬村の住んでいる方たちがしっかりと稼いで、長くここで暮らしていけるような地域をつくり上げていきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。津滝議員の質問時間は、あと答弁も含めあと1分45秒です。質問はありませんか。津滝議員。

第8番（津滝俊幸君） 私も同感なところもちろんあります。これこそが、これから私たちが本当に取り組まなければいけないオールシーズンマウンテンリゾート、先ほども出ていましたが、そ

うということなのかなと。こういった新しい時代の変化、フェーズが変わったというふうに地域住民も大きく感じていると思います。

今までの固定観念を、やはり横に置いて、捨てろとは私は言いません。横に置いて、新たなところに向かっていく、そのかじ取りを、村長にしっかりやっていただきたいなというふうに思います。

私の最後の質問になりますけれども、そういう中で改めて心構えをお聞かせ願えればありがたいなと思います。

私の質問はそれで終わりにします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。あと50秒です。

村長（丸山俊郎君） 私自身もオリンピックブーム等を経験して、そういったこれまでの25年ぐらいになるのでしょうか。見る中で思うところがあり、今後、白馬村がどういった方向に進んでいくかというところで、今まさに自分がこの立場に立つてできることがあると思って、現在、この職に就いておりますので、しっかりと取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（太田伸子君） 質問時間が終了しましたので、第8番津滝俊幸議員の一般質問を終結いたします。

以上で、日程第1 一般質問を終結いたします。

これで、本定例会第3日目の議事日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。明日から6月13日までの間を休会とし、その間、定例会会期日程表のとおり、各委員会、議会全員協議会を行ない、6月14日午前10時から本会議を行ないたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 異議なしと認めます。よって、明日から6月13日までの間を休会とし、その間、定例会会期日程表のとおり、各委員会、議会全員協議会を行ない、6月14日午前10時から本会議を行なうことに決定いたしました。

これをもちまして、本日は散会といたします。ご苦勞さまでした。

散会 午後 3時04分

令和6年第2回白馬村議会定例会議事日程

令和6年6月14日（金）午前10時開議

（第4日目）

1. 開 議 宣 告

日程第 1 常任委員長報告並びに議案の採決

令和6年第2回白馬村議会定例会議事日程

令和6年6月14日（金）

（第4日目）

追 加 日 程

日程第 2 常任委員会の閉会中の所管事務調査について

日程第 3 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

日程第 4 議員派遣について

令和6年第2回白馬村議会定例会（第4日目）

1. 日 時 令和6年6月14日 午前10時より

2. 場 所 白馬村議会議場

3. 応招議員

第1番	丸 山 和 之	第7番	太 谷 修 助
第2番	増 井 春 美	第8番	津 滝 俊 幸
第3番	横 川 恒 夫	第9番	松 本 喜美人
第4番	切久保 達 也	第10番	加 藤 亮 輔
第5番	加 藤 ソフィー	第11番	丸 山 勇太郎
第6番	尾 川 耕	第12番	太 田 伸 子

4. 欠席議員

なし

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村 長	丸 山 俊 郎	副 村 長	吉 田 久 夫
教 育 長	横 川 秀 明	総 務 課 長	田 中 克 俊
税 務 課 長	太 田 雄 介	健康福祉課長	工 藤 弘 美
会計管理者会計室長	太 田 俊 祉	参事兼建設課長	矢 口 俊 樹
観 光 課 長	鈴 木 広 章	農 政 課 長	田 中 洋 介
上下水道課長	廣 瀬 昭 彦	住 民 課 長	堤 則 昭
参事兼教育課長	横 川 辰 彦	子育て支援課長	内 山 明 子
生涯学習スポーツ課長	松 澤 宏 和	総務課長補佐兼総務係長	長 澤 肇

6. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 下 川 浩 毅

7. 本日の日程

- 1) 常任委員長報告並びに議案の採決
- 2) 常任委員会の閉会中の所管事務調査について
- 3) 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について
- 4) 議員派遣について

開議 午前10時00分

1. 開議宣告

議長（太田伸子君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。

これより、令和6年第2回白馬村議会定例会第4日目の会議を開きます。

2. 議事日程の報告

議長（太田伸子君） 本日の議事日程は、お手元に配付してあります資料のとおりです。

△日程第1 常任委員長報告並びに議案の採決

議長（太田伸子君） 日程第1 常任委員長報告並びに議案の採決を行ないます。

それぞれ常任委員会に付託されました案件について、順次各委員長より審査結果の報告を求めます。

お諮りいたします。議案第36号 令和6年度白馬村一般会計補正予算（第1号）は、分割審査をしていただいておりますので、常任委員長報告が終了した後に、討論、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 異議なしと認めます。よって、議案第36号 令和6年度白馬村一般会計補正予算（第1号）は、常任委員長報告終了後に、討論、採決を行なうことに決定いたしました。

最初に、総務社会委員長より報告を求めます。第1番丸山和之総務社会委員長。

総務社会委員長（丸山和之君） 10日に開かれました総務社会委員会の審査等の報告をさせていただきます。

令和6年第2回白馬村議会定例会総務社会委員会審査報告。

本定例会において、総務社会委員会に付託された案件は、議案6件、陳情1件です。審査の概要と結果を報告します。

議案第32号 白馬村執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例について。

白馬村観光振興のための財源確保検討委員会の委員数の増員と、同検討委員会に部会を設置するためのもの。

質疑、意見に入りまして、事業者負担金検討部会は、事業者の負担金というように明示されているが、入湯税や観光税は検討しないと考えるべきなのかの問いに、例えばリフトに乗車した方から税を頂くような、いわゆる受益を受けるほうが負担する、あるいは税を払うといったことも含めて検討していく部会になっているとの答え。

メンバーについては、1人が3つの部会に入ることはあり得ない。新しく選出する15名の構成はの問いに、宿泊税検討部会については、各観光協会から選出するほか、宿泊施設関連団体から選出、推薦する形を考えている。登山協力金については、山小屋関係や白馬山案内人組合、行政関係

から環境省、中信森林管理署等を考えている。事業者負担金検討部会については、索道事業者や商工会、その他民間の業者を考えている。使いみちに関してはDMOが密接に関わってくるため、各部会に観光局から1名ずつ選出するとの答え。

事業者負担金検討部会は、他の部会とは名称のつけ方が異なる。県の検討の中でも宿泊者を納税義務者、事業者を特別徴収義務者とするだけでいいのかということは議論の中にあるので、みらい観光税は未来の形として、宿泊者だけでなく、日帰りも含め飲食、リフト、お土産などのあらゆる事業の中で徴収義務者とする方向を検討していく部会ということかの問いに、そのとおりで、3つの部会の検討していく内容は全く異なっており、特に事業者負担金はすぐにできるものではない。税として取るならば、時間がかかるため、整備や課題をしっかりとしていくとの答え。

三部会15人以内、最高45人だが、その中から何人かが上の財源検討委員会に入ってくるという考えかの問いに、その側面もあるが、8人のままの可能性もある。なるべく客観的で、皆様から上げてもらったという体制をとりたいとの答え。

部会は決定機関ではなく、あくまで意見徴収の機関と捉えている。全体を取りまとめていく財源検討委員会も含め、各部というのは何年以内ぐらいに答申して、何回ぐらい会議を開いていくのか。また、県との絡みはの問いに、回数、頻度、タイミングは各部会によって全く違う。宿泊税については今年度4回、そのほかは3回を検討している。宿泊税の部会は、県が条例化するに当たって、宿泊税を検討している市町村と協議を始められると思われるため、その協議に対応できないと有利にならないので、回数を多く、スピーディーに協議していく。県は12月議会に提出が想定されるため、合わせた動きができるように組み立てていく。その他部会については、他の自治体との兼ね合いも見ながら、ある程度分野を絞って整理、協議というところで、来年、具体的な検討をするぐらいが最終的な落としどころと想定しているとの答え。

討論はなく、採決したところ、議案第32号は、委員長を除く委員全員の賛成により、可決すべきものと決定しました。

議案第33号 白馬村税条例の一部を改正する条例について。

地方税法等の一部を改正する法律が、令和6年3月30日に公布されたことに伴い、所要の改正を行なうもの。

質疑、討論はなく、採決したところ、議案第33号は、委員長を除く委員全員の賛成により、可決すべきものと決定しました。

議案第34号 白馬村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。

児童福祉法第34条の16第2項の内閣府令で定める基準及び児童福祉法第45条第2項の内閣府令で定める基準が改正されたことに伴い、所要の改正を行なうもの。

質疑、意見に入りまして、来年はこの基準でしろま保育園の保育士の準備しなければならない

のかの問いに、基本的にはそうなるが、経過措置もあることから、できるだけそのようにしていくとの答え。

保育士不足の中、人材の確保は今から考える必要があるがの問いに、有資格者の掘り起こしや、幼児教育の資格を得ている大学等に訪問し、直接募集に回りたいと思っている。また、各市町村同じ悩みを抱えており、広域でどのような対応ができるか考えていくとの答え。

討論はなく、採決したところ、議案第34号は、委員長を除く委員全員の賛成により、可決すべきものと決定しました。

議案第35号 白馬村検診事業実施条例の一部を改正する条例について。

健康増進法及び健康増進法施行規則に基づく歯周疾患検診の対象者が20歳、30歳にも拡大されたことに伴い、所要の改正を行なうもの。

質疑、討論はなく、採決したところ、議案第35号は、委員長を除く委員全員の賛成により、可決すべきものと決定しました。

議案第36号 令和6年度白馬村一般会計補正予算（第1号）所管事項。

歳入歳出それぞれ1億6,120万7,000円を増額し、歳入歳出予算の予算総額を68億6,720万7,000円とするもの。

総務課関係。

企画一般事業592万8,000円の減額は、観光課への移管による公共交通計画策定支援業務委託料の減額によるもの。

質疑、意見に入りまして、公共交通計画策定補助金が減額となっているが、その理由はの問いに、この策定に当たっては、6年度に策定事業の調査費を国に申請して、最大上限額が2分の1となっているが、採択の結果4分の1採択となり、補助事業採択分の収入の減となったとの答え。

税務課関係。

税務総務事業56万9,000円の増額は、世界に誇る観光地を形成するためのDMO体制整備事業補助金を活用し、宿泊税検討部会の委員報酬等を計上したもの。

質疑、意見に入りまして、宿泊税検討部会が肝であり、仕組みづくりは大変だが事務局案的なもの提示していくのかの問いに、税の中核である税率や免税点等示す必要がある。全国で10団体が行なっているので、その事例を示しながら検討していくとの答え。

住民課関係。

塵芥処理事業の1,454万7,000円の増額は、ごみ処理量増加による北アルプス広域連合負担金によるもの。

質疑、意見に入りまして、全体的にごみの量が減少しているが、燃料代の高騰が影響しているのかの問いに、一般系は減っているが、観光客の増加もあり、事業系のごみ量が増加したことにより負担金が増えたとの答え。

外国人経営施設の増加が影響していると思われるので、英語での指導をしっかりとやっていただきたいの問いに、ごみ分別のユーチューブや来年導入するごみ分別アプリ等を英語対応にしていこうと、コンポストも実績があるので、これらを進めていくとの答え。

健康福祉課関係。

物価高騰対応重点交付金事業（新たな低所得者支援分）5,637万5,000円の増額は、新たに住民税非課税等となる世帯への給付によるもの。物価高騰対応重点交付金事業（定額減税補足給付分）6,450万円の増額は、定額減税調整給付によるもの。

質疑、意見はありませんでした。

子育て支援課関係。

住民税非課税世帯への給付金事業（こども加算分）667万5,000円の増額は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金によるもの。子育て支援施設建設事業44万円の増額は、施設建設予定地の土地購入による不動産鑑定委託料と調査等委託料。

質疑、意見に入りまして、子育て支援ルームから保育園までの木流川沿いは非常にいいところがあるので、大きく地図を広げてうまく開発していただきたいとの問いに、50年先も残るようなよい施設がよい場所にできるようにつくっていきたいと考えているとの答え。

意見としまして、基本設計は早めるべき。絵がなければ、開発許可申請や農転の申請ができない。また、乱開発される可能性もあることから、村が土地を取得し、今後文化施設や公共施設、若者のための宅地分譲等を考えてもらいたい。

各課の審査が終了し、全体的な討論はなく、議案第36号は委員長を除く委員全員の賛成により、可決すべきものと決定しました。

議案第37号 令和6年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）。

歳入歳出それぞれ142万8,000円を増額し、歳入歳出の予算額10億8,152万8,000円とするもの。

質疑、討論はなく、採決したところ、議案第37号は、委員長を除く委員全員の賛成により、可決すべきものと決定しました。

陳情第2号 地方自治体を「国の下部組織へ変容させる」ことにつながる「地方自治法の一部を改正する法律案」の廃案を求める意見書の提出を求める陳情。

提出者は、大町市美麻13992、北アルプス民主商工会、会長、種山博茂です。受理年月日は令和6年5月20日。

陳情内容は、2024年3月1日に国会に提出された「地方自治法の一部を改正する法律案」は、国と地方公共団体の関係を上下主従関係に変容させ、憲法の規定する地方自治の本旨を損なうものになり、また、安全に重大な影響を及ぼす事態の範囲は極めて曖昧、発生した場合だけではなく、発生するおそれがある場合も指示権の行使を可能としている等、恣意的な判断と安易な決定を経て、

地方公共団体の自治事務に対して指示がなされることが起こることから、法案に反対するもので、国に対して法案の廃案を求める意見書の提出を求める陳情です。

質疑、意見に入りまして、意見書の最後に、「廃案にすると求めます」とあるが、もう数週間で通過してしまうのに、この文言でよいのかの問いに、意見書の内容は変えることができるが、題名に「廃案を求める意見書の提出」とあるので、「廃案」を削ることはできないとの答え。

意見として、地方議会にも直接関係のある議案だから、一定の態度は示したほうがよいと考える。議論して最後に結論を持っていくほうがよい。

神城断層地震を経験して、やはり地方では限界がある。全て国が突発的に皆さんの意見を聞かずに権力を行使するとは言っていないので、廃案という文言になっているし、意見書としても納得できない部分もある。国が先頭を切って地方自治のために頑張ってやるんだということを表したと理解している。

討論に入りまして、自分たちの都合のいいように運用される危険があり、白馬村の住民の生活や健康を脅かすようなことをやれと国が言ったときにそれに従わなければならないような法律。そういう危険性があるものについて芽を摘むべきだと思うので、この陳情は採択すべき。

東日本や能登のような大規模災害が起こったとき、国が入ってもらわないと、どうしようもできない。よって、この陳情は不採択。

採決したところ、陳情第2号は、委員長を除く委員少数の賛成により、不採択すべきものと決定しました。

以上、総務社会委員会の審査等についての委員長報告といたします。

議長（太田伸子君） ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

議案第32号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第32号 白馬村執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

議長（太田伸子君） 挙手全員です。よって、議案第32号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第33号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第33号 白馬村税条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

議長（太田伸子君） 挙手全員です。よって、議案第33号は委員長報告のとおり可決されました。議案第34号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第34号 白馬村家庭的保育事業等の整備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

議長（太田伸子君） 挙手全員です。よって、議案第34号は委員長報告のとおり可決されました。議案第35号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第35号 白馬村検診事業実施条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

議長（太田伸子君） 挙手全員です。よって、議案第35号は委員長報告のとおり可決されました。議案第37号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。この採決は起立によって行ないます。本案に対する委員長報告は可決です。議案第37号 令和6年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長（太田伸子君） 起立全員です。よって、議案第37号は委員長報告のとおり可決されました。陳情第2号の討論に入ります。

まず、議案に賛成の方の発言を許可いたします。第10番加藤亮輔議員。

第10番（加藤亮輔君） 第10番加藤亮輔です。陳情第2号の地方自治体を「国の下部組織へ変容させる」ことにつながる「地方自治法の一部を改正する法律案」の廃案を求める意見書の提出を求める陳情の採択に賛成する討論を行ないます。

今回の地方自治法の改正は、政府が国民の安全に重大な影響を及ぼす事態、またそのおそれがあ

ると判断すれば、国が地方自治体に対して指示権を発動できることです。

地方自治は、さきの戦争の反省から、国との関係を上下・主従関係から対等・協力関係に改め、憲法92条が定めるところの住民自治と団体自治の規定を具現化し、地方自治の本旨に沿って地域の住民の命と暮らしを守る拠点でなければなりません。それを今回の改定は、政府大臣に指示権の行使を与えることで、地方自治体の自主性・自立性を奪うことになり、国からの指示待ちで動けなくなることも想定されます。

非常時は、国のリーダーシップより地元を熟知している現場の決断が重要との指摘もあります。確かに、大災害は、一自治体では対処できないケースもありますが、だからといって、国の権限を強化すれば解決するとは限りません。コロナ禍における安倍政権の全国一斉休校要請に象徴されるように、現場を知らない上からの一律の指示が混乱に拍車をかけることになりました。

能登半島地震の発災から6か月、依然上下水道が使えず、被災処理のできない地域がたくさんあります。待たれているのは国の指示ではなく、被災地の要請に応えることです。また、重大な影響を及ぼす事態の概念があまりにも抽象的で、時の内閣の恣意的な判断によって運用される危険性もあるなど、今回の地方自治法の一部改正には問題があります。

よって、廃案を求めるこの陳情書を採択することに賛成です。

以上です。

議長（太田伸子君） 他に討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。この陳情に対する委員長報告は不採択です。したがって、原案について採決いたします。陳情第2号 地方自治体を「国の下部組織へ変容させる」ことにつながる「地方自治法の一部を改正する法律案」の廃案を求める意見書の提出を求める陳情書の件は、原案のとおり採択とすることに賛成の方の挙手を求めます。

（少数挙手）

議長（太田伸子君） 挙手少数です。よって、陳情第2号は不採択とすることに決定いたしました。

続いて、産業経済委員長より報告を求めます。第4番切久保達也産業経済委員長。

産業経済委員長（切久保達也君） 令和6年度第2回白馬村議会定例会産業経済委員会審査報告をいたします。

本定例会において産業経済委員会に付託された案件は、1件です。審査の概要と結果を報告します。

議案第36号 令和6年度白馬村一般会計補正予算（第1号）所管事項。

農政課関係。

農業振興費127万円の増額の内訳は、水田麦・大豆産地生産性向上事業補助金

101万8,000円で、対象農業法人への播種機等農業機械購入に対する補助金によるものと、産地づくり対策負担金25万2,000円は、白馬村農業再生協議会を通じて、黒豆沢土砂災害により4名の被災農家に対する見舞金を計上するものです。

質疑、意見としまして、産地づくり対策事業負担金は、今までも災害で被災された方に対して見舞金という形で支払っていたのか、また金額の決め方や単価はの問いに、神城断層地震の際にも被災農家に対し、農業再生協議会を通じて支払いをした。金額は、他の自治体の事例を参考に、水稻は10アール当たり2万円、園芸は5万円で、面積に応じ支給するとの答えです。

水田麦・大豆産地生産性向上事業補助金とはどんな補助金か。また、農業法人を含め、何人が申請しているのかとの問いに、今回の補助金については国県の事業であるが、村を経由しての補助金となる。今回は面積要件などをクリアしている神城の農業法人1社が申請しているとの答え。

水稻ではなく高収益作物に切り替える割り振りをしているのかとの問いに、麦・大豆は高収益作物にはならない。転作は農業法人3社でやっており、例えば蕎麦ならば、3社で6ブロックのローテーションを組んで、面積を確保しながら作付けをしてもらっているとの答えです。

続いて、観光課関係。

観光総務費914万2,000円の増額は、デマンドタクシー運行事業の車両1台増加による運行委託料904万2,000円と消耗品費及び備品購入費の予算の組み換えによるチラシ制作等委託料55万8,000円によるものです。

観光宣伝振興費705万7,000円増額は、観光財源検討委員会の登山協力金検討部会委員の謝金5万7,000円やマナー条例等啓発動画作成委託料19万8,000円。国のオーバーツーリズムの未然防止・抑制による持続可能な観光推進事業補助金を活用したレストラン予約システム使用料336万6,000円や糸魚川市との連携によるバス運行事業の観光振興負担金等343万6,000円によるもの。公共交通費656万円増額は公共交通計画策定による地域公共交通会議負担金によるものです。

質疑、意見としまして、ドア・ツー・ドアについては、基準の明確化を早急にしてほしいとの問いに、ドア・ツー・ドアについては、健康福祉課や社協と話しながら進めていきたいが、明確な基準は必要となってくると思うので、取り組んでいきたいとの答えです。

アプリではドア・ツー・ドアの乗降場所が出てくるので確認することができるが、アプリを見る事ができない人はチラシに出ている乗降場所しか知らない。情報格差の是正はとの問いに、社会福祉協議会の電話予約を担当する職員に確認したが、4月当初は予約があった際、制度の説明から乗車場所の案内は丁寧に行っている。新規利用者の場合や自宅が分からないといった人の場合は、少し意見の聞き取りをしながら対応する必要があるので、時間がかかってしまうが、対応をお願いしているとの答えです。

1台増便することだが、1台を村民限定にするなどの考えはあるのかとの問いに、今回は村

民の足でもあり、旅客者の足でもある公共交通として運行を実施しているため、村民に限定はしない。また村民限定にすると別の形をとる必要がある。村民だけ別扱いがどこまで許されるのかは分からないが、法律の許される範囲内で改善していきたいとの答えです。

公共交通において、観光客の移動として考えたときに荷物やスキーを乗せることができるのか。特に冬は観光客の方全てにオープンにしまうと、公共交通として成り立たなくなってしまう心配があるのではとの問いに、タクシー事業者や路線バスの事業者との兼ね合いも考える必要がある。ので、できる限りは対応したいが、乗れない部分については、基本的に他の公共交通を利用していただきたいというような考え方になると思われるとの答えです。

村民と観光客を区別することはできないが、公共交通であれば村民と観光客との支払い方法を分けるなど工夫が必要ではないか。また、定期制を導入すれば一定の収入を見込むことができると思うがとの問いに、今、デマンドタクシーに乗車するとき、アプリ内決済を行なっているが、1回270円を1か月で2,000円のように金額設定する方法やオンライン決済など検討していきたい。また定期券のプランとして、1か月乗り放題や数か月乗り放題というものに関して、遅くも12月1日には合意できるかと思っている。整い次第、周知したいと考えているとの答えです。

レストラン予約システム使用料の補正内容を教えていただきたいとの問いに、令和5年度は30近くの店舗に導入してもらった。予約数がかなりあったため、今年度は新たに30店舗を募集するための予算であるとの答えです。

全体としての討論はなく、採決したところ、議案第36号委員会所管事項は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定いたしました。

以上、産業経済委員会の報告といたします。

議長（太田伸子君） ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑はありませんので、質疑を終結いたします。

常任委員会において分割審査をしていただきました議案第36号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。この採決は起立によって行ないます。議案第36号 令和6年度白馬村一般会計補正予算（第1号）は、常任委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（太田伸子君） 起立全員です。よって、議案第36号は委員長報告のとおり可決されました。

常任委員長より閉会中の所管事務調査についての申出、議会運営委員長より閉会中の所掌事務調査の申出があり、議長において受理いたしました。

よって、会議規則第22条の規定により、議事日程を変更し、審議いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 異議なしと認めます。よって、議事の日程を変更し、審議することに決定いたしました。

ただいまから、事務局より議事日程を配付いたします。

（資料配付）

議長（太田伸子君） 配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 配付漏れなしと認めます。

△日程第2 常任委員会の閉会中の所管事務調査について

議長（太田伸子君） 日程第2 常任委員会の閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

常任委員長から所管事務のうち、会議規則第75条の規定により、お手元に配付してあります所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りいたします。常任委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 異議なしと認めます。よって、常任委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

△日程第3 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

議長（太田伸子君） 日程第3 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査についてを議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付してあります議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りいたします。議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

△日程第4 議員派遣について

議長（太田伸子君） 日程第4 議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件については、お手元に配付してあります議員派遣の件の資料のとおり、議員を派遣することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 異議なしと認めます。よって、お手元の資料のとおり、議員を派遣することに決定いたしました。

以上で、今定例会に付された議事日程は、全て終了いたしました。

ここで、丸山村長より挨拶をしたい旨の申出がありましたので、これを許します。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 令和6年第2回白馬村議会定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、今月5日に開会し、本日まで10日間にわたり提出いたしました全ての案件につき原案のとおりお認めを頂き、厚く御礼申し上げます。

今定例会では、一般質問に11名という多くの議員の皆様が立たれ、幅広い分野におけるご質問を頂きました。いずれも今後の行財政運営にとって大変重要な事案であり、議員各位から頂きましたご意見、ご提言等につきましては、その対応に十分留意し、今後の村政運営に反映してまいりますので、議員の皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

さて、厚生労働省は、6月5日、2023年の人口動態統計を発表しました。これによりますと、1人の女性が生涯に産むとしたときの子供の推計人数を示す合計特殊出生率は、1947年以降、過去最低の1.20となり、8年連続で低下しました。人口が集中する東京都では0.99となり、全国で初めて1を割ったとのことです。長野県も例外ではなく、合計特殊出生率は1.34で、47都道府県では高いほうから16番目に位置しているものの、出生率の低下は4年連続で、2004年の1.42を0.08ポイント下回り、過去最低を更新したとのことです。

また、この日は、少子化対策を強化する改正子ども・子育て支援法などが、参議院本会議で可決・成立しました。改正法では、児童手当の所得制限を撤廃し、対象を18歳まで広げるのに加え、働いていなくても子供を保育園などに預けられることも誰でも通園制度の導入や、育児休業給付の拡充などが盛り込まれています。

一方、本村の状況ですが、昨年は5年ぶりに年間出生数が50人を超えました。国が公表する5年ごとの平均合計特殊出生率では、2013年から2017年が1.46、2018年から2022年が1.39と減少傾向にありましたが、村が独自に試算した令和5年度の合計特殊出生率は1.71となっており、人口規模からすると住民の転入出といった社会動態が数値に大きく影響を与える状況ではありますが、高い数値を示しております。少子化の背景には、経済的な不安定さや出会いの機会の減少、仕事と子育ての両立の難しさ、家事・育児の負担が依然として女性に偏っている状況、子育ての孤立感や負担感、子育てや教育にかかる費用負担など、個々人の結婚・妊娠・出産・子育ての希望の実現を阻む様々な要因が複雑に絡み合っております。

本村の子育て支援としましては、はくばっ子応援給付金の新設や、需要が高い未満児保育の拡充のほか、一時預かり保育では、生後6か月児からの受入れへの拡大、保育園に入園していないお子

さんを対象にした親子教室の開催、年齢に応じた発達応援教室の開催など、家庭の子育てを応援する事業への取組の強化を図っているところです。

今後も保護者の皆様が子育てを楽しみ、子供に惜しみない愛情を注ぎ、子供を育てる喜びや幸せを実感できるように、また、地域全体で未来への希望を共有し、子供を育ていけるように、さらなる支援の拡充に努めてまいります。

また、先行して整備します新たな子育て支援施設の建設に当たっては、議員の皆様から多くの貴重な意見を頂戴しました。親子で気軽に何回でも立ち寄りたくなるような子育て支援の象徴となる、明るく伸びやかで魅力的な施設を目指してまいりますので、引き続きご支援、ご協力をお願いいたします。

間もなく入梅となり、降雨による土砂災害等が心配される季節となります。住民の皆様におかれましては、防災情報メールの登録や防災ナビアプリをダウンロードいただくとともに、日ごろからの備えをくれぐれもよろしくお願い申し上げます。

梅雨が明けますと、にぎやかな夏シーズンを迎えます。昨年は、統計を取り始めて以降、125年間で最も暑かった日本の夏でしたが、今年はそれを上回る暑さになる可能性があるとの予想も出ております。

議員の皆様におかれましては、健康に十分ご留意をされ、村政発展のためご活躍されますことを祈念申し上げ、閉会に当たっての御礼の挨拶といたします。大変ありがとうございました。

議長（太田伸子君） これをもちまして、令和6年第2回白馬村議会定例会を閉会といたします。大変ご苦労さまでした。

閉会 午前10時49分

以上会議のてん末を記載し、地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和6年 6月14日

白馬村議会議長

白馬村議会議員

白馬村議会議員

白馬村議会議員